

## 平成 2 3 年 旭 市 議 会 第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

### 第 1 号 (6月23日)

|                                                           |   |
|-----------------------------------------------------------|---|
| 議事日程                                                      | 1 |
| 本日の会議に付した事件                                               | 1 |
| 出席議員                                                      | 1 |
| 欠席議員                                                      | 2 |
| 説明のため出席した者                                                | 2 |
| 事務局職員出席者                                                  | 3 |
| 開 会                                                       | 4 |
| 人事の紹介                                                     | 4 |
| 議長報告事項                                                    | 5 |
| 会議録署名議員の指名                                                | 5 |
| 会期の決定                                                     | 5 |
| 議案上程                                                      | 6 |
| 議案第 1 号 平成 2 3 年度旭市一般会計補正予算の議決について                        |   |
| 議案第 2 号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について                             |   |
| 議案第 3 号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて                       |   |
| 議案第 4 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                 |   |
| 議案第 5 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                 |   |
| 議案第 6 号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて                 |   |
| 議案第 7 号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                       |   |
| 議案第 8 号 専決処分の承認について (平成 2 2 年度旭市水道事業会計補正予算)               |   |
| 議案第 9 号 専決処分の承認について (平成 2 3 年度旭市一般会計補正予算)                 |   |
| 議案第 1 0 号 専決処分の承認について (平成 2 3 年度旭市水道事業会計補正予算)             |   |
| 議案第 1 1 号 専決処分の承認について (東日本大震災の被災者に対する市民税等の減免の特例に関する条例)    |   |
| 議案第 1 2 号 専決処分の承認について (東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例) |   |
| 議案第 1 3 号 専決処分の承認について (旭市税条例の一部を改正する条例)                   |   |

|                |                                         |     |
|----------------|-----------------------------------------|-----|
| 議案第 1 4 号      | 専決処分の承認について（旭市介護保険条例の一部を改正する条例）         |     |
| 議案第 1 5 号      | 専決処分の承認について（旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例） |     |
| 報告第 1 号        | 平成 2 2 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について           |     |
| 報告第 2 号        | 平成 2 2 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について           |     |
| 報告第 3 号        | 平成 2 2 年度旭市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について      |     |
| 報告第 4 号        | 平成 2 2 年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について           |     |
| 報告第 5 号        | 平成 2 2 年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について            |     |
| 報告第 6 号        | 旭市土地開発公社の事業経営状況について                     |     |
| 報告第 7 号        | 財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について                   |     |
| 報告第 8 号        | 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）                  |     |
| 提案理由の説明並びに政務報告 |                                         | 7   |
| 議案の補足説明及び報告の説明 |                                         | 1 8 |
| 散 会            |                                         | 4 4 |

## 第 2 号（6 月 2 7 日）

|                                                  |     |
|--------------------------------------------------|-----|
| 議事日程                                             | 4 5 |
| 本日の会議に付した事件                                      | 4 5 |
| 出席議員                                             | 4 5 |
| 欠席議員                                             | 4 6 |
| 説明のため出席した者                                       | 4 6 |
| 事務局職員出席者                                         | 4 6 |
| 開 議                                              | 4 7 |
| 議案質疑                                             | 4 7 |
| 議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号及び議案第 7 号直接審議（先議） | 5 7 |
| 常任委員会議案付託                                        | 5 8 |
| 常任委員会請願付託                                        | 5 9 |
| 常任委員会陳情付託                                        | 5 9 |
| 散 会                                              | 6 0 |

### 第 3 号 (6月29日)

|             |       |
|-------------|-------|
| 議事日程        | 6 1   |
| 本日の会議に付した事件 | 6 1   |
| 出席議員        | 6 1   |
| 欠席議員        | 6 1   |
| 説明のため出席した者  | 6 1   |
| 事務局職員出席者    | 6 2   |
| 開 議         | 6 3   |
| 一般質問        | 6 3   |
| 7 番 平 野 忠 作 | 6 3   |
| 1 番 大 塚 祐 司 | 8 1   |
| 9 番 林 七 巳   | 1 0 1 |
| 5 番 伊 藤 保   | 1 1 6 |
| 2 番 飯 嶋 正 利 | 1 2 9 |
| 散 会         | 1 4 4 |

### 第 4 号 (6月30日)

|               |       |
|---------------|-------|
| 議事日程          | 1 4 5 |
| 本日の会議に付した事件   | 1 4 5 |
| 出席議員          | 1 4 5 |
| 欠席議員          | 1 4 5 |
| 説明のため出席した者    | 1 4 5 |
| 事務局職員出席者      | 1 4 6 |
| 開 議           | 1 4 7 |
| 一般質問          | 1 4 7 |
| 6 番 島 田 和 雄   | 1 4 7 |
| 8 番 伊 藤 房 代   | 1 7 3 |
| 1 2 番 滑 川 公 英 | 1 8 6 |
| 1 5 番 木 内 欽 市 | 2 0 7 |
| 会議時間の延長       | 2 2 4 |

|             |     |
|-------------|-----|
| 16番 佐久間 茂 樹 | 224 |
| 散 会         | 245 |

#### 第 5 号 (7月1日)

|             |     |
|-------------|-----|
| 議事日程        | 247 |
| 本日の会議に付した事件 | 247 |
| 出席議員        | 247 |
| 欠席議員        | 247 |
| 説明のため出席した者  | 247 |
| 事務局職員出席者    | 248 |
| 開 議         | 249 |
| 一般質問        | 249 |
| 17番 日 下 昭 治 | 249 |
| 10番 向 後 悦 世 | 280 |
| 20番 高 橋 利 彦 | 301 |
| 会議時間の延長     | 326 |
| 4番 太 田 將 範  | 326 |
| 散 会         | 338 |

#### 第 6 号 (7月8日)

|             |     |
|-------------|-----|
| 議事日程        | 339 |
| 本日の会議に付した事件 | 339 |
| 出席議員        | 339 |
| 欠席議員        | 340 |
| 説明のため出席した者  | 340 |
| 事務局職員出席者    | 341 |
| 開 議         | 342 |
| 常任委員長報告     | 342 |
| 質疑、討論、採決    | 345 |
| 常任委員長請願報告   | 349 |

|                                            |       |
|--------------------------------------------|-------|
| 質疑、討論、採決                                   | 3 5 0 |
| 常任委員長陳情報告                                  | 3 5 1 |
| 質疑、討論、採決                                   | 3 5 2 |
| 発議案上程                                      | 3 5 4 |
| 発議第 1 号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について        |       |
| 発議第 2 号 国における平成 2 4 年度教育予算拡充に関する意見書の提出について |       |
| 提案理由の説明                                    | 3 5 4 |
| 質疑、討論、採決                                   | 3 5 6 |
| 旭市農業委員会委員の推薦                               | 3 5 7 |
| 事務報告                                       | 3 5 9 |
| 閉 会                                        | 3 6 0 |

## 平成23年旭市議会第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第1号）

平成23年6月23日（木曜日）午前10時開会

- 第 1 開 会
  - 第 2 人事の紹介
  - 第 3 議長報告事項
  - 第 4 会議録署名議員の指名
  - 第 5 会期の決定
  - 第 6 議案上程
  - 第 7 提案理由の説明並びに政務報告
  - 第 8 議案の補足説明及び報告の説明
- 

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 開 会
  - 日程第 2 人事の紹介
  - 日程第 3 議長報告事項
  - 日程第 4 会議録署名議員の指名
  - 日程第 5 会期の決定
  - 日程第 6 議案上程
  - 日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告
  - 日程第 8 議案の補足説明及び報告の説明
- 

### 出席議員（22名）

|     |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|
| 1 番 | 大 塚 祐 司 | 2 番  | 飯 嶋 正 利 |
| 3 番 | 宮 澤 芳 雄 | 4 番  | 太 田 將 範 |
| 5 番 | 伊 藤 保   | 6 番  | 島 田 和 雄 |
| 7 番 | 平 野 忠 作 | 8 番  | 伊 藤 房 代 |
| 9 番 | 林 七 巳   | 10 番 | 向 後 悦 世 |

1 1 番 景 山 岩三郎  
 1 3 番 嶋 田 哲 純  
 1 5 番 木 内 欽 市  
 1 7 番 日 下 昭 治  
 1 9 番 嶋 田 茂 樹  
 2 1 番 林 正一郎

1 2 番 滑 川 公 英  
 1 4 番 柴 田 徹 也  
 1 6 番 佐久間 茂 樹  
 1 8 番 林 俊 介  
 2 0 番 高 橋 利 彦  
 2 2 番 林 一 哉

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

|                                |         |                        |         |
|--------------------------------|---------|------------------------|---------|
| 市 長                            | 明 智 忠 直 | 副 市 長                  | 増 田 雅 男 |
| 教 育 長                          | 多 田 哲 雄 | 秘書広報課長                 | 伊 藤 浩   |
| 行 政 改 革<br>推 進 課 長             | 林 清 明   | 総 務 課 長                | 神 原 房 雄 |
| 企 画 政 策 課 長<br>兼 被 災 者 支 援 室 長 | 米 本 壽 一 | 財 政 課 長                | 加 瀬 正 彦 |
| 税 務 課 長                        | 佐 藤 一 則 | 市民生活課長                 | 斉 藤 馨   |
| 環 境 課 長                        | 浪 川 敏 夫 | 保険年金課長                 | 石 毛 健 一 |
| 健康管理課長                         | 高 山 重 幸 | 社会福祉課長                 | 渡 辺 輝 明 |
| 子 育 て 支 援 課 長                  | 林 芳 枝   | 高 齢 者 福 祉 課 長          | 石 井 繁   |
| 商 工 観 光 課 長<br>兼 国 民 宿 舎 支 配 人 | 横 山 秀 喜 | 農 水 産 課 長              | 堀 江 隆 夫 |
| 建 設 課 長                        | 北 村 豪 輔 | 都市整備課長                 | 伊 藤 恒 男 |
| 下 水 道 課 長                      | 増 田 富 雄 | 会 計 管 理 者              | 花 香 寛 源 |
| 消 防 長                          | 佐 藤 清 和 | 水 道 課 長                | 小長谷 博   |
| 病院事務部長                         | 渡 辺 清 一 | 病院経理課長                 | 鈴 木 清 武 |
| 庶 務 課 長                        | 加 瀬 寿 一 | 学校教育課長                 | 菅 谷 充 雅 |
| 生涯学習課長                         | 高 野 晃 雄 | 体育振興課長                 | 野 口 國 男 |
| 監 査 委 員 会 長<br>事 務 局 長         | 馬 淵 一 弘 | 農 業 委 員 会 長<br>事 務 局 長 | 加 瀬 恭 史 |

---

事務局職員出席者

事務局 長 堀 江 通 洋

事務局 次長 向 後 嘉 弘

---



開会 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ここで、会議を開会する前に、あらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

---

#### ◎日程第1 開 会

○議長（林 一哉） ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより平成23年旭市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎日程第2 人事の紹介

○議長（林 一哉） 日程第2、人事の紹介。

去る6月1日の異動による人事の紹介をいたします。

神原房雄総務課長。

米本壽一企画政策課長兼被災者支援室長。

佐藤一則税務課長。

伊藤浩秘書広報課長。

渡辺輝明社会福祉課長。

石毛健一保険年金課長。

石井繁高齢者福祉課長。

高山重幸健康管理課長。

斉藤馨市民生活課長。

馬淵一弘監査委員事務局長。

花香寛源会計管理者。

菅谷充雅学校教育課長。

横山秀喜商工観光課長兼国民宿舎支配人。

高野晃雄生涯学習課長。

野口國男体育振興課長。

増田富雄下水道課長。

加瀬恭史農業委員会事務局長。

なお、その他の異動並びに昇格については、過日お配りいたしました人事異動の文書によりご了承を願います。

---

### ◎日程第３ 議長報告事項

○議長（林 一哉） 日程第３、議長報告事項。

議長の報告事項を申し上げます。

お配りいたしました印刷物により、ご了承いただきたいと思います。

---

### ◎日程第４ 会議録署名議員の指名

○議長（林 一哉） 日程第４、会議録署名議員の指名。

会議録署名議員の指名を行います。

17番、日下昭治議員、18番、林俊介議員、以上の２議員を指名いたします。

---

### ◎日程第５ 会期の決定

○議長（林 一哉） 日程第５、会期の決定。

会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。本定例会の会期は、本日から７月８日までの16日間といたしたいと

思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から7月8日までの16日間と決しました。

なお、お配りいたしました日程表により会議の運営を図りたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。

---

○議長（林 一哉） 市長より送付を受けております議案は、議案第1号から議案第15号までの15議案と、報告第1号から報告第8号までの報告8件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

議案等説明のため、市長、副市長、教育長ほか関係課長等の出席を求めました。

---

### ◎日程第6 議案上程

○議長（林 一哉） 日程第6、議案上程。

議案第1号から議案第15号までの15議案と報告第1号から報告第8号までの報告8件を一括上程いたします。

議案第 1号 平成23年度旭市一般会計補正予算の議決について

議案第 2号 市の区域内の字の区域及び名称の変更について

議案第 3号 旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

議案第 4号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 5号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 6号 旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議案第 7号 旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第 8号 専決処分の承認について（平成22年度旭市水道事業会計補正予算）

- 議案第 9 号 専決処分の承認について（平成 23 年度旭市一般会計補正予算）
- 議案第 10 号 専決処分の承認について（平成 23 年度旭市水道事業会計補正予算）
- 議案第 11 号 専決処分の承認について（東日本大震災の被災者に対する市民税等の減免の特例に関する条例）
- 議案第 12 号 専決処分の承認について（東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例）
- 議案第 13 号 専決処分の承認について（旭市税条例の一部を改正する条例）
- 議案第 14 号 専決処分の承認について（旭市介護保険条例の一部を改正する条例）
- 議案第 15 号 専決処分の承認について（旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例）
- 報告第 1 号 平成 22 年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 2 号 平成 22 年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 報告第 3 号 平成 22 年度旭市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 報告第 4 号 平成 22 年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について
- 報告第 5 号 平成 22 年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について
- 報告第 6 号 旭市土地開発公社の事業経営状況について
- 報告第 7 号 財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について
- 報告第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定）

---

#### ◎日程第 7 提案理由の説明並びに政務報告

○議長（林 一哉） 日程第 7、提案理由の説明並びに政務報告。

提案理由の説明並びに政務報告を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） おはようございます。

本日、ここに平成23年旭市議会第2回定例会を招集し、当面する諸案件についてご審議を願うことといたしました。

はじめに、3月11日に発生した東日本大震災で被災された多くの市民の皆様方に対し、心

からお見舞いを申し上げます。

また、この間、広く市内外の個人、企業、団体の皆様方から心温まる義援金、義援物資をお寄せいただいておりますことにつきましても、改めて深く感謝申し上げますとともに、この御厚志を有効に活用させていただきたいと考えております。

このたびの震災における市内の被災状況等について、6月22日現在の概要をご報告いたします。

人的被害については、「死者」13名、「行方不明者」2名であります。

次に、住家の被害状況についてですが、全壊が334世帯、大規模半壊424世帯、半壊481世帯、一部損壊2,069世帯であります。

次に、震災発生以来、被災者の生活再建、災害廃棄物の処理、道路等のインフラ整備など、復旧、復興に向けた取り組みについて申し上げます。

応急仮設住宅については、飯岡ふれあいスポーツ公園と旭文化の杜公園に計200戸のプレハブ仮設住宅を建設するとともに、賃貸住宅の借上げと雇用促進住宅の供与により対応したところであり、6月22日現在、希望された全211世帯が、去る4月15日より順次、入居を開始したところであります。

次に、生活再建のための各種支援制度の状況について申し上げます。

本市単独の災害見舞金については、4月22日より順次振込を行っており、6月10日現在、2,767世帯に対して2億1,467万円を支給いたしました。

また、義援金については、第1次配分といたしまして国・県分を合わせて5月31日から配分し、6月10日現在、2,838世帯に対して、総額5億6,523万円を配分いたしました。このうち、市の義援金分については、2億853万円であります。

なお、住宅の応急修理については371件を実施し、また、被災者生活再建支援金につきましては697件を千葉県に申請しております。

このほか、災害援護資金貸付については、6月10日現在で32人、貸付総額6,062万円の申し込みがありました。

次に、震災により発生した災害廃棄物について申し上げます。

現在、市内6か所に約9万5,000トン集積されている状況にあります。これらの処理については、千葉県及び社団法人千葉県産業廃棄物協会の支援により、今年度中を目途に進めているところであります。また、処理期間中、近隣住民の皆様方には大変なご迷惑等をお掛けしないよう、関係機関と連携を図り鋭意努めてまいります。

次に、放射線量の検査について申し上げます。

東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故により、未だに先が見えない中、放射性物質の汚染が懸念されるため、放射線量を検査することといたしました。今月14日から毎週1回の割合で市内保育所、幼稚園、及び小・中学校など42地点において測定し、金曜日にホームページ上で公表しているところであります。

結果といたしましては、文部科学省が子どもの屋外活動を制限する目安と定める放射線量を下回っております。

次に、災害復興計画について申し上げます。

今後、旭市災害復興計画を策定し、一刻も早い被災者の生活再建を図るとともに、地域経済の再興、都市基盤の再生、災害に強い地域づくり等に対し震災前の水準にもどすだけでなく、この被災から立ち直り継続的发展を遂げていく必要があります。本市をより住みよいまちにするために、早期の復旧と創造的な復興を目指してまいります。

また、去る5月24日と6月13日に被災者復興意見交換会を開催いたしました。被災された海岸地域の区長さんを始め、商工会、観光協会、海匠漁業協同組合の代表者並びに有識者等の皆様方から、復旧・復興に向けたご意見やご提案などをいただいたところであり、旭市災害復興計画の策定に参考としたいと考えております。

なお、震災発生から3か月が経過し、応急的支援も整ったことから6月10日に旭市災害対策本部を廃止し、新たに、旭市災害復旧・復興本部を設置しました。

次に、今回提案いたしました各議案の提案理由についてご説明申し上げます。

議案第1号は、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,800万円を追加し、予算の総額を306億9,200万円とするものであります。

議案第2号は、市の区域内の字の区域及び名称の変更についてでありまして、経営体育成事業「富浦地区」の事業の完了に伴い、字の区域及び名称に変更が生じるため、議会の議決を求めるものであります。

議案第3号は、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現評価員の退任に伴い、後任の評価員を選任するに当たり、議会の同意を求めるものであります。私は、佐藤一則氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第4号から議案第6号までの3議案は、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでありまして、現委員の任期が本年8月18日をもって

満了となるため、後任の委員を選任するにあたり議会の同意を求めるものであります。私は、高根雅人氏、平野浩氏、嶋田一豊氏が適任であると考え、提案するものであります。

議案第7号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでありまして、現委員のうち1名の任期が本年8月18日をもって満了となるため、後任の委員を任命するにあたり、あらかじめ議会の同意を求めるものであります。私は、小倉和也氏が適任と考え、提案するものであります。

議案第8号から議案第14号までは、専決処分の承認についてでありまして、震災に起因する補正予算及び市税等の減免や納期限の延長等のための条例制定を行ったものであります。

議案第8号は、平成22年度旭市水道事業会計補正予算についてでありまして、収益的収入及び支出で、水道事業費用に8,200万円を増額し、その財源として企業債8,200万円の追加を行うものであります。

議案第9号は、平成23年度旭市一般会計補正予算についてでありまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32億1,400万円を追加し、予算の総額を300億6,400万円とするものであります。

議案第10号は、平成23年度旭市水道事業会計補正予算についてでありまして、収益的収入及び支出では、水道事業収益に1,770万9,000円を増額し、水道事業費用に1,200万円を増額するとともに、資本的収入及び支出では、資本的収入に1億3,008万円を増額し、資本的支出に1億3,016万1,000円を増額するものであります。

議案第11号は、東日本大震災の被災者に対する市民税等の減免の特例に関する条例についてでありまして、東日本大震災の被災者に対し、市民税、固定資産税及び都市計画税の減免を行うため制定したものであります。

議案第12号は、東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例についてでありまして、東日本大震災の被災者に対し、国民健康保険税の減免を行うため制定したものであります。

議案第13号は、旭市税条例の一部を改正する条例についてでありまして、東日本大震災の発生に伴い地方税法の一部を改正する法律が施行されたことにより、必要な措置を講ずるものであります。

議案第14号は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例についてでありまして、東日本大震災の発生に伴い介護保険料減免申請期限を延長させるため、必要な措置を講じるものであります。

議案第15号は、専決処分の承認についてでありまして、病床数の増加に伴い、旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正するものであります。

報告第1号は、平成22年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号は、平成22年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書について、報告第3号は、平成22年度旭市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第4号は、平成22年度旭市病院事業会計継続費繰越計算書について、報告第5号は、平成22年度旭市病院事業会計予算繰越計算書について、報告第6号は、旭市土地開発公社の事業経営状況について、報告第7号は、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について、報告第8号は、議会の指定した専決処分について、それぞれ報告するものであります。

次に、平成22年度の一般会計並びに各特別会計の執行結果について概要を申し上げます。

平成22年度の一般会計並びに各特別会計は、5月31日に出納を閉鎖し、現在、事務当局において決算作業を進めているところであります。

財政運営にあたっては、税収等の一般財源の確保、交付金や起債等の活用を図るとともに、経費の節減合理化に努めてまいりました。その結果、平成22年度の一般会計は、概算で歳入総額291億8,400万円、歳出総額265億6,500万円となり、翌年度に繰り越しになる財源を差し引いた実質収支額は13億2,300万円の黒字と見込まれるものであります。

また、その他の特別会計については、概ね順調な決算となる見込みであります。

次に、この機会に市政の近況についてご報告申し上げます。

はじめに、行政改革について申し上げます。

公共施設の見直しについては、5月頃までに決定することを目指して、活用方針の策定を進めてまいりました。しかし、見直し対象とした施設の中には、今回の震災で被災した施設もあることから、被害の状況を勘案し、できるだけ早く活用方針を決定したいと考えております。

次に、総合計画後期基本計画の策定について申し上げます。

「旭市総合計画」の前期基本計画は本年度で終了します。前期基本計画の進捗状況であります。各種交付金等有利な財源措置により、計画より早く完了した事業もあり、ほぼ順調に実施されています。

また、本年度に後期基本計画を策定します。策定に当たりましては、前期基本計画策定目標の達成状況等の検証を行い、市民アンケート結果等を踏まえ、旭市総合計画審議委員会に諮り策定してまいります。



次に、節電について申し上げます。

今後、予想されます夏期の電力需給対策については、本市は、6月20日からの東京電力株式会社のグループ分けによる計画停電からは回避されておりますが、庁舎内等の公共施設におきましては、クールビズの前倒し、ポロシャツの着用などにより節電に努めてまいります。

次に、地域安全について申し上げます。

本年度より、新たな取り組みとして地域の方々の安全・安心、犯罪のないまちづくりを目指し、毎年7月1日を旭市防犯デー、7月1日から7日までの1週間を旭市防犯週間と定め、各種団体の協力を得て、様々な取り組みをしてまいりたいと考えております。本年は7月1日に第1回旭市防犯講演会を、総合体育館サブアリーナにおいて開催する予定であります。

次に、子育て支援について申し上げます。

震災により被災した日の出保育所の災害復旧工事については、6月7日に実施設計業務の入札を行い、委託業者が決定いたしましたので、早期復旧を目指して進めてまいります。

また、子育て支援体制の強化を図るため、第三保育所に設置していた子育て支援センターを、つどいの広場と同じ南分館に移転いたしました。

今後は、つどいの広場と連携して子育て相談や講習会、サークル支援などを実施してまいります。

次に、学校教育について申し上げます。

子どもたちの健やかな成長と学力の向上を願い、子どもたちの「思考力」や「表現力」を高める授業づくりを推進します。

本年度は、子どもたちの理科離れに対応するための理科指導力向上研修会、小学校に新たに開設された外国語活動の研修会も実施し、教職員一人ひとりの指導力の向上に努めてまいります。

また、特別に支援を要する児童生徒のための支援員及び個に応じたきめ細かな指導を行うための補助員、さらに、英語教育の充実、国際理解教育の推進を図るための英語補助員等合わせて17名を市の単独事業として配置しております。特に本年度は、小学校の外国語活動が本格実施となったことから、市内小学校全校に英語補助員を配置したところであります。

次に、沖縄交流事業について申し上げます。

7月27日から29日までの3日間、市内3小学校から20名が沖縄県中城村を訪問する予定であります。昨年度で市内15校全ての学校が交流事業に参加することができました。本事業を通じ、児童相互の友好関係を深めるとともに、子どもたちがより広い視野を持てることを期

待しております。

次に、学校給食について申し上げます。

震災により学校給食センターにおいても、多大な被害を受けた状況であります。

その中でも、第二学校給食センターの被害が大きく復旧が難しいことから、現在、第一学校給食センターと第三学校給食センターにおいて、市内20校に学校給食を提供しているところであります。

次に、義務教育施設の整備について申し上げます。

中央小学校北校舎改築事業は3月末で完了し、4月入学の新1年生から3年生が快適な環境の下、学習に励んでおります。

矢指小学校改築事業は、本年8月の完成を目指し工事を進めておりましたが、3月11日の本震及び度重なる余震の影響等により、1か月ほど完成が遅れる見込みであります。

第一中学校屋内運動場改築事業は、本日、県の完成検査を受けており、数日のうちに授業や部活動での使用が可能となります。

飯岡中学校改築事業は、環境と地域の防災拠点としての機能をコンセプトに基本設計が完了し、本年度は実施設計を進めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

海上公民館等の社会教育施設は、震災の影響で5月末まで活動を自粛しておりましたが、6月より正常化に向け、講座等の募集を開始いたしました。

次に、文化振興について申し上げます。

市民参加型事業として7月31日に「旭市民音楽祭」、9月25日に「あさひのまつり」の開催を予定しており、6月の広報紙等で募集のお知らせを行ったところであります。

今後も市民の自主的な文化活動について支援しながら、幅広い文化事業を展開してまいります。

次に、体育振興について申し上げます。

本市において5月に予定されておりました「第56回千葉県東部五市体育大会」は、震災のため来年度に順延することになりました。6月5日には、400名が集い開催された「市民スポーツのつどい」では、子どもから高齢者まで伸び伸びとした躍動感あふれる姿を見ることができました。

「復興はスポーツから」を合い言葉に、今後も計画していたスポーツ大会は、一部を除いて予定どおり開催するとともに、被災した体育施設の復旧を急ぎ、市民のスポーツ環境を整

えてまいります。

次に、農業について申し上げます。

震災による農業施設への被害、更には原子力発電所事故による野菜の出荷制限、加えて風評被害により大幅な収入減となった農業者を救済するため、4月から各種の資金融資の受付を開始し、併せて国・県・市が利子補給することで、農業者がこの危機を乗り越えるための支援をしてまいりました。

また、これら大きな打撃を受けた本市の農業を元気づけるため、5月30日には、有楽町駅前で森田千葉県知事とともに旭市の野菜のトップセールスをしてまいりました。

更に6月15日には東京ドームにおいて、飯岡タカミメロンのPRを生産者とともに実施し、試合開始前にグラント内において、読売巨人軍、千葉ロッテの両軍選手に贈呈するとともに、球場内での直売等を行う機会に恵まれ、ドーム内の約4万人の観衆の前で旭市農業のPRを行ってまいりました。

今後も、さまざまな機会を活用し、幅広いPR活動を続けてまいります。

なお、原発事故による損害賠償問題については、すでに請求の手続きが始まっておりますが、国の動向を注視しながら、風評被害を含めすべての農業者が救済されるよう、県やJA等出荷団体と連携を図り対応してまいります。

次に、水田農業について申し上げます。

今年度から本格実施となった「農業者戸別所得補償制度」を推進し、現在、申請者の取りまとめをしております。また、飼料用米の取組みは、現在170ヘクタールの申込みがあり、昨年に比べ約46ヘクタールの増となります。

また、津波の海水流入による水田の塩害については、農家の懸命な努力により復旧が進んでおりますが、現時点で作付けができない水田は約2.2ヘクタールとなっております。

今後も復旧に向け、地元土地改良区など関係機関と連携して農家の支援に取り組んでまいります。

次に、農業推進事業について申し上げます。

5月3日、4日の2日間に渡り「幽学の里で米作り交流事業」の田植えが行われ、延べ422名の方々が本市を訪れました。

都市との交流を目的として回を重ねてまいりました本事業の果たす役割を再認識するとともに、交流団体との絆が今後一層深まることを期待するものであります。

次に、畜産関係について申し上げます。

震災直後の3月13日、千葉市若葉区において高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されましたので、本市においては直ちに養鶏等の関係農家へ飼養衛生管理、消毒の徹底を周知するため消石灰や消毒液等の配布を行いました。

今後も関係機関と連携を密に図り、法定伝染病等から本市の畜産業を守るために防疫体制を整えてまいります。

次に、土地改良事業について申し上げます。

飯岡西部地区の基盤整備については、県営事業として海匠農業事務所が事業主体となり事業実施されていますが、拠点となる工区事務所が地区内に設置され、今後、地区界確認・測量に入り、年内には換地原案を確定し、年明けには、区画整理工事を一部着手する予定であり、市としても地元工区、県事務所と連携を図り事業を推進してまいります。

次に、水産業について申し上げます。

震災により飯岡漁港の施設や船舶に大きな被害を受け、現在、復旧に向けて、国等の支援を受け各種工事を進めております。

今後も、県並びに海匠漁業協同組合と連携して、復旧・復興に全力を尽くしてまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続く中で、震災にみまわれ、全体的に消費を抑える傾向もあり、さらに厳しい状況にあるものと考えております。

被害を受けた中小企業者に対する支援策としては、千葉県制度融資セーフティネット資金（災害緊急対策）に市も追加の利子補給を行うことといたしました。

また、旭市商業振興連合会では、既存商店会等の振興策として、プレミアム付き共通商品券の発行事業に取り組んでおり、本年度も1万2,000セット、総額1億3,200万円分を販売いたします。発売日は7月3日、4日を予定しており、消費刺激と利用者の利便を考慮し、使用期間を1年の期限付きとしております。

市としても、これらの施策に対して商店街等の活性化が図られるよう、引き続き支援してまいります。

次に、観光について申し上げます。

例年実施をしておりました「袋公園桜まつり」、「長熊釣堀センター春のヘラ鮎釣り大会」、夏季観光では「飯岡海水浴場」、「矢指ヶ浦海水浴場」については会場の安全確保ができないことから、また、「旭市いいおかYOU・遊フェスティバル」、「サマーフェスターイン矢指ヶ浦」、「あさひ砂の彫刻美術展」は、震災の影響を念頭に関係機関と協議のう

え、中止とさせていただきました。

しかしながら、「七夕市民まつり」については、震災から一日も早い復旧・復興を願い、「のぼる旭 祈りをこめて」をスローガンに、例年どおり開催する予定でありまして、「旭市七夕市民まつり実行委員会」を中心に検討を重ねているところであります。より多くの市民の皆様に参加をいただき、大勢の観光客の皆様においでをいただきたいと思っているところであります。

また、食彩の宿いいおか荘については、震災による被害が甚大であり、復旧に多額の費用がかかることから、しばらくの間営業を休止し、市民、議会等の御意見を伺いながら、当該地域の復興の中でどうあるべきかを検討してまいりたいと思っております。

次に、労政について申し上げます。

4月8日、飯岡支所において、震災により被災された市民のための労働相談会が、ハローワーク銚子及び銚子労働基準監督署等の主催により開催されました。

相談内容については、就職の相談、雇用保険、賃金の未払いや労働災害に関する相談、従業員の雇用維持のための助成金などの相談が行われました。

今後とも、ハローワーク等と連携して、被災者の支援及び雇用の充実を図ってまいります。

次に、市道及び排水路の整備について申し上げます。

このたびの震災により、道路や河川護岸等の施設において多大な被害を受けました。

今後の市民生活において、安全・安心な生活を取り戻すためには、幹線道路や市民生活に密着した生活道路等の施設を早急に復旧する必要があります。

このため、国に対して災害復旧に対する技術的な支援を受けるべく「緊急災害対策派遣隊」の派遣を要請し、円滑・迅速に復旧できるよう努めているところであります。

次に、都市計画について申し上げます。

都市計画の見直しについては、今回の震災により現時点での進展はありませんが、今後の復興を見据えた、災害に強いまちづくりを進めるためにも、都市計画は重要な施策の一つと考えております。

今後も、国・県等との調整を図りながら、機会を捉え住民説明会等を開催するなど、地域の皆様との合意形成に努めてまいります。

次に、公園事業について申し上げます。

文化の杜公園については、平成22年度予算を繰り越す中、早期完成を目指して整備を進めているところであります。

また、袋公園・川口沼親水公園及びあさひ健康パークの3公園、県立九十九里自然公園内の公衆トイレ3か所と文化の杜公園内で施工中のトイレ1か所が、それぞれ震災により被害を受けたことから、現在、早期復旧に向けて準備を進めているところであります。

次に、住宅対策について申し上げます。

今回の震災により、住宅に被害を受けた方々の住宅再建等を支援するため、金融機関から資金融資を受けた場合における利子の一部を補助する「被災者住宅再建資金利子補給制度」を創設することとし、今議会に関連する補正予算を提案したところであります。

次に、下水道事業について申し上げます。

下水道の供用区域については、認可区域の約83パーセントにあたる167.6ヘクタールの区域で使用が可能となり、現在、対象世帯2,185世帯のうち1,365世帯で使用され、日量約1,300立方メートルの汚水を適正に処理しております。

また、面整備工事については、本年度はイ（網戸）地先旭中央病院北側周辺で病院進入路西側16.9ヘクタールの整備を予定しており、地元説明会を開催するなど早期に発注できるよう準備を進めているところであります。

次に、病院事業について申し上げます。

新本館については、予定どおり機器の移転や引越し作業が終了し、5月初旬から新本館での診療を開始することができました。機能を一新した新本館は、耐震化が図られ、救命救急、災害拠点、高度先進医療、教育研修等の役割を担った基幹病院として機能が強化されました。

診療面では、地域医療再生計画に基づく特例病床33床の増床、救急センターの機能的な配置、血管内治療用のハイブリッド手術室の新設、外来化学療法室、最新MRI等、先進医療機器の導入などにより、さらに充実した地域医療が実践できるようになりました。

今後も市民病院として、また地域の中核病院として、これまで以上に良質で安全な医療を提供してまいります。

また、香取海浜地域医療再生計画に基づき、地域医療支援センターが設置されたところであり、引き続き各自治体病院への医師の派遣や医師・看護師等への研修等、地域の医療再生に向けた取組みを行ってまいります。

なお、5月26日に全国自治体病院開設者協議会及び全国自治体病院協議会による平成23年度自治体立優良病院として旭中央病院が表彰されましたのでご報告いたします。これは、健全経営をしながら地域医療へ貢献してきたことが高く評価されたものです。

最後に、子ども議会について申し上げます。

7月26日に市内小中学校20校の児童生徒を対象に子ども議会を開催することといたしました。

現在、小学校から16名、中学校から6名、合計22名の子ども議員の参加を予定しているところであり、地方自治制度や議会制度などを実際の議場で体験することにより、市の行政運営について少しでも理解を深めてもらえたらと考えております。

当日は、子どもの視点での市政に対する率直な意見が出てくることを期待するものであり、実りある議論が展開できることを楽しみにしております。

以上、このたび提案いたしました案件の趣旨をご説明し、併せて市政の近況について申し上げます。

詳しくは事務担当者から説明し、また質問に応じてお答えいたしますので、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明並びに政務報告は終わりました。

---

## ◎日程第8 議案の補足説明及び報告の説明

○議長（林 一哉） 日程第8、議案の補足説明及び報告の説明。

初めに、議案の補足説明を求めます。

議案第1号、議案第9号について、財政課長、登壇してください。

（財政課長 加瀬正彦 登壇）

○財政課長（加瀬正彦） 議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算（第2号）について補足説明を申し上げます。

それでは、予算書の1ページをお開き願いたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億2,800万円を追加し、予算の総額を306億9,200万円とするものです。

第2条、債務負担行為の補正につきましては、後ほど別のところでご説明いたします。

2ページから3ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、説明を省略いたしまして、内容は事項別明細書でご説明申し上げます。

それでは、4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正です。

東日本大震災により被災された方に対する住宅再建のための利子補給を実施するため、表に記載のとおり追加するものでございます。

次に、歳入について、順を追ってご説明いたしますが、事業内容につきましては、歳出のところで説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

7ページになります。

13款2項7目災害復旧費国庫補助金7,957万5,000円の追加は、3節その他公共・公用施設災害復旧費国庫補助金の説明欄に記載してあります各種の災害復旧費補助金を計上するものでございます。

14款2項2目衛生費県補助金750万円の追加は、説明欄1番の被災地浄化槽復旧支援事業費補助金を新規に計上するものです。

3目労働費県補助金486万円の追加は、説明欄1番の緊急雇用創出臨時特例基金事業費補助金を計上するものでございます。

4目農林水産業費県補助金201万円の追加は、説明欄に記載してあります補助金・交付金を新規に計上するものです。

6目土木費県補助金4億3,866万6,000円の追加は、説明欄に記載してありますとおり補助金について計上するものでございます。

8ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金9,538万9,000円は、今回の補正財源として追加するものでございます。

以上で、歳入の説明は終わります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

9ページになります。

2款1項1目一般管理費598万5,000円の追加は、東日本大震災で被災した消防飯岡分署を飯岡支所内へ移設するための工事費でございます。

8目電子計算費2,767万8,000円の追加は、震災で損傷した電柱から光ケーブルを移設する工事等を行うものでございます。

4款1項4目環境衛生費1,500万円の追加は、震災で被害を受けた浄化槽の復旧費用の一部を助成するものでございます。

6款1項3目農業振興費の説明欄1番、飼料用米等流通加速化事業71万円の追加は、飼料用米等の流通や低コスト化を図るための施設整備費の一部を補助するもので、全額県費で行います。



10ページになります。

説明欄 2 番、環境にやさしい農業推進事業260万円の追加は、農業振興地域内の農地で無農薬・無化学肥料栽培に取り組む農家等に対し、費用の一部を助成するものでございます。

8 款 4 項 2 目住宅建設支援費の説明欄 1 番、被災者住宅再建支援事業 4 億2,825万円の追加は、液状化等に伴う住宅の解体や地盤復旧費用などの一部を助成するもので、これも全額県費で行うものでございます。

説明欄 2 番、被災者住宅再建資金利子補給事業2,083万4,000円の追加は、震災による住宅の建て替えや補修のため、必要な資金を借り入れた場合に、利子の一部を助成するものでございます。

10 款 4 項 1 目社会教育総務費486万円の追加は、文化財及び関連資料の整理・台帳作成について、全額県費で行うものでございます。

11ページになります。

11 款 5 項 1 目その他公共・公用施設災害復旧費の説明欄 1 番、商工観光施設災害復旧費728万円の追加は、被災した公衆トイレや砂防フェンスの復旧工事などを行うものでございます。

説明欄 2 番、消防施設災害復旧費 1 億1,480万3,000円の追加は、12ページになりますが、被災した消防庫の改築、それから、消防団車両の購入などを行うものでございます。

以上で、議案第 1 号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第 9 号、専決処分の承認につきまして、補足説明を申し上げます。

平成23年度旭市一般会計補正予算の第 1 号でございます。

この専決処分をした補正でございますが、東日本大震災に伴う公共施設等の災害復旧と被災者支援事業及び災害廃棄物の処理等を早急に行うため 5 月 6 日に専決処分をしたものです。

補正予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32億1,400万円を追加し、予算の総額を300億6,400万円としたものでございます。

第 2 条、債務負担行為の補正と第 3 条、地方債の補正については、後ほど別のところで説明いたします。

それから、2 ページから 3 ページまでは、歳入歳出予算の款項の補正額ですので、この内容につきましては、以降の事項別明細書により説明いたします。

4 ページになります。

第2表、債務負担行為の補正です。

今回の東日本大震災により被災された農漁業者や、中小企業に対する低利融資のための利子補給を実施するため、表に記載のとおり追加するものでございます。

5ページになります。

第3表、地方債の補正です。

東日本大震災の復旧費等に充てるため、総額16億1,090万円を追加するものです。

次に、歳入について、順を追ってご説明いたします。

9ページになります。

13款1項2目災害復旧費国庫負担金1億754万7,000円の追加は、1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金の説明欄1番の道路橋梁災害復旧費負担金とそれから2節文教施設災害復旧費国庫負担金の説明欄1番、公立学校施設災害復旧費負担金を新規に計上したものでございます。

2項3目衛生費国庫補助金10億20万円の追加は、説明欄1番の災害廃棄物処理事業費補助金を新規に計上いたしました。

7目災害復旧費国庫補助金2億1,875万3,000円の追加は、1節厚生労働施設災害復旧費国庫補助金から3節その他公共・公用施設災害復旧費国庫補助金の説明欄に記載してありますとおり、各種の災害復旧費補助金を計上したものでございます。

10ページになります。

14款2項4目農林水産業費県補助金260万3,000円の追加は、説明欄1番の東日本大震災対策資金利子補給事業費補助金を新規に計上したことによるものです。

9目災害復旧費県補助金1億2,749万7,000円の追加は、1節厚生労働施設災害復旧費県補助金から3節文教施設災害復旧費県補助金の説明欄に記載してありますとおり、各種の災害復旧費補助金を計上したものでございます。

16款1項寄附金、これは11ページの合計の欄にございますが、220万3,000円でございます。この追加は、1目一般寄附金から6目教育費寄附金の説明欄に記載してあります篤志寄附金を計上したものでございます。

11ページをお願いいたします。

18款1項1目繰越金1億4,429万7,000円の追加は、この補正財源として追加したものでございます。

20款1項1目衛生債10億20万円の追加と7目災害復旧債6億1,070万円の新規計上は、今

回の補正財源として計上するものです。

以上で歳入の説明は終わります。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

13ページになります。

2款1項10目地域振興費2,800万円の追加は、東日本大震災で被災した地区集会施設の改築・修繕を行うためのものです。

4款2項2目塵芥処理費20億40万円の追加は、東日本大震災により発生した災害廃棄物の処理を行うものです。

6款1項3目農業振興費の説明欄1番、園芸用廃プラスチック処理対策事業17万5,000円の追加は、被災したビニールハウス等の処理に支援を行うものです。

説明欄2番、農水産業災害復旧資金利子補給事業688万2,000円の追加は、東日本大震災並びに福島第一原子力発電所の事故に伴い、野菜の出荷制限や風評被害等を受けた農漁業者が活用する制度資金について、市が利子の一部を助成するものです。

14ページになります。

7款1項2目商工振興費の説明欄1番、商工業災害復旧資金利子補給事業975万円の追加は、被災した中小企業者が県制度融資セーフティネット資金を使用する場合に、市が利子の一部を助成するものです。

10款1項2目事務局費の説明欄1番、被災児童生徒就学援助費793万2,000円の追加は、被災したことにより就学困難となった児童生徒の保護者に対し、援助を行うものです。

15ページになります。

11款1項1目民生施設災害復旧費1億5,750万円の追加は、被災した日の出保育所の改修工事を行うものです。

2目衛生施設災害復旧費2億1,000万円の追加は、被災した萩園生活排水処理施設の復旧工事を行うものです。

2項2目農業用施設災害復旧費1億520万円の追加は、被災した農地及び農業用・園芸用施設の復旧工事に対し補助金を交付するものです。

なお、園芸用施設については、全額県補助金で行います。

16ページをお願いいたします。

3項1目道路橋梁災害復旧費3億1,014万3,000円の追加は、被災した道路・橋梁等の復旧工事を行うものです。

2目都市計画施設災害復旧費1億2,348万円の追加は、被災した公園施設の復旧工事を行うものです。

3目公営住宅災害復旧費248万4,000円の追加は、被災した市営住宅の復旧工事の費用でございます。

17ページになります。

4項1目公立学校施設災害復旧費の説明欄1番、公立学校施設災害復旧費5,665万5,000円の追加は、被災した滝郷小学校・古城小学校・干潟中学校・飯岡中学校の復旧工事を行うものです。

説明欄2番の公立学校設備災害復旧費156万7,000円の追加は、被災した教育用備品を購入するものです。

2目社会教育施設災害復旧費2,230万2,000円の追加は、被災したいいおかユートピアセンター・旧林家住宅などの復旧工事を行うものです。

18ページになります。

5項1目その他公共・公用施設災害復旧費の説明欄1番の庁舎等災害復旧費1,069万円の追加は、被災した干潟支所・萬歳地区多目的センター・農村環境改善センターの復旧工事を行うものです。

説明欄2番の商工観光施設災害復旧費4,788万1,000円の追加は、被災した矢指ヶ浦海水浴場・飯岡海岸施設・長熊スポーツ公園及び釣堀センターの復旧工事などを行うものです。

説明欄3番の消防施設災害復旧費6,218万1,000円の追加は、被災した防火水槽の補修工事・消防署のポンプ自動車・消防団用の消防防災用備品の購入などを行うものです。

19ページをお願いいたします。

説明欄4番の防災施設災害復旧費5,077万8,000円の追加は、被災した防災行政無線屋外子局の修繕や個別受信機の購入などを行うものです。

以上で、議案第9号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の補足説明は終わりました。

議案の補足説明は途中ですが、ここで11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き議案の補足説明を求めます。

議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 神原房雄 登壇）

○総務課長（神原房雄） それでは、議案第2号から第7号までの補足説明をいたします。

議案第2号につきましては、市の区域内の字の区域及び名称の変更についてであります。

県営富浦地区土地改良事業において、土地改良法に基づく換地処分を行うに当たり、同地区の農地に係る字の区域及び名称の変更が必要であるため、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、資料としまして位置図、見取図及び新旧対照表をお配りしてございますので、参考としていただきたいと思います。

次に、議案第3号は、固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてでございます。

現職の辞職の申し出に伴い、後任を選任するにあたり、地方税法第404条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

固定資産評価員に選任したい方は、旭市飯岡2471番地4にお住まいの佐藤一則氏、昭和30年5月2日生まれの方で、本年6月1日から本市の税務課長の職にあり、固定資産評価員として適任の方です。

なお、佐藤氏は、地方税法に規定する兼職及び請負の禁止並びに欠格事項については、いずれも該当しないことを申し添えます。

議案第4号から第6号までは、いずれも旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

現委員の任期が本年8月18日に満了となるため、後任を選任するにあたり、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

議案第4号により選任したい方は、旭市口の1240番地にお住まいの高根雅人氏、昭和40年10月17日生まれの方でございます。高根氏は3期目の選任となります。

議案第5号により選任したい方は、旭市後草1893番地にお住まいの平野浩氏、昭和21年1月29日生まれの方です。

議案第6号により選任したい方は、旭市三川3461番地にお住まいの嶋田一豊氏、昭和28年9月6日生まれの方です。

なお、3氏とも、地方税法に規定する兼業の禁止及び欠格事項並びに地方自治法に規定する兼業の禁止のいずれにも該当しないことを申し添えます。

次に、議案第7号でございます。第7号は、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

現委員1名の任期が本年8月18日に満了となるため、後任を任命するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

今回任命したい方は、旭市高生1548番地にお住まいの小倉和也氏、昭和46年11月29日生まれの方で、同法に規定する保護者からの任命となります。

なお、小倉氏は、同法に規定する欠格事項及び兼職の禁止並びに地方自治法に規定する兼業の禁止のいずれにも該当しないことを申し添えます。

以上です。

○議長（林 一哉） 総務課長の補足説明は終わりました。

議案第8号、議案第10号について、水道課長、登壇してください。

（水道課長 小長谷 博 登壇）

○水道課長（小長谷 博） それでは、議案第8号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

東日本大震災により被害を受けた水道施設の復旧工事を行うため、平成22年度旭市水道事業会計の第2号補正について、平成23年3月24日に専決処分をしましたので、補正の内容についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1ページ目をお開きください。

第1条は、当会計の補正第2号を行う旨の規定です。

第2条では、収益的収入及び支出の補正額を記載してあります。内容につきましては、2ページの実施計画でご説明させていただきます。

第3条は、企業債でありまして、災害復旧事業に要する資金として8,200万円を借り入れ、起債の限度額を追加するものです。

なお、この起債につきましては、戻りまして第2条の2段目のなお書きで表示してございます。

次は、2 ページをご覧ください。

平成22年度旭市水道事業会計補正予算実施計画であります。

収益的支出の部であります。1 款水道事業費用は、既決予定額14億5,467万5,000円に8,200万円を増額し、補正後の予定額を15億3,667万5,000円とするものです。

この内訳は、3 項2 目臨時損失ですが、被害を受けた水道管の応急仮設配管工事費や水道管修繕費、修繕材料費等であります。

次に、3 ページの平成22年度旭市水道事業会計補正予算資金計画ですが、臨時損失額の財源として、先ほどご説明いたしましたとおり同額の借入れを行う予定ですので、資金の補正はございません。

次に、4 ページから6 ページまでは平成22年度末の予定貸借対照表です。

以上で、議案第8 号についての補足説明を終了させていただきます。

次に、議案第10号、専決処分についての補足説明を申し上げます。

東日本大震災により被害を受けた水道施設の復旧工事を行うため、平成23年度旭市水道事業会計の第1 号補正について、平成23年5 月10日に専決処分をいたしましたので、補正の内容についてご説明を申し上げます。

補正予算書の1 ページをお開きください。

第1 条は、当会計の補正第1 号を行う旨の規定です。

第2 条では、収益的収入及び支出を、第3 条では、資本的収入及び支出のそれぞれ補正額を記載してあります。

内容につきましては、3 ページの実施計画でご説明させていただきます。

次は、2 ページをご覧ください。

4 行目になりますが、第4 条は企業債でありまして、災害復旧事業に要する資金として8,270万円を借入れ、起債の限度額を追加するものです。この企業債につきましては、1 ページの第2 条2 段目のなお書きで示しました1,770万円と次に3 ページでご説明しますが、資本的収入の企業債6,500万円の合計額となっております。

第5 条は、水道管修繕材料のたな卸し購入限度額の変更であります。

次は、3 ページをご覧ください。

平成23年度旭市水道事業会計補正予算実施計画であります。

収益的収入の部であります。1 款水道事業収益は、既決予定額16億31万1,000円に1,770万9,000円を増額し、補正後の予定額を16億1,802万円とするものです。

この内訳は、2 項 3 目補助金の増額ですが、平成22年度及び平成23年度の災害臨時損失に係る国庫補助金を補助率 2 分の 1 と見込み、予定したものであります。

次に、支出であります、1 款水道事業費用は、既決予定額14億7,531万4,000円に1,200万円を増額し、補正後の予定額を14億8,731万4,000円とするものです。

この内訳は、3 項 2 目臨時損失ですが、被害を受けた水道施設の漏水調査委託費や水道管、空気弁、配水池修繕費等であります。

次に、資本的収入及び支出の補正についてご説明申し上げます。

収入の部ですが、1 款資本的収入は、既決予定額 1 億4,121万7,000円に 1 億3,008万円を増額し、補正後の予定額を 2 億7,129万7,000円とするものです。

この内訳ですが、1 項 1 目企業債6,500万円、5 項 1 目補助金6,508万円の増額は、災害復旧のための建設改良費に係る企業債及び国庫補助金であり、それぞれの事業費の 2 分の 1 を予定しました。

次に、支出の部ですが、1 款資本的支出は、既決予定額 5 億9,365万2,000円に 1 億3,016万1,000円を増額し、補正後の予定額を 7 億2,381万3,000円とするものです。

この内訳は、1 項 2 目改良工事費ですが、災害復旧に係る水道管布設替工事費であります。

次に、4 ページをお開きください。

平成23年度旭市水道事業会計補正予算資金計画ですが、一番右側の下になりますが、年度末の差し引き現金残高を 5 億3,026万8,000円と予定するものです。

次に、5 ページから 7 ページまでは、平成23年度末の予定貸借対照表です。

以上で、議案第10号についての補足説明を終わらせていただきます。

○議長（林 一哉） 水道課長の補足説明は終わりました。

議案第11号、議案第12号、議案第13号について、税務課長、登壇してください。

（税務課長 佐藤一則 登壇）

○税務課長（佐藤一則） 議案第11号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

本案件は、東日本大震災の被災者に対する市民税等の減免の特例に関する条例について、去る 5 月17日に専決処分を行ったため、地方自治法第179条第 3 項の規定により、議会の承認を求めるものです。

条文の順に沿って説明をいたします。

第 1 条は、条例の趣旨についてでありまして、東日本大震災の被災者に対し、支援策の一環として平成23年度に課す当該年度分の市民税、固定資産税、都市計画税について減免を行



うものです。

第2条は、市民税の減免についてです。

第1項は、人的被害に対する減免でありまして、震災により死亡した場合、生活保護となった場合は全部を、障害者となった場合は10分の9を減免するものであります。

第2項は、経済的被害に対する減免でありまして、被災者が所有し、かつ居住する住宅が被災により一定の損害を受けた場合に、その住宅の所有者及びその家族に対し減免を行うものです。要件は、損害の程度が平成21年6月に内閣府が作成した「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき、市が実施した被害状況調査の判定結果により、全壊、大規模半壊、半壊であるもので、かつ被災住宅の所有者及びその家族の平成22年の所得金額の合計が1,000万円以下である場合、減免と対象とするものです。

減免の割合については、損害の程度と世帯の所得に応じて区分し、全壊の世帯にあつては、その世帯の合計所得金額が500万円以下である場合は全部を、500万円を超え750万円以下である場合は2分の1を、750万円を超え1,000万円以下である場合は4分の1を、また大規模半壊、半壊の世帯にあつては、全壊世帯のそれぞれ2分の1を軽減、免除するものであります。

第3条は、固定資産税、都市計画税の減免についてでありまして、震災による損害に応じ減免を行うものであります。

第1項は、土地に対する減免でありまして、損害面積が10分の8以上である場合は全部を、10分の6以上10分の8未満である場合は10分の8を、10分の4以上10分の6未満である場合は10分の6を、10分の2以上10分の4未満である場合は10分の4をそれぞれ軽減、免除するものであります。

第2項は、家屋に対する減免でありまして、全壊の場合または取り壊した場合は全部を、大規模半壊の場合は10分の6を、半壊の場合は10分の4をそれぞれ軽減、免除するものであります。

なお、家屋の損害の程度の判定は、国の認定基準運用指針に準じ行うものであります。

第3項は、償却資産に対する減免でありまして、流失、廃棄、修理不能の場合は全部を、修理費が取得価格の60%以上の場合は10分の8を、修理費が取得価格の40%以上60%未満の場合は10分の6を、修理費が取得価格の20%以上40%未満の場合は10分の4をそれぞれ軽減、免除するものであります。

第4条は、減免申請についてでありまして、第1項は、申請書の提出について規定すると

ともに、旭市税条例等により減免申請は、納期限の7日前に提出しなければならないことになっていますが、被災者の実情を考慮し、申請期限を適用しないこととするものであります。

第2項は、減免事由について市が把握している場合は、被災者の申請の煩わしさを解消するため、職権により減免できることとしたものであります。

第5条は、不正行為による減免の取り消しについてであります。

最後に附則ですが、この条例は公布の日から施行することとしました。

以上で、議案第11号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第12号の補足説明をさせていただきます。

本案件は、東日本大震災の被災者に対する国民健康保険税の減免の特例に関する条例について、去る5月17日に専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

条文の順に沿ってご説明いたします。

第1条は、条例の趣旨でありまして、東日本大震災の被災者に対し、支援策の一環として平成23年度に課す当該年度分の国民健康保険税について減免を行うものであります。

第2条は、国民健康保険税の減免についてであります。

第1項は、人的被害に対する減免でありまして、国民健康保険税の納税義務者または世帯員が震災により障害者となった場合は、税額の10分の9を減免するものであります。

第2項は、経済的被害に対する減免でありまして、納税義務者が所有し、かつ居住する住宅が震災により一定の損害を受けた場合に、その住宅の所有者及びその家族に対し減免を行うもので、要件は損害の程度が国の基準であります「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき市が実施した被害状況調査の判定結果により、全壊、大規模半壊、半壊であるもので、かつ被災住宅の所有者及びその家族、擬制世帯主も含みます、平成22年の所得金額の合計が1,000万円以下である場合、減免の対象とするものであります。

減免の割合については、損害の程度と世帯の所得に応じ区分し、全壊の世帯にあつては、その世帯の合計金額が500万円以下である場合は全部を、500万円を超え750万円以下である場合は2分の1を、750万円を超え1,000万円以下である場合は4分の1を、また、大規模半壊、半壊の世帯にあつては、全壊世帯のそれぞれ2分の1を軽減、免除するものであります。

第3条は、減免申請についてでありまして、第1項は、申請書の提出について規定するとともに、旭市税条例等により減免申請は、納期限の7日前に提出しなければならないことになっていますが、被災者の実情を考慮し、申請期限を適用しないこととするものであります。

第2項は、減免事由について市が把握している場合は、被災者の申請の煩わしさを解消するため、職権により減免できることといたしました。

第4条は、不正行為による減免の取り消しについてであります。

最後に附則ですが、この条例は公布の日から施行することといたしました。

以上で、議案第12号の補足説明を終わりにいたします。

続きまして、議案第13号の専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

本案件は、地方税法の改正に伴い、旭市税条例を改正し、去る5月17日に専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものであります。

今回の改正は、附則に第22条、第23条及び第24条の3条を加えるものであります。

それでは、条文の順に沿ってご説明いたします。

附則第22条第1項は、東日本大震災により受けた資産の損失金額については、平成22年に生じた損失金額として雑損控除の適用を受けることができるとしたものです。従来は、平成23年中の控除として平成24年に申告し、平成24年度の市民税に反映されるべきものでありますが、特例措置として1年前倒しし、控除の適用を受けることができることとしたものであります。

第2項は、平成24年以降において損失に係る支出をした場合も前項の特例措置を適用させるものであります。

第3項は、第1項の適用を受けた特例損失金額のうち、生計を一にする親族の損失金額については、平成23年度に生じなかったものとみなすものであります。

第4項は、平成24年以降において生計を一にする親族が受けた損失について支出をした場合についても、第1項の特例措置を適用させるものです。

第5項は、雑損控除の特例の適用を受けるに当たっては、市民税申告書または確定申告書に雑損控除の特例を受けようとする旨の記載が必要としています。ただし、市長がやむを得ない理由があると認める場合は、特例を適用させることができるとしたものであります。

附則第23条は、東日本大震災により居住できなくなった住宅に対する住宅借入金等特別控除の適用期限の特例についてであります。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第1項の規定により、住宅借入金等特別控除の適用を受けていた住宅が震災により居住できなくなった場合においても、残りの控除期間について引き続き住宅借入金等特別控除の適用を受けることができることとされましたが、この条例においても適用期限の特例を設けるに当たり、対応する

箇所の読み替えを規定するものであります。

附則第24条は、東日本大震災に係る固定資産税の特例についてです。住宅用地については、固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置により、原則として課税標準が3分の1に軽減されますが、東日本大震災により滅失、損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地については、住宅用地とはいえないため、軽減措置が受けられないこととなりますが、地方税法附則第56条の特例措置により、平成24年度から平成33年度まで当該土地を住宅用地とみなして軽減措置を受けられることとなります。

第24条第1項は、この特例措置を受ける者がすべき申告について規定したものであります。

第2項は、地方税法附則第56条の特例措置の適用を受ける場合は、市税条例第74条の住宅用地の申告を必要としないとしたものであります。

第3項は、被災した共有名義の宅地に係る按分の申し出について規定したものであります。

第4項は、仮換地等に対応する従前の土地が被災した共有名義の宅地である場合においての固定資産税額の按分の申し出について規定したものです。

最後に附則ですが、附則第23条については平成24年1月1日から施行し、それ以外については公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第13号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 税務課長の補足説明は終わりました。

議案第14号について、高齢者福祉課長、登壇してください。

（高齢者福祉課長 石井 繁 登壇）

○高齢者福祉課長（石井 繁） 議案第14号、専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

本案件は、旭市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、去る5月17日に専決処分を行ったため、地方自治法第179条第3項の規定により、議会の承認を求めるものです。

この改正は、東日本大震災の被災者に係る介護保険料を減免するに当たり、その取り扱いについて所要の改正を行ったものであります。

改正の内容は、保険料の減免申請の申請期限を延長するものでありまして、特別徴収及び普通徴収の方の減免申請の申請期限を延長して、平成23年6月30日までとするものでございます。

以上で、議案第14号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長の補足説明は終わりました。

議案第15号について、病院事務部長、登壇してください。

(病院事務部長 渡辺清一 登壇)

○病院事務部長（渡辺清一） 議案第15号の旭市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、補足説明をいたします。

地域医療再生計画によりまして、33床の増床が国の同意が得られまして、その使用について平成23年3月31日に千葉県知事から許可されたところでございます。

これにより一般病床がこれまでの730床から763床に変更となりますが、本館移転後の5月から病床を使用できるよう設置条例の改正について専決処分のお願いをしたところでございます。

以上で、議案第15号の補足説明を終わります。

○議長（林 一哉） 病院事務部長の補足説明は終わりました。

続いて、報告の説明を求めます。

報告第1号、報告第2号について、財政課長、登壇してください。

(財政課長 加瀬正彦 登壇)

○財政課長（加瀬正彦） 報告第1号、報告第2号について、ご説明申し上げます。

報告第1号は、平成22年度旭市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

本計算書は、平成22年度において繰越明許費として設定した事業について、翌年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、報告するものでございます。

繰り越した事業は、全部で31事業でございます。

報告の第1号の一覧表をご覧ください。

まず、2款1項総務管理費の庁舎改修事業は、国の平成22年度補正予算関連事業で、海上支所のエレベータ及び冷暖房機改修工事など4,000万円を繰り越したもので、事業の完了は23年の10月を予定しております。

3款1項社会福祉費の障害者福祉事務費は、これも国の平成22年度補正予算関連事業で、公共施設に障害者のための専用駐車場や案内看板を設置するための工事費500万円を繰り越したもので、事業完了は23年10月を予定しております。

3項児童福祉費の保育所運営費は、とみうら保育所の土地購入費585万6,000円について、土地改良事業の遅れにより、用地購入契約が年度内に締結できなかったことから繰り越したもので、平成24年3月の契約を予定しております。

また、同じ児童福祉費の保育所施設改修事業は、国の平成22年度補正予算関連事業で、施設改修工事費など4,500万円を繰り越したもので、事業の完了は23年10月を予定しております。

5 項災害救助費の東北地方太平洋沖地震災害救助費は、今回の震災に伴う災害救助費28億834万7,000円を繰り越したものです。

4 款 1 項保健衛生費の保健衛生総務事務費は、これも国の平成22年度補正予算関連事業で、旭市保健センターのトイレ改修工事費700万円を繰り越したもので、この事業完了は23年10月を予定しております。

6 款 2 項林業費の保安林植栽事業は、これも国の平成22年度補正予算関連事業で、飯岡萩園地先海岸への防風柵設置工事費1,700万円を繰り越したもので、事業完了は23年12月を予定しております。

7 款 1 項商工費の消費者保護対策事業は、これも同じく補正予算関連事業で、消費者啓発用備品購入費など50万円を繰り越したもので、事業の完了は23年10月を予定しております。

8 款 2 項道路橋梁費の道路維持補修事業は、これも国の平成22年度補正予算関連事業で、維持補修工事費8,000万円を繰り越したものです。この事業完了は、平成24年3月を予定しております。

次に、蛇園南地区流末排水整備事業は、調査・測量委託料、工事費など1億3,459万7,000円について、関係機関との協議に不測の日数を要したため繰り越したもので、事業の完了は23年10月を予定しております。

次の旭中央病院アクセス道整備事業は、跨線部の委託料、工事費など3億7,223万2,000円について、J R との協議に不測の日数を要したため繰り越したもので、事業の完了は平成24年3月を予定しております。

次の飯岡海上連絡道三川蛇園線整備事業は、調査・設計委託料、工事費、用地購入費など1億9,369万8,000円について、関係機関との協議に不測の日数を要したため、繰り越したもので、事業の完了は平成24年3月を予定しております。

次の南堀之内バイパス整備事業は、用地購入費、補償金など3,675万5,000円について、関係者との交渉に日数を要しているため繰り越したもので、事業の完了は平成23年9月を予定しております。

3 項都市計画費の街路整備事業、谷丁場遊正線ですけれども、道路新設工事費1億2,151万4,000円について、J R との協議に不測の日数を要したため繰り越したもので、事業完了

は平成23年12月を予定しております。

次の旭駅前広場等整備事業、国の平成22年度補正予算関連事業で、駅前広場へのモニュメント設置工事費など2,200万円を繰り越したもので、事業の完了は平成23年9月を予定しております。

次の公園維持管理費は、これも国の平成22年度補正予算関連事業で、公園改修工事費2,500万円を繰り越したもので、事業の完了は平成23年9月を予定しております。

次の文化の杜公園整備事業は、工事費2億8,149万円について、本工事に関連する仮設工事などに不測の日数を要したため繰り越したもので、事業の完了は平成23年9月を予定しております。

10款1項教育総務費の学校図書購入事業は、国の平成22年度補正予算関連事業で、図書購入費2,200万円を繰り越したもので、事業の完了は平成23年10月を予定しております。

2項小学校費の小学校施設改修事業は、富浦小学校用地購入費2,600万3,000円について、土地改良事業の遅れにより、用地購入契約が年度内に締結できなかったことから繰り越したもので、平成24年3月の契約を予定しております。

同じ小学校費の矢指小学校改築事業は、設計・監理委託料、校舎等改修工事費など5億9,832万2,000円について、工事施工に伴う諸問題について、近隣住民との調整に不測の日数を要し、工期内の事業完了が困難となったため繰り越したもので、事業の完了は平成24年1月を予定しております。

次の2ページ、裏になります。

3項中学校費の第一中学校改築事業は、設計・監理委託料、屋内運動場改築工事費など5,872万5,000円について、建築確認申請等の手続きにおいて、関係機関との協議及び審査に不測の日数を要したため繰り越したもので、事業の完了は平成23年6月を予定しております。

4項社会教育費の生涯学習施設改修事業は、国の平成22年度補正予算関連事業で、いいおかユートピアセンターエレベーター設置工事費及び海上キャンプ場改修工事費など6,100万円を繰り越したもので、事業の完了は平成23年10月を予定しております。

また、同じ社会教育費の図書館活動費は、これも国の平成22年度補正予算関連事業で、図書館整理業務委託料、図書購入費など2,300万円を繰り越したもので、事業の完了は平成23年10月を予定しております。

5項保健体育費の社会体育施設改修事業は、これも国の平成22年度補正予算関連事業で、飯岡体育館改修工事費1,500万円を繰り越したもので、事業の完了は平成23年10月を予定し

ております。

同じ保健体育費の学校給食センター統合改築事業は、設計業務委託料787万5,000円について、建築確認の審査に不測の日数を要したため繰り越したもので、審査は5月に終了しております。

11款1項厚生労働施設災害復旧費の衛生施設災害復旧費から4項文教施設災害復旧費の保健体育施設災害復旧費までは、今回の震災により被災した道路及び各施設の復旧工事費を繰り越したものです。

以上で、報告第1号の説明は終わります。

続いて、報告第2号になります。

平成22年度旭市一般会計事故繰越し繰越計算書についてご説明申し上げます。

本計算書は、一般会計の平成22年度予算の事業について、翌年度へ事故繰り越したもので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものでございます。

2款1項総務管理費の広域情報ネットワーク運用事業は、道路工事に伴う支障電柱の移設工事費250万9,500円について、震災の影響により地権者との調整が遅れているため繰り越したもので、事業の完了は12月を予定しております。

6款1項農業費の農水産物直売施設整備事業は、道の駅等設置基本調査業務委託料388万5,000円について、震災に影響により設置推進委員会等を開催できなかったことから繰り越したもので、事業の完了は6月28日を予定しております。

3項水産業費のみなと公園管理費は、植栽工事費など172万7,250円について、震災の影響により工事实施が困難となったため繰り越したもので、事業の完了は24年3月を予定しております。

8款2項道路橋梁費の道路維持補修事業は、舗装改修工事費689万8,500円について、震災に伴う復旧作業を優先させたことにより繰り越したもので、事業は4月に完了しております。

同じ道路橋梁費の道路新設改良事業の工事費3,785万6,000円についても、同様の理由により繰り越したもので、事業の完了は7月を予定しております。

また、同じ道路橋梁費の橋梁維持補修事業は、橋梁改修工事費3,195万6,800円について、震災の影響により使用材料の納入が困難となったことから繰り越したもので、事業の完了は8月を予定しております。

3項都市計画費の袋公園整備事業は、公園整備工事費451万5,000円について、震災の影響により工事实施が困難となったため繰り越したもので、事業は5月に完了しております。



10款2項小学校費の小学校教育振興費は、社会科副読本印刷製本代513万8,700円について、震災の影響により年度内の事業完了が困難となったため繰り越したもので、事業は5月に完了しております。

4項社会教育費の文化振興事業は、印刷製本費12万7,995円について、震災の影響により年度内の事業完了が困難となったため繰り越したもので、事業は5月に完了しております。

同じ社会教育費の大原幽学遺跡、これは旧宅の半解体修理事業ですけれども、修理工事費など522万3,600円について、震災の影響により使用材料の納入が困難となったことから繰り越したもので、事業は4月に完了しております。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 財政課長の説明は終わりました。

報告第3号について、下水道課長、登壇してください。

（下水道課長 増田富雄 登壇）

○下水道課長（増田富雄） 報告第3号、平成22年度旭市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。

本計算書は、下水道事業特別会計において平成22年度3月補正により、繰越明許費として設定した事業について翌年度へ繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

繰り越した事業は、2款2項工事費の下水道建設事業で、処理場及びポンプ場等整備委託料1億5,859万円を工事期間の延長により繰り越したもので、事業の完了は23年9月30日を予定しております。

以上で、報告第3号の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 下水道課長の説明は終わりました。

報告第4号、報告第5号について、病院経理課長、登壇してください。

（病院経理課長 鈴木清武 登壇）

○病院経理課長（鈴木清武） 報告第4号及び報告第5号について、補足説明を申し上げます。

報告第4号については、旭市病院事業会計継続費繰越計算書についてでございます。

これは建設改良費であります再整備事業に係る既存棟LAN工事敷設工事費の22年度継続費予算額3,150万円を災害による仮移転部署の見直しを必要とし、全額を23年度へ繰り越すものでございます。

続きまして、報告第5号でございます。

旭市病院事業予算繰越計算書についてでございます。

これは建設改良費であります再整備事業に係る器具及び備品購入費のうち11億6,187万8,760円を東日本大震災の影響により入荷が遅れたためによる繰り越しでございます。

開発費のうち5,722万5,000円は、新棟移転に合わせスケジュールを組み直したため、23年度へ繰り越しをするものであります。

続きまして、22年度経費であります修繕費のうち1,225万8,750円、広告料のうち94万5,000円、委託費のうち298万2,420円を23年度へ繰り越しをするものでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 病院経理課長の説明は終わりました。

報告第6号について、商工観光課長、登壇してください。

（商工観光課長兼国民宿舎支配人 横山秀喜 登壇）

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 報告第6号、旭市土地開発公社の事業経営状況について、報告いたします。

初めに、平成22年度の事業報告及び決算について説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

まず、平成22年度の事業報告からご説明いたします。

旭市都市開発公社の平成22年度の事業は、1点目の総括事項に記載のとおり1事業で、旭市からの受託事業にかかわるものであります。

（1）は、都市計画公園5・5・1号旭文化の杜公園用地取得事業における所有地の3,105.46平方メートルすべてを処分し、当該事業にかかわる借入金全額を償還しました。

2点目の経理状況を申し上げます。

収益的収支については、収益合計で4,407万330円、費用合計は4,531万7,453円となり、当年度の純損失は124万7,123円となりました。

また、資本的収支ですが、収入については、平成22年度の決算額としてはございませんでした。資本的支出については、4,298万1,460円となりました。

2ページをお願いいたします。

3点目の行政官庁認可事項につきましては、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく手続きであります。

4点目は、理事会に関する事項を記載したものであります。

続いて、3ページから5ページにかけては、決算報告書となります。先ほど経理状況で触

れましたが、収益的収入及び支出並びに資本的支出の明細となりますので、後ほどご確認いただきたいと思います。

次に、6ページをお願いいたします。

平成22年度の損益計算書であります。

7ページをお願いします。

平成23年3月31日現在の貸借対照表であります。

資産の部は、流動資産で5億4,200万5円、固定資産で76万1,872円、合計5億4,276万1,877円となりました。

次に、7ページから8ページにかけての負債の部につきましては、固定負債で4億2,585万5,976円。

次に、資本の部につきましては、資本金は旭市の全額出資で500万円。準備金といたしましては、特別積立金で6,715万3,943円、前期繰越準備金で4,599万9,081円、当期の純損失額は124万7,123円で、資本合計1億1,690万5,901円。負債及び資本の合計は5億4,276万1,877円となりました。

次に、9ページをお願いします。

9ページから10ページにかけましては、平成22年度のキャッシュフロー計算書であります。

次に、11ページをお願いいたします。

平成23年3月31日現在の財産目録でございます。

次の12ページから21ページは、決算資料の明細でございますので、ご参照いただきたいと思います。

次に、少し飛びますが、23ページをお願いします。

平成23年度の予算及び資金計画についてご説明申し上げます。

平成23年度は、旭市からの受託事業の依頼についてはありませんでしたので、公社としての事業計画についてはございません。

23ページをお願いいたします。

平成23年度の予算でございます。

第2条、収益的収入及び支出から説明いたします。

収入のうち、1款事業収益については、1項補助金等収益として、旭市からの運営費の補助金で100万円を予定しました。

2款事業外収益は3万2,000円を予定し、収入合計を103万2,000円といたしました。

支出につきましては、1款1項販売費及び一般管理費として305万9,000円を予定しました。  
明細については、24ページから25ページの収益的収入及び支出予算明細書に記載してございます。後ほどご確認いただきたいと思います。

続きまして、第3条ですが、長期借入金の限度額を、第4条は、支出予算の流用について定めております。

少し飛びまして、26ページをお願いします。

予定損益計算書でございます。

表の右側になりますが、収益合計103万2,000円に対しまして、左側の費用合計は305万9,000円となり、差し引き202万7,000円の当期純損失が予定されます。

次は、27ページになりますが、平成23年度の予定貸借対照表であります。

左側、資産の部は、1、流動資産として現金及び預金と公有用地、代替地を合わせますと5億4,075万4,000円、2の固定資産を合わせて、資産合計を5億4,117万6,000円と予定しました。

右側、負債及び資本の部は、2の固定負債、長期借入金で4億2,585万6,000円、3の資本金は、基本財産で500万円、4の準備金は、特別積立金が6,715万4,000円、前期繰越準備金4,519万3,000円、当期純損失を202万7,000円と見込み、負債及び資本の合計を5億4,117万6,000円と予定しました。

最後に28ページをお願いします。

平成23年度の資金計画であります。

受入資金を1億710万円、支払資金は305万9,000円を予定し、差し引き1億404万1,000円を翌年度に繰り越す予定であります。

以上で、報告第6号、旭市土地開発公社の事業経営状況の説明を終わります。

○議長（林 一哉） 商工観光課長の説明は終わりました。

報告第7号について、社会福祉課長、登壇してください。

（社会福祉課長 渡辺輝明 登壇）

○社会福祉課長（渡辺輝明） 報告第7号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況について、ご報告いたします。

初めに、平成22年度の事業報告及び決算状況について申し上げます。

1ページをお開きください。

1、あさひ健康福祉センターの平成22年度の利用者総数は3万1,961人で、事業計画の2

万7,480人に対し4,481人、16.3%の増の利用をいただきました。

2、旭市蓼科高原山の家の運営につきましては、平成21年10月末をもって利用を終了し、平成22年度において山の家の解体工事を実施いたしました。

3、あさひパークゴルフ場の平成22年度の利用者総数は3万2,444人で、事業計画に比較して444人増の利用をいただきました。

なお、パークゴルフ場につきましては、震災により3月12日より休場いたしております。続いて、決算状況について申し上げます。

3ページをお願いいたします。

収入及び支出の決算額は、ともに8,506万5,797円となりました。

4ページをお願いいたします。

収入でございますが、1款健康福祉センター事業収益の収入済額は3,791万6,079円でございます。

1項営業収益790万1,746円は、利用料ほかでございます。

2項営業外収益1,022万324円は、高齢者筋力向上トレーニング事業受託収入ほかでございます。

3項市委託金1,979万4,009円は、健康福祉センターの指定管理委託料でございます。

2款山の家事業収益は17万2,630円で、山の家解体に伴う上水道積立金の清算金でございます。

3款パークゴルフ場事業収益は2,174万6,576円でございます。

1項営業収益は、利用料収入ほかで1,296万2,994円でございます。

3項市委託金878万2,730円は、パークゴルフ場の指定管理委託料でございます。

4款補助金2,287万4,512円は、派遣職員の人件費及び山の家解体工事に係る市からの補助でございます。

5ページをお願いいたします。

支出でございますが、1款総務費の支出済額960万9,908円は、市からの派遣職員の人件費でございます。

2款健康福祉センター事業費用の支出済額は3,917万2,079円でございます。

1項営業費用2,950万1,579円は、人件費及び施設の維持管理経費ほかでございます。

2項営業外費用967万500円は、健康増進トレーニング業務の委託料でございます。

3款山の家事業費用の支出済額は1,343万7,234円で、山の家解体工事費ほかでございます。

4 款パークゴルフ場事業費用の支出済額2,284万6,576円は、臨時職員の給与費及びクラブハウス等の維持管理経費ほかでございます。

なお、収入支出の詳細につきましては、7 ページから17 ページまでの事項別明細書を後ほどご覧いただきたいと思います。

6 ページは、役職員に関する事項でございます。

飛びまして、18 ページをお願いいたします。

施設別の平成22年度の月別利用状況ですが、3 月の利用者数については、震災により減となっております。

19 ページは、財産目録でございます。

運営財産につきましては、山の家解体工事に伴い、固定資産が減となっております。

続きまして、平成23年度の事業計画及び予算について申し上げます。

まず、事業計画から申し上げます。

21 ページをお願いいたします。

1、あさひ健康福祉センター運営事業につきましては、被災者の方々を対象に5 月末まで無料開放しておりましたが、6 月から通常営業を行っております。高齢者の方々の健康の維持増進をはじめ地域社会の福祉増進が図れるような施設づくりに努め、年間利用者数を3 万325 人と見込みました。

2、あさひパークゴルフ場運営事業につきましては、現在休止しておりますが、再開後は健康増進はもとより、誰もが気軽に楽しめる施設として健全な事業運営に努め、年間の利用者数を3 万2,000 人と見込みました。

続きまして、平成23年度予算について申し上げます。

23 ページをお願いいたします。

第1 条は、総則です。

第2 条で、予算総額を収入支出それぞれ8,174万3,000 円とするもので、対前年度比1,411 万2,000 円の減となっておりますが、この主な要因としては、山の家解体工事費の減によるものです。

24 ページをお願いします。

収入でございますが、1 款健康福祉センター事業収益は4,571万6,000 円で、対前年度比255 万9,000 円の増となっております。この主な要因としては、3 項委託金において市からの指定管理委託料の増によるものでございます。

2 款パークゴルフ場事業収益は2,485万3,000円で、対前年度比9,000円の減でございます。

1 項営業収益1,126万3,000円は、利用料収入で、対前年度比129万9,000円の減となっております。

2 項委託金1,359万円は、市からの指定管理委託料で、対前年度比129万円の増となっております。

3 款補助金1,117万4,000円は、市派遣職員の人件費ほかで、市からの補助金でございます。支出について申し上げます。

25ページをお願いいたします。

1 款総務費1,017万4,000円は、市からの派遣職員の人件費でございます。

2 款健康福祉センター事業費用は4,571万6,000円で、前年度比130万3,000円の増となっております。その主な要因としては、1 項営業費用における施設管理経費等の増によるものでございます。

3 款山の家事業費用は、昨年度で山の家の解体工事が完了したため、今年度の予算計上はございません。

4 款パークゴルフ場事業費用は2,485万3,000円で、対前年度比110万9,000円の減で、その主な要因は、コースの維持管理業務委託料の減によるものです。

収入支出の詳細につきましては、31ページから38ページまでの明細書を後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、報告第7号、財団法人旭市福祉協会の事業経営状況の報告を終わります。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長の説明は終わりました。

報告第8号について、総務課長、登壇してください。

（総務課長 神原房雄 登壇）

○総務課長（神原房雄） 報告第8号、専決処分の報告について、説明をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定により、当市では市の義務に属する損害賠償の額の決定等で100万円未満のものについては、市長において専決処分することと委任されております。

この専決処分については、同条第2項の規定により議会へ報告することとなっており、22年度に専決処分したものについて、今回一括して議会へ報告するものでございます。

それでは、案件ごとに説明をいたします。

案件1は、平成22年3月9日、市内ニ地先での市有自動車による掲示板の物損事故で、同年4月20日に専決をしております。

損害賠償額、相手方及び和解の条件等は記載のとおりでありまして、以下同様でございます。

案件２は、平成22年４月13日、市内蛇園地先道路上の穴に起因した自動車物損事故で、同年６月９日に専決をしております。

案件３は、平成22年４月20日、市内鎌数地先道路上での市有自動車の接触による自動車物損事故で、同年６月９日に専決をしております。

案件４は、平成22年６月14日、市内鎌数地先道路上の穴に起因した自動車物損事故で、同年７月21日に専決をしております。

案件５は、平成22年５月14日、市内口地先道路上の側溝に起因した人身事故で、同年７月22日に専決をしております。

案件６は、平成22年８月27日、市内イ地先道路上での草刈り作業中の自動車物損事故で、同年９月27日に専決をしております。

案件７は、平成22年10月12日、市内ニ地先での市有自動車の接触によるブロック塀の物損事故で、同年12月12日に専決をしております。

案件８は、平成22年10月16日、市内井戸野地先道路上の穴に起因した自動車物損事故で、同年12月６日に専決をしております。

案件９は、平成22年10月21日、市内松ヶ谷地先道路上の穴に起因した自動車物損事故で、同年12月６日に専決をしております。

案件10は、平成22年11月１日、市内倉橋地先道路上の穴に起因した自動車物損事故で、同年12月６日に専決をしております。

案件11は、平成22年12月23日、市内ニ地先道路上での市有自動車の接触による自動車物損事故で、平成23年３月10日に専決をしております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長の説明は終わりました。

以上で、議案の補足説明及び報告の説明を終わります。

---

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。



なお、本会議は27日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散会 午後 零時 1 9 分

## 平成23年旭市議会第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第2号）

平成23年6月27日（月曜日）午前10時開議

- 第 1 議案質疑
- 第 2 常任委員会議案付託
- 第 3 常任委員会請願付託
- 第 4 常任委員会陳情付託

---

### 本日の会議に付した事件

日程第 1 議案質疑

追加日程 議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第7号直接審議（先議）

日程第 2 常任委員会議案付託

日程第 3 常任委員会請願付託

日程第 4 常任委員会陳情付託

---

### 出席議員（22名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 大 塚 祐 司 | 2 番  | 飯 嶋 正 利 |
| 3 番  | 宮 澤 芳 雄 | 4 番  | 太 田 將 範 |
| 5 番  | 伊 藤 保   | 6 番  | 島 田 和 雄 |
| 7 番  | 平 野 忠 作 | 8 番  | 伊 藤 房 代 |
| 9 番  | 林 七 巳   | 10 番 | 向 後 悦 世 |
| 11 番 | 景 山 岩三郎 | 12 番 | 滑 川 公 英 |
| 13 番 | 嶋 田 哲 純 | 14 番 | 柴 田 徹 也 |
| 15 番 | 木 内 欽 市 | 16 番 | 佐久間 茂 樹 |
| 17 番 | 日 下 昭 治 | 18 番 | 林 俊 介   |
| 19 番 | 嶋 田 茂 樹 | 20 番 | 高 橋 利 彦 |
| 21 番 | 林 正一郎   | 22 番 | 林 一 哉   |

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

|                                |         |                      |         |
|--------------------------------|---------|----------------------|---------|
| 市 長                            | 明 智 忠 直 | 副 市 長                | 増 田 雅 男 |
| 教 育 長                          | 茅 田 哲 雄 | 秘書広報課長               | 伊 藤 浩   |
| 行 政 改 革<br>推 進 課 長             | 林 清 明   | 総 務 課 長              | 神 原 房 雄 |
| 企 画 政 策 課 長<br>兼 被 災 者 支 援 室 長 | 米 本 壽 一 | 財 政 課 長              | 加 瀬 正 彦 |
| 税 務 課 長                        | 佐 藤 一 則 | 市民生活課長               | 斉 藤 馨   |
| 環 境 課 長                        | 浪 川 敏 夫 | 保険年金課長               | 石 毛 健 一 |
| 健康管理課長                         | 高 山 重 幸 | 社会福祉課長               | 渡 辺 輝 明 |
| 子 育 て 支 援 課 長                  | 林 芳 枝   | 高 齢 者 福 祉 課 長        | 石 井 繁   |
| 商 工 観 光 課 長<br>兼 国 民 宿 舎 支 配 人 | 横 山 秀 喜 | 農 水 産 課 長            | 堀 江 隆 夫 |
| 建 設 課 長                        | 北 村 豪 輔 | 都市整備課長               | 伊 藤 恒 男 |
| 下 水 道 課 長                      | 増 田 富 雄 | 会 計 管 理 者            | 花 香 寛 源 |
| 消 防 長                          | 佐 藤 清 和 | 水 道 課 長              | 小 長 谷 博 |
| 病院事務部長                         | 渡 辺 清 一 | 病院経理課長               | 鈴 木 清 武 |
| 庶 務 課 長                        | 加 瀬 寿 一 | 学校教育課長               | 菅 谷 充 雅 |
| 生涯学習課長                         | 高 野 晃 雄 | 体育振興課長               | 野 口 國 男 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長           | 馬 淵 一 弘 | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 加 瀬 恭 史 |

---

事務局職員出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 堀 江 通 洋 | 事 務 局 次 長 | 向 後 嘉 弘 |
|---------|---------|-----------|---------|

---

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 議案質疑

○議長（林 一哉） 日程第1、議案質疑。

議案の質疑を行います。

議案第1号から議案第15号までの15議案を順次議題といたします。

議案第1号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第2号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第3号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第4号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第5号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第6号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第7号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第8号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 議案第8号について質疑を行います。

今回、専決処分として出されました8号でございますが、自治法第179条第1項、長の専決処分にに基づき議会に提出されたものだと思います。この長の専決処分については、議会において議決すべき事件、または決定すべき事件に関して、必要な議決、または決定が得られない場合において補充的手段として地方公共団体の長に専決処分の権限が認められるということであると思います。その際、執行する際には、4点ほどの理由があると思いますが、今回の専決についての理由は何であるのかお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

水道課長。

○水道課長（小長谷 博） 専決処分の、間に合わなかったという理由ですけれども、3月11日の大震災がありまして、水道管も大被害が起きて断水というような所が数々発生しました。そういう中で、東総水道企業団や八匠水道企業団、それと市役所でも水道業務の経験のある方などの応援をいただきながら、災害の復旧工事を全力でやってまいりました。

そういう状況の中で、22年度、災害の補正について、どうしても23日の臨時議会には間に合わなかったものですから、本当に申し訳なかったんですけれども、予算業務の完了した24日に急遽専決処分したものでございます。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 今、詳細については、課長のほうからお話がありましたけれども、専決の大きな理由としましては、水道事業、ライフラインというようなことの復旧の中で、取りあえず震災から1週間ぐらいですべての水道管を復旧してくれというようなことの中で、その事業に当たっていただきました。

そういった中で、予算、そういった部分もきちっと裏づけがない場合にはできないわけがありますので、そういった積算とか設計とかいろいろな部分もありまして、議会に提出するような書類、そういった部分もなかなか期間が短いところ、23日までにちょっと難しかったということで専決をさせていただき、急を要するというようなことの中で専決をさせていただきました。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） その辺は分かるんですね。自治法に基づいてなぜそういうことが出たのかなということですね。4つあると思うんですよ、条件が。自治法に基づいて、179条の1項。それについて、じゃ、申し上げますか。

地方公共団体の議会が成立しないとき。議長、または議員が親族の従事する業務に直接の利害関係があるため、自治法113条のただし書き、除斥等において会議を開くことができないとき。普通地方公共団体の長において、議会で議決すべき事件において、特に緊急を要するための議会を招集する時間的余裕がないことが明らかにあると認めるとき。議会において議決すべき事件を議決しないときと。多分今言っているのは、この3番だと思うんですね。3番であるということは、旭市議会では招集できないということはないと思うんですね。

3月議会、17日に閉会しています。それで23日に開けるんですよ、6日後に。これで23日に、本来なら23日に出すべきじゃないと、これを見ても、多分、災害救助費で支出を伴わないものでしょう、直接。起債の制限を設けるだけでしょう、これ。

こういうことをただ専決でって、あれですよ、借金の乱発をやっているのと同じですよ、市長。本来23日に出すべきでしょう、これ。23日に出せなきゃ、24日に遅らせたって問題なかったじゃないですか、あれは。そうじゃないですか。その辺をお答えお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 大変大きな震災でありまして、何か所もやっていたというようなことの中で、水道課のほうも精いっぱい人手、手間がとられたというようなことの中で、本当に急というようなことの中で議会を招集する、その手続きとかいろいろな部分もできなかったということの中で専決をさせていただいた、そんなように……

（発言する人あり）

○市長（明智忠直） そういう状況の中で、震災も後から後からいろいろなことが来るわけにありますので、復旧工事とかいろいろなものがあるわけで、そういった時間的な余裕がなかったもので専決をさせていただきました。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 時間的余裕でなくして、23日を24日に延ばしても問題ない議案だったんじゃないですか、臨時議会に提出されたもの。その辺はどうですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。  
市長。

○市長（明智忠直） そのときには、23日に出すような見通しが立っていなかったというようにことで聞いておりますので、24日に専決をさせていただいたということです。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第8号の質疑を終わります。

議案第9号について、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 議案第9号について行います。

まず、前回、8号同様、専決の理由ですね、それが一つ目。

2番目として、今回、同じ災害廃棄物の処理をするための予算化だと思います。23年度は4款衛生費、塵芥処理費となり、22年度、臨時議会で開かれたものについては、3款の民生費の災害救助費であったと思います。その辺の違った理由。

3点目として、災害廃棄物処理委託料は、22年度、23年度合わせて概算35億円あるものと理解していいのか、その点。

4点目、22年度繰越明許した災害救助費のうち、災害廃棄物処理15億5,310万5,000円のうち、5月6日までに幾ら支出されてあるか。

5 番目として、災害救助費の県支出金20億6,200万円は入金済みであるのか。

6 点目、県支出金は委託金での歳入になりますので、市と業者による契約が締結されているのか、その辺について報告を願いたい。

以上6点です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 1点目の件ですけれども、先ほども申し上げましたように、大震災というようなことで、市内でも本当に職員一丸となって、それに対応していたわけでありまして、それと同時に、国と県、この大震災に対する基準が一定ということより、定まっていないというようなことで、次から次へと政策が打ち出されてくるというような中で、そういったものの精査をしながら、自治体の中では本当に復旧をいち早くやっていかなければならないと。そんなような中で、震災の復興という名目でありますので、専決をさせていただいた、そのように思って専決をさせていただきました。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、今、市長のお答えした以外の部分、財政課のほうからお答えしたいと思います。

まず、災害廃棄物の処理の関係、22年度が3款で、23年度、専決処分したのは4款ということでございます。

まず、22年度については、災害救助法に基づくものを22年度の補正予算でお出しした。これについては、災害救助法の中で障害物の除去ということがありました。道路等に瓦れきが非常に散らかっていた状況、これはもうご存じのとおりでございます。まずこれを片づけないといけないと。そこの部分で予算を組んだところがあります。これが22年度で組んだ分、15億円という質問があったんですけれども、具体的にはその中で、道路障害物等の除去等に絡むもので5億5,000万円、それから廃棄物の収集、処分ということで10億310万5,000円を組んでございました。

具体的に合わせて35億円あるのかということではございますが、災害廃棄物というものであれば、35億円ではございませんで、まず災害救助法に絡むものが5億5,000万円あると。実際に30億円の予算が組んでありますけれども、これは5月20日の全員協議会のところでも申し上げたんですけれども、10億円については、当初うちのほうも非常に忙しい中、ごたごたした中で組んだ。それであって、すべて災害救助法の中で得られるものということで3款



で組んでいたと。それが少し時間がたちまして、4月以降、災害廃棄物の助成に当たるとい  
うことがありました。その場合には国庫補助金に振り替わるという説明も5月20日にちょっ  
としたと思います。その中で、今回は振り替わりますよということで、10億円が20億円に  
増額、大ざっぱな数字ですけれども、10億円が20億円に増額して、その部分で国庫補助対  
象にいたしまして、残りの半分を起債にするという形ですので、その10億円については処分  
でございましたので、その段階ではまだ支出はしていないということです。

支出をしていないというか、22年度分については、そこからはまだ出していないと。その  
分、片づけの処理費、運搬、どんどん運んでいたと思うんですけども、そういうものにつ  
いてはもう既に出していたと。

それから、5月6日までに幾らということであったんですけども……

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） はい。5月6日までに、これ環境のほうで細かく分かるかと思うん  
ですけれども……

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） ただ、うちのほうで手元の資料として持っているのは、4月11日付  
で災害廃棄物の分別、それから積込業務等で単価契約をしていると。4月22日で災害廃棄物  
の分別、積込業務で再度契約していると。あと5月16日以降にも、そういうものがございま  
す。

それと、20億6,200万円の入金があったのかということでございますけれども、これは災  
害救助法に伴う県の補助金ということで一律に組んだものでございますけれども、現実には、  
その災害廃棄物の関係も当初分からなかったのを見ていました。それは現実には入らないも  
のと思っております。

ただ、県の補助金については、今の段階でまだ災害救助法に絡むものは一銭も入っていま  
せん。そのほかのものも含めて入っていないということです。

それから、委託契約については、今幾つか契約しているということでお答えしたとおりで  
ございます。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 繰越明許費ありますよね、昨年度の29億幾ら、その辺の28億幾らは、  
繰越明許費の報告書で出ておりますけれども、1億幾らは使ってあるんですよね。

先ほど廃棄物の災害のやつ、5億5,000万円ですか、それを使うと、片づけるのに使ったということですけども、10億円あるんですよ。10億円、災害廃棄物処理委託料。

それで、当然入金は、委託費として入金されているわけだから、当然市が県から委託を受けていると思うんですね。それと併せまして、20億円、たしか県支出金で、補助金ですよ、来ているわけでございますので、当然県の交付決定通知書はあると思うんですが、後で決定通知書を出していただければと思うんですけども、当然なければ、県は支出できないと思うんですよ。20億円のお金がぽんと、幾らどういう形であろうと、多分県議会そのものも機能していないわけですから、その時点で。もう知事専決をするか何かしなければならないわけですよ。担当部で多分これだけのお金は出ないと思いますよ。

それで、繰越明許費で使ったものは、繰越明許費というのは、実はちょっとあれしてみましたが、けれども、地方公共団体の予算は、会計年度独立の原則により、毎年度の歳出は、その年度の歳入をもって充て、これを翌年度に繰り越して使用することができない。これが地方自治法208条だそうですけれども、しかし、予定している事業が特別の事情により年度内に完了できない場合がある。その際に会計年度独立の原則の例外として、地方自治法第213条で認められている制度であると、これが繰越明許費のものだそうです。

ただ、繰り越す場合においては、財源が拘束されるということだそうです。繰り越しされる財源が税収入、国庫補助金、あるいは県支出金、補助金もそうですけれども、地方債など、その年度内に収入が確実なものでなければならないことになっている。当然そういうことからした場合ですけども、県の支出金は、県の交付決定通知書がなければ支出できないものだと思うんですよ。その辺あるんですか、それ。これ1回になっちゃうから、それあるかないか、あれば手を挙げてください。ない、ないでしょう、交付決定通知書は。ないですよ。ないのに、ああいう補正予算を組むそのものはおかしいと思うんですよ。

それは臨時で終わったことですからいいですけども、繰越明許したお金が5億円使いました、10億円あるんですよ。その10億円が果たしてすべて支出されてしまって、どうしようもなく、これ5月6日に専決やったんですか、これ。そうじゃないでしょう。それを残してあるんでしょう。使えないほど金を盛り込んだんじゃないですか、あなた方は。

私に言わせれば、22年度の補正予算は瑕疵ある議案として提出したんじゃないですか。そうじゃないですか、副市長、お願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） ちょっと事務の手続きの関係で細かい話になりますので、私のほうでちょっとお答えさせていただきます。

まず、県の交付決定があったのかないのか。交付決定は基本的にはありません。まだその時点で、今の段階でもまだ細かいところは決まっています。

ただ、災害救助法というのは、本来、県が措置すべきものなんですね。それを市町村に委託してやらせるわけです。そのために県が負担をするんです、その費用を。そういうことであって、一時的に市町村が支弁をしたものに対して県がお金を出しますよという、そういう制度ですので、それでこれだけかかるだろうという見込み、それを最大限見て、当時は組んでいたということです。

ですから、それが来る見込みがないという形で言われてしまいますと、その時点では県のほうもはっきりしていませんから、そうかもしれませんけれども、その部分というのは、やはり県、それでもう一つつけ加えさせていただきたいのは、県のほうが災害救助法に基づく負担金の支出の要綱を作成したのは3月31日付です。しかも、この通知が来たのは4月になってからです。ですから、その通知を待って、じゃ、補正予算をするのかということは、それはあり得ないと思っております。その前の段階で、災害救助法に基づいて措置をしなければいけないものでございましたから、それは少なくとも市町村の中でやらなければいけないと。ただ、それで、市町村がすべて予算を見るのかということではなくて、最大限必要なものをそこに組み込んで見たと。ですから、ご存じのように、そこの中には応急仮設住宅の設置も入っていました。それは8億円ちょっとあります。それについては、もう応急仮設住宅については県がやりますからということで、それは支出しないことになります。

ただ、繰り越しについては、3月31日の時点でしなければいけませんので、3月31日の時点で、今持っているもの、それは上限として繰り越したものです。ですから、その中で県が幾ら負担してくれるという明確なものがその時点で来ていれば、当然その数字が決定していたと思うんですけれども、それは決定していませんでしたので、そういう形にならざるを得なかったということです。

それと災害廃棄物の関係、10億円残っているところから出せばいいじゃないかということがありました。ただ、災害廃棄物については、今回、国のほうの1次補正も相当遅れました。新聞などでは、災害廃棄物に対しては、国庫補助金と、それから起債を借りて、市町村の負担をゼロにしたいというような意向もありました。けれども、具体的なその話がなかなかありませんでした。

そういう中で、少なくとも起債については、22年度に借りたものを23年度に繰り越してというのは、その段階で予算措置していなければできませんので、さらに22年度の繰り越した予算について、これを補正をかけることはできません。ですので、そういう中で改めて予算を組んだということです、20億円。10億円上乗せして組んであるんですけども、その部分で国庫補助金を半分見て、さらに災害対策債という100%借りられて、100%交付税措置をしますよというものを今回見てあるということです。

それは現状で、国・県の状況を見ていただいたら分かると思うんですけども、どこもみんな混乱しています。その中で最大限可能なものは、取りあえず盛り込んで、災害復旧に当たっていく必要があるだろうということで今回組んでいるということでございます。それから早急な対応が必要でありますから、どうしてもすべてが理解されない中で進んでしまったところはあるかと思うんですけども、そういうところについては、事務手続き上どうしてもいかにざるを得なかったというところがあるということをご理解いただければと思っております。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） これ最後になっちゃうんですね。だから、やはり支出、県の交付決定通知書を、通常ならあるんでしょう、本当は、当然ね。こんな緊急だ、緊急だと皆さん言いますけれども、緊急で、先ほども言いましたけれども、6日かそこらで臨時会開いて、20億円も盛り込んで、29億円も繰越明許するわけですよ。そういった形ができるもの、そのものを我々はそういうものを当然あるものとして審査しているわけですよ。

しかし、今になって10億円入りません。20億円、県支出金ありません。20億円のうち多分全額県支出金じゃないですよ、国が半分でしょう、今度は来たのが。多分同様のことになることじゃないですか、本来ならば。国から迂回して県を回ってと。そういうことの想定だったんじゃないですか、これは。

それと、繰越明許費をしておいて、こういったことがあり得る、当然、県決定交付通知書がないものを予算として盛り込んできた。我々はそれを審査した。そして、可決してあるんですよ。本当、入金もないものを可決するなんていうことはあり得ないでしょう、はっきり言って。

もうこれ質問の回数限られますから、その辺、県の地方課へ聞きまして、文書で後で答えてください。こういう繰越明許費、こういうものがあって、決定通知書が補正予算、22年度の補正やりましたけれども、今回、専決に向けましてのことも含めて、我々に説明できるよ

うに、口頭では分かりませんので、もう回数、私も限られていますので、県地方課へ問い合わせ、文書をもって答えるようお願いします。副市長、どうですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の再々質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それぞれの地方自治体、それぞれ独立で営んでおります。その中で予算措置をする。

日下議員言われるように、確かに通常の場合であれば、国庫補助の協議が済んで、県の補助の協議が済んで、そういう中できちんと財源として明確になったものが繰り越されるということだと思います。

その中で、先ほど一番最初にお答えしたように、県のほうは国との協議も必要になっていた。災害救助法に絡むものについては、県はまだうちのほうにこれだけのお金が確定しましたということで数字は来ていないんです。もう3か月も過ぎているんですね。

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） そのままお答えしますが、確かに市町村課はアドバイスをいただけます。あくまでも助言ですので、それはいただくことは、全くうちのほうは差し支えない話なので、それは問い合わせをしたいと思っております。

ただ、今の状況の中で、それを予算措置しなくてよかったのかということは、私は言えないと思っております。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑は終わりました。

議案第9号の質疑を終わります。

議案第10号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第11号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

議案第12号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第13号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第14号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

議案第15号について、質疑に入ります。

質疑の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

以上で議案質疑を終わります。

---

◎追加日程 議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び  
議案第7号直接審議(先議)

○議長(林 一哉) おはかりいたします。議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第7号は、人事案件でありますので、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議いたしたいと思いますが、これに決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第7号は、委員会付託を省略して、本日の日程に追加し、直接審議にて先議することに決しました。

議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号及び議案第7号は、人事案件でありますので、討論を省略して採決いたします。

議案第3号、旭市固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第3号は同意することに決しました。

議案第4号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第4号は同意することに決しました。

議案第5号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第5号は同意することに決しました。

議案第6号、旭市固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第6号は同意することに決しました。

議案第7号、旭市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第7号は同意することに決しました。

---

## ◎日程第2 常任委員会議案付託

○議長（林 一哉） 日程第2、常任委員会議案付託。

これより各常任委員会に議案を付託いたします。

総務常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第2号、議案第9号中の所管事項、議案第11号、議案第12号、議案第13号の6議案であります。

文教福祉常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第9号中の所管事項、議案第14号、議案第15号の4議案であります。

建設経済常任委員会は、議案第1号中の所管事項、議案第8号、議案第9号中の所管事項、議案第10号の4議案であります。

以上のとおり付託いたします。

付託いたしました議案は、7月7日までに審査を終了されますようお願いいたします。

---

### ◎日程第3 常任委員会請願付託

○議長（林 一哉） 日程第3、常任委員会請願付託。

本定例会までに提出されました請願は、請願第1号、請願第2号の2件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

これより常任委員会に請願を付託いたします。

文教福祉常任委員会に、請願第1号、請願第2号の2件を付託いたします。

付託いたしました請願は、7月7日までに審査を終了されますようお願いいたします。

---

### ◎日程第4 常任委員会陳情付託

○議長（林 一哉） 日程第4、常任委員会陳情付託。

本定例会までに提出されました陳情は、陳情第1号の1件であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。



これより常任委員会に陳情を付託いたします。

文教福祉常任委員会に、陳情第1号の1件を付託いたします。

付託いたしました陳情は、7月7日までに審査を終了されますようお願いいたします。

---

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は6月29日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午前10時35分

## 平成23年旭市議会第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第3号）

平成23年6月29日（水曜日）午前10時開議

#### 第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第 1 一般質問

---

#### 出席議員（22名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 大 塚 祐 司 | 2 番  | 飯 嶋 正 利 |
| 3 番  | 宮 澤 芳 雄 | 4 番  | 太 田 將 範 |
| 5 番  | 伊 藤 保   | 6 番  | 島 田 和 雄 |
| 7 番  | 平 野 忠 作 | 8 番  | 伊 藤 房 代 |
| 9 番  | 林 七 巳   | 10 番 | 向 後 悦 世 |
| 11 番 | 景 山 岩三郎 | 12 番 | 滑 川 公 英 |
| 13 番 | 嶋 田 哲 純 | 14 番 | 柴 田 徹 也 |
| 15 番 | 木 内 欽 市 | 16 番 | 佐久間 茂 樹 |
| 17 番 | 日 下 昭 治 | 18 番 | 林 俊 介   |
| 19 番 | 嶋 田 茂 樹 | 20 番 | 高 橋 利 彦 |
| 21 番 | 林 正一郎   | 22 番 | 林 一 哉   |

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

|        |         |              |         |
|--------|---------|--------------|---------|
| 市 長    | 明智 忠 直  | 副 市 長        | 増 田 雅 男 |
| 教 育 長  | 刃 田 哲 雄 | 病院事業<br>管理 長 | 吉 田 象 二 |
| 秘書広報課長 | 伊 藤 浩   | 行政 課         | 林 清 明   |

|               |      |                    |      |
|---------------|------|--------------------|------|
| 総務課長          | 神原房雄 | 企画政策課長<br>兼被災者支援室長 | 米本壽一 |
| 財政課長          | 加瀬正彦 | 税務課長               | 佐藤一則 |
| 市民生活課長        | 斉藤馨  | 環境課長               | 浪川敏夫 |
| 保険年金課長        | 石毛健一 | 健康管理課長             | 高山重幸 |
| 社会福祉課長        | 渡辺輝明 | 子育て支援課長            | 林芳枝  |
| 高齢者福祉課長       | 石井繁  | 商工観光課長<br>兼国民宿舎配人  | 横山秀喜 |
| 農水産課長         | 堀江隆夫 | 建設課長               | 北村豪輔 |
| 都市整備課長        | 伊藤恒男 | 下水道課長              | 増田富雄 |
| 会計管理者         | 花香寛源 | 消防長                | 佐藤清和 |
| 水道課長          | 小長谷博 | 病院事務部長             | 渡辺清一 |
| 病院経理課長        | 鈴木清武 | 庶務課長               | 加瀬寿一 |
| 学校教育課長        | 菅谷充雅 | 生涯学習課長             | 高野晃雄 |
| 体育振興課長        | 野口國男 | 監査委員局長<br>事務局長     | 馬淵一弘 |
| 農業委員会<br>事務局長 | 加瀬恭史 |                    |      |

---

#### 事務局職員出席者

|      |      |       |      |
|------|------|-------|------|
| 事務局長 | 堀江通洋 | 事務局次長 | 向後嘉弘 |
|------|------|-------|------|

---

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 平 野 忠 作

○議長（林 一哉） 通告順により、平野忠作議員、ご登壇願います。

（7番 平野忠作 登壇）

○7番（平野忠作） おはようございます。

議席番号7番、平野忠作です。

平成23年第2回定例会において一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

去る3月11日、東北地方太平洋沖に、マグニチュード9.0、世界でも5本の指に入る巨大地震が発生し、6月15日現在、全国で死者1万5,434人、行方不明者7,742人、避難者、転居者合わせて12万4,594人、未曾有の大災害が発生いたしました。旭市においては、死者13名、行方不明者2名、住家被害、全壊334戸、大規模半壊424戸、半壊481戸、一部損壊2,069戸、床上浸水669戸、床下浸水259戸、液状化被害711件、旭市も、今までに経験したことがない甚大な被害を受けました。

命を落とされた皆さんにお悔やみと、被災なされた皆さんに心よりお見舞い申し上げます。

このたびの大震災に対して、執行部をはじめ市職員の速やかな行動のもとで、災害対策本部の立ち上げ、避難所の設定、防災無線の呼びかけ、避難誘導、本当に大変でした。また、

消防団員、消防署員の皆さんが互いに連絡をとりながら、津波で水位が増した中、危険を顧みず大勢の方々を救助いたしました。改めて行動力に敬意を表します。

今後は、復旧・復興に全力で取り組んでいただき、市民の皆さんが一日も早く震災前のように平穏に暮らせるよう希望いたします。

通告に従いまして質問をいたします。

大きい1番として、東日本大震災について。

(1) 旭市の被害状況について伺います。

今回の大災害は、巨大地震が引き起こした津波と土地の液状化現象が主な要因だと思います。トータル的には旭市内災害状況資料により確認できますが、市民の皆さんにもっと身近に被害状況をお知らせするために、小学校学区単位でお知らせすることが重要だと思いますので、お知らせを願いたいと思います。

(2) 津波による被害及び今後の対策について伺います。

このたびの津波は、およそ308年前の元禄の大津波以来ですが、旭市としては、津波に対する今後の対策について伺います。

(3) 土地の液状化現象及び被害状況について伺います。

市内の現在の被害状況及び主な要因等、分かればお知らせ願いたいと思います。

(4) 瓦れきの有効利用について伺います。

6月10日現在、瓦れきの仮置き場6か所で9万5,000トン以上を上回っています。旭市としては瓦れきの有効利用をどのように考えているのか伺います。

大きい2番として、あさひ健康パークゴルフ場について伺います。

津波による現在の被害状況及び全体像について伺います。

2番目として、再開の見通しについて伺います。

再開に係る国・県等の支援は得られるのか伺います。併せて、予算額等、分かればお願いいたします。

大きい3番として、食彩の宿いいおか荘について伺います。

津波による被害状況について伺います。いいおか荘の現在の状況及び警備体制はどのようなになっているのか伺います。

2番目として、将来展望について伺います。

近隣の国民宿舎の経営形態が分かればお知らせください。

再質問は自席で行いますので、簡潔な答弁をよろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 平野議員の質問に対しまして私のほうから、3番目の食彩の宿いいおか荘の今後の将来展望ということでお答えをしたいと思います。

いいおか荘の将来展望につきましては、震災による被害も甚大であり、復旧に多額の費用がかかること、現下の経済情勢、国民宿舎運営委員会の答申、過日の議会全員協議会での意見などを踏まえ、しばらく間、営業を休止したいと考えております。

ただ、過去2回、地元の皆さん方との意見交換会の中では、かなり観光拠点として残してほしいというような意見が出されました。今後は、さらに市民や議会の皆様の意見を伺いながら、当地域の復興という中でいいおか荘をどう位置づけていくか検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 津波及び液状化現象による住家の被害状況についてお答えいたします。

初めに、津波による被害状況です。これは、6月22日現在の集計結果を申し上げたいと思います。矢指地区75世帯、富浦地区252世帯、三川地区79世帯、三川を除いた飯岡地区でまとめて申し上げます。522世帯です。合計928世帯です。

続きまして、液状化現象によります被害状況です。矢指地区148世帯、富浦地区61世帯、蛇園地区124世帯、後草地区46世帯。この海上地区の蛇園と後草については、学区というふうなのはなかなか分けづらうございましたので、今のような大字で分けさせてもらいました。それから、三川地区260世帯、市内全域その他72世帯で、合計711世帯でございます。

それから、続いて液状化現象の要因についてのご質問がございました。液状化というのは、地下水位の高い砂地盤が、地震による激しい振動によりまして液体状になる現象のことをいいます。発生する場所のほとんどが、砂丘地帯や三角州、それから港湾地域の埋立地と言われております。今回の地震によりまして市内で液状化が発生した地域は、三川、蛇園、後草、矢指、富浦、いずれも昭和20年代から40年ごろまで砂鉄採取というものが行われておった地域でございます。このように砂鉄採取が行われた地域で液状化が起こったということでございますので、砂鉄採取後の埋め立てが液状化発生要因の一つであるのではないかと考えてお

ります。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 建設課のほうから、津波による被災した海岸地帯の復旧・復興の今後の対策について回答させていただきます。

ご承知のとおり、これまでの海岸部の対策については、千葉県により海岸浸食対策や高潮対策工事など離岸堤の設置が行われ、浸食に悩み続けた海岸から砂浜がよみがえりました。また、当時、建設省や農林水産省により、海岸保全対策として護岸の天端高を4.5メートルとした整備が施工されました。しかし、今回の大津波は7メートル以上の高さで襲来したことにより、甚大なる被害や人的被害を受けました。

このことから、巨大津波を100%防ぐことは難しいと思いますが、今後の対策としては、海岸付近の観光や景観に配慮しながら市民の生命及び財産を守るといった観点から、既存護岸をかさ上げた堤防や、砂浜部分に保安林などを植えるなどして対策を考えたいと思います。また、この対策に関しては、県及び国に対して、市民が不安を解消されるような津波対策を早期に取り組んでいただけるよう強く要望したいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは私のほうからは、瓦れきの有効利用についてお答え申し上げます。

東日本大震災により発生しました災害廃棄物につきましては、可能な限り再利用したいと考えております。例えば木くず等は、破碎してボード等の原料、あるいは火力発電の燃料などに利用いたします。

こうした中で、コンクリートがら等の有効利用については、中間処理施設等で再資源化し、道路の路盤材及び構造物等の基礎材として再利用をしていきたいと考えております。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、2点目のあさひ健康パークゴルフ場についてのご質問2点についてお答えいたします。

まず、1点目の津波による被害状況でございますけれども、今回の大震災に伴う津波により被災した施設につきましては、大きく六つに区分をいたしております。一つは、海側の土塁、いわゆる土手でございますが、これと防風柵の崩壊、東側に設置しているトイレの浸水

被害、周囲を取り囲むフェンスの倒壊、それと散水施設への浸水被害、それから樹木の倒木及び塩害、最後に、コース内の芝生への土砂等の堆積など、主に六つの施設について大きな被害を受けたものでございます。

中でも海側の土塁——土手でございますが——と防風柵につきましては、約200メートルにわたって崩壊するとともに、管理上において最も重要となる施設である散水設備、スプリンクラーやポンプ等に甚大な被害を受けたものでございます。

また、とりわけコース内の芝生につきましては、約9割が波をかぶっている状況にありまして、とりわけ東側の10ホール分につきましては、大量の土砂等が5センチほど堆積している状況でありまして、当初は芝生が全滅するのではないかと、このように危惧しているところでありました。また、ほとんど芝生も張り替えなければ再生は難しいのではないかなと、このように思っていたところでございます。

次に、ご質問の2点目は、パークゴルフ場の再開の見通しでございます。

これまで国・県に対しまして、今回の災害に対しまして、災害復旧事業として災害の認定を申請してきたところでございまして、過日、国、これは国土交通省と財務省でございますが、国から現地査定を受けたところでございます。今回の震災によりまして、市内各所で被災したライフラインの復旧が最優先とは考えておりますが、これまでも多くの市民の皆様から再開の見通しについてご要望をいただいていたところでございます。

一方で、今回被災した土塁や防風柵は、潮害防備保安林の役目を持つ重要な施設でもございますので、周辺住民の皆様の安全確保のためにも早期復旧が必要であると考えて、先般、予算を専決処分させていただいたものでございます。

最後に、予算の内容であります。復旧工事費として6,825万円を予定したものでございまして、財源としましては、国から都市計画施設災害復旧費補助金として1,837万5,000円、起債に1,830万円を予定しているものでございます。なお、この起債については、100%交付税算入がでございます。

なお、コースの植栽等につきましては、残念ながら補助対象外となるため、単独費として必要最小限の経費を見込んだものでございまして、今後も早期復旧に向けて努力してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは私のほうから、食彩の宿いいおか荘



について回答を申し上げます。

まず最初に、津波による被害状況ということについて申し上げます。

レストラン等の一部増築した部分に亀裂が入り、傾いております。建物の被害額といたしましては、1億6,600万円でございます。ほかに、浄化槽、空調設備等の設備関係の被害額が3,500万円、駐車場の沈下で1,300万円、合計いたしますと2億1,400万円ということで見積もっております。

続きまして、ご質問の現在の警備体制というようなご質問がございました。

警備体制でございますが、機械警備ということで委託してございます。取り付け工事費で26万7,300円、月々の警備料ということで、それが2万6,250円というような状況です。

続きまして、2点目の将来展望についての中で、近隣の国民宿舎等の経営形態等についての回答でございますが、まず、匝瑳市ののさか望洋荘、これは有限会社のさかエコーに貸し付けをしております。次に、九十九里町のサンライズ九十九里でございますが、株式会社休暇村サービス、財団法人千葉県観光公社の2社合同で指定管理者となっておりますが、今年度中に売却の予定というふうに聞いております。次に、白子町の白子荘でございますが、白子町内で3店舗のホテル経営をしていますカネイグループが指定管理者となっております。一宮町の一宮荘でございますが、老朽化が著しく、平成22年1月31日に閉館しております。鴨川の望洋荘でございますが、平成15年3月29日に閉館しており、現在は駐車場となっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、旭市の被害状況、それについての再質問をさせていただきます。

津波避難者に対しての避難誘導、伝達等はスムーズに行われたのか。また、この津波に対する避難計画等は策定されていたのでしょうか。

もう1点、今回の津波が想定外の大きさゆえに、旭市の津波のハザードマップ等の改訂、あるいは、今後、津波の水位がもし仮に上がった場合には、現在今使われている避難場所の再検討も視野に入れるべきと思いますが、ご答弁のほうをよろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 再質問にお答えいたします。

1点目の、最初に、津波避難者に対しての避難誘導、伝達等はスムーズに行われたのかについてお答えいたします。

午後2時46分に発生しました東北地方太平洋沖地震による津波警報発令に伴いまして、防災警報システム、自動起動しますシステムでございますけれども、それから防災無線により津波警報が放送されました。消防本部、市においても、津波警報発令後、防災行政無線にて、避難するよう続けて放送を行っております。また、市広報車2台と消防本部消防車3台、消防団による避難誘導、それから広報活動を実施しておりまして、迅速な情報伝達及び避難誘導ができたものというふうに考えております。

次に、津波における避難計画等は策定されていたのかというご質問でございます。

現在、旭市におきましては、元禄津波を想定した津波災害予防計画により対応をしているところでございます。今回の震災を踏まえ、想定を超える被害があったということから、津波避難計画を策定し、津波に対する防災意識の高揚を図りたいというふうに考えております。

それから、もう1点でございますが、津波ハザードマップ等の改訂、避難所等の再検討も視野に入れるべきだと思いますという部分でございますが、これにつきましては、国・県が実施します被害調査結果、それから指針も出るということでございます。そういったものを津波ハザードマップの改訂並びに防災計画の見直しの中で避難所のあり方等も検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、その件についてはよろしくお願いします。

震災直後、避難所8か所に、聞くところによりますと、合計2,900人の人々が入られたということを聞いております。その中で、これは想定をはるかに上回る避難者であったと思います。それで、この備品、あるいは食料品等の不備はなかったか。

それと、私は富浦小学校の学区でございます。その中で、避難所の中で一番必要としたのは、これは校長先生からのお話がありまして、やはり明かりがないと。体育館も避難所になっています。その容量がある発電機をぜひとも装備していただきたいというような要望が強くありましたので、その辺に対しましてどのようにお考えでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 再質問でございますが、震災直後の避難所8か所という部分で、大勢の方がそこに来られたと、その中で、備品、食料品の不備はなかったかという部分でございますが、非常用物資の量でございますが、市内に備蓄倉庫については27か所設置してございます。これには、居住関係、食料・水等を備蓄しているところでございます。

今回の震災では、確かに一時避難の方も多く、備品等が一時的に不足したという部分もございますが、それにつきましては、県と連携しまして、県の備蓄倉庫より調達をいたしております。食料につきましても、災害翌日から職員によります炊き出し等を行いまして、毎食3,000人分を用意したところでございます。また、多くの方々からカップラーメン等のご支援もいただいているところでございます。

2番目の避難所の地元小学校の部分の中で、一番必要だという部分の中に発電機というお話がございました。それにつきましては、確かに発電機によって、照明等が一番重要だというふうに考えております。これにつきましては、学校や避難所での発電機の管理というのは非常に難しいということもございます。そういうことも考えられますので、震災と同時に配備できるような体制を整えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、4番目の質問として、県道の飯岡一宮線があります。通称を言いますと、海岸通りですね。その電柱に主に設置してあるんですけれども、海拔の地盤の高さを示す標識が、何か聞くところによると、3月、ちょうど地震のタイミングに、津波に合わせたように設置されてあったわけなんです。私は、これは非常にいいことだなと、こう思います。それはどういうことかと申しますと、今まで自分たちも海岸のほうに住んでいましたけれども、自分のその所在というのがどのくらいの高さかというのは、全然もう今まで関知しておりませんでした。大体、海岸通りを平均しますと、海拔で言いますと大体3メートルから4メートル、まあ3.5メートルぐらいが主な場所だと思います。

そういう中で、このよいことをもっと市民の方に知ってもらうため、また、津波の対策から自分を守るために、重要な市内の箇所に、さらにもう200か所くらい、そんなにお金がかかるものではないと思いますので、設置をしていただきまして、その場所がもし今度津波が来たらどのくらいの高さだと、しょっちゅう、日ごろ運転しながらも分かるような方法をとっていただければ、またこの津波の避難ですか、そういうときに迅速に一人ひとりが対応ができるものと認識していますけれども、どうでしょうか、そのお考えのほうは。よろしくお

願います。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今回の津波におきまして、海拔を知らせる標識、非常に必要だという部分でございます。確かに地域の地盤の高さが分かるという部分につきましては、避難をしたりするのに有効というふうに考えております。市においても、これから主要な場所への設置を検討してまいりたいというふうに考えております。

数のお話がありました。200か所とかいうのもありましたが、これにつきましては、必要な部分として、まずは片貝線までの部分がある程度必要なかなという部分、それから公共施設等につきましても、そういう部分があることによって、常に防災意識というか、そういう津波の恐怖という部分も感じていいのかなというふうに思いますので、そういったところに設置したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、できればなるべく早目に設置のほうをよろしく願います。

それでは、津波に対する被害及び今後の対策ということでご質問をしたいと思います。

先ほど建設課長さんのほうからいろいろとお話がありました。その中で私なりの観点から、まず、この旭市の地区の海岸線の状況、大きく分けて四つに変化があると思います。ですから、それに対して、そのように対応されなければ、この津波のあれは少しも解決がしないと思いますので、私なりに四つに分けた方法でちょっとお話をしてみたいと思います。

まず、この旭市の海岸線はおよそ12キロ弱あるそうです。今回の津波が、千葉県で旭市だけがなぜこんなに甚大な被害をこうむったのかと申しますと、はっきり言いますと、やはり先ほど課長がおっしゃったように、防潮堤が、4メートル50ですか、ないと。今回、波は7メートルか8メートルと。必ずこれは入りますね。そんな中で、いろいろ改善すればそれをある程度防げるという可能性があるんじゃないかということで、これからちょっとお話をしてみたいと思います。

まず、飯岡地区のほうからいきます。

その前に、この旭地域、海岸の状況、要は波返し方式とスロープ方式というのがございます。今、房代議員にお願いしていますけれども、波返し方式とスロープ、これの二つが旭市にありまして、スロープのほうが大体、約7キロくらい、それで波返し方式が5キロくらい

あるかと思います。

それで、東のほうの飯岡地区からいきます。横根から萩園海岸が、防潮堤が、先ほど言いましたように、4.5メートルと申しましたね。これはスロープ式です。これは非常に津波に弱い方式でございまして、ですが、一部だけ、萩園海岸の前にたしか350か400メートルくらい、飯岡町当時に、平成12年になぎさリフレッシュ事業という事業で保安林が植栽されています。この保安林は、正式な名称は潮害防備保安林といいます。これからは保安林ということで略させていただきますけれども、今回も津波でかなり助かっています。松が緑に青々としています。これをあとの2キロのこの横根海岸までずっと延長していただければ、この事業がもし可能なら、かなりまた津波を防げると思います。それにさらに、まだまだこれでは防備が足りないと思います。海岸のほうに、海側に、できれば、瓦れきとか、あるいは砂のこの余ったのを、8メートルないし10メートルの土手を造れば、かなり防げる可能性があります。これはすぐというわけにはいきませんが、そこらも念頭に入れていただきたいなど、こう思います。

それで、2番目です。三川海岸の船着き場から矢指ヶ浦の海水浴場まで、野中、西足洗を通って、ここはやはり防潮堤が4.5、波返し方式といたしまして、津波にこれ非常に強いところでございます。しかも、この背後地に保安林を守る土手が、海拔で6メートルないし7メートルあります。この距離が約3.2キロメートルございまして、ここが旭市で一番津波に強かった場所でございます。当然、この地盤の海拔も、ほかの土地から比べますと強いところでございました。いずれにしても、こういう旭市にも津波に強いところもあるということなんです。

それでもう一つは、足川浜海岸、十日市場から中谷里のパークゴルフ場まで、これも防潮堤が4メートルちょっとありまして、スロープ式、非常にこれ津波に弱いんです。しかもこの地域は、海岸保全区域、要するに植栽も植えては駄目と、全然、海岸も構ったら駄目と、非常に厳しいところなんです。ですから、今回は津波が7メートル、8メートル来ると、まともに津波が入って、甚大な被害を出した場所でございます。

ここは、これは県にお願いして、この保全区域を解除していただきまして、やはり陸側に土手を造って、さらにこの保安林の植栽をしていただければ、多重防備ということでかなり地震は防げる。しかも、コンクリートがらを利用できれば一石二鳥、あるいは三鳥と、浸食保全にもなりますしね。その辺も自分でも、これはぜひとも解除していただいてやっていただきたいと。

ちょうど私が見学に行ったときに、林課長さんも一緒に、ちょうど前の十日市場浜の区長さんが、ここは植林してもらったほうがいいだよねと言っていましたものですから、そんなに違和感はないかと、このように思っています。

それと、それからもうちょっと海岸がございます。中谷里浜のパークゴルフ場から神宮寺、駒込海岸、これも防潮堤が4.5、スロープ式で非常に今回津波に弱かったところです。これは、県の北部林業が、一部はこの土手をやってあるんです。ところが、この土手が、要は防潮堤の天端と同じものですから、一気にやっぱり津波が入ったと。ここの部分はもう既に県で工事してありますから、さらにもう4メートルくらい今度かさ上げをしていただければ、かなり効果が出るものと思われま。

そんなわけで、旭市が何でこんなに津波の被害を受けたのかと。匝瑳市、山武市がお隣にあります。この区域はそんなにこの被害がないんですね。なぜないのかと申しますと、やはり砂浜の土手が、大体8メートル、10メートルでしっかりガードをしているんです。波は実際に7メートル、8メートル駆け上がっています。ですから、いかにこの砂の土手が貴重かということでござい。

ちなみに今回、匝瑳市の場合は、全壊がゼロ、半壊がゼロ、山武市においては、全壊が39、床下浸水が374、1けた違うということなんですね、同じ九十九里で。しかも、その波の高さはそんなに変わっていません。私も見に行きました。いろんな人と一緒に見に行きました。やはり痕跡が残っています。

ですから、そこらも検討しながらやはりやっていただければよろしいかなと思いますけれども、課長さん、いかがでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 今、議員さん言われたように、波返しのある部分は、昔、農林水産省がやった護岸がそのまま残ってしまして、スロープになっている緩傾斜護岸の部分に関しては、建設省がやりましたなぎさリフレッシュ事業ということで、ああいった形になっております。

議員さんご存知のように、旭地区に関しては護岸の背後地はございますけれども、ただ、飯岡地区に関しては護岸の背後地がございませんので、またその辺の利用に関しては、県のほうに、どういった形で可能かどうか、すぐにはという形じゃないと思いますけれども、今言われたように土手を造るのが先なのか、例えば今ある緩傾斜護岸の上に堤防をかさ上げす

るのが先なのか、どちらかの形で、住民が安心して住めるような形、幾らやっても津波自体は解消することはまず不可能だと思います。釜石市のほうでも、あんな高いスーパー堤防を造ってもああいった形になりますので、どの辺を基準にしてやるかということは難しいと思いますけれども、できることをお願いしてみたいと思います。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） 課長さんから前向きな答弁ありがとうございます。とにかくみんなで知恵を出しながらやっていこうということでございます。

なぜこの津波にこだわるかといいますと、今後起こり得る地震として、アメリカの地質学研究所が警鐘を鳴らしています。茨城県沖から千葉県沖にかけてマグニチュード8クラスの地震がいつ起きても不思議ではないと発表していますし、また、菅総理大臣も、東海沖で今後30年間のうちに87%の確率で巨大地震を予測しています。

それで今回、この津波によりまして、商工の被害額、水産加工被害額、合わせまして、推定ではございますけれども、多分90億円から100億円が損失になると思います。その中には、廃業を余儀なくされ、それに伴い数百人規模で雇用が喪失しています。

例えば近くのかんぼの宿に置き替えてみますと、あそこは一番いいときには年間の売上高が10億円近くございました。今回はこの修理費が多分数億円かかると思います。雇用、パートを含めまして70人くらいいたしかいたと思います。年内の開館を目指しているそうですが、いまだそのめどは立っていないのが現状でございます。

また、大手のせんべいメーカー、これも相当の損害だと思います。水産加工の大手、レストラン、食堂など、小規模の水産加工業者の中には、もう既に数件が廃業したところもございます。企業は支援金が出ませんので、これまた大変でございます。

また、海岸近くに住居を構えている皆さんは、生活飲料水として地下水を利用しています。その地下水が、津波により海水が大量に入り塩辛く、生活水として使用にたえられません。本当に困っています。これは数十戸以上あると思います。資金のある方は、もう自前で市の水道を引いた方もいます。

それで、さらにこの住家被害、店舗、例えば八百屋、床屋、酒屋、雑貨屋など、昔からの商店が今回流されました。それに伴い、車、電化製品、あるいは身の回り品、いろいろ、それにさらにこの流された跡地が、土地の価格がもう下落をしているようでして、買い手がつかないというふうなことでございまして、この損害額が膨大だと思います。おおよそ、それらをプラスしますと150億円近い損失があると思います。

そしてまた、このごみが9万5,000トン出ている中で、やはり8割ぐらいは、津波がなければこれ、お金が飛んじゃうわけなんです。

そんなわけで、この旭市の一般会計予算が268億5,000万円です。この150億円ということは、約60%のあれを1回の津波で喪失するということでございます。

ですので、私は、この道路、排水、公園、いろんなものを造るのは大賛成です。しかしながら、これはこの旭市の重要課題として今後取り組んでいかねばならない問題だと思いますので、市長さん、その辺のお考え、気持ちというのを分かればお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 津波対策ということで、本当にいいご意見をお聞かせいただきました。

確かに旭市も11キロ余りの海岸線を持っているわけでありますけれども、その中で、今、平野議員がおっしゃいましたように、幾つかの分類に別れるのかなと。津波対策としてもそういったようなことでやっていかなければならないと。

そのことの中で、千葉県の中で津波被害が一番多かったのがこの旭市ということでありますので、県の中でも、津波予防、災害対策をどうしたらいいのかというような部分で、いろんな部分の相談があります。そういう県ともよく相談をしながら、早急に、市民が安心して、安心するというほどまではいかないかもしれませんが、その津波対策を講じていかなければならないと、そんなように思っているところでありまして、企画政策課、そしてまた県のほうにも強い要望をしていただくように指示をしているところでありますので、早急に予防対策はやっていきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） ありがとうございます。これからもしっかりとよろしくお願いいたします。

それでは、次の土地の液状化現象及び被害状況について。

これはいろいろ聞くとところによりますと、この液状化というのは、マグニチュードが5の強になって初めて顕著に表れるということは聞いています。

今回、いろいろ被害が多方面にわたっていますけれども、今現在に発生した事実を何らかの形でお知らせするというのも大事だなと思っていますけれども、その辺、どういうお考えでしょうか。

例えば、さっき米本課長さんがおっしゃったように、この地域別で出された、発表してい



ましたね、あれを広報等に織りまぜて配布なんかしていただければいいのかなと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） その辺のところは、せっかくこの調査をして、大切な資料ですので、関係課は幾つかあります。相談して広報に努める、こういうふうにしたいと思います。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、よろしくお願いします。

続いて、この瓦れきの有効利用についてお尋ねいたします。

旭市の海岸線は、浸食と高潮を防ぐために防潮堤がございます。先ほど4.5メートルとおっしゃいました。ですけれども、その背後地が、大部分が2メートルないし3メートルですね。ですから、今回の津波と同様のが来ますと、かなり被害をこうむるわけです。

そこで私の提案ですけれども、この防潮堤の高さぐらいまでには、何とか、一般のがらでなくて、コンクリートのこのがら、そういうのを敷き詰めるということはなかなか難しいと思いますけれども、その辺の考え方はどんなものでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、ただいまのコンクリートがらの有効活用についてお答え申し上げます。

有効活用できるそのコンクリートがらの全体の量でございますけれども、未確定ではございますけれども、およそ1割から2割程度発生するものと予想しております。そこで、いわゆる海岸背後地の防潮堤等への活用でございますけれども、今後、国や千葉県が取り組む事業、あるいはその計画などを利用する側の条件にも関係いたしますので、可能であれば、再活用できるよう関係各課と連携を図り、国並びに千葉県へお願いをしていくと、そういったことをしていきたいと思います。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） これは地元で産出されたものでございます。できれば地元に戻元といいですか、それが私はよろしいかなと思います。

続いて、4番目としまして、これは5月18日の読売新聞を見たんですけれども、宮城県岩

沼市では、このコンクリートがらを利用して、高さ10メートル、長さ6キロの防潮堤を整備し、その中に松や桜を植えて、展望台として観光にも活用するという計画があるということを知っています。

これは、旭市にもこういうことは参考にはなるのかなと。瓦れきを利用します。観光にもいいです。一石二鳥。そして、これはそういう展望台とかいろいろ見晴台を造れば、観光、景観面に対してもそんなには私は悪くないと思います。

ですから、できれば、これは計画だけで、やるやらないは分からないと思いますけれども、しかしながら、地形的に見ましても今のこの考え方は、もう旭市の海岸には合っていると思います。ですから、こういうのを参考にしながら、できればこの際に一気にいろんなものを利用しながら、前向きに、今までの景観が悪くなるのではなくて、それを利用しながらもっといい景観を作るという、そう発想を変えていったほうが、私は、もっともっといい海岸づくり、まちづくりができるのかなと思っていますけれども、その点はいかななものでしょうか、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 先ほどもお答え申し上げましたけれども、コンクリートがらにつきましては、再利用をするということで現在進んでおりますけれども、それが、国、あるいは県の事業がすぐそこにあって、そこへすぐ使えるということになれば一番いいわけでございますけれども、そういったうまいチャンスがあればそこへ利用したいと考えております。

今お話がありましたように、岩沼市につきましても、やはり国・県の計画との整合性を今とりながら、どうしようかということで、ストックしておこうか、再利用できるようにしておこうかというところで検討をしているという状況だそうでございます。

したがって、旭市につきましても、そういった事業ですぐそこへ使えればいいんですけれども、そうでないと、取りあえずは再利用できる状況にしておくと、そういったことで現在進めておりますけれども、その辺は、国の事業、あるいは県の事業とのやはり整合性をとりながら進めたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） どうもありがとうございました。

そういうわけで、法律面とかいろいろ縛りがあると思いますけれども、今回はもう激甚に

指定されたわけですから、国・県に対して積極的に働きかけて、ぜひ実現できればよろしいかなと思います。

それでは、次のパークゴルフ場について伺います。

先ほど課長さんからいろいろご説明がございました。私は昨日もこのパークゴルフ場を見てまいりました。芝生等が大変きれいになっていました。震災後はこのコースの半分以上が砂に埋もれ、一時はどうなることかと大変に危惧したわけなんですけれども、このように本来にきれいになっていました。これはどのようなことが行われたのか、その辺のご説明をお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 再質問にお答えいたします。

先ほどご答弁を申し上げればよろしかったと思いますけれども、先ほど申し上げましたのは、大量の土砂によりまして再開が危惧されるという状況、全滅の状況ということで申し上げました。実は3月の下旬ごろに市のパークゴルフ協会から、自主的にボランティア作業を行いたいという申し出をいただいたところでございまして、また周囲の状況も、まだ津波の被害に遭ったという状況も周囲にございますので、その辺をかんがみながら、やはりボランティア作業について適切な時期を判断していたわけでありまして、4月6日と11日の2日間にわたりまして、延べ280人の会員の皆様からボランティアの協力をいただいたところでございます。瓦れきの撤去をはじめ、主に堆積をいたします芝生等を除去する作業を早い段階で行っていただいたところでございまして、その結果として、今、議員からお話がありましたように、現状を見てみますと、芝生等への影響については最小限にとどめることができたものと考えております。皆様方のボランティアに対しまして感謝を申し上げたい、このように思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） そんなようなわけで、280名以上のボランティアが参加されたと。正直、あの砂の量を見たときに、よくこれ人間の手でかき出したなど、つくづく私は感謝しています。

そんなことから、やはりこの皆様方、ボランティアをやってくれました。その皆様の厚意に報いるためにも、土日祝日使えるサービス券ですか、この皆様方は多分みんな、月決め会

員、平日2,500円でフリーでやっている方が主だと思いますので、その辺、もし配慮ができればやっていただいて、また会員の皆様と同時にこのパークゴルフ場を盛り上げていただきたいと思いますけれども、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 開設以来、やはり年に2度ほどボランティア活動をこれまでもしていただきまして、その際にも、今、議員からお話がありましたような、1日券を差し上げてきておりました。これにつきましては、まだ再開の見通しもこれからの問題でございますので、またいつ再開できるのかということと、また一方ではそういったご利用の団体の皆様とも話をさせていただきながら、適切な時期にそういった話をしていきたい。再開の仕方につきましても、やはり慎重に対応する必要があるだろうと、このように思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、また再開しましたら、そこを念頭に入れておいていただきたいと、このように思っています。

このパークゴルフ場は、平成20年7月1日にオープンされました。今年の7月で丸3年になります。入場者数が20年度には2万1,282人、21年度には3万5,022人、22年度には3万2,444人、累計で8万8,748人が利用をされています。これは旭市にとっても久しぶりのヒットの事業でございます。このコースの特徴は、九十九里海岸に面し、全国でも数少ないシーサイドコースでございます。自信を持って全国に発信できるパークゴルフ場でございます。中高年の健康の増進、交流の場、一日も早い再開を多くの人が望んでいますので、ずばりこの再開の見通しはいつごろでしょうか、もう一度よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） パークゴルフ場の再開の見通しについてお答えいたします。

本議会で、先ほど申しましたが、専決の予算の話をさせていただきまして、本議会で予算の承認をいただいた後に、国・県の指導のもとで順次事務手続きを進めてまいります。

まず最初に、海側の土塁と防風柵の設置、これを最優先に復旧をするとともに、並行して再開できるように準備を進めていきたい。できる限り早期に再開できるように、国・県の理解をいただきながら準備を進めてまいりたいと、このように思います。できれば24年3月末

までには再開をしたい、できるだけ早く再開したいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） ありがとうございます。早い再開を希望します。

それでは、いいおか荘の件についていろいろとお尋ねします。

いろいろ先ほど課長さんからご説明がございまして、修復するのには2億1,000万円以上のお金がかかるということを聞きました。それで、現在の警備状況もお聞きしました。

その中で、これ聞きましたところ、もう警備の状況は、計器で自動で何かセンサーでこれ働くものですか、ちょっと分かりませんが、それで警備が万全なのかどうか、その辺をもう一つお願いします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 建物の警備、ほかの公共施設でも夜間につきまして、例えば窓があいたとか、誰か侵入者が入ったということになりますと、警備会社のほうに通報がいくというシステムでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員。

○7番（平野忠作） それでは、不審火もあったようですので、しっかりと警備のほうはよろしく願いいたします。

それでは、将来展望ということでございます。

先ほど課長さんからご説明を聞きました。県内では国民宿舎が最盛期には10か所程度あったということも聞いています。それでいろいろ資料を見ますと、次々にもう廃止されていまして、現在はもう営業しているのは数か所ということでございます。これは、この国民宿舎が昭和40年代、高度成長に伴いまして、ホテルが足りないからということで各自治体に資金を出して始まったのが始まりだと聞いています。そんな中で、もうこの40年以上ですか、みんな、もういろんな建物が建って、老朽化が激しいと。これ、再開したのはこのサンライズ九十九里のみなんですね、建て替えたのは。そんな中でも、これ、いろいろと大変だと思います。

ですから、またこのいいおか荘の件でございますけれども、今回、津波の危険がかなりありました。それがまだぬぐい去れておりません。それで、いいおか荘の周りには今、大手の

菓子メーカーですか、更地になっていますし、また飯岡中学校も将来は移転が予想されています。後ろのほうのこの団地も老朽化して、市としては多分、新しい市営団地は造らないというのが方針だと思いますので、何年か先には、あの辺が、荒れ場と申しましょうか、相当の面積の更地ができることが予想されます。

ですから、このいいおか荘のことにしましては、先ほど市長がおっしゃったように、もうちょっと時間をかけて、その辺の一带を総合的に開発するような構想を考えたほうが私はよろしいかなと。この前、委員会の答申が発表されました。ですから、あれを守って、それでも数年過ぎますと、一気にこの状況が変わってきます。そこでもう一度この建て直しということを考えればいいのかなと思っています。

これは私の意見でございます。答弁はいりません。

以上をもちまして一般質問を終了させていただきます。

伊藤房代議員には大変ありがとうございました。

終わりにします。

○議長（林 一哉） 平野忠作議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

#### ◇ 大 塚 祐 司

○議長（林 一哉） 続いて、大塚祐司議員、ご登壇願います。

（1番 大塚祐司 登壇）

○1番（大塚祐司） 1番議員、大塚祐司です。

現在の旭市の最大の課題は、経済面から市民の生活を守ることにあります。これまで市長以下市役所職員は、一丸となって災害に対して最大限の努力をしてきました。すべてが初めての経験の中で、災害救助法適用期間の延長を実現させ、合併特例期間の延長を片山総務大

臣に申し入れるなど、高く評価できる政策は多数あります。その一方で、ちょっとした努力で多くの市民が救われる政策に見向きもしないなど、全く評価できない点も散見されます。

最初に執行部に申し上げたいことは、よくできている部分はそのままに、できていない部分は修正して、トータルに見てよりよい市政運営をしていただきたいということです。

一つ目の公共事業についての質問に入ります。

公共事業を行うに当たって大切なことは、無駄な工事をしないことと、適正な価格で用地を取得することです。公共工事において経済効果を発揮するのは、建設費、工事費です。建設費、工事費は、建設会社に支払われた後、材料の購入、職人の給料、下請会社への発注などによりお金が市中を回ります。それに対して用地取得費は、市役所の銀行口座から土地を売る人の銀行口座に移るだけで、ほとんど経済効果を発揮しません。被災により市民生活は困窮し、旭市には十分な収入源がないのですから、適正な価格で用地を取得しているかについてチェックし、不急の事業は凍結または縮小することが必要です。

まず、旭市ではどのようにして用地取得額を積算しているのかをご説明願います。

公共事業の2番目の質問に移ります。

政府統計の総合窓口であるe-Statの中の「統計でみる市区町村のすがた2011」によると、旭市の地価は平均で宅地1平方メートル当たり1万4,500円、商業地3万3,800円となっています。旭市は土地が安く、宅地の平均価格は千葉県内54市町村のうち42番目、商用地の平均価格は34番目です。当然、用地取得費も他の自治体に比較して安く済んでいるはずです。

そこで、文化の杜公園、谷丁場遊正線、飯岡海上連絡道路三川蛇園線、旭中央病院アクセス道、南堀之内バイパスの総事業費、総用地取得費、総用地取得面積、1平方メートル当たりの用地取得費についてご説明願います。

公共事業の3番目の質問に移ります。

3月の震災後に、執行部が新しい市庁舎建設のための予算積み立てを強行しようとして否決され、多くの市民からひんしゅくを買ったのは記憶に新しいところです。市庁舎は必要であり、震災からの復旧工事終了後に新築しなければならないのは事実です。その一方で、旭市には十分な予算がないため、新しい庁舎を市有地にできるだけ少ない建設費で建てる必要があります。自治体の多くは庁舎を1平方メートル当たり30万円以上かけて造っていますが、予算の無駄遣いです。血税で建てる建物である以上、公立学校のような簡素な造りで十分です。

例えば新潟県妙高市は、1平方メートル当たり24.5万円、総額21.5億円で、地上6階、地

下1階、8,600平方メートルの免震構造、自家用発電機等を整備した市庁舎を建てました。医療崩壊で西の銚子と言われながらも、専門家の知恵をかりて病院を建て直している最中の大阪府阪南市の阪南市民病院は、1平方メートル当たり22万円、総額27.7億円で、地上6階、地下1階、1万2,580平方メートルの新病棟を建設する予定です。

旭市も妙高市や阪南市を見習うべきだと思いますが、市庁舎建て替えの検討経過、総事業費の見込額、建設予定地、議会への説明についてご教示願います。

国保税の質問に移ります。

日本全国の自治体で、国保税の財政状況が問題となっています。年金も健康保険も国策の誤りであり、すべての年金、すべての健康保険を統合して、職業によらず年収によって負担と給付が決められるべきです。しかしながら、国の政策が正しく修正されるまでは時間がかかり、特に国保税については、地方は難しいかじ取りを迫られています。

旭市では、大震災及び原発事故の影響で収入が激減する市民が続出しています。このような中で来年度の国保税を値上げすると、かえって収納率が落ちて、結局歳入は横ばいという事態になりかねません。ですから、経費削減と収納率向上のために数値目標を設定し、達成することが大切だと思います。現時点における経費削減、収納率向上のための取り組み及び実績についてご説明願います。

中央病院の質問に移ります。

大きな不況が旭市の地域経済に襲いかかる中、市のコントロール下において税収を伸ばせる数少ない存在が中央病院です。医師不足、看護師不足の解消と市税の徴収額増加は、表裏一体の関係にあります。つまり、中央病院改革により、さらによい病院になることで、不足している医師、看護師が増え、その分、市税が増えます。中央病院が納めている市税の総額を市民が知ることにより、病院の市政に対する影響力を把握しやすくなり、病院改革が円滑に進むと言えます。したがって、特別徴収、軽自動車税など中央病院及び病院職員が納めている市税の総額の公表は公益性があると考えられていますので、ご教示願います。

中央病院の二つ目の質問です。

コンピュータ技術の普及により、かつては専門家しか手がけることができなかった、産業連関表を使った各業種やイベントなどの経済波及効果の分析が普及してきています。それに伴い、90年代より、医療、介護、社会保障——社会保障には年金、保険、生活保護などが含まれますが——と公共事業との経済効果を比較した論文、著書が出てきています。どの調査でも結論はほぼ同じで、公共事業は、全業種平均に比して経済波及効果が大きい。医療、



介護、社会保障は、国レベルでも地方レベルでも公共事業と同等以上の経済効果を有し、特に医療、介護は、女性を中心とした雇用の増加を通じて経済効果を発揮するとされています。

3月議会で取り上げたとおり、総合病院国保旭中央病院改革プラン評価委員会は、人選に問題があり、改革プランに提示されながら達成できていない点が多々見受けられるにもかかわらず見落としています。

例えば改革プランには次のように記載されています。職員の働きがいのある病院とする。日本の移植医療の発展に積極的に寄与する。当地域においては、医師不足に端を発した救急医療をはじめとする全般的な診療機能の低下が顕著である。当院は、拠点病院として求められる支援機能、すなわち医師の派遣、救急患者の受け入れ等、できる限り対応しているが、医療スタッフ数等、旭中央病院の診療能力についても限界があり、地域住民のニーズに十分応えるためには、当地域における医療供給体制の再構築が必要であると、このように記載されています。

これらの目標が達成されていないのはご存知のとおりです。しかしながら、樋口さんという東京の公認会計士を唯一の外部識者、残りの委員は役人4名という御用委員会が出した改革プラン評価報告書では、肯定的な表現しか使われておらず、旭中央病院は地域の中核的な基幹病院として十分に役割を果たしていると評価できると、実態とはかけ離れた結論を出しています。

中央病院がよりよい病院になることが、旭市の経済を活性化させ、雇用を生みます。震災を受けて、このいいかげんなメンバー構成による御用委員会を総務省のガイドラインに沿った人選に変更して、まともな委員会とする予定はあるのか否かについてご説明願います。

震災時の対応についての質問に移ります。

東日本大震災において、旭市も甚大な人的・物的被害をこうむりました。三陸沖で発生した津波の波動は、銚子の犬吠埼で反射して同心円状に広がり、その波がさらに、九十九里浜南端に位置するいすみ市の太東埼で反射して犬吠埼からの波と重なり、それらの波が遠浅の砂浜で高さを増して旭市を襲ったと考えられています。今後も鹿島灘沖や九十九里沖にて大きな地震が発生する可能性があり、今回の震災を教訓として、より高いレベルでの監視が求められています。

3月11日時点の津波の監視体制及び刑部岬展望台、あさひ健康福祉センターに設置されているライブカメラの稼動状況についてご説明願います。

最後の質問に移ります。

議会での議論は時間が限られているため、議会外での議論、情報交換はどうしても必要となります。また、執行部としては十分に時間を割いて説明したい部分もあると思います。これについては理解しているつもりです。ただし、公開された場ではないので、一定の節度が求められています。執行部は、正しい情報を提供しなければなりませんし、仲間の議員とともに役職で釣ったり圧力をかけたりするようなことがあってはなりません。この議会外での執行部から議員への働きかけについて、市長の考えをお聞かせ願います。

以上で1回目の質問を終わります。2回目以降は自席にて行います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 大塚議員の一般質問に対し、お答えをいたします。

私のほうからは、大きい1番目の（3）ということと、それから大きい5番目についてお答えをしたいと思います。あとの質問については、詳細、そしてまた進捗状況も含めながら担当課長に説明をさせます。よろしくお願ひしたいと思います。

まず、新庁舎建て替えについてお答えをしたいと思います。

2月に開催していただきました全員協議会でご説明をさせていただきましたが、行政改革の取り組みの中で検討している公共施設の活用方針策定に当たり、市庁舎については、いずれは建て替えて市役所組織を集約すべきと考えておりますが、今回の大震災での復旧・復興や、耐震化の学校施設等の建て替えやその他、直接市民の利用に供する施設の耐震化、建て替えを優先すべきであると判断し、市庁舎の建設は平成30年以降にすると予定をしているところであります。したがって、用地、規模、事業費等についてはほぼ白紙の状態でありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、5番目の議会外での執行部から議員への働きかけということですが、ご質問の議会外での執行部から議員への働きかけについてであります。先ほど大塚議員も話がありましたように、議員が内容について説明をしてほしいというようなことであれば、進んでその内容説明に伺っている、そのように聞いております。議員がその話し合いの中で執行部から圧力と感じているようなことがあれば、今後は節度ある公正な態度で接していただくと、そのように指導していきたいと、そんなように思っております。どうぞご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、ご質問の１点目の公共事業についてお答えをいたします。

初めに、１点目の用地取得費の積算方法についてでございますが、ここでは初めに国・県の状況をお答えさせていただきます。

国におきましては、国土交通省の公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱、これは平成13年に定めておりますが、これに基づきまして、運用方針、取扱要領、事務処理要領、事務処理細則を定めております。千葉県におきましても、公共事業に伴う損失補償基準に基づき、損失補償基準細則、事務処理要領、取扱規程を定めておりまして、国・県ともにこれらの基準に基づきまして、専任の職員によりまして第一次評価を行うこととしております。

また、国・県におきましては、この専任の職員による第一次評価とは別に、不動産鑑定業者からも鑑定評価を求めておりまして、職員による第一次評価と不動産鑑定価格を比較検証して評価価格を決定しているものでございます。

なお、これらの価格は原則として、標準地比準評価方式——これは地価公示法、国土利用計画法——を採用しているものでございます。

では、市においてはどうかということでございますけれども、市におきましては、土地に対する価格評価という専門性、それから職員の配置などにも制限がございますので、原則として、不動産鑑定業者２社から鑑定評価を徴しまして、これらの価格を比較検証した中で、標準地の評価価格を決定しているものでございます。

なお、この標準地評価価格につきましては、事業によりましては用地取得等が複数年にわたるケースもございますので、これらの複数年にわたる事業につきましては、１年後には時点修正を行うとともに、２年後においては必ず再評価を行うこととしているものでございます。

次に、公共事業の２点目、文化の杜公園、谷丁場遊正線の総用地取得面積、１平方メートル当たりの用地取得費についてお答えをいたします。

初めに、文化の杜公園につきましては、全体面積は13.8ヘクタールでありまして、昭和62年度から順次整備を行ってきておりますので、供用済み区域の事業費を特定することは難しいことから、ここでは、現在、まちづくり交付金事業としての基幹事業として事業認可を取得して整備をしております7.6ヘクタールの区域についてお答えしたいと存じます。

初めに、総事業費でございますが、まちづくり交付金事業における総事業費は約15億円を計上しているものであります。

次に、用地費でありますが、7.6ヘクタールのうち、公共用地——道路、水路——と借り受け地を除いた事業用地の合計取得面積は6万6,211平方メートルでありまして、用地取得費の合計は約10億4,069万円でありますので、1平方メートル当たりで割り返しますと約1万5,717円となるものでございます。

次に、谷丁場遊正線でございますが、この事業も現在施行中でありまして、文化の杜公園と同様に、まちづくり交付金事業における総事業費でお答えをさせていただきます。

総事業費は13億5,040万円を見込んでおります。これは24年度末でございます。

次に、用地費でございますが、これまでの事業用地の合計取得面積は1万3,624平方メートルでありまして、全体の用地取得費の合計は約2億1,060万円となりますので、1平方メートル当たりで割り返しますと約1万5,457円となるものでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、1番目の公共事業についての用地取得費の積算方法ですが、先ほど都市整備課からも申しましたように、建設課においても用地の取得に関しては、国家資格を有する専門の不動産鑑定士に鑑定を依頼して、適正な価格を算出しております。

次に、2番目の飯岡海上連絡道路三川蛇園線、旭中央病院アクセス道、南堀之内バイパス事業の総事業費、総用地取得面積、1平方メートル当たりの用地取得費についてお答えいたします。

まず、飯岡海上連絡道三川蛇園線ですが、総事業費は約15億円、総用地取得面積が約2万8,000平方メートル、1平方メートル当たりの用地取得費は約6,600円です。

次に、旭中央病院アクセス道、これは東西線及び南北線の国道までですが、飯岡バイパスから国道までですが、総事業費が約24億円、総用地取得面積が約1万5,000平方メートル、1平方メートル当たりの用地取得費は約1万9,000円です。

次に、南堀之内バイパスです。総事業費約5億円、総用地取得面積約1万9,000平方メートル、1平方メートル当たりの用地取得費は約3,100円でございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、市庁舎建て替えの検討経過ということでお答えいたします。

市庁舎建て替えの検討経過につきましては、合併後、新市建設計画、旭市総合計画、旭市行政改革アクションプランに位置づけをしまして、平成19年1月24日に庁舎建設検討委員会を設置したものでございます。

建設計画の策定、庁舎建設基金の設置等について検討してまいりましたが、先ほど市長が申し上げましたとおり、庁舎以外の公共施設も含め活用方針を策定した中で、今現在、庁舎建設についての詳細な計画は定めておりません。

以上です。

○議長（林 一哉） 保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは私のほうからは、2番目の質問の国保税についてのうち、経費削減のための取り組み及び実績についてお答えいたします。

国民健康保険事業会計の歳出において、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金、共同事業拠出金が歳出の大半を占めております。中でも保険給付費においては、医療費が年々増加傾向にあり、この抑制に苦慮しているところであります。

市といたしましては、特定健診事業及びその後に行われる保健指導の受診率を向上させることにより、国民医療費の3分の1を占めると言われる生活習慣病への波及を抑えるとともに、本年3月の被保険者証送付時にジェネリック医薬品のお願いカードを同封するなどの普及啓発を推進することにより、医療費の負担を削減させるべく努力しているところであります。また、23年度より人間ドック受診に係る補助率を85%から70%とし、補助額も4万円の上限を設けるなど、自己負担の増額をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは私のほうから、国保税の収納率向上のための取り組みと数値目標についてご説明いたします。

国保税についての収納率向上のための具体的な取り組みとしましては、平日の開庁時間中にお越しになれない方に対しまして、夜間窓口（毎月2回）、休日納付窓口（毎月1回）を開設しております。さらに、今年度からコンビニ納付を導入しまして、納税者の納付機会の拡大や利便性の向上に努めております。また併せて、自主納付意識の向上を図るため、広報による啓発及び口座振替の推進に積極的に取り組んでいるところであります。

また、滞納額縮減に向けた取り組みの内容につきましては、督促状、催告書の送付、年間を通しての臨戸徴収、電話催告等も並行して行っております。また、再三の催告にも応じず

納税誠意が見られない方に対しましては、預貯金を中心に、給与、生命保険、不動産の差し押さえ等も行っております。なお、昨年度からはインターネット公売も開始したところであります。

次に、数値目標であります。行政改革アクションプランにおけます平成26年度におきます目標数値としましては、国民健康保険税の現年度分収納率を88.4%とし、滞納繰越分徴収率を15.74%とし、この目標を達成するために、滞納者の実態を把握しまして、滞納分析をするとともに、福祉的な見地も考慮し、納税相談・納付指導、滞納整理を実施し、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 中央病院及び職員が支払っている税金について、病院が把握している市民税についてお答えいたします。

平成22年6月から平成23年5月までの病院職員が旭市へ支払っております市民税の総額ですが、約3億3,000万円となっております。

以上です。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 旭中央病院改革プラン評価委員会のメンバーの件、お答えいたします。

旭中央病院は、地域拠点病院としての役割を果たせるよう、耐震化を含めた施設の再整備を実施しました。今後も黒字基調の経営を維持できる見通しです。総務省から示されました公立病院改革のガイドラインは、業績の悪い病院に対するものと理解しております。現在の委員は、今年2月2日から2年間の任期であるわけです。現在の5名の委員構成で行っていきたいと考えておりますので、もうしばらく見守ってくださるようお願いいたします。

それとライブカメラの稼動状況のご質問がありました。ライブカメラにつきましては、合併前の1市3町広域情報ネットワーク整備事業の一環として整備いたしました。平成16年度情報通信格差是正事業補助金、いわゆる地域イントラ補助金を活用しているわけですが、ライブカメラの設置目的は、観光資源の情報提供と災害監視のためであります。カメラの設置場所につきましては、刑部岬の展望館、あさひ健康福祉センター、海上支所、干潟支所の4か所であるわけです。平成17年3月から供用を開始しまして、現在、旭市のホームページで常に見られるよう稼動しておるわけです。

ただし、3月のこの震災時には、直後に発生しました停電のために、残念ながら、カメラを含めた機器は停止しておりました。

以上です。

○議長（林 一哉） 監視体制、総務課長。

○総務課長（神原房雄） 津波の監視体制ということで、先ほど平野議員にも説明した内容でございます。そこにプラスして飯岡灯台という話がございましたので、その部分をお答えしたいと思います。

今回の被災を受けまして、消防本部におきましては、大規模災害対応マニュアルを策定して、大津波警報時の飯岡灯台からの津波を監視するということで、情報を出動している部隊に送信する体制を図ることといたしました。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） では、公共事業費、用地取得費の積算方法、再質問ですけれども、通常、不動産鑑定士というのは、難関資格の一つ、公認会計士や弁護士に近い合格率であり、この人たちがうそをつくとは思えませんので、旭市の2社から情報をとるというやり方は正しいのではないかと思います。

これで一つ目は終わりました、ただ、二つ目です。少し気になりますのが、正しい見積もりをとった結果、中央地区、真ん中に近いところは1平方メートル当たり価格は高いと、そうでないところは比較的低いということで、地価の相場を反映していると思うんですが、旭市の地価、先ほど申し上げましたように、宅地の平均が1万4,500円、これを谷丁場遊正線、あるいは文化の杜公園は上回っているんですね。それで、農地などであれば宅地より安いはずだと思うのですが、なぜこのように宅地の平均を、文化の杜公園、谷丁場遊正線、それから中央病院アクセス道、これが上回っているのか、その要因がありましたら教えていただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） まず、要因ということでございますが、私どもの文化の杜公園、それから谷丁場遊正線につきましては、全部が都市計画区域の中でありまして、とりわけ谷丁場遊正線につきましては、用途地域の中にある道路ということでご理解いただきたいと思います。

それから、農地でありまして、宅地評価見込額として鑑定をとることが一般通例になっております。これは、先ほど紹介した国・県でも同じような状況というふうに理解をしておりますので、そのような形になります。

それから、先ほど紹介があった数値なんですけれども、1万4,500円というのと、それから3万3,800円ですか、こちらの紹介がございましたが、旭市におきましても、例えば地価公示法に基づく地価公示価格というものが設定されております。旭市における住宅地の地価公示価格というのは、平成23年で2万9,300円が住宅地であります。それから、商業地が5万6,600円という数値になってございます。

そういった中で、今、議員がおっしゃるような形の中で、私どもとしては、近隣の市や、あるいは宅地評価としての見込みの価格について、適正な価格で買い取っていると、このように理解しております。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、なぜアクセス道だけが高いのかということですが、買収地が市街地に近いという立地条件も関係するのかなと思いますけれども。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 先ほどの政府総合窓口e-Stat、総務省統計局のホームページの2008年のデータなんですけれども、宅地について、旭市は1万4,500円なんですけれども、銚子市が3万2,800円、香取市が2万9,800円、匝瑳市が1万6,300円、東庄町が1万4,400円というふうに、旭市というのはかなり安いわけですので、近隣との比較は今回求めませんが、近隣と同じ相場であれば高いというふうにご理解していただければと思います。私も今のお話を聞いて、特に何か問題があるようなふうにはとりはしませんでした。

次の質問へ移らせていただきますけれども、市庁舎、これはもう過去に何度も検討されていて、大地震には、特に2階部分ですね、総務課の辺りが危ないとか、そういうふうにもう出ているわけなんですけれども、合併特例債を使って建てたほうが有利にも思えるんですが、わざわざ年間3億円も5億円も積み立てて、30億円もあればできるものを、震災復興が終わりそうになったらもうやってしまってもいいと思うんですけれども、合併特例債延長申し出にわざわざ総務省まで明智市長は出向かれたわけなんですけれども、合併特例債を使わないのかどうか教えていただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。



総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、合併特例債は市庁舎にというお話がありました。現在、東日本震災により被害を受けた市町村に対する合併特例債の適用期間の延長が、今、国で検討されております。当然、市長もお願いに行った部分でありますけれども、また、こういう動向を踏まえた中で、今後、本市にとって有利となる財源の確保に努めていきたいということで、先ほど申し上げましたけれども、30年というお話はしてありますが、こういった合併特例期間という部分が、特例債が適用期間が延びれば、そのときに検討したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 議会への説明、特に政経会グループの議員さん方にしたのかどうなのか。なぜかという、3月議会で賛成していただいたわけですが、説明もなしに賛成を求めるというのはどうかと思うんですけれども、政経会グループであってもなくても、議会でそのように、過去、私たちが、1期生が当選する前にあったのかもしれませんが、そのような説明、議論があったのかどうか教えていただければと思います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 基金の積み立てということでございましたので、財政課のほうからちょっとお答えさせていただきます。

まず、今、庁舎の関係につきましては、るる説明があったところでございます。それに基づきますと、まず、新市の建設計画、ここの中でも、基金を積み立てて準備をしていくと、さらに、前期の基本計画、総合計画の中の5か年計画の中でも、庁舎の建設については、基金を積み立てて準備をするよと、そういうことを記述してございます。それは、それぞれみんなその時々議員さん等に内容説明をしているところでございました。

それに伴いまして、若干スタートが遅れたわけでございますけれども、20年度、21年度、これは3億円ずつ積み立てていった。一番最初の説明でいけば、5億円を積み立てるというような話があったんですけれども、なかなか財政状況厳しい中で、年度末で余裕のある資金は少なくとも積み立てましょうということで、今回5億円を積み立てる予定としていたと、そういう状況がまずありましたということでございます。

ですから、突然庁舎の積み立てが始まったということではございません。もう合併すると

きから、準備を進めるということで積み立ててきたものということでご理解いただければな  
と思っております。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） それ自体はいいんですけれども、予算規模が決まっていないというのが  
すごく気になりまして、市庁舎というのは安いものから高いものまでいろいろあって、1平  
方メートル当たり40万円近く使っているような豪華庁舎もあるんですけれども、旭市としま  
しては、やはり妙高市を見習って25万円以下で抑えるつもりがあるのかどうか、お考え  
をお聞かせいただきたいのですが。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。  
市長。

○市長（明智忠直） 今、大塚議員からいろいろ参考の市を紹介していただきました。まだ計  
画については、先ほども申し上げましたように、白紙ということの中で、合併特例期間が何  
年延長するのか、それも定かではない中で、今、計画という部分は全然白紙ということであ  
りますので、その建設費の問題につきましても検討は加えておりませんので、よろしく願  
いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） では、次の質問、国保税に移ります。

税務課のほうも、一生懸命やることをやっているといます。3月の質問もそうでしたけ  
れども、今回もきちっと数値目標を出したり、コンビニ納付を始めたり、できる限りのこと  
をやっているということで、今後どうするかが大切になるんですけれども、実はもう払える  
人は払ってしまっているというのが実態であって、かといって、少なくとも来年度は値上げ  
は難しいかなと。その後も一気に上げるんじゃなくて、少しずつ段階的に景気対策をやりな  
がら上げていくというのが一番よいと思っていますけれども、市全体の経済対策、景気刺激  
策、これが一番、国保税の収納率アップに大切なことだと思うんですけれども、総合的にど  
のようなことを考えているのか教えていただけますでしょうか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。  
副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまのご質問でございますが、先ほど税務課長も答弁しておりま  
す。これらの数値目標に向かってさらに努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 経済対策、景気刺激策について聞いたので、何も答えになっていないんですけども、一般質問の打ち合わせのときですね、私はできるだけ正確な答弁を求めて、そのときに聞いたんです。市民の収入が上がらない限り国保税の問題は解決しないと、あとは国が国策の誤りを正すまではこの問題は解決しないんです。だからそういうふうにするのか聞きました。

では、こちらから示させていただきますけれども、農作物、これについて、農業従事者の収入が非常に今落ちていますが、どのような対策を市として打たれているのかご説明願います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 詳しくは農水産課長のほうから説明させますけれども、先ほどの問題、国保税の値上げの問題も大塚議員のほうからあったと思いますけれども、確かに言われるように、今の震災の中で、来年度、即国保税を上げということは、今の時点では考えておりません。そのところは、経済の回復の状況を見ながら、そしてまた国の動向も見ながら、国保税については市の会計に負担にならないような状況の中で解決をしていきたいと、そんなように思います。

農産物のほうの風評被害といいましょうか、いろんな部分の回復の問題は、農水産課長から後でありましょうけれども、これはやはり安全・安心な農作物をPRしていかなければ、そのような思いの中で今、全国といいましょうか、東京、そしてまた県内でもかなりいろんな部分で、旭市の野菜は安全だと、そういうようなモニタリングも週に1回やっていて、4月4日からはずっと検出がなしということでありますので、そういった部分をPRしながら農産物の復興に努めていきたいと、そんなように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、国保税と農業関係の連携でありますけれども、1点、実はうちのほうでは、よく、旭市の農業産出額が千葉県第1位という数字は、ご承知のように出ております。ただ問題は、実は1戸当たりの農家の所得がどうかと。そうすると、実は1位じゃないんですね。1位は、実は隣の銚子市であります。ですから、その辺に一つヒントがあるのかな。大きな売上げよりも、やはり農業者にとっては1戸当たりどれだけ所得が

あるか、これが重要な。そういうふうなことで、2位は旭市でありますけれども、銚子市については、極端に言いますと、売る金額からいろんな必要な経費が、露地野菜等中心ですので、あまり経費がかかっていないのかな、そういうことが言えるかと。経費をかけない農業、ここについても一つポイントがあるのかな。

それと、ただ、10アール当たりの農業でもうけるお金、これは実は旧飯岡地区が、断トツ、実は県内でも高いわけであります。そういうようなことで、その辺にも、旭市の農業の中で飯岡地区に学ぶ、そういうことも必要なのかなというふうに考えています。いずれにしても、農家1戸当たりの所得を高くすべく努力していく所存でございます。

あと、市長が言いました、本年3月のいろんな放射能の関係で、農家の売上げ単価、あるいは出荷の制限等が本当に厳しくなっております。これにつきましては、出荷制限、出荷自粛を含めまして、現時点で農協さん等と連携をとりながら、きちっと東電に対して損害賠償請求をする。それと併せまして、風評被害についても、これも損害賠償請求をして、農業者の所得の減にならないように対処してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 非常にできる範囲でよく頑張っていると思います。明智市長も有楽町でAKB48と一緒に野菜を売っている姿を見かけましたけれども。ただ、これ一番大事なのは、消費者目線に立つことなんですね。例えば、中部大学教授の武田邦彦先生、この人はよくテレビにも出ている方なんですけれども、この人、5月2日のブログでこう書いてあるんです。野菜は、福島、茨城、栃木の野菜は控える。東京や群馬、千葉、埼玉、宮城の多くの野菜も、規制値以下ということでデータが公表されていないので、データが公表されるまで控えたほうがよいと。こういう出荷停止になった葉物野菜については、確かに継続的に公表しているんですけれども、その他のものについては、基準値以下になったら検査していないんですね。ここを突いているわけです。

消費者、確かに温かい消費者、あまり気にしない消費者については、そういうキャンペーンで買ってくださいなんですけれども、その一方で、ちっちゃなお子さんがあるようなところは、きちっと検査して安全だと証明しないと恐くて買えないと、そういうふうに言う方もいらっしゃると思います。

何が言いたいかというと、多品種にわたって今もずっと検査を続けて、それを公表すると。出ないと思います。規制値以下でいいんですよ。その規制値以下というのをずらっと並べる

ということですね。

それでその武田先生も、データが手に入ればこのブログに掲載しますとおっしゃっています。だからそれを公表すると同時に全部武田先生に送って、旭市ではこうやっていますよと、それをテレビでぼろっと言っていただければ、それだけで大きな宣伝になりますので、農家の方も怖いかもしれませんが、相談しながら、一部の野菜だけじゃなくて他品目にわたって検査したほうがいいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうから、いろんな野菜、あるいは農産物等についての検査ということでご質問があったと思います。

ご承知のように、現時点でも週に1度、葉物類を中心として検査をしております。ここについては、放射性ヨウ素の部分が大いかなということですが、国については、これからセシウムということで、そちらのほうの調査に移行したいというようなことで、昨日辺りから相談は来ております。

ただ、1点言いたいことは、市が独自に農産物のサンプリング調査をなかなかできないと。出荷団体、例えばJA等との連携としないと、市がやりました、何かありました、実はこれは市の責任というわけにいきませんので、我々はあくまでも農業者団体と連携、農業者団体からの同意を得た上でということで、そんなことで、県からも、すべて国費で賄う検査というようなことで、そういう情報もいただいていますので、そういう情報をJA等と連携をしながらなるべく必要なものについては検査を進めていきたい、そういうふうに考えています。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） では、次の質問へ移ります。

中央病院の一つ目の質問は、もう税額が教えていただけましたので、これで終わりです。

2番目、ここはもう何回言っても、市のほうが非常に苦しい答弁をされています。自治体立優良病院表彰、今年、旭中央病院も受けました。実はこれ10病院ありまして、残りの9病院のうち8病院については、インターネット上で検索して、改革プラン評価委員会のメンバーが分かります。これを見ると、どんなにちっちゃなまち、どんなにちっちゃな病院でも、まじめに改革プランを、評価委員会を作ってやっているということです。ちょっと読み上げます。自治体名、それから病院名、病床数、それから改革プラン評価委員会の委員の内容です。

青森県南部町、国民健康保険名川病院、66床、被保険者を代表する委員 3 人、保健医または保健薬剤師を代表する委員 3 人、公益を代表する委員 3 人。

奥州市、奥州市国民健康保険まごころ病院、48床、委員会のメンバー、県南振興局、県立病院、市立病院、医師会、歯科医師会で構成、9 名。

兵庫県立姫路循環器病センター、350床、こちらは、県立計12病院4,070床をまとめて評価しています。評価委員の内訳は分かりませんが、総勢15名。それから、それとは別に事務局に12名の県立病院院長が含まれています。

それから、高千穂町、高千穂町国民健康保険病院、120床、委員のメンバーは、病院長、副町長、総務課長、財政課長、議会教育福祉常任委員会委員、地区公民館連絡協議会長。

それから次、鹿児島県ですね、鹿児島県立大島病院、400床、これも県立 5 病院1,064床を同じ委員会で評価していますが、ここが一番、病床数の規模としては近いと思いますが、運送会社社長、恐らく商工会関係者だと思います。鹿児島大学医学部・歯学部附属病院院長、食品会社社長、鹿児島大学法文学部経済情報学科教授、鹿児島県婦人会館理事長、整形外科米盛病院会長。

次が枕崎市です。枕崎市立病院、60床、病院事業管理者、外部有識者 3 名、市民代表 3 名。

それから、次です。白山石川医療企業団公立松任石川中央病院、305床、こちらは詳細の人数は不明ですが、学識経験者、構成市町代表委員、公募委員でした。

次、綾川町、綾川町国民健康保険陶病院、63床、こちらは不明です。

それから、最後です。三豊総合病院企業団三豊総合病院、519床、こちらの委員メンバーは、三豊医療圏にある公立病院の関係者、外部有識者ですね。

こちら、どこでどう調べても旭市のやり方がおかしいとしか思えません。この優良病院を持っている自治体ですらこれだけまじめにやっております、もちろん医師が一人もいない評価委員というのは、私が調べた限り旭市だけなんですね。ましてや中央病院というのは、日本を代表する公立病院であって、やはりいろんな問題を抱えているわけです。新しい病院になったけれども、やはり病床が足りないとか、患者さんが入院が必要だと判断しても、ちょっと 1 晩待ってくださいとか、そういうことで日々非常に苦勞してしまして、ここは専門家の知恵をかりて、よりよい病院にするためにどうすればいいかアイデアを聞くべきだと思うのですが、この優良病院ですね、ほかの八つの自治体、これを聞いてどういうふうに思われたか感想をお聞かせいただければと思います。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今、確かにこの我が市の構成とは違うということとはよく分かりました。その感想をということでありますけれども、私もこの旭市の評価委員のメンバーに6月1日付でなりました。とにかく頑張りますので、そう言われないうちに、もう少し見守ってください。2年間の任期であります。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1番（大塚祐司） 実は最近、事務部のとある職員から実名でメールが来まして、非常に困っているということで、実際にご本人にお会いして、その要望を事務部長に伝えました。決して本人のわがままではなく、本人も一生懸命やって、診療部の医師、それから看護部の看護師が言っていることと同じことなんです。患者さんも困っている。それから職員も、事務部というのは地元の人で、ずっと勤めるんです、病院に。それで、議員に実名で投稿するなんて、よっぽどの覚悟がないとできない。来ても大体匿名なんです。それぐらい職員も困っている、患者さんも困っている。そこをご理解いただき、もっと中央病院に優しく接していただきたいというふうに思います。

では次、震災時の対応についてに移りますけれども、津波の監視体制は、非常に一生懸命消防隊員の方がやっていたんですけれども、危ないですね。なぜかという、砂浜の一番奥ですか、あそこに立っているんですね、足川浜、これから地びき網を土日とやっていくところなんですけれども、そここのところに立っていて、大きな津波が来たら危ないわけです。それで、実際に三陸では消防団、警察、あるいは消防隊員が被害に遭っていますので、もう少し安全なところ、例えば飯岡灯台の辺りとか、あそこで市民が逃げてビデオ撮影して、津波が襲ってくる様子がユーチューブにアップされて、非常に今後の参考になると思うんですけれども、そのように安全にやっていくというふうに検討されているのかどうか教えていただきたいのですが。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今回の監視体制ということで、市民の生命を第一に考えた中での部分でいろいろ活動をしました。先ほど申し上げましたけれども、今回の災害を受けまして、消防本部におきましては、大規模災害対応マニュアルというものを作成しました。その中において、先ほど議員からお話がありましたけれども、そういった灯台だとかそういう安全

な場所からの監視、そういうものを新たに体制をとるということにしましたということですので、今後はそういうものを活用していきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1 番（大塚祐司） では、震災時の対応について、二つ目に移りますけれども、ライブカメラ、あれは防災としての位置づけもあって、たしか補助金申請して、その書類を以前いただきましたけれども、バックアップ電源というのが、普通はああいう非常時に使うものはあったほうがいいと思うのですが、実際、最近、四つのカメラ、どうもメンテナンスした形跡があるのですが、バックアップ電源についてどうなったのか教えていただけますか。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） バックアップ電源ですけれども、準備はしてございません。ただ、今、総務課長も防災について答弁したんですけれども、確かに補助金の申請は、防災にということで申請しました。議員がおっしゃるのは、津波をかなり意識しての話だと思うんです。津波というのは、夜来るか、いつ何どき来るか分かりません。総務課長が言ったように、高台から人間の目で見るといいと思います。というのは、あのライブカメラというのは本当に鮮明かという、そうでもないんですね。だから、遠くまで見る、その津波の状況というのは分かりません。そんなに鮮明にしていないというのは、あれがもし鮮明にするんだったら、何か変なはずらも可能になっちゃうわけですね。だからそういうことで鮮明にはしていない。また、防災でも限度があると。むしろ平日、風向きだとか風の強さだとか雨の量だとか、そういったのも併せまして機能の中に入っておりますので、そういった件で防災にと言っておりますので、どうかよろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員。

○1 番（大塚祐司） 私も以前からあれを見ていて、ほかの自治体でも使われているシステムだと思っていたんですけれども、最近変えたようで、今のほうが夜も見えて画像が鮮明になってよかったのかなという気がしますけれども、いろんな用途があるということで、実際、確かに人の目が一番確実だとは思いますが。

それから、最後の5番目の質問に移ります。

実はこういうことがありました。私が閉会日の前に反対討論通告書を出した後に、ちょっと説明したいということで市の方が来たんですけれども、庁舎整備基金、これは取り崩せる



という説明を受けました。ところが調べてみると、借りて利息をつけて返すか条例を廃止しないと、そのお金は使えないわけです。ご存知のとおり、地方自治法96条にて、条例の改廃は議会の決議が必要であるということで、執行部が取り崩せるというのは、これは違っていたのかなと。

ご本人をかばうわけではありませんけれども、その方は、総務常任委員会でやはり柴田徹也議員が、この5億円は震災復興に充てるべきだと、基金に入れるべきではないというふうにおっしゃったときに、その方を含む執行部の複数の方は、いやいや、これは取り崩せますよというふうに説明していたので、勘違いしていたのかなというふうには思いますけれども、その説明が正確ではなかったということです。

だから正確に言うと、取り崩せるかどうかは分からないんですね、議会を経ないと。ですから、その辺の説明について正確にしていただければと思います。

あともう一つは、議長選に絡んで、どうも執行部の方が私の選挙関係者のほうに手を回したのかどうか分からないんですけれども、結果的に、私は選挙で一生懸命頑張ってくださった方の一人から縁を切られてしまいまして、とても悲しい思いをしました。これにめげずに、一応二元代表制ですから、選挙組織に手を伸ばすというのは、やっぱり議院内閣制だとありなんですよ。民主党の名前で通って民主党をやめるよと、じゃ、除名だよというのはありませんけれども、二元代表制というのは、市長は市民の代表、議員それぞれも市民の代表なんで、いきなり選挙組織に手を伸ばすというのは反則かなと。私も、悪気があったのじゃないのは十分分かるので、これで仕返しをしてやろうとかそういうことは思いませんが、ちょっと小さい子どもがまねしたりしたら教育上よくないので、今後はちゃんとした方法でやっていただきたいと。

こちらとしてはもともと議長選挙については協力するつもりで、ほかの議員たちも、順番からすればもう1人と分かっているんですけれども、やはり市長があまりにも暴走してしまうからちょっとというふうに思うだけでありまして、ただ、初めにも言ったように、例えば水道の放射線モニターを防災無線で放送したり、全員協議会を月1回開催したり、議会の要望を取り入れて改善しているところもありますので、特に私は、もうブログにも書いてありますが、3月でその議長選についての考え方を変えたのは、景気対策、刺激策をせず、具体的に、太田議員が提唱されている住宅リフォーム助成をしないで国保税を値上げしたこと、それから、これは当然ですけれども、中央病院改革プラン評価委員会、これがいかにいいかげんなものかもみんな分かっていますから、これでやめたということで、そういうことをや

るのであれば、やっぱり協力はできずに、やっぱり今のまま議長さんをやっていただくというふうなこともあるのかなと。それについては、これはあまり執行部は関係ないので、これで終わりにします。

以上で一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 大塚祐司議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後 1 時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 1 1 分

再開 午後 1 時 1 0 分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 林 七 巳

○議長（林 一哉） 続いて、林七巳議員、ご登壇願います。

（9 番 林 七巳 登壇）

○9 番（林 七巳） 議席番号 9 番、6 月議会一般質問をいたします。

このたび質問するに当たり、災害の大きさに改めて驚きました。それなのに、瓦れきの分別が始まっただけで、道路などのライフラインなど、まだ手つかずのままです。市民は大変不便を感じています。

そこで質問いたします。

復興計画策定について。

鳥取県西部地震の被災住宅再建に初めて公費を投入した片山知事は「人間こそインフラ」だと。また、長島山古志村村長、当時の村長でございます。「山へ帰ろう」、まさに回復と持続がテーマでした。荒井由実が75年に歌った「あの日にかえりたい」の歌のとおり、被災地は、右肩上がりの成長より、もとの生活に戻りたいと願っております。

97年に東京都が発表した都市復興マニュアルで明示された時限的市街地という構想は、暫定的な生活の場として被災市街地に形成される応急仮設住宅、持続仮設住宅、仮設店舗・事務所及び残存する利用可能な建築物から成る市街地で、市街地をまず設け、復興に当たろう

という考えです。つまり、右肩上がりの復興ではなく、取りあえずもとの場所で頑張ろうという、被災している方の範囲でもとの生活に戻ろうという発想なのです。「一日一歩、三日で三歩、三歩進んで二歩下がる」という水前寺清子の歌のとおり、二歩後退の復興もあるかもしれませんが、確実な一歩を目標の視野に入れなければならないと考えております。

阪神・淡路大震災の直後、アメリカからやってきた調査団が「サンタクルーズに学べ」という言葉を残して帰国したといえます。89年、ロマプリータ地震で大きな被害を受けたカリフォルニア州サンタクルーズ地域は、地域住民プラス行政36人の復興委員会を立ち上げ、市民の希望、将来像を自由に意見を出し合い、自分たちも復興プロセスの一部であるという認識を高め、徹底した議論の末にビジョンサンタクルーズという復興計画をまとめました。この計画のユニークさは、みんなが分かるようにと、小説と絵で組み合わせたようなもので、復興青写真が描かれているそうです。教会の横の広場でお年寄りが休んでいる。その隣で猫があくびをし、道には花が咲いて、そんな夢を実現するためにどんな制度が使えるか、予算はどのようにするかを専門家たちが考える。官主体ではなく民間主体の復興計画を実のあるものにするには、住民合意のもと、市場原理主義的な競争社会ではなく、地域コミュニティのきずなを大切にした共生社会を復興の目標に掲げることができるかどうかにかかっていると思います。

それでは、災害復旧計画策定に当たって、項目についてお尋ねいたします。

復興計画策定の事業主体は誰か、どのように進めていくのか、県なのか市なのか。

また、災害復旧事業の優先順位についてお尋ねいたします。

3、生活弱者救済措置は含まれるのかもお願いいたします。

過去の災害復旧事例を見ると、生活支援一つとっても、災害ごとの特例措置がとられ、それも成文化されていない事例が少なくありません。

雲仙普賢岳噴火災害では、災害対策基本法に基づく警戒区域に指定され、強制的に立ち退きを命じられた人たちに長崎県は、旧国土庁の補助金要綱事業による食事供与事業を実施しました。実際に食事の支給を受けてもよいが、現金で受け取ってもよいという制度で、1人1日1,000円、4人なら1か月12万円が支給されました。

また、2000年に起きた有珠山噴火災害では、食事供与事業は行われず、北海道が道の単独事業として同様の生活支援事業を実施しました。

同年、三宅島雄山の噴火で三宅村は全島避難となり、避難生活は結果として4年半に及びましたが、この際、東京都と三宅村が、生活保護に準じた収入がない場合、基準額から実際

の収入を差し引いた額を給付する、災害保護特別事業というタイプの支援事業を創設いたしました。生活保護は、資産ゼロが支給を受ける前提だが、国の特例で、災害時には200万円まで預貯金の保有が認められる。この預貯金の保有限度額を500万円にまで拡大したのが大きな特徴です。

2番、23年度予算見直しについてお伺いいたします。

継続事業、新規事業の凍結はあるのか。さまざまな継続事業や新たな事業が施行を予定されているが、厳しい財政事情の中で、復興事業優先なのか、あるいは同時進行的に事務事業を進めていくのか、または一時凍結される事業もあるのかお尋ねいたします。

災害復旧・復興終了までの財政見直しについてお伺いいたします。今後、税収の落ち込み、復興事業に要する事業費が一般会計に与える影響はどのくらいと試算しているのかお伺いいたします。また、災害復旧国庫補助事業に係る補助率とそれらに対してのかさ上げ措置はどのくらいを見込んでいるのか、具体的な数字があればお示しいただきたいと思います。

3、市長、副市長の政治姿勢についてお伺いいたします。

平成22年第4回定例会において副市長陳謝についての内容を求めます。このとき、会議の様子をインターネットテレビで傍聴し、議事録を見た市民からは、何のことだかさっぱり分からない、事実を詳しく説明するべきではなどの声が私のところに届きました。このようないいかげんな答弁では、議会軽視、議会をばかにしているように、市民に対して申し開きできません。

平成22年12月13日月曜日午前10時、議会の冒頭で増田副市長は次のように述べております。先日の本会議のとき、執行部において不適切な発言をし、議会に対してご迷惑をおかけしたことについて、ここにおわびを申し上げます。また、やはり先日の本会議のときにも指摘されました事務執行に係る件についても、ご迷惑をおかけし、重ねておわびを申し上げます。誠に申し訳ありませんでしたと答弁しております。

再度、この陳謝答弁のさらなる詳しい説明を増田副市長に求めます。

2、伊藤工務店指名資格・入札審査における入札資格審査委員会の責任についてお尋ねいたします。

平成19年度のころより同僚議員の日下議員が、入札事務手続きに問題があるのではないかと再三再四にわたり説明を求めてきましたが、その都度、適正な事務手続きを行っているとの説明を繰り返してきました。しかしながら、その説明とは裏腹に、議員の調査により、指名資格審査及び契約事務に重大な瑕疵があったことが露呈しました。

2010年12月22日、文教福祉常任委員会協議会の会議の中、執行部の説明では、まさにぼろぼろ、つぎはぎだらけの入札審査を行ってきたと受け取られても仕方のない内容でした。

私の質問に対して副市長は次のように述べております。入札執行、工事の着工が、別々にやっている所以横の連絡が一切なく、不手際が生じたと自認していると。職員にはよく指導する。私自身、責任に関しては市長とも話したが、責任をとってくださっても構わないという申し出はしてあります。

増田副市長らが処分を願ひ出るほどの重大な瑕疵があったことを認め、伊藤工務店が指名停止6か月という重い処分が下されたわけですが、これらの間違いを旭市が見抜けないで、業者だけに6か月の指名停止の処罰を行っておきながら自分たちはおとがめなしでは、これでは市民から片手落ちだと見られても仕方ありません。この議会でテレビを見ている市民に向けて、市長は説明していただきたいと思います。

#### 4、二代表制における執行部と議会の関係について。

議会調査権と執行部の関係。

地方議会では、市民や県民が議員を選ぶだけでなく、直接その地域の市長を選ぶことができます。市長と議員は、両方が市民の代表であり、対等の立場でお互いが相手を監視し、正しい方向に進むよう、アクセルを踏んだり、ブレーキを踏んだりして調整していきます。その調整に必要な情報収集の過程で議員は政務調査を行うわけですが、調査権は議会に付与されているもので、議員個人には調査権は付与されていません。しかし、行政情報は開示の義務がある中で、情報開示請求を行うことができます。議員もまた同じように政務調査として情報開示を求めています。その過程で、担当課へ請求した情報の開示に関する可否決定、どのようなプロセスを経てなされているのかご説明していただきたい。

#### 2、議員控室のパソコンサイトの閲覧規制についてお伺いいたします。

これも議員の政務調査の弊害になっていると思います。例を言えば、大塚議員の開設しているブログも閲覧規制を受けております。そうすると、規制を受けているということは、大塚議員のサイトは有害サイトと職員は思っていると思われます。誰が指示して閲覧規制をかけているのか、閲覧規制は議員控室設置のパソコンだけなのか、その辺を詳しくご説明していただきたい。

また、議員の自由な情報発信と発言への執行部の干渉。

近年、政治家の自由な発言ツールとして、ツイッターやブログ等を情報発信の道具として使われております。旭市議会でも、太田議員、大塚議員はブログを立ち上げ、さまざまな情

報を発信しております。ブログというツールは、作者の個人的な体験や日記、特定のトピックに関する話題などのように、時系列で比較的頻繁に記録される情報についての個人的な意見や、時事問題などについて論説等を開設者が自由な思想のもとで表現できる掲示板とされます。これらの議員の開設する掲示板について、執行部から削除要請などを行ったことはなかったのでしょうか、副市長にお尋ねします。

以上、第1回の質問を終わります。再質問は自席にて行います。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 林議員の質問に対し、お答えをいたします。

私のほうから、1番の1、復興計画策定の事業主体はということで、それと3番目の2番目ということでお答えをしたいと思います。

初めに、計画策定の事業主体は誰かということでありますけれども、当然、計画策定は旭市が行うものであります。市長、関係課長で組織する旭市災害復旧・復興本部が、市民アンケートや、今行っております、被災地をはじめ有識者といいたしましうか、代表の方々に集まってもらって意見交換会をしております。そういったことを参考にしながら復興計画の素案を作成していきたいと思っております。

この素案を基にもう一度、新たな有識者、関係団体、市民等で構成する旭市復興計画検討委員会、そういったものを立ち上げて、その提案をいただくとともに、パブリックコメントを行いながら住民の声を反映した計画策定を行っていききたいと思っております。その都度都度、議会にも進捗を随時お知らせする予定であります。

震災復興計画策定に当たっては、第1に、被災者の生活再建を図ること、第2に、道路等公共施設の復旧による都市基盤の再生、第3に、災害に強い地域づくり、第4に、地域経済の再興を基本方針として、来年1月完成をめどに取り組んでまいり考えであります。

3番目の2番目、（2）でありますけれども、入札の副市長の陳謝の中での市長の考え方はというふうなことでありますけれども、責任が執行部になのかというふうなことでありますけれども、その時点では、間違いということに気がつかなかったというようなことも担当のほうからも聞いておりますし、そういった部分で、指導ということもできなかったと。そんな中で、これからは十分そういった部分を精査しながら、庁内にその入札の検査機関を設けてやっていこうと、そんなようなことも申されましたので、特段の処分というようなこ

とは、今回は最初のことでもありますし、やらなかったと、そんなように実行したところがあります。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 副市長。

○副市長（増田雅男） それでは私のほうから、大きい3点目の1点目ですか、昨年12月の第4回定例会閉会日に私が陳謝した内容についてということでございます。

まず1点目でございますが、議員が一般質問をしているときに執行部側の課長が不適切な発言をし、議員に迷惑をかけたことについてでございます。2点目は、市発注の工事において、受注した業者が営業所の専任技術者を主任技術者または現場代理人として配置してあったのを、事務上の不手際をしたことについてでございます。

それから、大きい4点目の3番目ですが、議員の自由な情報発信、これについて、ブログの削除を要請したとかということでございますが、ご指摘の議員の自由な情報発信と発言に関し、執行部が干渉する権限はありませんし、現実にもそのような干渉を行うことはございません。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは財政課のほうから、1のまず（2）災害復旧事業の優先順位ということでお答えいたします。

当然、災害復旧、これはまずもってやらなければいけないのは、ライフライン等の復旧、これが最優先になるんだろうと思います。これが遅いというご指摘もあるんでしょうけれども、国・県の補助金をいただくに当たっては査定も受けなければいけないということで、なかなか進んでいないというのが現状であるかとは思いますが。

当然、そのほかにも、昨年からは経済対策等いろいろ国のほうが実施してきております。そういったものは、当然、有利な財源で、地域の経済活性化にもなりますから、そういったものは当然実施していくと、そのように考えております。そのためには、有利な財源をどのように活用していくかということで、それも国・県等の状況を見ながら考えていく必要があるんだろうと思っております。

それと、次の2の（1）ですかね、継続事業・新規事業の凍結ということでお話がございました。現実に関今、5月6日の専決処分、災害復旧事業に関係いたします補正予算、この段階では、例えば今回の震災において少し先延ばしできる事業はないのかということで、財政課のほうは当然各課に通知をお出ししました。その中で出てきたもの、これは、見送

られた主な事業は、例えば海水浴場の開設であるとか、いいおかYOU・遊フェスティバルであるとか、青年海外視察研修であるとか、東部五市大会の延期であるとか、そういった細かなものは現実に上がってきております。そういったものの数字を入れますと、約8,000万円弱という数字がございました。現実としてそういったものはあります。ただ、その凍結になるのかどうかというのは、まだ今の段階では、はっきり財政の立場では申し上げられない状況にあるということです。

それと、その次の（２）でございますけれども、財政の見通しということでございます。今回、ここまで、まず順を追ってお話しすれば、３月に、災害救助法に基づくものを中心にまず補正予算をお組みしました。５月の専決処分については、災害復旧事業費、それと６月の今回補正も出しておりますけれども、ここについても、５月の専決処分でできなかった災害復旧事業費プラス若干の必要な事業ということで今回補正を組んでおります。これらの中で財源対策としては、12億円ほどの数字、一般財源として入れておるわけでございますが、まだ現時点では、財政調整基金等をそこの中に組み入れて数字を作っているという状況ではございません。今後どのような形で財源が必要になるか分かりませんが、現状では、まだ財政調整基金は約20億円そのまま手つかずであるという状況がございます。そういう中で、何とか復旧はやっていけるのかなと思っております。

それと、具体的に国・県補助金のかさ上げ等があるのかということでお話がございました。これについては、通常の災害復旧事業、これも非常に有利な形で事業を実施できるわけではございますが、さらに今回、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、これが５月２日に成立しております。これは阪神・淡路大震災のときにも実施された法律でございまして、各種の災害復旧事業費がさらに上乗せされるという、その補助事業が上乗せされるという形になります。

例えば公共事業については、どうしても必要なものであれば、これは国庫負担なんですね、補助じゃないんです。国が一定額を負担しますと。それ以外の一般の公共施設については補助をしますと、そういう制度で、各省庁からすべて流れてまいります。

今回は、その国が負担すべきもの、例えば道路等の災害であれば従来３分の２というものが、今回は、例えば財政状況に応じて８割、９割というような形でかさ上げされると。さらに、従来、消防等は市単独で実施しなければいけない。例えば起債等は借りれるんですけれども、そういうものについても補助対象にしますというようなこの法律ができ上がりました。

ですので、今回の助成があることによって、少なくとも２分の１から10分の８、８割、９



割程度まで、それぞれの事業種目においてかさ上げされるだろうと。その細かなものは、すべてまだ把握しておるわけではございませんが、そういったことがあると。さらに、災害復旧事業債、これが借りれると。これについては、当然交付税算入もございますということになっております。

ですので、非常に有利な形で事業を進めることができるということを見据えながら、国・県の状況、そういったものの動向を注視しながら今現在進めていくということで考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） 私のほうからは、1点目の震災復興計画の中に生活弱者救済措置も含まれるのかというご質問でございます。

これにつきましては、現在は応急支援が行われているという部分で、仮設住宅に入っている部分もございます。仮設住宅の入居期限後の、今後は恒久的な支援に移行していくわけでございますけれども、仮設住宅の入居期限の終了後の対応としましては、市営住宅への入居、民間アパートへの入居等が考えられますし、また、生活保護につきましても、担当課とよく協議した中で、適切な支援を講じていきたいというふうに考えております。

また、被災地のいろいろな例もございます。そういったいろいろな事例も検討していきたいというふうに考えております。

それから、もう1点ですが、4番目の二元代表制の中での議員への情報提供という部分で、そういうプロセスという部分でございますが、執行部におきましては、市議会議員への情報提供等に関し、法令等の制限があるもののほかにつきましては、速やかにお出しできるように努めているところでございます。ご指摘のような、制限を設けているというものでは決してございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 議員控室のパソコンの件でございます。

議員控室パソコンの閲覧の制限につきましては、旭市情報セキュリティポリシーに基づき、つまり市の方針に基づいて行っておるものでございます。控室のパソコンにつきましては、一般職員の端末機と同じレベルのものでございます。業務に必要でないと思われるサイトを表示できないようにしてあるわけですが、具体的には、ショッピングだとかギャンブル、アダルト関係のサイトと、書き込みのできる掲示板やブログを制限しています。

ただ、制限をしているサイトであっても、業務上閲覧が必要だというときには、一時的に制限を解除して閲覧することができますので、どうか申し出ていただけますようお願いいたします。

以上です。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、税の見込みなんですけれども、今回の減免措置につきましては、市民税、固定資産税、都市計画税、国保税等、減免措置を講じるという形になりまして、これによる影響が、市民税、固定資産税、都市計画税合わせまして約1億5,000万円ほどの影響が出る予定であります。プラス、国保税でありますけれども、こちらにつきましては、現在の推計であります5,800万円ほどの影響が出ます。その他、法人市民税等、景気の動向が非常に悪いというような中で、経済状況を考えますと、今年度、来年度の見込みにつきましては、徴収率の低下等が懸念されると考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、再質問させていただきます。

災害復旧事業の優先順位についてお伺いいたします。

先ほど同僚議員の質問の中で、パークゴルフ場の開設が、平成24年4月ころから開設したいというような答弁がありました。それまでにライフラインの復旧は終わる見通しがあるからそういう時期を言っているのか。または、まだそこまでライフラインの道路など終わらないうちにそういう健康施設のほうを先行するのか、そのところをお聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） ライフラインの見込みですけれども、今の状況で、できれば24年3月までには、今年度、被災前の状況に戻すために鋭意努力して、一応24年3月までには、四・五十の路線がありますけれども、開通させるような形でやっていきたいと思っております。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 多くの市民は、やはり道路など一般市民が必要なライフラインの復旧を一番望んでいるわけですよ。確かにパークゴルフ場なども必要ですけれども、市民全体の利用ではないわけです。ですから、このライフラインの復旧を一番優先にさせていただきたいと私は要望いたします。

それでは、次の生活弱者救済に含まれるものをお尋ねいたします。職を失った人への生活支援を考えているのかお尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 震災で職を失った方への支援という部分でございます。

先ほども申し上げましたけれども、復興計画の中におきましては、当然そういう方は大勢いらっしゃると思います。そういった中において、税、医療費等負担の減免、それから生活保護につきましても、その困窮の程度に応じて自立更生を支援するというふうに考えています。

いずれにしても、具体的な事業につきましても、これから各課から提出してもらった中で具体的な事業を詰めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、この生活弱者の件でもう一つ、住宅を失った人たちの中で自立再建のできない被災者への支援は、どのように考えているかお聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 被災者への生活再建、いろいろな部分がございます。今お話のあったその住宅の部分もございます。まずは住宅を手当てしなければならないという部分もございます。これについては、一番最初に申し上げましたけれども、仮設住宅入居期限後の部分、そういった部分につきましても相談しながら進めていきたいと。また、支援の中におきましても、弔慰金であったりいろいろな部分もございますので、そういったものを活用する。また、支援金という部分も、国からの部分もございますので、そういったものを支援として考えながらその方といろいろ相談していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 2年間でこの仮設住宅は閉じるわけですね。そうすると、自分で家を建てられない方、これが飯岡の仮設住宅にはたくさん今入っているわけですよ。そのあれが、今ある公営住宅で全部処置できるのですか。そこをお聞きしたいんですが、そのところ、もう一度お答えをお願いします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今どれだけの方が、最終的に住宅がなくて困るのかということでございますが、それらにつきましても、当然、今まだ仮設住宅に入居している。その期間、あと少なくとも約2年弱あると。そういう中で、十分お話を聞きながら進めていく必要があると思っています。

現在、公営住宅については、市営住宅は、先日、特例入居で、被災者限定で入居を行いましたけれども、手を挙げた方は4人しかいなかったということでございました。4戸に4人しか手を挙げてきませんでした。ということは、どのようにしていくかというのも被災者自身がまだ迷っていらっしゃる、そういうことも相当あるんだろうと思います。ですから、そういうところは、十分、今後のケアということで相談を受けて、その先をどうしていくかというのを、当然、復興計画の中にも盛り込んでいく必要があるんだろうと、そのように考えております。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） きめ細かい、温かい行政の手を差し伸べていただきたいと思います。

それでは、次の23年度予算の見直しについて。

継続事業、新規事業の凍結はあるのかの中で、海上飯岡連絡道の一時凍結は考えているのかお聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 海上飯岡連絡道の関係ですけれども、今現在、用地買収に入っております。何回も申しましているように、有利な財源を使えるときにできるだけ進めたほうがいいのかということで、凍結というよりも、工事に関しては県のほうも、用地が全部買収できなければ工事は許可していただけませんので、今のところは用地買収を粛々とやっているような状況で、すぐやめるというようなことではない状況で今進めております。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、今現在の進捗状況をお尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 今の用地買収ですけれども、大体40%ぐらいの執行で、買収率です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、買収してある田んぼは、前の地主はいつごろまで田んぼを作っているわけですか。もう旭市の、買収したんでしょう、40%。お金払ったわけでしょう。それで旧地主が田んぼを作っているというのは、借地契約か何か結んであるんですか。そうすると、旭市が農地を取得して農地を持っているということですから、それを借地契約を結んでいるわけなんですか。そこをお尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。  
建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 今の段階では、まだ買ったばかりです。今年に関しては、取りあえず作っていいというような形でお話しはしてあります。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、災害復旧の終了までの税財政の見通しについてお伺いいたします。

今、壊れている家をそのまま直さないでいた場合に、税金はそのまま簿価でかかってくるわけですね。その簿価の減免の考えはあるのですか、お尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。  
税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 被災家屋の評価の関係なんですが、現在、国のほうで検討している段階でございまして、24年の評価につきましては、そういう検討結果が出て情報が入りました時点で、動向を基に市のほうで家屋の評価を決定していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） たしか今1,000分の14かかっているわけですよ。ところが、それは直せばその簿価に戻りますけれども、直さなければその簿価は下がるわけですから、そのところの考え方は、市長はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。  
市長。

○市長（明智忠直） 今、課長から答弁がありましたように、国のほうの動向を注視しているわけでありますけれども、国のほうも、いい方向、前向きな方向で検討しているような話を聞いております。たとえそういった部分が、国がもし措置がとられないということであれば、市は市なりに、これからいろんな部分での調査といいましょうか、そういった方々がどれく

らいあるのかというような部分を含めながら検討を加えていきたいなと、そんなように思っております。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） それでは、市長、副市長の政治姿勢についてお尋ねいたします。

一番の責任は、市長、あなたにあるわけなんです。すべてこの職員のしたことなりは、市長が責任をとるべきなんです。ですから、この明智市長のときになってから二つ問題がおきているわけなんです。公園の問題、それから、この指名審査委員会の問題。今まではこういうことがなかったんですよ。私も議員やってから6年、7年になりますけれども、初めてこういう、職員がこのようなことになっているわけです。この責任を市長はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 最終責任は市長ということであります。いろんな事務の手続き上、市長が全部その意見を聞いたり言ったりというような部分もできない部分があります。そういった部分は後から報告を受けるわけでありますけれども、そういった時点で、ただ、自分の見識といいましょうか認識、そういったものが足りなかった部分は多々あると思いますけれども、そういった部分では十分に反省をしながら、それを二度と繰り返さないような、そんなような庁内でのコンセンサスをとると、そんなような思いで今いるところでありますので、その点でご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 市長、この市民の大切な税金が使われているんですよ。市長は、職員に無理なことを押し付けるから、公園の問題で職員が謝ったり、また、この審査委員会で審査の結果が機能しなかったんですよ。だからこの審査委員会のメンバーの構成の入れ替えとかそういうことは、市長、考えているのかお聞きいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 審査委員会についてはまだ検討はしていませんけれども、調査委員会といいましょうか、入札に対するそういったきちとした手続きを踏んでいるのかどうかという、調査委員会はきちっと作るということになって、今、現実やっておりますので、その点で改善をしていきたいと、そんなように思っております。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） しっかりとした執行部の姿勢を見せたいと思います。それではないと、職員がいつも無理なことをやらされて、答弁に詰まるようなことが多々あるように思われますので、その点を改善していただきたいと思います。

それでは、次の二元代表制における執行部とのあれについてお尋ねいたします。

1番のこれは取りやめて、じゃ、2番のパソコンサイトの閲覧にしていきたいと思います。

議員が発しているブログが見れないというような、これは、今までに私は2度ほど副市長及び事務局を通じてお願いいたしました。それでも全然返事がなく、そういうあれでしたが、今後、議会のパソコンを独自のパソコンに切り替えていただけたらとか、そういうお考えはあるのですか、お尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 独自のパソコンをとということでありませけれども、今のところは考えておりません。ただ、先ほど言いましたように、今の控室にあるパソコンは職員と全く同じものですので、今では見れませんか。ですので、今、議員おっしゃるように、パソコンを、じゃ、替えれば見れるんですねと、そのとおりなんです。ですので、その辺、もし議会の中で大方の皆さんがそうだそうだということであれば、この辺はもう十分検討したいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 議員が、旭市のこの条例だか何だか知りませんが、そこで閲覧規制を受けるということ自体が間違っていると思います。

市長、隣の市長はブログを開設しているんですよ、周りの市長は。その中で隣の市長は、旭市は格下の市と、ブログの中でやっているんですよ、市長。

市長、ブログを出す気はあるんですか、お尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） ブログということになる、出すか出さないかということを聞かれば、今出す気はありません。また、格下とか格上とか、市の対等の関係の中で、そういった気持ちを持って付き合ったことは一遍もありませんので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） でも、隣の市長は、そういうふうにブログに自分の意見を書いているんですよ。格下の市と書いてありますよ。

（発言する人あり）

○9番（林 七巳） 市長は見たことがあるんですか。見れないわけでしょう。市長のところのコンピュータも規制が入っているわけなんです。市長にそのような情報を見せない職員が、これはおかしいと思いませんか、皆さん。これが今の旭市の現状なんですよ。規制しているんです。ぜひとも早い時期にこういう規制は解除していただきたいと。また、市長もよく隣の市、いろんなところの市長、町長のあれを勉強していただきたいと思います。

それでは、次の3番に入りたいと思います。

この件に関して、議員の発信、事前に執行部から干渉した事例は今まではなかったかお尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） 先ほど申し上げましたとおり、そのようなことはございません。

○議長（林 一哉） 林七巳議員。

○9番（林 七巳） 最後に、この議会をインターネットで見ている市民から私に、どなたが市長でどなたが副市長だか分からないということを聞かれました。私は、眼鏡をかけている方が、優しい方が市長で、かけていない方が副市長だと言いました。なぜだと聞いたんですよ。そんなことを聞くなと。どうしてそんなことをあなたは聞くんだと聞いたら、恐い顔をして課長に指を指したり、あごで指図しているのが市長だと思ったと言ったんですよ。過去の副市長はそんなことはなかったと、あの県から来た副市長は。ちょっとあれが違うと。そういうことを私に言われましたので、ここで、あの、答弁はいりません。

これで一般質問を終わります。以上です。

○議長（林 一哉） 林七巳議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、午後2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分



○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 伊 藤 保

○議長（林 一哉） 続いて、伊藤保議員、ご登壇願います。

（5番 伊藤 保 登壇）

○5番（伊藤 保） 5番、公明党、伊藤保。議長より発言の許可をいただきましたので、質問をいたします。

改めまして、東日本大震災により亡くなられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災された皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

このたびの災害は、私たちにとって経験したことのない大災害であり、この災害から多くのことを学びました。これらの学んだことを今後の防災計画に、また後世に残していきたいと考えている一人でございます。また、一日も早い復興をしなければなりません。市民が力強く前向きに震災以前の生活ができるようにするには、行政の役割は非常に大事だと思っております。

政府は、大震災から復興の理念や体制を定める復興基本法が、100日を過ぎてようやく成立をしました。そもそも法案の提出自体が5月13日で、震災から2か月もたっていました。しかも法案の中身は、新しい何かがあるのではなく、現状の取り組みを法的に追認するものに過ぎないため、修正がなされ、今回の成立になりました。

あまりにも対応の遅い政府の動きに比べ、旭市の復旧は災害の規模こそ違いはあるものの、素早い対応だったと思います。これは、執行部、職員の皆さんの不眠不休で働いてくれたおかげであると感謝いたします。

復興基本法に沿って復興計画が進められると思います。

そこで、1項目め、復興計画について。

1点目、旭市の復興計画はどのような策定を考えているのか、大綱を伺います。

2点目、市は、いいおか荘を観光の拠点として観光事業での集客を前面に推進していましたが、いいおか荘の1階が地震と津波の被害で休業、また、漁師町だった飯岡の美しい町並みも海岸線も、今はその面影もなくなり、残念でなりません。観光についての復興計画はどのようにお考えなのか伺います。

3点目、駒込浜から飯岡の下永井まで、企業や商業といった施設、店舗が被災しましたが、

支援金や義援金といったものではなく、借り入れの利子補てんでだけで再開しなくてはなりません。不景気が長く続き、閉鎖してしまう事業所も少なくありません。地元の雇用や経済の発展に大きな悪影響を及ぼします。商工業の復興はどのように考えているのか伺います。

2項目め、放射能汚染について伺います。

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、大きな世界の関心を呼び、脱原発の動きは各国に広がりを見せています。水素爆発で飛び散った放射能汚染は、各地で多くの不安と問題を起こしております。東京や千葉県の東葛地域では、ホットスポットと呼ばれ、放射能の数値が高いところがマスコミなどで騒がれており、特に子どもを持つ住民の不安をあおっているように思います。

私のところにも何件かの相談があります。その内容は、旭市の農産物が、放射線の暫定基準を超える野菜が出たが、大気や土壌、海岸などはどのくらい数値があるのかとの質問がありました。

次に、海岸、海水の放射能汚染は大丈夫なのか伺います。

2点目に、現在、市内の小・中学校の校庭、保育所のモニタリング結果がホームページに発表されました。その結果について伺います。

3点目、農水産物についての測定結果について伺います。

最後に、心のケア対策について伺います。

被災を受けた方々、また、児童・生徒の心のケア対策は現在どのように行っているのか伺います。

以上3項目7点にわたって1回目の質問を終わります。再質問は自席で行いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 伊藤議員のご質問に対し、答弁を申し上げます。

私のほうから、1番目の復興計画についてということでお答えをさせていただきます。

前の議員にもお話をしましたが、復興計画、今それに向かって準備を進めているところであります。計画の大綱として4点の方針を取り上げております。

一つには、災害復興計画については、被災者の生活再建、都市基盤の再生、災害に強い地域づくり、地域経済の復興を基本方針として、計画の策定に向け準備をしているところであ

ります。

二つ目には、計画策定は、一刻も早い被災者の生活再建を図るとともに、被災した地域を震災前の水準に戻すだけでなく、持続的な発展を遂げる必要があると考えております。

三つ目に、近々行う予定であります被災住民に対するアンケートや、被災地区、有識者等での意見交換会等を通して、より市民の意見を幅広く伺った上で、関係機関や有識者等で構成する旭市復興計画検討委員会を設置し、商工業や観光面も含め専門的な見地から協議し、計画を策定する予定です。

四つ目、旭市をより住みやすいまちにするために、早期の復旧と創造的な復興を目指す覚悟ですので、議員の皆さん方からも忌憚のないご意見をいただきまして作っていきたい、進めていききたいと、そのように思っています。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは私のほうから、復興計画の（２）観光について並びに商工業について、一括して答弁させていただきます。

まず、観光と商工業ということですが、議員さんご指摘のとおり、いいおか荘周辺、大分被害を受けました。この中で、市長の初日の政務報告等でしたが、夏期観光というようなことで、両海水浴場が、安全の確保ができないというようなことから、開設を断念、それからイベントも一部取りやめということになった次第でございます。

そうした中でも、七夕市民まつりは「のぼる旭 祈りを込めて」と称しまして、復興を祈念し実施するということにいたしました。

観光につきましては、当面は観光施設等の復旧ということに全力を挙げていきたいというふうに思っています。

また、商工業に対する支援策ということですが、議員さんご指摘のとおり、融資に対する利子補給しかないというふうなことではございますが、さらに市独自で追加の利子補給をして、少しでも応えていきたいという形で、今回、専決予算の中で予算化してございます。

ご質問の復興計画についてどうするんだということですが、先ほどの市長答弁のとおり、骨子の中で、その方針に基づきまして、周辺一帯の土地利用を含めて、どう地域を再生し、その中でどう観光や商工業を位置づけていくのか、地域の方や議会の皆様とともに検討してまいりたいと考えていますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから続きまして、２番目の質問の放射能汚染ですね、これの海岸、海水についてのご質問です。

これにつきましては、まず県のほうが、海水浴シーズン前ということで、5月16、17日の2日間、県内の沿岸4地点、これは沖合い2キロメートルということで、水を採取して検査をしています。4地点とも放射能は検出されていないということが発表されています。

続きまして、2回目ということで、今月の13日、14日、これは海水浴場ということで、県内18地点で実施されまして、結果、旭市の矢指ヶ浦海水浴場を含むすべての場所で未検出という結果が出ています。

国のほうですが、このどのぐらいの数値でというような安全基準ですね、この辺は国のほうが、どの程度の濃度であれば健康に影響を及ぼすおそれがなく海水浴に適しているのか、自治体が独自に判断するのは難しいというようなことから、海水浴場を開設する際の指針をまとめ、放射性物質の濃度の新たな基準を決めるほか、継続的に調査を行う必要性等を指針に盛り込むというようなことで検討された結果、このたび6月24日付にて指針が示されたばかりでございます。

それによりますと、今夏の暫定的な値ということで、放射性セシウム、これは134と137の合計値ですが、50ベクレルパーリッターということが目安です。それから、放射性ヨウ素、これは131のほうですが、これは30ベクレルパーリッター、これを目安とするということと、海水浴場の開設者は、必要に応じて1か月に1回程度モニタリングを実施することが望ましいというふうにしています。さらに、念のためということで、砂浜等の空間線量率についてもモニタリングをし、周辺市街地と同程度またはそれ以下であることを確認することが望ましいと。三つほど指針を示しました。

あくまでもこの海水浴場の放射性物質に係る水質の目安の値ということは、数値を判断するに当たり、保守的な評価により行ったものというようなことと、これを超える濃度の水で海水浴を行っても、直ちに被害がある、影響があるというような数字ではないというようなことと、あくまでも今夏における暫定的な値であることを申し添えますというようなことで示されました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは私のほうから、2番の（2）小・中学校関係について回答させていただきます。

小・中学校の校庭につきましては、日常的に子どもたちの学習や遊びの場として活用されており、市民の皆様にとっても、今、最も関心が高く、心配されていることと思います。

現在、旭市内の全小・中学校20校の運動場を放射線量の測定場所を選びまして、週1回、定期的に検査を行い、市のホームページを通じて公表しております。

文部科学省では、屋外活動を制限する目安といたしまして、1時間当たり3.8マイクロシーベルトとしておりますけれども、現在旭市では、先週の最新のデータで最も高い学校で0.16マイクロシーベルト、少ない学校で0.05マイクロシーベルトという結果で、今のところ活動制限の必要のない数値というふうに考えております。

なお、今週につきましては、昨日、きょうと今測定をしている最中でございます。

しかしながら、福島原発事故はいまだに収束しておりませんので、今後も引き続き測定を継続いたしまして、市民に公表して安心していただくとともに、原発の状況や測定データを注意深く見守り、変化があった場合は、素早く適切な対応をしていきたいと考えております。

以上でございます。

3番の（1）心のケアの部分でございます。

こちらのほうでございますけれども、現在でございますが、いわゆる県のほうからスクールカウンセラーを学校のほうに派遣しております。震災直後から被災地域の小・中学校6校に、千葉県のスクールカウンセラー4名が緊急支援として派遣されております。被災児童・生徒へのカウンセリング及び教師への指導・助言も実施しております。さらに校内では、養護教諭、あるいは学級担任による観察及び教育相談活動を実施しております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは私のほうから、大きい2番の（2）、先ほどの学校教育課長の答弁と同じことになると思いますが、それと3番の心のケアということでお答えしたいと思います。

まず、保育所の放射線ということでございますけれども、検査の方法といたしましては、学校教育課と同様に調査をしておりまして、市内の公立・私立すべての保育所において調査を実施しております。結果につきましては、もうホームページ上で公表されておりますので、議員の皆様方もご存知であると思いますが、いずれも安全ということで測定をされております。

それから、心のケアのほうですけれども、保育所におきましては、この心のケア対策ということで、全保育所の入所児童を対象に、俗に言われるまちのおんがくやさんというその方をお招きして、子どもたち、それから保護者も含めて、各保育所を巡回して、その子どもた

ちと一緒に歌を歌うとか、ゲームをすとか、そういった遊びの時間を取り入れて、少しでもその気持ちが和らぐような方向性で開催したいと思っております。

それから、日の出保育所の子どもたちにつきましては、保育所がああいった被害で、保育所を使えないということで、とみうら保育所に一緒にいるわけですがけれども、そういったような状況で、保育の環境が変わったということで、ほかの保育所の子どもたちから比べると、ちょっとその辺のストレスもあるのかなというふうに思っておりますので、そこも含めて、手厚く保育士を加配して、きめ細やかな保育ができるような形で今体制を整えているところでございます。

それから、全体的な総合的なケアということで、今年度から子育て支援センターというのを第三保育所から切り離して本庁のほうに持ってまいりました。そこに保育士が常駐で3名おります。それから、子育て支援課の中に今年から保健師が1名配属されておりますので、そういった、子どもたちの体とか、それから心のケア、総合的な面では、そういった職員を使ってケアを行っていききたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員質問の放射能汚染の農水産物の検査の状況につきましてご回答申し上げます。

ご承知のように、農水産物につきましては、3月21日から延べ、実は現在まで19回実施をしています。この19回の中身的には、旭市、JA、海匠農業事務所、ここでやったものが5回、県が主体となってやったものが14回、以上でございます。

この調査の結果の中で、特に5月から毎週1回やっておりますけれども、ほとんど出ていないという、放射性ヨウ素については2,000ベクレル、放射性セシウムにつきましては500ベクレル、これが野菜の暫定規制値でありますけれども、特に放射性ヨウ素は毎回検出されていないと。セシウムにつきましては、検出されても10以下というような、そういう数値で、ほぼ現時点では放射能につきましては全然問題ないということで我々は理解をしております。

それと水産物でございます。水産物の放射能汚染につきましては、現在まで県が事業主体となりまして、3月23日に銚子漁港で水揚げされましたキンメダイ、これを始めまして、この6月22日現在で今まで75検体、県内で放射性ヨウ素及び放射性セシウム、これらの検査をしております。

これまでの検査では、銚子漁港で水揚げされました42検体、これはキンメダイ、あるいは

ヒラメ、マイワシ、カタクチイワシ、こういうものがあるわけですが、これにつきましては、すべて暫定規制値を超えたものはないと。北で超えていないもので、飯岡漁港ではほぼ問題ないというふうに我々は理解しております。

この本市の飯岡漁港で水揚げされました水産物、これにつきましては、5月21日に水揚げされたシラス、これで検査を実施いたしまして、放射性ヨウ素及び放射性セシウムいずれも検出をされていない、そういう状況でございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、3、心のケア対策についてお答えいたします。

被災を受けた方のケア対策につきましては、3月11日の東日本大震災後、各避難所に避難されました被災者に対しまして健康相談を実施し、要援護者の確認並びに介護支援の確保を行いました。

また、予防活動としまして、食中毒、感染症、寝たきり等の予防指導を行い、健康教育として健康体操を実施いたしました。

仮設住宅入居者に対しましては、社会福祉課並びに高齢者福祉課と連携をとりながら、入居後訪問をいたしまして健康相談を行うとともに、健康状況を把握し、必要に応じて支援を行ってまいりました。

また、それぞれの仮設住宅内の集会場及び談話室において、健康相談・交流会を5月29日以降3回実施いたしました。内容としましては、血圧測定、健康体操や元気なところと体のための相談を行い、入居者の健康維持に努めてまいりました。なお、4回目の交流会は7月9日に予定しております。

参考までに、旭中央病院では心のケアチームが、6月の第1・第3月曜日に旭の文化の杜公園の仮設住宅で、第2・第4の月曜日には、いいおかふれあいスポーツ公園の仮設住宅において、心のケア相談を行っております。

在宅被災者に対しましては、民生委員、保健推進員等に訪問をお願いいたしまして、健康・生活面の問題がある方を選定いたしまして、必要者に対しまして支援を行える体制をとっております。

以上であります。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） この復興計画基本方針に、災害に強い地域づくりの中に、液状化対策の

検討とありました。この液状化地域の今後どのような対策をしていくのかお聞きします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 具体的には、議員さん、これから、国・県がそれぞれ今調査を始めています。いろんなシミュレーションだとか、どんな原因でということを見守るといことが最終的な欠点ですが、もう少し時間をいただきたいと。よく専門家で言われているのは、根固め工法だとか、パイルを打つ工法だとかというのは、それが有効だとは言われておるんですけども、いずれにしても、もうちょっと時間をいただきたいと。

ただ、液状化対策に伴って今回とった支援策、このことはちょっと答えさせていただきたいと思います。議員さんのご質問とちょっと離れるかも知れませんが、幾つか述べさせていただきたいと思います。

国は原則、大規模半壊以上の世帯に支援金を支給しました。県もまた、国にはない、もうちょっと下のレベルの支援策を実施したわけでありです。市はもちろん、国と県と住民との間に入ってすべての申請手続きを行うと、これが市が行ったことであります。市は、独自に見舞金やら義援金を支給したり、貸付金の利子補給をやったり、税や保険料などの減免を行ったり、こういうことを行ったわけです。

もう一つ報告させていただきたいのは、国は何度も何度もその液状化に伴って支援策を変えてきました。変えてきたというのは、千葉県内の首長さん方、もちろん旭市長も含めての話なんですけれども、直接防災担当大臣に要望活動もしてきたと。これによってその今の制度ができていると。対策ができた。議員さんの聞きたい対策とは違う意味での対策なんでしょうけれども、そういったことを報告させていただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 実はこの液状化地域の中に、再三要望も出しているんですけども、住宅街の公衆用道路、これは私道なんです、私道があつて、両わきに、この雨水や家庭用の雑排水が流れる側溝があるんです。それが地盤沈下などで流れなくなって、浄化槽が壊れたりしているという状況なんです。

そういった中で、工事費の3分の2の200万円を上限に補助が受けられる制度を開設していただきました。ですが、これ、工事費そのものが、側溝そのものだけで600万円以上かかるという地域もあるんです。そうすると、あるところでは20軒、あるところでは1世帯につ



き30万円以上出さなくてはならないという、そういうところもあるわけですね、現状。

そうすると、年金で今生活をしている世帯も多いわけです。しかも、被災して自分の家とかブロック塀とかそういったのも修理しなくてはならない。とてもじゃないけれども、その30万円、自分の家にかかけたいということが現状なんですね、今。

私のところには、5地域相談がありました。そうした現状、そういったものがもしできないのであれば、現状のままになるおそれが非常に強いんです。そのままになってしまう。そうすると、衛生面とか、また生活する上で大きな障害になると思いますが、この条例の改正が必要だというのであれば、特例条例ですね、そういったものとか何らかの方法があるのではないかなと、こういうふうに思っているんですが、これ、もし黙ってそのままになってしまうとできないですよということになってしまうと、そのままほうっておくのかどうかという問題になってきます。その辺をちょっとお聞きしたいんですけれども、よろしいでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 私道の関係ですけれども、うちのほうに話しに来たのは16地区ございまして、飯岡地区が8ですか、旭地区が3、海上が5地区あるんですけれども、このうち補助対象になったのが、飯岡地区で2件、旭地区で1件、海上地区で1件、今4件、補助対象で申請を受けて許可を出したような形になっておるんですけれども、本来であれば議員さんが言われたように全部できればいいんでしょうけれども、数限りなく、その数はかなりありまして、金額も、舗装よりも排水のほうがかなりお金がかかりますので、その辺、ちょっと指導要綱を200万円という形で増減をして、それで当面对応していただくことしかないのかなと。

それが、今言われたように、ずっとそのままおざなりになって、ずっとそのままになったということであれば、また検討か何かをして、全部直すんじゃなくて、流れるような形に応急的に直すだとか、今でもその応急的に流すような方法で排水の中にパイプを入れたり、一時的な処置はしておりますけれども、私道の場合に、こういった形でやるかというのは、今のところ200万円のこの補助で対応をしていただく方法が、今の方法しかないんですけれども、これがずっとこのままで、今言われたように、大金がかかりまして、年金生活者だとか、普通の家を直すのにお金がかかって、そんな側溝まで金が使えないということであれば、またそのときは考えるといっても、それじゃ、どうするのかということになると思いますけれ

ども、今のところはその200万円で対応していただいて、どうしてもそれがずっとそのままになっていくようであれば、また検討というか、考えというような形なのかなと。今すぐここで、じゃ、すぐにできますとかやりますとかという形にはちょっとならないのかなとは思いますが。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） まだ策定方法が、方針が公表されたばかりなので、今後になってくる、つながってくると思うんです。ですから、これもひとつ頭の中に入れておいていただいて、しっかりと今後の住民の意見をよく聞いて策定をお願いしたいと、このように思います。

次の放射能汚染についてお聞きします。

まず、旭市は、独自調査というのは、海岸のほうですけれども、行わないのでしょうか、伺います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 現在のところ、独自での調査というのは考えておりません。海水浴場の指針でも先ほどご説明しましたとおり、海水浴場も今夏開設しないというようなことから、当面、県のほうで18か所をやっていますので、それで対応したいというふうに思っています。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 次に、今、県のほうでということでございますけれども、やっぱりきちっとした数字がないと、毎回毎回、月に1回程度、恐らく出すと思うんです。そうすると、県のほうでその月に1回きちっとやっていただいて、それで、今は矢指ヶ浦の海水浴場、それから飯岡の海水浴場についてもお願いをして、これ、しっかりとやっていただきたいんです。その辺のところはどうでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 先ほども申し上げましたけれども、今年につきましては、海水浴場を開設しないということもございます。

それと、先ほど県の調査の18か所、18地点ということで申し上げましたけれども、この近くでちょっと申し上げますと、銚子市、旭市、匝瑳市、横芝光町、山武市ということで、軒並み銚子市から九十九里の沿岸の市が調査地点になっていますので、それで、すべてのとこ

ろで、どこかの数字が異常があったということであればまた違う検討もしなくちゃいけないんでしょうけれども、すべて18地点未検出というようなことから、あと県も今後、月1回と、7月、8月も毎月実施しますよというようなことも発表していますので、それを見ていききたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） じゃ、ぜひ公表をしっかりとさせていただきたいと思います。

それで、次の質問なんですけれども、この保育所、それから小学校の土壌測定というのは行ったのでしょうか、伺います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 土壌の件でございますけれども、小・中学校の校庭の土壌の放射能汚染につきましては、県内各地で行った測定においても、微量の放射性物質が検出された例がございます。旭市では現在のところ、福島原発から新たな多量の放射性物質の飛散は確認されておらないと。また、農産物につきましても、放射線量の測定結果も安心できるもので、土壌についても現状では問題ないと推測しておりまして、特に今のところ土壌については検査はしておりません。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 保育所のほうにおきましても、学校と同じ考えで、今後どうするかは別といたしましても、学校と同じようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） この測定、モニタリングが、6月の14、15で行われたのが第1回目なんですね。このほかの地域、一宮町が行っております。5月20日に行っております。

これ、4月から5月にかけて保護者から相談があったんです。中身はこういう相談でした。子どもの保護者として、子どもが成長したときに、大人になって、あのときの放射能はどうだったのと聞かれたときに、何となく不安があったでは、保護者としては申し訳ないと、はっきりとした数値があれば安心であると語っていたわけです。

そうすると、この6月14、15では、ちょっと期間が旭市の場合、遅かったんじゃないかなというふうに思うんです。その14、15になった理由というのは何かあるのでしょうか、お聞

きします。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 小・中学校の校庭、保育所、そういった部分で、測定をしたほうがいいのかというような部分は、早くから、5月の中旬ころから災害対策本部会議で検討をしていました。そういう中で、先ほども農水産課長、商工観光課長から話がありましたように、野菜のモニタリング検査を毎週1回、ずっと4月21日からやっている。それと同時に、市原市の大気中の放射線の検出も出ていない。それと併せて、その市原市の部分の検出器がその海匠事務所へ配備されるというふうな話もありまして、それがいまだに、7月をめどにこっちへ来るというような話を聞いておりますけれども、そういった状況がありましたので、皆さん方にご心配をかけて、少し遅くなったのかなという部分もありますし、あえて申し上げれば、行政のほうへ保護者のほう、学校関係の方からも、取り上げてもう遅いではないとか早くやれとかというような部分もあまり少なかったというようなことでありまして、安全と安心は、もう野菜の検出の中で検出がないということがありましたので、機械が来るまで待とうというような部分で、多少遅くなったということで理解をしていただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員。

○5番（伊藤 保） 野菜の検出で出たわけでございますけれども、こういう言葉があるんですよ。「一滴をなめて大海の塩を知る」、また「一華を見て春の訪れを知る」という言葉がありますけれども、一つのことに對して市民の心情というものをいち早く察知して出さなければ、この市民の心情、また保護者の心情というのをつかまなければ、行政の役目というのは分からないと思うんです。ですので、早い対応が必要じゃないかなと思います。

私も、この放射能の件についてはさほど心配はしておりません、実は。今までこの6月14、15日までの間に、ちゃんとしたその正しく理解する知らせというものは出されたのかどうか、それをお聞きしたいんですよ。

実はここに「放射線防護の対策を正しく理解するために」ということで、日本学術会議会長談話というのが出ております。これはちょっと文章は国会のほうから引き出しましたけれども、これ、ちょっと抜粋して読ませていただきますけれども、平成23年3月11日に発生した事故により漏出した放射性物質の人体への影響などに関して、科学者の間からさまざまな意見が出されており、国民の皆さんが戸惑っておられると憂慮していますというふうにあります。

ました。

これは、事故から10日後の3月21日、国際放射線防護委員会、略してICRPから、日本の事故後の事態に向けてのコメントが配信されたんです。この中で、内容があまりにも違った方向にいつているので、再度改めて見解を出すことにしましたということなんです。

今回の漏出した放射性物質による一般の被曝は、閾値というのがあるんですけども、これは、原爆とかそういったもので集団が一定範囲で受けた1%に出る症状を示す放射線量、これが閾値と言われるそうなんですけれども、今回はそうではなくて、10万人程度の疫学調査によっては確認できない程度小さなものと、こういうふうに言われているんですね。

ですから、国立がん研究センターのほうによれば、100ミリシーベルト以下の放射線により増加するがんの確率は、受動喫煙や野菜摂取不足によるがんの増加より小さいと、こういうふうに言われているんです。ですから、こういったものもしっかりとお示しいただいて、市民の皆さんに、安心ですよということを発信していただきたいんです。そうしなければ、いつまでたってもマスコミの報道に惑わされてしまって、何が何か分からなくなってしまうというのが、今の旭市の市民の、また千葉県の県民の状況だと思います。

そういうことで、今現在、この昭和32年当時の海洋のほうの放射能は同じだということなんです。当時は原爆とか日本にも落とされましたけれども、それから、核兵器の抑止力ということで核兵器開発が盛んに行われた時代でした。それと同じ時代を私たちは物を食べて生きてきたわけですね。それと同じような今の時代なんです、状況なんです、放射能は。ですから、心配がないということをしかりとお知らせしていただきたい、こういうふうに思います。

3問目に移ります。

心のケアでございますけれども、これはぜひ引き続きやっていただきたいと思います。

自宅に帰っている方々、この被災を受けた方々、この方には、健康相談というのは受けられるところというのは、どこで受けられるのかはつきりとお示しをいただいて、そこへ来ていただくか、あるいはこちらから出かけていって、相談をするなりという形のケアをするなりという形のものをお願いしたいと思います。

どうかそういうふうな形で今後やっていただきたいと、このように要望をいたしまして、一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 伊藤保議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、3時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時 0分

再開 午後 3時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 飯 嶋 正 利

○議長（林 一哉） 続いて、飯嶋正利議員、ご登壇願います。

（2番 飯嶋正利 登壇）

○2番（飯嶋正利） 議員ナンバー2番、飯嶋正利です。

平成23年第2回定例会におきまして発言の機会をいただき、誠にありがとうございます。

今回の震災におきまして、多くの犠牲になられた方々に心よりご冥福を申し上げますとともに、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げる次第でございます。

我が旭市でも、有史以来最大の被害を受けました。私の地元の矢指地区でも、津波や液状化による住宅被害、また、液状化による農地の被害、甚大でございます。しかし、市の迅速かつ適切な支援をいただきまして、住宅支援のほうもほとんど済みまして、農地のほうも水田に水稻の作付が終了いたしました。各課の配慮に関しまして、心より地元を代表いたしまして御礼を申し上げます次第であります。ありがとうございました。

今回、震災におきまして4点ほど質問をさせていただきたいと思います。震災の後ですので、今回、先輩の皆様、震災の質問が誠に多いということで、重なった質問もあろうかと思いますが、ご容赦いただきたいと思います。

1点目、震災後の農業振興についてということで、ここに海匠農業事務所が震災後の被害をまとめた数字がございます。農作物の被害4億7,700万円、園芸施設の被害4億2,400万円、家畜等の被害1,100万円と。そのほか、水田被害、これは海水の浸入が20ヘクタール、液状化による被害が400ヘクタールというふうな数字が出ております。その他、農地及び農業用施設、旭市におきましては30億2,800万円という数字が出ております。そのほかにも、出荷停止による被害が農協のJAちばみどりの管内で2億6,000万円、風評被害による数字が、第1回目が、たしか12億円ほど国のほうに上げるという話を聞いております。

それに伴いまして、第1点目、震災後の農業振興についてということで、数十億円に上る農業被害、今後、この旭ブランドの再生についての振興策というのを市のほうはお持ちかということが第1点でございます。

第2点目、塩害、液状化による農地被害に対する今後の対応ということで、今回、震災後、当地区におきまして、期間は短かったのでございますが、液状化に対する修理というか保全に対して、若干の期間の援助を市のほうでいただきました。ただ、まだまだ規模が大きくて、作付にはなかなか間に合わない。また、塩害についても、見切り発車で作付された水田が15ヘクタールほどあるかと聞いております。これについて、今後の支援についてどう考えているかということをお聞かせいただきたいと思います。

3点目、道路並びに排水路の復旧についてということで、自分の地域だけのことを言っただけでは非常に申し訳ないんですが、矢指地区、道路はほとんど陥没しております。排水路も、残っている水路がほとんどないのかなと、まともに生きている水路がほとんどないのかなというような状況でございます。この復旧について、同時にやれるもの等あると思うんですが、その辺について、管轄も違いますので、お考えのほうをお聞かせいただきたいと思いますというふうに考えております。

大きな2点目、商工業の復興、再生についてということで、1点目、国、県、市、雇用を含む支援策ということで、現状、どのような支援策がされているのかお聞かせいただきたいと思います。

2点目、復旧後、復興に向けてのPRはということで、先般、この震災後、東北のほうでは、しにせのかまぼこ屋とかそういったものが復興したということで、非常にその復興のPR、旗印的なものになっておると。旭市においても、そういった復興の旗印的なものを立てていくつもりはないのかなということが一つでございます。よろしくお願いいたします。

大きな3点目、現在進んでいる公共事業、新規事業についてということです。

震災を受けて、ペースアップすべき事業、また、スローダウンすべき事業があると私は考えております。その辺のところを、市のほうの考え方をお聞かせいただきたいと思います。

4点目、ハザードマップについて。

(1) 津波ハザードマップの修正は今回どのようになされるのかということが1点でございます。

2点目、現在の避難所の見直しはあるのかと、避難場所の見直しはあるのかということでございます。

よろしくお願いいたします。再質問は自席で行います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 飯嶋議員の質問に対しまして、私のほうから1番目の商工業の復興、再生についてということでお答えをさせていただきます。

1番目の農業についてですが、その農業の復興、現状、地元のことでありますので、担当課のほうから詳しいことをお知らせいただきたいと思います。

商業の復興、再生についてということで、企業が再生、復興するために、市としてのPR、旗印的なものが必要であるということは、ご指摘のとおりだと考えております。市内では多くの事業者の方が被害を受けており、市としても、多くの事業者が再建できるように切望しているところであります。

しかしながら、行政が特定の企業だけを特別に支援することは難しいと思われれます。市民の方や、商品に愛着を持っている方々が自発的に応援していただき、やがてその輪が広がり、再建への大きな力になっていただけたら喜ばしいと考えているところであります。

市としては、全体的な応援として、プレミアム商品券発売への補助等をこれからも行っていくと、そのように今考えているところであります。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の農業の振興につきまして回答させていただきます。

本当に今回の地震、津波等で農業の生産基盤、これが相当被害があったわけでございます。現在、市としましては、国、県、市単独での支援策、こういうものを作りながら、従来のレベル、ここに向けて、回復に向けた支援を継続していこう、そんな取り組みで今やっております。

一つ大きなこととしまして、本当に今回、県にはご支援いただいているわけですが、県単独で施設園芸の災害復旧支援事業、こういうものを立ち上げていただきました。これは、従来にない、県単独ですが、県単独で2分の1支援をします。まさしく、実はこの旭市に向かって作ってくれた事業だなということで我々は理解しております。事業費的には1億円ということです。ですから、2億円事業をやった場合に1億円県が支援するよという、そういうようなことでございます。特に今回、我々は本当によかったのは、4月1日にさか



のぼって、実施をしたものについても県は認めるということです。

そんなことで、この事業を被災に遭った農家の方になるべく使っていただこう、そんなことで、先般、6月17日には、事業希望者を集めていただきまして、県の担当課にも来ていただいて、この事業の活用につきまして説明をさせていただきました。特にこの事業では、例えば1,000平米被災を受けてハウスが使えなくなった。この事業で、2分の1で1,200平米、実は20%面積を多くしてもいいですよと、そういう説明もございました。そんなことで、単なる復旧じゃなくて復興に向けてぜひこの事業を有効的に使っていただいて、農業者の方に支援策を図りたいというふうに考えています。

それと、例の原子力発電所の事故に伴います出荷制限、あるいは出荷自粛、さらには風評被害、これにつきましては損害賠償手続きを現在実施しております。JAのほうにつきましては既にやっておりますけれども、問題は、JA出荷以外の方々に対してどういうふうな指導をするか、そんなことで、5月17日、あるいは6月17日につきましては、JA出荷以外の方にお集まりいただいて、現在手続きの作業中でございます。

そういうような中で、原発問題、本当にまだ問題の道筋が見えておりません。そういうようなことで、市長とも復興に向けてあらゆるイベント等にも積極的に参加させていただいて、地道に旭のブランド再生に向けた活動を継続していこう、こんなことで今取り組んでおります。

主なものを五つほど、ちょっと時間をかりて説明させていただきます。これは市長に参加いただきまして主にPRしたものでございます。このほかにもいろいろありますけれども、1点目は、4月23日に市川市のほうで、特に市川市から、日ごろ付き合いのある旭市来いよということで、あさひの農産物安全宣言キャンペーンというようなことで、国会議員の方々にも出ていただきましたけれども、ここで旭市の野菜をPR。

それと4月28日には、春野菜フェアというようなことで、JRの船橋駅の構内で多古町と一緒に、旭市の市長にも出ていただきましてPR。

それと5月28日には、がんばろう旭の農水産物、地元で、東総文化会館で、放射能関係の専門の方にも来ていただきまして、一つフェアを実施いたしました。

さらに、有楽町で、いまが旬！新鮮「千葉の農水産物」、知事にも出ていただきまして、旭市長ともども旭市の野菜をPRさせていただいた。

あるいは、先般、6月15日には東京ドームの中で、今が旬のタカミメロン、これをPRさせていただきまして、いろんな形で、今まで市長がやっていたトップセールス、これを復興

を目指してこれからもやっていきたい、そんなことで考えております。

それと、被災後の農業振興についての塩害、あるいは液状化による農地被害に対する今後の対応ということでご質問をいただきました。

本当に塩害、塩水が入ったとか、あるいは液状化で農地が凹凸ができたとか、いろんな形で農地の被害が出ております。そういうような中でも、水田への塩害、ここにつきましては28ヘクタール、あるいは液状化は、先ほど議員説明のように、400ヘクタールに上るような、そういうような被害があったわけですが、一部の水田を除きまして、実は関係者の努力によりまして作付がされております。

これからにつきましては、塩分の除去、これが、水がなくなるとちょっと問題になってくるかなと、そんなことで、関係機関と連携をとりながら、その塩害の除去、塩分の除去等に努めていきたいなど。それには、パイプライン、そういう施設関係の復旧が第一というふうに考えております。

そういうようなことで、農地の用排水、あるいはパイプラインの復旧、これにつきましては、市単独で支援策も作りまして、早期復旧に向けて現在やっておるところでございます。

ただ、この早期復旧に向けてということで、実は要綱の中で9月30日ということで作りましたけれども、特別の事情がある場合には、個々の状況によりということで、市長が判断ということになっております。

というのは、例えば整地作業、稲刈りが終わった後、整地作業をしようよということ、そういう方も、今、これから出てくるということも聞いております。今、我々もちょっと、整地をするのに水を張らなきゃいけないのかな、いろいろありますけれども、稲刈り後に水を張るというのは難しいということで、例えばレーザーレベラーを導入するとかいろんな形で、これからの農家の実態に合わせて、いろんな事業を活用していただくべく進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、道路並びに排水路の復旧についてお答えいたします。

今回の震災において、道路、河川、橋梁において大きな被害を受け、復旧については随時応急処理を行っております。

国庫補助事業で復旧する道路につきましては、国の査定も終了し、今後は実施設計に伴います道路境界などがございますが、早期に発注できるように準備しております。

ご質問の農業用排水路の復旧については、道路に埋設されております土地改良区のパイプ等がありますので、地元の関係者や関係機関と協議しながら、連絡をとりながら早期完成を目指して復旧に努めてまいります。

以上です。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 私のほうから、2番の商工業の復興、再生について、そのうちの（1）国、県、市の雇用を含めた支援策はどのようなものがあるかという質問に対して答えたいと思います。

まず、国のほうの主な支援策ということで説明します。

全国の公共職業安定所において、震災特別相談窓口を設置し、被害及びその影響を受けた求職者及び事業主に対し、そのニーズに応じて、雇用維持、職業相談、職業紹介・雇用保険、助成金、各種情報提供等の相談、援助を行っています。

また、被災者に対する雇用保険失業給付、事業者に対する雇用調整助成金や被災者雇用開発助成金、災害復旧貸付等の資金融資制度があります。

県のほうの支援策ということですが、主なものを上げますと、直接被害を受けた県内の中小企業を対象として、県制度融資のセーフティネット資金、これは別に災害緊急対策という枠を設けまして、その支援及び利子補給、それから、がんばる商店街復興支援事業、立地企業補助金などがあります。

それと市のほうの支援策ということですが、先ほどお答えしましたが、県のセーフティネット資金に追加の利子補給を市独自で措置してございます。また、雇用については、旭市地域職業相談室と連携して、就労支援ということで図っていきたいと思っています。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、3の1ですか、震災を受けましてペースアップする事業、またスローダウンすべき事業等の考え方ということでございます。

これにつきましては、今、すべて災害関連の予算は今回の議会にも出してございますが、これらの震災復興・復旧、これはまず全力で取り組んでいく必要があるだろうと。

それから、先ほど林議員のときにも申し上げましたけれども、今、国の経済対策が、昨年度から実施したものの、これが繰り越されておりますので、こういった地域の活性化に係るきめ細かな形での事業、こういったものはどんどんやっていく必要があると。

あと、市民生活に、じゃ、欠かせないもの、これもあります。これは、例えば福祉であったり保健であったり教育、こういったものは、じゃ、ないがしろにしていいいのかということはありませんので、これらも当然やっていかなければいけない。

そうすると、ペースダウンする事業はなくなってしまうのではないのかということもありますけれども、少なくともペースアップしていくのは、災害関連のものは、とにかくできる限り速やかに実施していく。通常の事業もそれを追いかけるような形で実施していくんだというところがまずあると思います。

当然、通常の事業の中では取りやめたものもございますし、これも先ほどお答えしたとおりでございますが、それ以外のもの、例えば通常の事業でどうしても人的に間に合わない、例えば建設課等、今回は非常に大きな災害を受けまして、本数も相当抱えています。じゃ、今の技術屋さんですべてが対応できるかという、なかなか難しい面があつて、普通の事業が若干遅れる、そういう可能性もないとは限りませんので、そういったものは若干遅れが出るという可能性があるということです。

当然、市民生活には支障のないように進めていくということが大前提で、ペースアップ、スローダウン、そういったところは考えていきたいと思っております。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） 私のほうから、津波ハザードマップの修正はということでお答えいたします。

現在のハザードマップにつきましては、県が実施しました、元禄地震などを参考にシミュレーションによる津波浸水予想図に基づいて作成をしております。

どのくらいの津波を想定してハザードマップを修正するのかというご質問ですが、今回の津波による国・県の、今、調査結果という部分に基づきまして、津波の浸水予想、津波高を想定して見直しを行ってまいりたいというふうに考えております。

いずれにしても、国・県の調査というものは今入っておりますので、そういう部分の中での結果に基づいた中で見直しを行っていききたいと。

もう一つ、これに関連しまして、現在の避難所の見直しと、ハザードマップの見直しと同時に避難所の見直しもという部分でございますけれども、このことにつきましても同様でございます。想定される浸水予想、津波高、そういう部分を的確に把握しまして、避難所及び避難の方法等も検証して、市民の皆様に迅速に避難ができるような津波ハザードマップにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 1点目の農業振興について、その1番目ですが、今回、この震災に当たって、私は、この放射能被害、この旭市が、全国で一番正直に検査を公表した市ではないかなというふうに考えております。そういったものを正直に公表しているということをもっとアピールしていくべきはあるかなと。

また、先ほど市長さんがいろんな即売会へ出向いていただいたという話がございます。私の知り合いの先生もそういったものに参加しておるんですが、そういった消費者の中には、旭市ですと言うと、ああ、旭市というのはずるしたところだよというふうな間違ったイメージを植え付けてしまっているところが非常に多いです。そういったものをやっぱり、毎週木曜日、今、サンプリングもやっていますし、そういった安全・安心を売るために正直にやっている市なんだということをもっともっとアピールするべきはあると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、ずるをしたというのは、ちょっと初めて聞きました。ちょっとそんなことで、確かに旭市は調査をしているということはいろんなところでは聞きます。それで、先ほど伊藤議員からありましたように、実は我々は、野菜を食べないほうのリスクのほうがいっぱいあるんじゃないのということで、そんなことで、これから野菜を食べようというようなことでちょっとPRをしたいなと、そんなことで。

ただ、公表の部分につきましては、本当に申し訳ありませんけれども、やり方云々いろいろあるかと思います。ただ、農業者の方の理解も必要だということで、当初も実は公表するときにホームページの中でも、農業者の方から、旭市産ということの表現を取れという、どうしても公表しなきゃ駄目かというのもありました。千葉県産だけで駄目ですかとかいろいろあって、そういういろんな農業者の思いもあるということでご理解いただければと思います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 課長のお考えは本当にいいなと思うんですが、こういった、今回、やっぱりマスコミによって、その間違った報道ととれるようなことがかなりあると思うんです。そういったものを含めて、市と出荷団体、JAなりとタイアップいたしまして、そういった

マスコミを逆に利用するようなPRもしていただければありがたいのかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。これは結構です。

2点目、この震災後の液状化の農地被害の対応についてということで、今回、本当にありがたいくて、その液状化に対する整地ですか、そういったものにもいち早く市のほうで対応していただいて、ただ、若干期間が短かったということで、これはいつまでだということはいえないんですが、例えば年内いっぱいでもそういったものに支援をいただければ非常にありがたいなというふうに考えております。いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 液状化で、今年は春先、無理無理田んぼを作ったという方もいらっしゃるということを聞いております。作付が間に合わないので、多少凹凸があっても今年はもう作付しよう、秋には整地をしようということで、整地をしないと、なかなか水田というのは除草剤がきかないとかいろいろあると思います。そんなことで、秋にも、我々、ぜひ使えるような制度に向けてということで今考えております。

ただ、どうしても整地をするときには、ブルで整地がいいのかなということで今考えています。ブルですと、どうしても水を張らなきゃいけないとかいろいろあります。先ほど言いましたレーザーレベラーを導入して、耕運しながら均平作業ということもどうなのかなということで、地元これからちょっとお伝えしようかなと。

それと、秋に整地をするとなると、稲わらが問題になってくるんですね。稲わらがそのままあると、稲わらをそのまま低いところへみんな持っていってしまう。そんなこともあって、稲わらを、収穫して、それを畜産業で使っていただく、そういう何か合わせわざですかね、そういうこともちょっと現地では必要かなというふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。その辺のところ、またいろいろお考えいただきまして、よろしくご協力のほうをお願いしたいと思います。

3点目、道路と排水路ということで、道路も、その一線すべて駄目になっているものもございます。中には、変な言い方ですが、細切れで修復をしていくところもあると思うんですが、例えば、今回、パイプラインのほうも、ひどいところは1集落の中で100か所以上の破損があったり、凹凸の中でもそのまま生きているというようなパイプラインもございます。

そういったものに関して、道路舗装修復、復旧があれば、そういうときにそういったものも、これは地元負担も若干発生する部分があると思うんですが、やればなという意見も地元のほうには少しございます。そういった意見も、相談を受けてもらって、行っていただければありがたいなと。

また、この復旧に当たっては、先ほど課長のほうもお話いただきましたが、地元区長なりに十分ご相談をいただいて、その順番等も、優先順位を判断していただければありがたいなというふうに考えていますが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 復旧に当たっては、全部全線を直すとかという路線もあるし、部分的な路線もありますけれども、その部分的な路線に関しても全線に関しても、パイプラインがあるかないか、地元の区長さんといろいろ話をして、手戻りがないような形で復旧をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。

それでは、大きな2番目、商工業の復興、再生についてということで再質問をさせていただきます。

先ほどいろんな制度のお話がありました。どうでしょう、こういった資料を全部そろえて、市のほうでそういった企業のほうに出向いていただいて、こういったものが使える、こういったものが使えるというのを一通り持っていただいて、再生に向けて指導していただくというのはいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それも一つの方法かなと思います。ただ、今のところ、被災事業者のほうで、特に商工関係者ですけれども、相談窓口が、商工会等が中心となっていて、その辺、商工会のほうでどのぐらいの相談を受けてというような様子をちょっと聞いて調べてございます。4月の経営に関する相談という件数が1,530件ほどありました。22年度の月平均件数というのが84件、比較しますと約18倍。その大幅に増加した要因は、当然のごとく震災関連だというようなことを聞いております。

ですので、いずれにしても、商工会については、県の支援策、国の支援策、すべてデータ

を持っています、資料を持っています、それで相談に応じているというふうに聞いていますので、それで対応できているのかなというふうに思っています。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） そういった相談の中で、その被災された商工業者の方々、こういった要望が多いのか。また、今後、新たに市として国なり県なりに要望を上げていくということは幾つかあると思うんですが、その辺のところをよろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 相談の内容、先ほど1,530件ほどということで申し上げました。これが、相談の内容ですが、商工会の統計のとり方ですけれども、経営一般、金融、税金、労働、その他というような分け方で、ほとんどが、経営一般、これが占めています。あとは労働に関するものということが、続いて多いというふうに聞いております。そのほか、直接うちのほうの課のほうに、現在こんな要望を国・県等に上げてほしいといったようなことは、具体的には聞いておりません。

ただ、先ほど市長が答弁をちょっとしましたとおり、被災商工業者からということじゃないんですが、被災後、非常に経済が低迷しているというようなことから、再度、プレミアム商品券等を検討していただきたいというような要望は受けております。

あとその相談の状況なんです、5月17日にいいおかユートピアセンターで、これは県の事業なんです、中小企業者等が直面する問題に対してワンストップで相談に応じられるとといったような、いろんな専門家がチームを組んで来ています。その中では、金融、経営、税務など相談を受けておまして、18事業者がそこに来て相談を受けているということで聞いています。

それから、雇用に関しても、同じく相談をハローワークのほうがいち早く行いまして、4月8日、これは飯岡支所において、震災により被災された市民のための労働相談会と称しまして、ハローワーク銚子と銚子労働基準監督署、それと県の関係機関、これらが来て相談を受けています。やはり相談の内容につきましては、就職の相談や、雇用保険、賃金の未払い、労働災害に関する相談、従業員の雇用維持のための助成金などの相談ということで受けてございます。

またさらに、これらの要望が高いということになりましたら、また県のほうに開催を求めていきたいというふうに考えています。よろしくお願いいたします。



○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。

2番目、先ほど市長のほうにも、一企業がということがございましたが、私は、ああいった旭市すべての人が知っているようなメーカーみたいなものは、やっぱり本当に地元で誇れるメーカーだというふうに考えております。また、これは先ほどの1点目の農業とも同じなんです。復興に関しては農業も商業もないと思うんです。同じスローガン、同じ旗印のもので進めていけるものがあれば非常にありがたいなというふうなことも考えております。また、先ほど市長も申しましたように、そういった声が市民から上がっていただければ本当にありがたいのかなというふうに考えております。

そういった事例というのは、商工観光課のほうで何かございませんか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 実は1件ほどありました。市長へのメールということで、某企業が被災を受けていて、非常に有名なものということで、市のほうで特別に応援できないかといったような内容のメールでした。そこへは、先ほどの市長の答弁のとおり、一事業所ということは非常に難しいのは、皆さんご存知のとおりなわけですので、やはりそのメールをくださった方には、そのぜひ輪を広げていただけないかなというように、その輪が広がっていけば、非常に再建しようという勇気につながっていくんじゃないかなということで回答させていただいています。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。そういう市民の声を大事にこれから取り上げていっていただきたいなというふうに考えております。

それでは、3点目、現在進んでいる公共事業、新規事業についてということなんです。今年度、前年度の繰越明許を含めて、予算、専決、補正と約350億円ほどの予算があると思うんです。実際これがすべて実行できるのかというのが第1点。

また、今回、私は、本来避難所となるべく飯岡中学校だとかああいったものがああいう状態だということで、こういったものはやっぱりどんどんペースアップしてやっていくべきではないかなというふうに考えております。

それに伴って、飯岡西部の土地改良、そういったものもきっちり予算をつけて、やっぱり5年かかるものを3年でということではないですが、そういう勢いでやっぱりやっていって、

学校をどうにか早目にやっていくという努力は必要だと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 予算規模が350億円ということでございました。現実には、今現在359億3,700万円ほど、繰り越したものの、それから今回補正にお出ししたものを積み上げますと、そのくらいの数字になることはなります。これがすべて執行できるのか。実施できる見込みで組んでおります。当然、ここの中で一部、3月の災害救助費で組みました応急仮設、それから瓦れき、災害廃棄物の処分、ここの部分は、組み替えた部分と、仮設については県のほうで執行したので、執行しませんという話を議案質疑のときにもさせていただきましたけれども、そういうところを除いても、実質で341億円を超える予算に今なっているだろうと。その部分は、当然、実施するか、大変だとは思いますが、必要なものでございますから、粛々と頑張ってやっていただくのが、これはやっていただくしかないのかなと、そのように思っております。

学校のほうは、庶務課のほうで答えましてよろしいですかね。はい。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、飯岡中改築事業の件でございます。

もちろん耐震化事業として仕事を始めたものでございます。議員さんおっしゃるのは十分理解しております。

議員さんご存知のとおり、飯岡西部地区事業で創設非農用地をその建設場所に使うということが進んでおります。我々としては、建築する立場とすれば、その事業を常に注視しながら、その事業に合わせて、我々が事務で手戻りがないよう、今のうちにできるものは今のうちにやっておく、それで事業にかかれば、予想外に時間がかかってしまいました、そんなことのないように事務を粛々と進めたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） よろしく願いいたします。学校ですので、やっぱり耐震がある学校に、子どもたち、安心・安全で学校のほうに通わせてやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

復興だけではこのまちはよくなるということだと私は思います。この辺のところをよく精査して、執行部のほう、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、4点目、今回のこのハザードマップについて。

ハザードマップが今回の津波に対してどのような実質だったのかなということをひとつお聞かせいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 先ほど申し上げました現在のハザードマップについては、元禄津波を参考にしたという部分でありまして、そのときの資料、最大津波高としては3.4から5.0という、最大津波浸水の深さというものがあって、これが5.4から5.8というふうに書かれていますので、今回の津波につきましては7メートル以上という話があります。そういった中でありますので、今後の被害状況を精査したいというふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 今、その4.5メートルという話がありましたが、今後、そのハザードマップについてはどのくらいの津波を想定して策定していくべきなのか、その辺のお考えはございますか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今申し上げましたとおり、その当時、元禄津波より大きい津波ということ、それを精査しますと。その精査した結果の中で、関係機関、有識者と協議していきたいという、そういう対応をしていきたいと考えています。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） なかなかその辺のところも難しいと思うんですが、じゃ、結構です。

2点目です。この現在の避難場所の見直しといったことで、飯岡地区からこの富浦の先まで、この旭市、高台がなかなかございません。今の本当に避難場所が適正なのか、そういったことを今後見直すことは、避難所というのは津波だけの避難所ではございませんので、当面、今すぐということではなく、こういったものも見直していく必要があるのかなということはいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） これも調査結果の中で、当然、前回より大きかったという部分でありますので、そういった結果のもとにシミュレーションを行いまして、安全な場所を選定し

たいと。避難場所、また、そういった避難場所を掲載したハザードマップという部分についても見直しをしていきたいし、また、大きかったという部分の中においては、津波の避難計画等も策定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） ありがとうございます。

津波にあまり私は敏感になってくるのはどうかなとは思いますが、例えば地震の規模、地震の位置等で避難場所が変わるというのは十分あると思うんです。例えば東方沖で例えば震度8等の津波が来れば、今の避難所では厳しいのかなと。それに対して、例えばどのくらいの規模になれば最低限どこまでの避難所まで逃げてくださいよというものは、今後必要ではないのかなというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 確かに地震の規模等で違ってくるというふうに考えます。また、例えばその津波については、何分ぐらいでその津波が来るのかという部分もいろいろございます。その施設がある程度耐震をしていなければそれだけの強度はないわけですので、そういった耐震の部分も必要だと思いますし、また、今のハザードマップはそうなんですけれども、例えばいいおか荘とかそういう部分も津波の避難所というふうになっています。ですから、当然、海側にあるわけで、危険という部分もありますけれども、それが3分以内に来るのか、今回みたいに2時間とかそういう部分であるのか、そういうものもいろいろ検討した中において、避難所も考えていかなければならないと、そんなふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員。

○2番（飯嶋正利） 課長がおっしゃるとおりでありまして、そういったものをやっぱり幾つかマニュアル化していく必要はあるんじゃないかなというふうに考えております。よろしく願いいたします。

最後に、今回のこの津波にしても、私、本当によかったなと思うのは、子どもの被害が一人もなかったということは本当によかったなというふうに考えております。今後、これはご答弁は結構です。小学校、幼稚園、保育園等、そういった避難訓練、そういったものをきちりやったりやっていく必要があるのかなと。そういったソフト面に関してもよろしくご指

導いただきたいとお願いいたしまして、質問を終わりにします。ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 飯嶋正利議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時55分

## 平成23年旭市議会第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第4号）

平成23年6月30日（木曜日）午前10時開議

#### 第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第 1 一般質問

---

#### 出席議員（22名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 大 塚 祐 司 | 2 番  | 飯 嶋 正 利 |
| 3 番  | 宮 澤 芳 雄 | 4 番  | 太 田 將 範 |
| 5 番  | 伊 藤 保   | 6 番  | 島 田 和 雄 |
| 7 番  | 平 野 忠 作 | 8 番  | 伊 藤 房 代 |
| 9 番  | 林 七 巳   | 10 番 | 向 後 悦 世 |
| 11 番 | 景 山 岩三郎 | 12 番 | 滑 川 公 英 |
| 13 番 | 嶋 田 哲 純 | 14 番 | 柴 田 徹 也 |
| 15 番 | 木 内 欽 市 | 16 番 | 佐久間 茂 樹 |
| 17 番 | 日 下 昭 治 | 18 番 | 林 俊 介   |
| 19 番 | 嶋 田 茂 樹 | 20 番 | 高 橋 利 彦 |
| 21 番 | 林 正一郎   | 22 番 | 林 一 哉   |

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

|                 |         |         |         |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 市 長             | 明 智 忠 直 | 副 市 長   | 増 田 雅 男 |
| 教 育 長           | 刃 田 哲 雄 | 秘書広報課長  | 伊 藤 浩   |
| 行 政 改 革 推 進 課 長 | 林 清 明   | 総 務 課 長 | 神 原 房 雄 |

|                       |         |                      |         |
|-----------------------|---------|----------------------|---------|
| 企画政策課長<br>兼被災室長<br>支援 | 米 本 壽 一 | 財 政 課 長              | 加 瀬 正 彦 |
| 税 務 課 長               | 佐 藤 一 則 | 市民生活課長               | 斉 藤 馨   |
| 環 境 課 長               | 浪 川 敏 夫 | 保険年金課長               | 石 毛 健 一 |
| 健康管理課長                | 高 山 重 幸 | 社会福祉課長               | 渡 辺 輝 明 |
| 子 育 て<br>支 援 課 長      | 林 芳 枝   | 高 齢 者<br>福 祉 課 長     | 石 井 繁   |
| 商工観光課長<br>兼国民宿舎<br>支配 | 横 山 秀 喜 | 農 水 産 課 長            | 堀 江 隆 夫 |
| 建 設 課 長               | 北 村 豪 輔 | 都市整備課長               | 伊 藤 恒 男 |
| 下 水 道 課 長             | 増 田 富 雄 | 会 計 管 理 者            | 花 香 寛 源 |
| 消 防 長                 | 佐 藤 清 和 | 水 道 課 長              | 小長谷 博   |
| 病院事務部長                | 渡 辺 清 一 | 病院経理課長               | 鈴 木 清 武 |
| 庶 務 課 長               | 加 瀬 寿 一 | 学校教育課長               | 菅 谷 充 雅 |
| 生涯学習課長                | 高 野 晃 雄 | 体育振興課長               | 野 口 國 男 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局    | 馬 淵 一 弘 | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 加 瀬 恭 史 |

---

#### 事務局職員出席者

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 堀 江 通 洋 | 事 務 局 次 長 | 向 後 嘉 弘 |
|---------|---------|-----------|---------|

---

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 島 田 和 雄

○議長（林 一哉） 通告順により、島田和雄議員、ご登壇願います。

（6番 島田和雄 登壇）

○6番（島田和雄） 皆さん、おはようございます。議席番号6番、島田和雄です。

7項目の一般質問をさせていただきます。

3月11日に起きた東日本大震災は、一瞬にしてとうとい命や長年築き上げたものを消滅させてしまいました。この地震で被災された方々の悔しさ、むなしさ、被害の大きさを目の当たりにいたしまして、私たちは、これからどんな社会に住むべきか、じっくりと考えるようになりました。例えば、どこに住めばよいか、何を食べたらよいか、エネルギーはどうするかなどですが、思考のキーワードは、安心ではないでしょうか。政治は、国も地方も、これまで安心・安全を政策に掲げ、推進してきましたが、人知の及ばない大災害の前に万全なものではありませんでした。反省をして、新たな施策を講じていかなければなりません。

きょうは、市民の皆様の安心感の一助になればという思いで、災害対策等について質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

1項目めは災害に強いまちづくりについて伺います。



(1) としまして、今回の地震の詳細な被害状況についてですが、このたびの災害は、津波、液状化によりまして大きな被害が出ました。まず、津波についてお尋ねしますが、第1波から終わりの津波までの襲来時刻とその波の高さ、計測場所について、また、津波到達の最深部の場所と海岸からの距離について、調査記録がありましたらお答えください。

液状化については、その場所、面積、被害世帯数と道路、水道、下水道などの被災状況について伺います。

(2) としまして、津波対策について伺います。

津波対策はハード、ソフト両面の対策が必要とされますが、主にソフト面について質問します。ソフト面では、安全な場所への避難が基本になりますが、避難路の確保という点でいろいろな問題が考えられます。道路の狭さ、混雑、倒壊しやすい塀などが道路をふさぐ可能性等です。これらについてどのように考えているか伺います。

また、津波を知らせる防災無線ですが、海岸線には室外機が多く配置されています。家の外にいる人が皆聞き取れるように配置されているのか。また、停電で聞こえなくなることはないか伺います。

(3) として、液状化対策について伺います。

今回、液状化で市内広範囲に大きな被害が出ました。旭市にとっては初めての被害と思われますが、今後も大きな地震で、このような被害が出る可能性のあることがはっきりしました。次の地震に備え、被害を少なくするために何らかの対策をとる必要があると思いますが、市は今現在どのように考えているのでしょうか。

2項目めとしまして、保育園、小学校での地震時の対応と今後の課題についてお伺いします。

地震が発生したとき、子どもたちはまだ保育園、学校に残っていたものと思われます。避難訓練はこれまで何回も実施されていたと思いますが、そのマニュアルはどのようなものであったのか、実際には子どもたちはどのような行動をとられたのかお伺いします。

3項目めとして、瓦れき処理について伺います。

(1) として、瓦れき処理の方法についてですが、9.5万トンを超える瓦れきが市内6か所の置き場にいっぱいになっています。周辺住民の皆さんは早く撤去してほしいと願っております。4月11日から、旧海上中の置き場で瓦れきを分別する作業が始まりました。市は県に依頼し、県が要請した県産業廃棄物協会が処理に当たっています。今年度中に処理を終了する予定ですが、スケジュールどおりに処分するための業者の体制、また、受け入れ施設の

体制は確保されているのか伺います。

(2) 番目として、旧海上中瓦れき置き場について伺います。

今現在の瓦れき処理の進捗状況はどのくらいか伺います。

4項目めとして、義援金受け付け終了後のふるさと納税について伺います。

市内外から多額の義援金が寄せられています。市内、市外それぞれの件数と金額が分かれば伺います。

また、ふるさと納税は、制度発足から震災前までの納税状況はどうであったか伺います。

5項目めとしまして、地震で仕事を失った人への対応はということで伺います。

旭市内で、海岸地域を中心に職場が被災し、多くの方が職を失ってしまいました。職場の確保は市民の生活のため、また、復興のためにも必要不可欠です。これまでは被災者の生活支援が先行していましたが、次の課題として考えていかなければなりません。

質問ですが、今回の災害で、市内で何人の失業者が出たのか。そのうち再就職できた人はどのくらいいるのか伺います。

6項目めとしまして、早急な復旧工事をということでお伺いします。

道路は市内で43路線が被害を受けていますが、本格的な復旧工事がなかなか始まりません。工事が遅れている理由と復旧の見通しをお願いします。

7項目めとして、被災記録を後世に残す考えはということで伺います。

千葉日報の記事に、震災の記録を後世にという記事が載っていました。記事の内容は、被災状況の分かる写真、映像の提供を読者に呼びかけたものですが、そのほかに、大枠としてどのような内容になるのか説明をお願いします。

以上で1回目の質問を終わります。答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長（明智忠直） 島田議員の質問に対しまして、お答えをいたしたいと思います。

詳細については、各担当の部署のほうで把握をしておりますので、担当課長に答弁をさせます。

私のほうからは、7番目の被災記録を後世に残す考えはということでお答えをしたいと思います。

私も、今回の大震災を次代に引き継ぐことは非常に大事だと思っておりますし、私の使命

だとも思っております。このたびの災害の実態を後世に残すに当たり、震災後、広報や調査班で撮った写真やビデオがありますので、これらを整理し、記録誌や記録映像として残そうと考えております。現在、広報紙や新聞により、市民等から写真の提供を求めているところであり、それらの写真も併せて内容の充実を図りたいと考えております。

この記念誌を作成することにより、今後の防災計画の見直し、あるいは津波対策に役立つとともに、この未曾有の災害の実態を風化させることなく、後世に残せるものと考えております。

また、既存の公共施設等を利用しながら、災害記念館、そういったものも併設して、多くの方々にご覧をいただけるようにしたいと、今、思っているところであります。

よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 消防長。

○消防長（佐藤清和） それでは、私のほうから、1番、災害に強いまちづくりの中の（1）地震の詳細な被害状況の中の津波の概要についてお答えさせていただきます。

津波警報の発令によりまして、警戒出動をしました消防隊の報告によりますと、津波は潮位の変動等を含めまして、7回確認されております。その中でも、旭地区では15時50分ころ、飯岡地区では17時20分ころに襲来しました両波による被害が甚大であったものと推測しております。

津波の高さにつきましては、報道機関により、飯岡地区横根矢指川付近で7.6メートルという発表がございました。

津波が実際に到達した地区ごとの海岸線からの距離ですが、河川について申し上げますと、飯岡地区の西下町から本町にかけてと横根で約300メートルから350メートル、三川目那川付近では約600メートル、旭地区の井戸野浜・駒込浜で約600メートル、川向浜及び足川浜においては約1キロメートルの地点まで津波の到達を確認しております。

被害状況等から考えられますことは、河川に沿っての被害が大きかったということが言えると思われます。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 液状化現象が発生した場所、世帯数、面積についてのご質問にお答えいたします。

初めに、液状化による地区と世帯数です。きのう、平野議員のご質問にもお答えしましたけれども、改めて、液状化の被害状況について地区別にお答えさせていただきたいと思いま

す。

矢指地区148世帯、富浦地区61世帯、蛇園地区124世帯、後草地区46世帯、三川地区260世帯、その他72世帯、合わせて711世帯でございます。

次に、液状化が発生した面積につきましては、きのう、農水産課長から、農地について400ヘクタールという話がありましたので、これを足して874ヘクタールと把握しております。

以上です。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、2点目の津波対策という部分で、ソフトという部分で、一つは、防災無線ということで、津波情報の発信という部分であります。

これにつきましては、今回の災害の中で、防災無線によりまして、Jアラートで2回、市のほうで3回、消防のほうで2回の津波警報を出しております。そのほか、避難放送につきましても、3時41分から4時40分までの間に10回の放送を行っているところであります。

また、広報活動につきましても、津波第二波の襲来によりまして、市及び消防本部、災害対策という部分の中で、広報活動をしているところでございます。そのほかにも、消防団による津波警報の避難誘導、救助活動、物資の搬送に当たっているというものであります。

それから、防災無線の停電時における防災無線につきましては、本局無線につきましては、停電時非常用発電機による電源が確保されますので、その部分については問題がないというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 水道課長。

○水道課長（小長谷 博） それでは、液状化による水道施設の被害状況を申し上げます。

今回の地震で、水道管等を埋設してある道路が液状化現象により沈下、隆起、ずれを生じ、管接続箇所の離脱、破損等が多数発生しました。

主なものとしては、旭エリアでは、矢指地区、水道管継ぎ手等の離脱等が5か所、仮設配管として約230メートル、海上エリアでは、後草・蛇園地区で管の離脱等が5か所、それと仮設配管が約950メートル、飯岡エリアでは、三川地区が管の離脱等では10か所、それと仮設配管が約270メートル、干潟エリアについては、液状化による被害ということではありませんでした。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 下水道課長。

○下水道課長（増田富雄） それでは、下水道課よりお答えいたします。

下水道施設について、地震直後、余震後に点検いたしましたが、被害はございませんでした。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 道路43路線中、道路に関する液状化の被害は39路線です。

以上です。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから保育所の子どもたちの避難の仕方というか、そのときにどう対応したかということですのでけれども、保育所におきましては、地震とか火災を想定した訓練を毎月1回行っております。

年に1回、保護者への引き渡し訓練ということを行っておりまして、今回、地震の災害マニュアルに沿って、子どもたちを避難させたということで、1人の子どものけがもなく避難をさせることができたということです。

実際にお昼寝中のちょうど目が覚めるかというくらいの時間の地震だったもので、子どもによっては抱きかかえて先生が外へ避難させたりとか、そういった形をとって、日ごろの訓練どおりに実施できたというふうに、現場のほうの先生方からは確認しております。

やると同時に、保護者への緊急連絡網ということで電話連絡をしているんですが、実際電話が通じなかったという方がやっぱり何人かはいらっしやって、今回、そこがちょっと問題なのかなとはちょっと思っているんですけども、ただ、現実には、連絡を待たずに保護者の方が自主的に迎えに来てくれたということで、一応すべての子どもたちが4時半くらいには保護者の皆さんにお返しできていると。ただ1名だけ、ちょっと勤務の関係で8時半という方がいらっしやいましたけれども、ほかの保育所については、4時半にほぼすべての子どもたちを無事に保護者にお返ししているということでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 2番の小・中学校での防災対策マニュアル及び当日の対応の件でございます。

市内のすべての小・中学校では、各学校の実態に応じまして、防災計画、あるいは防災対策マニュアルを作成いたしまして、地震、火災等を想定した避難訓練、あるいは引き渡し訓

練を実施しております。

今回の震災におきましても、安全に速やかにグラウンド、あるいは校舎3階等に避難することができ、全員無事に保護者へ引き渡すことができました。日ごろの訓練が生かされたものと考えております。

なお、引き渡し完了後は、市内の五つの小学校、三つの中学校が避難所となりましたが、学校職員は、市の職員と協力しながら避難民の対応に当たっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 私からは、瓦れきの処理について何点かございました。お答え申し上げます。

まず、仮置き場の選定基準というお尋ねがございましたので、それにお答え申し上げます。

大震災により発生した約9万5,000トンの被災廃棄物につきましては、去る6月9日に千葉県及び社団法人千葉県産業廃棄物協会のご支援を受け、70社と契約を締結し、現在、分別、運搬、処分等をしているところでございます。

仮置き場の選定基準については、公共用地等である程度の面積が確保され、基本的には住環境等に影響を与えないようなところが望ましいのかなと、そういうことでございます。

次に、現在の状況等について申し上げます。

旧海上中学校跡地、飯岡野球場、飯岡漁港後背地及び野中の仮置き場については、6月10日から分別、運搬、処分を本格的に実施しております。今後、海上野球場、飯岡萩園市営駐車場へと随時処分される予定でございます。これらが順調に進みますと、今年度中に完了する予定でございます。

なお、業者の体制でございますけれども、災害廃棄物を円滑に処理するため、社団法人千葉県産業廃棄物協会にて分別・積み込み作業の統括、運搬車両の手配及び搬入先の調整、工程等一括管理をお願いしているところでございます。

次に、再利用、リサイクル等についてでございますけれども、資源の有効利用の観点から  
.....

（発言する人あり）

○環境課長（浪川敏夫） そうですか。分かりました。では、次の旧海上中の瓦れきの置き場でございますけれども、その進捗状況についてお尋ねがございました。

現在、旧海上中につきましては、分別の状況が25%程度の進捗だと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 会計課長。

○会計管理者（花香寛源） それでは、島田議員の質問の4番目の中で、義援金の市内、市外別件数と金額についてお答えいたします。

義援金につきましては、市内、市外の多くの方からいただいておりますことに、改めて感謝申し上げます。

義援金の6月16日現在の内訳についてであります。まず、窓口での現金受付及びゆうちょ銀行の振り込み分を合わせて市内の件数は1,033件、割合にしますと22.4%、金額は5,364万3,560円、市外の件数は3,368件、割合にしますと73.1%、金額で1億789万7,184円、住所未記入なり匿名の方については205件、割合にしますと4.5%、金額は2,779万3,873円であります。

なお、銀行の災害義援金口座での振り込み分につきましては、振り込み記録に住所の記載がありませんので、市内、市外の区分ができません。銀行につきましては一括で申し上げますと、件数で3,702件、金額が1億8,443万3,951円であります。

窓口、ゆうちょ、銀行、すべての合計で、件数で8,308件、金額で3億7,376万8,568円となっております。

以上です。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、税務課のほうから、これまでのふるさと納税の金額についてということでお答えいたします。

ふるさと納税につきましては、平成20年1月1日以降、都道府県、市町村に対して寄附を行った場合、確定申告によりまして所得税は2,000円、個人住民税は5,000円を超える部分について、一定の限度額まで所得税と個人住民税の軽減を受けることができるという制度であります。

本市におきましては、平成20年、平成21年、平成22年の3か年におきまして、合計14件、金額にしまして538万2,000円の金額でありました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、私のほうから、地震で仕事を失った人への対応はということで、そのことに関して答弁申し上げます。

何人の失業者かというようなご質問でございますが、具体的には何人の失業者ということとはとらえ切れておりません。ただ、以下のこれから答弁することに関して、情報ということで答弁させていただきたいと思います。

まず、ハローワーク銚子への紹介ということで、6月20日現在聞いております。これでは、旭市内の被災求職者、災害に遭われて求職したいということで登録をしている者、この方が41名いらっしゃいました。被災以後、すべての追跡調査は行っていないということですが、求職登録者の中で分かっている範囲では、再就職者は5人ということを知っております。

また、被災後、4月8日、これは一部、飯嶋議員の答弁と重なりますが、飯岡支所において、震災により被災された市民のための労働相談会が、ハローワーク銚子及び銚子労働基準監督署等の主催により開催されています。相談内容につきましては、就職の相談、雇用保険失業給付、賃金の未払いや労働災害に関する相談、従業員の雇用維持のための助成金などの相談が行われています。当日の来場者数ですが、22人、相談件数は38件ということでした。

また、現在、市はハローワーク銚子と連携しまして、仮設入居者等の被災者に対して、就職希望アンケート調査を実施しております。アンケートの結果によっては、第二弾として再度、出張相談や求人情報の提供など、就労支援を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、早急な復旧工事について、なぜ遅れたのかということと、復旧の見通しについてお答えいたします。

工事が遅れた理由といたしましては、今回、国庫補助事業の災害査定が6月中旬にありまして、災害査定資料等の作成等に従事していたために工事が遅延したということが主な原因でございます。

また、復旧の見通しですけれども、地震発生後3か月が過ぎますが、その間、津波被災地において、道路障害物及び倒壊家屋等の撤去等についてはおおむね終了いたしましたので、本格的な道路復旧につきましては国庫補助事業の査定も終了しましたので、できるだけ早く工事に着手したいと思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） それでは、順次再質問させていただきます。



まず、1項目めの(1)ですが、地震の詳細な被害状況についてお伺いをしました。もうちょっと、質問の内容は、1波から7波までであったという中で、それぞれの襲来した時間というのは、これははっきり把握されていないんでしょうか。

○議長(林 一哉) 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長(佐藤清和) 申し訳ありませんでした。

それでは、時間、第1波、15時50分ごろです。第2波、16時20分ごろ、第3波、17時20分ごろです。あと順次、17時32分、20時22分、20時56分、22時04分、これは消防隊の確認時間でございます。

確認場所は、半兵衛スタンド、そのところ、あとは漁港の上の部分、高いところがありますよね。道路の港の船泊まりの北側の高台、その2か所で確認をしております。

以上です。

○議長(林 一哉) 島田和雄議員。

○6番(島田和雄) では、一番大きな波が到達したのは、この中で17時20分でしょうか。

そうしますと、3番目ですよね。こういったデータが出たわけなんですけれども、こういった中で、やっぱり、私も海岸部ではありませんので、よく認識はしておりませんでしたけれども、津波については第1波が一番大きいものではないと。2波、3波、後から来るものが大きいものもあると。地震が発生してから2時間以上たってから最大のものが来たと。こういったことが教訓として、今後に言い伝えなければならないことなのかなというふうに思った次第であります。

次に、(2)としまして、津波対策についてお伺いしますけれども、ちょうど地震が発生してから2日、3日だったと思いますけれども、私、ちょうど飯岡の平松の海岸にいました。そのときに、やはり地震が発生をしまして、防災無線のほうから津波が来るということで避難してくださいといったような、防災無線から流れたわけです。海岸あの辺一帯で皆さん片づけ等をしておりまして、そういったことが流れたもので、一斉に避難活動を始めました。そういった中で、やはり感じましたことは、飯岡地区ですけれども、道路が狭い。それから、分かりづらい。やはり相当混雑したわけですね。ごった返すというか、かなり混雑しておりました。これは訓練でなくて本番でしたので、皆さん一生懸命逃げるといった形でやったわけなんですけれども、そのときにやはり感じたことで、海岸から高い場所へ避難するための道路、これをやはり、これから考えていかなければならないのかなというふうに感じた

わけですが、市のほうでは、その辺いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

（録音漏れ）

○議長（林 一哉） 暫時休憩いたします。

システムがちょっとおかしいものですから、ちょっとお待ちください。

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、島田和雄議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 避難道路のことについて、島田議員から質問がありました。

いろんな機会で、意見交換会、地元の多くの方々からの話を聞いておまして、やはり津波のときに一番、逃げる道、避難道といいましょうか、誘導路が狭い、はっきりしない、そんなようなことは、各いろいろな方々から聞いておりますので、市としてもそういった部分はきちっと分かりやすいような、新しい道を作るというわけにはいきませんので、既存の道路を整理しながら、誘導路をきちっと明示するような形でしていきたいと、そんなように考えていますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 既存の道路を整備するというような市長の答弁でしたけれども、できれば広い道路を造っていただきまして、歩道のほうも設置できるような道路、これが車と人がそれぞれ避難できるということで大切だと思いますので、その辺も考えていただきたいと思っています。

新聞報道等によりますと、茨城から千葉県沖が地震の空白域となっているということで、次に、巨大地震が発生するとすれば、この地域の可能性があるというようなことが言われています。仮にこの地震で津波が起こった場合、旭市への到達時間はどのくらいになるかお伺いします。

また、これらの報道がされてから、旭市民が、自分らはどこに避難したらいいんだろうかといったような会話を聞きます。今現在の防災計画にある避難所、これが不安があるということだろうと思います。早急にきめ細かな避難計画を作る必要があると思いますけれども、どう取り組まれているのかお伺いします。

○議長（林 一哉） 島田議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、お話の新聞の部分での中で、日本海溝・千島海溝周辺の海溝型地震というお話がございました。それが発生したときに、津波が旭市に到達するまでの時間という部分でありまして、新聞をいただきまして、この新聞に書いてある部分について、これは建築研究所という部分でのものですが、そこに問い合わせしてお聞きしました。

これは、6月8日付の千葉日報に掲載された記事でございますけれども、これによりますと、最初に20センチメートルの津波が到達するまでという部分においては30分から40分と、2メートルの高さの津波が到達するまでについては50分から1時間10分程度かかる予想という部分で、聞き取りをいたしております。

それから、避難所を含めての計画という部分、今回津波があつて、そこに避難所があるという部分でのご質問だと思います。

これは、先日もお答えいたしましたけれども、津波という部分については、まずは対策としては逃げるという部分がソフトの中でありまして、それを防ぐためのハードという部分が必要になるわけでございますけれども、先日も申し上げましたけれども、今回の津波という部分がある程度想定を超えるものであったと。元禄津波という部分よりも上だという部分でありますので、そういった部分の調査が国においてはされておりますし、県についても調査をするという部分でございます。そういった結果を踏まえた中で、防災計画、当然、津波の避難計画等含めまして取り組んでいきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 東方沖で予想されます地震の到達時間は、大きな津波、2メートルを超える津波は50分から1時間10分くらいだというふうなお話でしたが、ちょっと、そんなにかかるのかなと。もっと短時間で旭の海岸に到達するんじゃないかと、その新聞記事を見ていただいても分かりますけれども、すぐそばですよ。もうちょっと早く到達するんじゃないかなというような危機感を持ちまして質問させていただいたわけでありましてけれども、そう

いった今想定されている津波、50分から1時間10分と言いましたが、そういった時間を、やはりこれから、その間に何ができるのかといったようなことを基準にしまして、防災計画といったようなものが、避難の計画、そういうようなものを作成していかなければならないと思います。

計画ができ上がりましたら、早急に訓練を実施する必要があると思います。鉄は熱いうちに打てといったようなことわざがあります。今、訓練を実施すれば、皆、真剣にこの訓練に取り組んでくれると思います。訓練をすることによりまして、また新たな課題、そういったものも見えてくると思います。早急な訓練をしていただきまして、早急な計画を作っていただきまして、訓練を実施していただきたいと。計画のほうに間に合わないということであれば、暫定的でも早目の訓練をする必要があるんじゃないかなというふうに感じております。

市のほうでは、その辺についてどういうふうに考えているのかお伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 津波訓練というお話がありました。

津波訓練につきましては、当然、今回の津波に対しまして、被害を教訓として、市民の生命を守るという部分の中で適切な避難ができるよう、地域住民、市職員、消防等と連携した津波訓練を実施したいというふうに考えております。

考えておりますけれども、この部分につきましても、先ほども申し上げましたけれども、ある程度、津波の避難計画、先ほどお話もありました避難経路の問題、そういう部分、それ以外にも、津波の避難の区域のある程度の設定、それから津波の浸水予想という部分もある程度した中で、どのように訓練をするかというふうになってくると思いますので、それについては1年も延ばすということではなくて、年度内にはしたいと思っておりますけれども、そういう部分を検討した中において津波避難訓練を実施したいと、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） それでは、（3）番目の液状化対策についてお伺いします。

今回の地震で、液状化した道路が見受けられました。道路が液状化しますと、その道路は避難路として機能しなくなる可能性も考えられます。そういった中で、やはりこれから道路のほう、修復工事にかかられるということでもありますけれども、次の地震には、液状化しないような対策が必要じゃないかと思っておりますけれども、その辺、どういった対策をとられるか

お伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、道路についてお答えいたします。

すべての道路が液状化対策に対応するということは、経費の面から無理がありますので、主要幹線、今回、主要幹線道路で再液状化といいまして、前回の千葉県東方沖地震で液状化になった路線がまたなっているという路線も旭地区にございますので、そういったところの主要幹線に関しては土表改良とか、いろんな工法を、そのまま砕石をやって舗装するのではなくて、土表改良とか、そういった形の方法を考えながら施工したいと思います。

すべてのものをやるのは無理がありますので、主要幹線道路の、今言われたような避難経路と目されるようなところに関しては、そのまま復旧するのではなくて、何らかの工法を考えて施工したいと思います。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 先日の新聞にも出ておりましたが、浦安市の例で、歩道が液状化がひどかったと。道路については、道路を造るときには1メートルくらい山砂を入れて施工したということで、被害が軽かったと。今後はそういった方法で歩道のほうもやっていくと、そういったような報道が出ていました。液状化ということもこれから対策していかなければならないと思いますので、十分な対応よろしくをお願いします。

続きまして、2項目めですが、保育園、小・中学校での地震時の対応ですけれども、日ごろの訓練のとおりに対応できたというようなことでございます。

そういった中で、実際、大きな今回の地震で被害のあった施設がございました。一つは日の出保育所ですけれども、ひどい液状化が発生したわけでございます。また、飯岡中につきましては津波が到達をいたしました。子どもたち、先生方は、相当混乱したものと思われます。日ごろの訓練とは違うような対応が求められたと思いますけれども、こういったような対応をされたのかお伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 日の出保育所につきましては、保育所はどこも1次避難場所をまずどこに、2次はどこというふうに、順路を追って避難場所を設定しているわけですが、基本的には、1次避難場所は園庭の中央ということになっています。ただ、日の出

保育所はそういった状況で、園舎よりも園庭が液状化でああいうことになってしまいましたから、子どもたちは外へは出せないで、園舎の中とテラスの部分で一時的にそこに避難をさせていると。

それで、保護者に連絡をとって、保護者の迎えを依頼したということなんですけれども、実際、2時46分ということで、その後3時ぐらいには、当時の日の出の所長から子育て支援課のほうに電話が入りまして、とてもひどい状況なのということで、何名かの職員で日の出に向かいました。それでご覧のように、園庭、それから裏の職員が駐車場としている部分の液状化がかなりひどくて、ただ、建物そのものが、現在もご覧のように、被害がない状況ですので、取りあえず建物の中で避難をさせているということです。

ただ、時間が、あそこは津波が幸いなことに来ませんでしたから、今回その部分が助かったなと思っているんですけれども、例えば、日の出ではなくて飯岡中央なんかは、もう目の前まで津波が来たということで、子どもたちを一時的に園庭の中央から避難させたけれども、波が見えてきたので、飯岡中央については、先生方の車に迎えに来ない保護者の子どもたちを乗せて、塙保育所へ一時的に避難をさせたということがあるんです。だから、今まさしく津波が到達する時間とかということの想定がどうなるかということで、対応の仕方が若干変わってくるかとは思いますが、いかにせん子どもたちは歩けない、ゼロ歳児はおんぶして、1歳児は要するに乳母車のような車に乗せてとかということで避難をさせることになりますので、そういったところの避難の仕方が、ちょっとこれからよほど考えていかないと、大変難しいかなというふうには思っています。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、飯岡中学校の対応でございますけれども、教育委員会で、今、各学校の当日の対応について検証しているところでございます。

詳しくいろいろとまとめてあるんですけれども、その概要につきまして簡単に時系列を追いまして、当日の対応についてお答えしたいと思います。

最初に、地震が発生した直後に、いわゆる1次避難といいますか、バッグ等で頭を保護して机の下に入ったということでございます。その2分後なんですけれども、校内放送で、すぐにグラウンドに避難を指示いたしまして、グラウンドで点呼いたしました。その後ですけれども、1分後に津波警報が発令されました。

そして、14時55分、6分後ですけれども、3メートルクラスの津波が15時30分ごろに出るという情報を学校でつかみまして、すぐに職員の引率で、飯岡支所隣のふれあい公園まで全

生徒で引率して移動を開始しました。その後、15時05分、10分間で移動を完了いたしまして、保護者に避難先をメールで配信をしております。その後、15時14分に大津波警報が発令されて、3分後、さらに保護者の引き渡しを促すために、再度保護者にメールを学校から送信をしております。

そして、15時50分ごろに津波の第1波が飯岡中学校の西門の手前まで到達をしております。

16時20分ごろになりまして、大分暗くなってきたものですから、保健福祉センターへ避難場所を変更して移動をしております。再び、保護者のほうにはメールを配信をしております。

さらに、学校に掲示板を出しまして、ここにいますということで、いわゆるその旨を掲示しています。そして、この時点で、引き渡しのできていない生徒が約100名ほどおりました。ちなみに、飯岡中全校で285名でございます。

それから後、18時ごろですけれども、災害対策本部のほうから、保健福祉センターから海上中学校へ移動するような指示を受けまして、保護者との連絡がとれない生徒が6名おまして、この6名につきましては、学校の教務主任が引率して市のバスで移動し、その後、教頭が付き添っております。

21時過ぎにすべての生徒が家族と確認がとれまして、引き渡しを完了いたしました。

このように、津波が学校へ来る前に学校の判断で避難をすることができまして、全員無事ということでございました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 想定外の大きな災害が発生した中で、人間そういったときは大分混乱するわけですが、そういった中で、やはり臨機応変に対応していただきまして、1人の被害者もなく切り抜けられたということは、本当に対応してくださった先生方等、本当にすばらしい対応だったなというふうに感じているところです。

次の質問ですが、6月20日に飯岡小学校で、台地に向けて歩くといったような2次避難訓練が行われたとお聞きしました。より安全な場所への避難ということで実施されたと思います。市内には、避難が必要と思われる海岸寄りに多くの保育園、小・中学校がございます。大勢の子どもを短時間で安全な場所へ移動させなければならないわけでありまして。これが今後の課題として浮上してくると思われれますが、この難しい問題、どのようにお考えでしょうか。お伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 議員さんおっしゃるとおりで、まさしく現場もそれが一番課題であり、解決がすぐできない問題でもあるかなと思っているんですが、保育所については、先ほども申し上げましたけれども、こちら側から緊急の連絡網を使って連絡をする前に、保護者の方が迎えに来てくれているという状況もあります。今後もその方向については、保護者の方にきちっと、例えば震度4とか5とかということになったときには、保護者がもうお迎えに来てくださいという、そういったマニュアルをまず作っていくのかなということもありますし、そこで、例えばお迎えに来ない子どもをどうするのということがありますから、その子どもたちを避難させる場所として、実際、今、日の出を例にとってみますと、3次避難場所というか、津波だとか避難場所としては、矢指小学校に今現在指定されていますから、ただ矢指小学校が今建設されて、今度は平屋の校舎になるというふうにお聞きしていますので、そうなったときには、矢指小学校で本当にいいのかなということも出てくるかなと、ちょっと私個人的には思っているんですけども、それは今後、防災計画を見直しする中で、当然いろんな議論が出てくると思いますので、保育所側としてはそういったことも提案しながら、本当に子どもたちを安全に避難させるためにはどうしたらいいかということを考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） 小学校、中学校におきましても、今、議員さんがおっしゃいましたように、今回いろいろと課題、そういったものを教育委員会でも取りまとめておりまして、さまざまな課題が出ているんですけども、やはり今回の震災で、一番大きな課題、浮き彫りになった最も大きな課題は、東北地方の例にございますように、大津波警報が出た場合に、どのようなことをしたらいいかということでございます。

いわゆる海岸沿いの学校だけでなく、より広い範囲の学校で、より遠く、より高いところなど、安全な場所へ避難して、しかもより早く避難する必要があると考えております。ただ、具体的に、いわゆるどのような経路でどこに向かうかということが今、学校のほうでも一番課題になっているんですけども、その辺につきましては、先ほどからもいろいろ出ておりますけれども、市の総合防災対策と歩調を合わせながら早急に決定して、飯岡小学校につきましては、確かにちょっと歩き遠足と、いわゆる手つなぎ遠足という形で、実験的にやっているわけでございますけれども、そういった場所が決定し次第、早急に避難場所へ向かうと



いう訓練、そういったものを考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 子育て支援課長さんのほうから、避難場所として矢指小学校を考えていたんですけれども、今現在ちょっと不安があるといったような答弁ございましたけれども、今度計画されております飯岡中ですけれども、防災上の立場から言わせていただければ、防災対策も考慮した設計といいますか、そういったものも、これからは考えていかなければならないのではないかなというふうに思います。矢指小学校につきましては震災前ということで、そういった対策がとれなかったということが一つ残念でありますけれども、これから造る飯岡中につきましては、できればそういった防災拠点として機能するような設計といいますか、例えば、今現在どのような設計を考えているのか分かりませんが、より高層な建物にするとか、それが不可能であれば、土台を高く盛るとか、そのほかにもいろいろ対策、配置、地元の住民が避難しやすいような校舎の配置といいますか、そういった校舎とか出入り口の配置、そういったものも考えながら設計していただければいいかなと考えましたけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、新しい飯岡中の校舎の基本設計というか基本方針部分についてお答え申し上げます。

今、島田議員さんおっしゃるように、今回大津波がありまして、心配ごもっともだと思います。今回、基本設計が終わりまして、四つの基本方針を立てました。子どもたちにはゆとりのある環境で勉強してもらいたいとか、そういう四つの基本方針の中の大きな一つとして、災害に強く、環境を考慮した校舎というコンセプトを一つ挙げました。その中では、もちろん新しい計画でも、この学校は、災害時避難所に指定されると思います。その場合に、雨水をトイレ用に使えるような貯水槽、そういうのを別に作ろうじゃないかと、そういうことも1点ございます。それから、太陽光発電も十分活用して、非常時に使えるような設備を作ってみたり、そのようなこともございます。

今回1点、被災を受けまして考え直したのが、屋上部分、今まで安全管理上、あまり人を屋上に上げるという発想が最近ありませんでした。屋上は管理部分といいますか、一部分で管理的な通路を作ったり、ふだんはあまり上がらない、そういう計画で学校のほうは来てお

ります。今回の震災を踏まえまして、屋上をそういう場合には開放できるような、なるべく通路が通りやすいといいますか、そういう設計を実施設計の中で考えていきたいと思っております。

ただ、大津波をどの程度予測するかということもございます。今回7.6メートルの高さの津波で、飯岡部分で遡上してきたのが300から600メートル、またこれから調査もありますし、防災計画の見直し、ハザードマップの見直し、その辺、大分、私のほうもその辺の調査を重視しながら、情報収集しながら、これからの実施設計に生かしていきたいと思っております。

現在想定しておるのは、2階建ての校舎を想定しております。ただ、大津波を考えませんと、例えば火災だとか地震で外へ逃げる場合、それから学校の管理上、3階より2階のほう管理しやすいという意見がございまして、今のところ2階建てを想定しております。

いずれにしても、実施設計をやっていく中で、その辺十分考慮しながら、ご意見いただきながら進めていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） よろしく申し上げます。

それでは、3項目めの瓦れきの処理についての（1）瓦れき処理の方法について再質問します。

処理の方法ですけれども、大きく焼却、埋め立て、リサイクルというふうな方法に分けられると思いますが、それぞれどのように行われているのかお伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

再利用するというのが基本的な考え方でございまして、まず、木くず等につきましては、破碎をしましてボード等の原料、あるいは火力発電等の燃料、そういったものにする予定でございます。また、可燃物も、燃やすことによって蒸気を使った発電、そういった処理のできる処理場へお願いするという、あるいはコンクリートは破碎して建設資材にして、これも利用していくと、そういったことを基本に考えているところでございます。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 今現在、置き場が閉鎖されているわけなんですけれども、再開というのはいつごろになりそうか。それと、瓦れきの受け入れにつきましては、市の広報で9月30日

までとなっています。その後は相談に応じるというふうになっているわけですが、どういったように対応してもらえるのかお伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 仮置き場の件でございますけれども、現在は6月10日をもって休止をしておりますけれども、来月中には、1か所仮置き場を設置したいということで、これは新たなところでございますけれども、現在、関係方面と協議をさせていただいているところでございます。

もう一点、9月30日までの受け入れというメッセージを出しておりまして、その後どうするんだというお尋ねでございますけれども、9月30日までは仮置き場へ、今までどおりお持ちいただいて、一応はそれで一たんは終わりにしたいと。ただ、その後のことにつきましても、個別にご相談をいただき、市民の皆様にご迷惑のかからないような処理はしていかなければならないということで、1か所の仮置き場を確保しておくのか、あるいはまた別な方法があるのかということを考えながら、年度内ぐらいは、そういったことで処理を市がしていき、市民の皆様のご支援をしていくと、そういったことは考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） まだまだ解体を迷っているような方もおられると思いますので、最後まで受け入れのほうはよろしくお願いします。

次に、（2）の旧海上中瓦れき置き場についてですけれども、25%の進捗率だというようなお話でございましたが、今現在、市内の6か所の置き場の中では、この場所が一番分別作業が進んでいるんじゃないかなと思っております。

住宅街の中といったようなこともありますので、一番早く進んで、再度搬入がされないようお願いしたいんですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

旧海上中学校、仮置き場としては約2万平米程度ありまして、災害の翌日から、急遽あそこが、取りあえず一番被災地からもある程度離れているし、次の津波の心配もないということから選ばせていただいて、現在置いてありますけれども、ご案内のとおり、地域住民が非

常に多いところでございまして、にょいの問題、あるいはハエ等の発生の問題、騒音の問題  
といろいろお叱りをちやうだいしているところでございまして、できるだけ早く処理をして、  
もとの格好にしてお返しをするということで、処理をした次にまた搬入すると、そういった  
ことは、あそこにつきましては考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。  
できれば年内にもとの格好にしてお返しをするといったことを予定しております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） よろしくお願ひします。

次に、旧海上中、それから蛇園の野球場もそうですけれども、この二つの場所は、少年野  
球チームが練習場所として使っていたわけなんですけれども、それがこの瓦れきの搬入で練  
習ができなくなってしまったということがございます。そのチームは小学校を利用したり、  
あるいは市内の有料の海上のコミュニティ公園の野球場、あるいは旭のスポーツの森の野球  
場、それから干潟のさくら台の野球場、その辺は抽せんで使えるというようなことになっ  
ているらしいんですけれども、抽せんに参加をして、当選した場合には有料で使っているとい  
うようなお話でした。

いつも使っている練習場が瓦れき置き場になって、使えなくなってしまったというような  
ことですので、有料というようなことではなくて、その辺の配慮をお願ひしたいと思うん  
ですけれども、どうでしょうか。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

体育振興課長。

○体育振興課長（野口國男） それでは、ただいまの質問にお答えをしたいと思います。

まず、海上の少年野球チームですけれども、非常に盛んな地区でございます。市内にはス  
ポーツ少年団は登録団体だけで11チーム存在するということで、今回の震災によりまして、  
海上地区の少年野球チームにつきましては、海上中学校の跡地と海上野球場、これが災害廃  
棄物の仮置き場ということでございます。また、飯岡地区の少年野球チームについてもいい  
おかふれあいスポーツ公園が仮設住宅の用地となっておりまして、いつも使っている練習場  
所に支障を来しているということがございます。現在の状況ですけれども、議員さんご質問  
のように、海上のチームにつきましては、有料となっております社会体育施設、飯岡地区に  
つきましては小学校の施設を利用しているということを伺っております。

ご質問のございました海上地区、飯岡地区の少年野球チームの皆さんにつきましては、練

習場所となっている施設が復旧するまでの間、しばらくご迷惑をおかけいたしますけれども、学校の施設を有効に利用していただくということ、それと、市内にも母体であります市のスポーツ少年団の中で、野球チームがそれぞれ練習場所を工夫して、小学校等の場所を工夫して利用しておりますので、そういったチーム相互での利用調整を図っていただくということを基本に、効率的な練習の場所を確保していただければなど、そんなふうに思います。

ご質問の件ですけれども、ご配慮ということで、有料施設の社会体育施設のご配慮ということでございますけれども、これも一般の利用等もございますので、それらを参考といたしまして前向きに検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） ひとつよろしくお願いします。

次に、4項目めの義援金受け付け終了後のふるさと納税について再質問します。

義援金の募集期間、これは、市の広報によりますと、今年9月30日までというふうになっております。その後はどういうふうに扱うのかお伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 市の義援金口座開設期間については、今お話がありましたとおり、日赤、それから県と同様に9月30日というように予定をしております。その後ということでございますけれども、個人の方からいただいた支援の寄附金として申し出があれば、その部分については10月以降も、引き続き、ふるさと納税として受領をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 9月30日以降はふるさと納税といったような形で受け入れるということですか。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、9月30日というお話、当然、日赤、県と同様に9月30日というふうに示してございます。ただこれも一つには、日赤についても、まだまだ東北のほうの関係もある中において、9月30日でそれが終わるかという部分もあります。また、県についても同様の考えもありますので、それによって市のほうの9月30日という部分についても変わってくるかもしれませんけれども、今の段階で9月30日とした場合におきまして、10月以降

につきましては、ふるさと納税という、寄附金という形の中で受領したいということでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 今回、義援金を送ってくれた方の所在地をお伺いしましたけれども、市外から、これは分かっているだけなんですけれども、73.1%の方が市内ではなくて市外のほうから送ってきていただいていると。遠くのほうから送ってきていただいているといったような状況でございます。恐らく今後も、旭市復興に向けて、まだまだ支援を続けてくれる人は多くいるんじゃないかなというふうに思っております。そういった支援してくれるための受け入れ体制、それをふるさと納税でやってはどうかというようなことでお願いしたんですけれども、市はそういう考えであるということであれば、ぜひそういった形でよろしく願います。

続きまして、5項目め、地震で仕事を失った人への対応ということでお伺いします。

ハローワークの調査の数字ですけれども、失業者41名、その中で再就職できた人が5名といったような数字が示されたわけなんですけれども、これは本当にハローワークに出向いた方といったことで、一部の人の話じゃないかなというふうに思っております。今後も、先ほど答弁でありましたけれども、仮設住宅等で就業のアンケート調査等をとって、実態を把握していただきたいと、そういうふうに思っております。

この間の千葉日報に出ていたんですけれども、県議会の様子なんです、県が農業法人を対象にした東日本大震災の被災者雇用意向調査というのをやりまして、県内の園芸畜産農家、畜産関係の53法人が受け入れの意向を示したと。これは県議会でこういった答弁があったようです。これは新聞に出ておりました。これはどういったような求人内容で、旭市内でもそういった応じてくれた法人があったのかどうかお伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員のご質問の園芸、あるいは畜産関係での被災者の雇用の受け入れについてのご質問にお答えさせていただきます。

議員のほうからありましたように、先日の県議会、副知事からの答弁で、千葉県水産公社にあります青年農業者育成センター、これが窓口となりまして、農業での現場において、今回の大震災で被災された被災者の雇用の受け入れ、ここにつきましては、4月に意向調査を実

施をしたということで聞いております。県内約360法人を対象に実施しまして、園芸関係で21の法人、畜産関係で32の法人、計53の法人から83名の被災者の受け入れの意向を確認したということで聞いております。

議員から市内の状況ということで、このうち、旭市内での受け入れにつきましては1法人、受け入れ可能人数が2名というようなことで県のほうから聞いております。

ただ、この調査とは別に、恒常的、あるいは周年1年通して雇用が見込まれます畜産業の方を対象に、旭市独自で5月上旬に調査をさせていただきました。この中では、市内の畜産農家147戸に対しまして実施した結果、受け入れ可能農家が10戸、受け入れ可能人数は20名、こういう調査結果を県の調査とは別にいただいております。

議員から、県議会の副知事の答弁の中で、実は、被災者を雇用した場合、事業主に対しまして国から1人当たり最大90万円支給される国の制度としまして、被災者雇用開発助成金、こういう制度を活用してというようなことで答弁があったということで聞いております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） この情報につきましては、千葉県が被災された東北3県において、こういった求人情報を提供したと記事には書いてありますけれども、同じような被災をしているということで、旭市がこの制度の対象になるのかならないのか伺います。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 議員の質問の旭市の被災者は対象にならないかということでございます。

本制度の対象労働者としては、東日本大震災発生時に被災地域において就業していた方というような、そういう要件がございます。この被災地域というようなことは、災害救助法が適用された市町村、そういうようなことで、旭市の方は対象になる、そういうことで確認をしております。

なお、本制度につきましては、ハローワーク等の紹介、さらには、継続して1年以上の雇用、さらに雇用保険等の一般被保険者としての雇用、いろんな条件がございます。そういったところで、農業の現場で、被災者の雇用につきましても、いろんな形で市内の農業法人等に対しまして情報の提供等に努めてまいりたいと思います。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 市内の被災者、旭市でも被災して仕事をなくした人が大勢いるといった中で、この制度が旭市にも適用されているということでございますので、雇うほうにしましても90万円、1年間の補助金が出るというようなことですのでごく有利な条件だと思いますので、ぜひこういった情報を市内の失業されている方、あるいは会社関係のほうにも、農業関係も含めまして流していただきまして、少しでも仕事を確保していただきたいと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

続きまして、6番目の早急な復旧工事をということで再質問をします。

遅れた理由と、また、復旧の見通しをお伺いしたわけですがけれども、まず、国の補助事業の資料の作成等に労力を費やして、その査定がなければ復旧工事ができなかったということに遅れているというような説明でありました。

これからいろいろ復旧工事、市内、先ほどこっちと訂正がありましたけれども、39か所でしたか、これから工事に取りかかると言うんですけれども、優先順位とかは考えているのかどうか、その辺をお伺いしたいと思います。着手の優先順位です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 着手の優先順位ですがけれども、道路でも排水でも全部どれが優先かというのは被災している場所はみんな優先だと言われるんですけれども、日常生活に使用するものは、道路は多少でこぼこがあっても通れると思いますけれども、排水に関しては日常、常に流すものですので、排水の悪い場所を先に復旧していきたいと考えております。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） ぜひそういった方向でお願いします。

きのうも伊藤保議員のほうからもお話がありましたけれども、実際問題、陥没といいますか地盤沈下をしてしまいまして、水中ポンプで水をくみ出しているといったような場所もありますので、そういった場所から、まず復旧していただきたいと、そういうふうに思っております。

いろんな工事を進めていく上で、いろいろお話を聞いておりますと、調査設計、そういったものに大分、手間暇がかかるといったようなことで、なるべく早く復旧していただきたいという思いの中で、この調査とか設計とかは、できるだけ今まで経験したような方も含めまして、市の中で柔軟に対応をしていただきまして、そういった中でなるべく早く、そういうものを済ませて工事に取りかかっていたいただきたいと思いますけれども、その辺どうでしょう



か。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 今回、液状化とか地震によりまして、地形がかなり変形している場所がかなりあるんですよね。そうすると、結局は、そのまま復旧するというわけにいきませんので、道路境界をまず先にやるような形になりまして、それからになりますので、ですから、道路境界にかなり日数がかかるのかなというような気がしますので、できるだけ今、班制を作って早急に地区を決めてやるように準備しておりますので、まず、道路境界を先にやってという形になると思いますけれども、今のいるスタッフで、なるべくできるだけ早急に対処したいと思います。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） そういうことでよろしくお願いします。

最後に、被災記録を後世に残す考えはということで再質問をします。

震災の記録ということで、映像あるいは写真の募集をしているということですが、今現在、何件くらいの提供があったのかお伺いします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） 今、具体的に何件という集計はしておりません。

今現在、毎日のように義援金、あと支援金という形で秘書広報課のほうへ来ます。それで市長と面談してということで、そのときに、先ほども報告がありましたように、県外の方とかが多いので、そのときにこの写真集をお配りしています。そんなことで、今、多くの資料がどんどん来ております。件数についてはちょっと明確ではないですが、これはちょっと劇的な写真なんです、海上自衛隊のほうから撮っていただいたやつで、ちょうどかんぽのところですね。上げたところと引いたところということで、生々しい写真なんですけれども、こういう写真が今どんどん来ているという状態です。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） 先ほど、市長さんのほうで、記録映像として残すと、それから災害記念館の建設と、そういったことを考えているというようなお話でございましたけれども、私はそれと同時に、やはり文章として後世に残しておいてもらいたいというふうに考えているわ

けです。今回のこの震災については、いろんな記録、いっぱいあると思います。市役所だけでも、それぞれの課でいろんなことを対応されてきたわけです。そういったものも残していただきたいと。市民の側でもやはりいろいろ被害を受けて、後世に伝えたいといったようなことはいろいろあるかと思いますが。そういったものを1冊の本にして残していただければというふうに思っておりますけれども、そういった考えについてはどうでしょうか。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） きょう、皆さん、ロビーのところにいろんな子どもたちの励ましの手紙や、それから頑張ろうというメッセージがたくさんあります。それから先ほど、子育ての保育所の関係、それから学校関係、被害がなかったという行動がですね、生々しい実態の記録、そういうものも文字として残したいというふうに考えています。

今、子どもだけでそういう記録誌ができるのかということもちょっと疑義があります。その辺を予算措置をしながら、できれば9月あたりで予算措置をして、しっかりした後世に残せる記録誌として作っていきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員。

○6番（島田和雄） そういったものを、もし市でやってもらえれば大変ありがたいと思っています。

今回の地震、これは歴史に刻まれる大災害となったわけであります。たまたま私たちがこの時代に生きていて、その衝撃につきましては深く胸に刻まれたわけでございます。

しかし、50年、100年たてば、だんだん風化してしまいます。私どもの子孫が今お願いしたこの被災記録、こういうものを見て、地震の恐ろしさ、これを再認識していただきまして、備えを怠らないようにさせるべきだと思っています。

地震の記録を後世に残すことは、被害を目の当たりにしました私たちの義務でもあると思いますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で、一般質問を終わりにします。

○議長（林 一哉） 島田和雄議員の一般質問を終わります。

◇ 伊 藤 房 代

○議長（林 一哉） 続いて、伊藤房代議員、ご登壇願います。

(8 番 伊藤房代 登壇)

○8 番(伊藤房代) 議席番号 8 番、伊藤房代です。

平成23年第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、このたびの東日本大震災で被災された皆様方に対しまして心からお見舞いを申し上げますとともに、犠牲になられた方々にご冥福をお祈り申し上げます。一日も早い復興を目指し、頑張ってまいります。

今回、私は大きく分けて4点の質問をさせていただきます。

1点目、被災者対策について、2点目、放射能対策について、3点目、高齢者の地域関係について、4点目、休耕田対策について質問いたします。

まず、1点目、被災者対策について。

公営住宅の建設の計画が考えられるかどうか。

先日、NHKのテレビ放送でゆうどきネットワークで、中野区鷺宮で公営住宅の建設がされ、被災地のメンバー75世帯が入居したとの10分間にわたる放映がありました。

被災地の方が困らないようにと、近くと同じ住宅に住む人たちがいろいろなもの、なべや日常に使うものなどを持ち寄り、仲よく近所つき合いができるように、地域の人たちが協力し合っているところを見たとの話を聞きました。他人事ではなく、我が旭市も被災地なのだから、どれだけの公営住宅があいていて、どれだけの人が希望し入居できるのか、具体的な数を公表し、広く受け入れ、安心して住めるように、いま一度公営住宅を見直す必要があるのではないのでしょうか。旭市に住み、住みなれた地を離れずに復興できるように、足りない場合は、公共の空き地に公営住宅を建設し、二・三年間は家賃も考えてあげるようにはできないか質問いたします。

(2) 仕事復興への融資について。

飯岡の海岸線で商売をしていて、津波により商品を失ったり、食堂を経営していて、家ごと流された方々も多くいます。もしその人たちが今再び再開をしたいと願っていても、一からそろえるためにはお金が必要です。希望する人たちに市からの見舞金並びに国・県からの支援金、義援金だけでは援助だけでは足りない場合、銀行の融資を勧めて、1年間は返済をさせず、2年から3年後より返済をさせるように、市として協力をできるのかどうか質問いたします。

(3) 太陽光発電の推進について。

3月の定例会でも質問しましたが、この震災でまた太陽光発電のことがニュースになり、菅総理も1,000万件の実施という発表をしておりました。我が旭市は風力、太陽光にも適した地であり、理想的な地域ではないかと考えます。

矢指小学校でも太陽光発電を設置することが発表になっておりますが、ほかにも積極的に実施ができるように計画ができないのでしょうか、質問いたします。

また、各家庭においても太陽光発電設置するための資金援助を考えられないのか質問いたします。

現在、旭市として住宅用太陽光発電システムを設置する個人に対し、太陽光発電の最大出力1キロワット当たり2万5,000円を乗じた額、10万円を限度としております。国の補助制度については、1キロワット当たり7万円、限度額として70万円とあります。一般的に平均的な設置例として、太陽電池容量3.45キロワットの場合、割付5列3段で太陽電池モジュール15枚で238万5,000円（税抜き）、電送機器、内訳パワーコンディショナー、接続箱、エネルギーモニター、電力検出ユニット各1台46万4,000円（税抜き）、施工配線部材9万9,600円（税抜き）、架台部材14万4,670円（税抜き）、機器価格合計324万7,934円とあります。

市の10万円や国の70万円では設置することは難しいと考えます。少しでも市として補助金を増やすことはできないのでしょうか、質問いたします。

2点目、放射能対策について。

（1）放射能対策の公表について。

我が旭市において、野菜や果物の汚染が騒がれ、出荷停止となり、風評被害も出て惑わされました。正確な情報を防災無線で流し、風評に惑わされないように、市として独自に調べて、これからも定期的に公表すべきではないでしょうか。そのような体制はできないのでしょうか、質問いたします。

（2）子どもの健康管理について。

放射能対策として、人体に被害が出るのは20年から30年たってからだと発表されています。二・三十年というと、今の小学生、幼児などが一番危険ではないでしょうか。日ごろからの定期健診も1年に1度ではなく、春期と冬期とか回数を増やして、早期発見・早期治療を実施すべきではないかと考えますが、計画はあるのでしょうか、質問いたします。

3点目、高齢者の地域関係について。

（1）老人クラブの活動推進について。

高齢化が進む状況が続くようです。しかし、今回の震災にて、逃げ遅れたとか津波で死亡

したりけがをしたりの年齢は、70歳以上が一番多かったと報じられています。それは日ごろからの地域関係が最も大事なことでないかと考えます。

若い家族は働きに出かけ、留守を守る高齢者の方々が何かあったとき、すぐに連絡がとり合えるように考えられないでしょうか。

ある地域では、老人会で毎週いろいろな催しをしているところがあり、地震の当日も高齢者の集まりで合唱の最中に地震があつて、中心者が皆を安全な部屋に案内し、全員無事だったと聞いています。その中には、ひとり暮らしの高齢者が五・六人いて、家にいたら物が落ちてきてけがをしたかもしれないとか、慌ててけがをしたり、骨折をしたかもしれないとか心配で病気になったかもしれないとの話があり、老人クラブに入っていてよかったと話していたとのニュースを聞きました。旭市としても、楽しく安心して勉強もできる老人クラブの活動を活発にできないのでしょうか。

4点目、休耕田対策について。

(1) 休耕田の再利用について。

現在、旭市には休耕している田んぼがどのくらいあるのでしょうか。休耕田に対して補助金を出している状況だと考えます。しかし、このような震災がまたいつやってくるか分からない状況です。水田を復活させることができるのでしょうか。もし水田が復活できるなら、いろいろと新しい発想で活用の方角を考えてはどうでしょうか、質問いたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、1番目の被災者対策ということで、公営住宅の見直しと、それから建設の計画というご質問でございました。

旭市の公営住宅の現状でございますけれども、今、市営住宅、これが11か所で376戸ございます。実際に入居しているのは355戸でございますけれども、残る21戸の中では、政策空家が17戸含まれておりまして、実際に今現在4戸でございます。昨日ちょっと4戸あいていたので、それを募集しましたということがありましたけれども、それを除いた数字でございます。残りの4戸は実は修繕をかけておりまして、次回の募集を行う予定であります。

このほかに、雇用促進住宅が1か所79戸ございまして、これは今56戸埋まっております。23戸があいている状況ということでございます。実際には今回、県営住宅、旭市には189戸ございまして、今募集をかけておりまして、これは今6戸募集をかけている状況だということ

とが、まずあります。

こういう戸数を見ますと、実際には、近隣と比較しても非常に多い状況でございます。例えば、香取市が県営住宅と市営住宅合わせまして391戸、山武市が合わせて157戸というような数からいうと、旭市は非常に多く持っている状況ということにあるということはまず、ございます。これは3月のときにも質問があったかと思うんですけれども、今のところまだ建設の計画は持っていないということでございます。

あと、被災者に広く広めるというか、そういう話なんですけれども、これについては、国土交通省の住宅局、ここが被災者に対して公営住宅等の入居のコーディネートをやっています。そこでの一義的なPRがあるのかなというふうに思っております。これは広い地域で行ってしまいますので、旭市だけの話ではなくなってしまうんですけれども、そういうことも実施しているということでございます。被災者の状況を考えて、この先、ではどうするのということ、資力がない人個人で住宅建設が無理な世帯、それは最終的には出てくるんでしょうということで、こういうご質問だと思うんですけれども、その辺もよく状況をお伺いしながら、どのような形で被災者の方が望んでいるのか、それらも把握して、その先を考えていく必要があるだろうと。今のところはまだ復興計画等の中で、どのような形で盛り込むのかも含めて検討している段階だということで、ただ今の段階では、新たに建設する計画は持っていないということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、仕事復帰への融資ということで、融資のほうを有利な条件で進めていったらというご質問です。

国・県の融資制度につきましては、たくさんあります。通常の融資分とは別に、今回震災対応部分というような枠を設けて、融資利率を低く抑え、さらに据え置き期間なども延長するなど、被災者には借りやすいといったようなものが多々あります。その中でも、一つ、最も有利かなと思われるものをご紹介しますと、県制度の融資のセーフティーネット資金、これは通常もあるんですが、災害緊急対策枠というのを別に設けまして、融資限度額を8,000万円、償還期間が最長で10年、据え置き期間も、通常は1年以内というものを2年以内ということに延長しまして、融資利率は年1.5%から2.1%、保証料率が0.65%といったようなものです。さらに、平成23年9月11日までにこの貸し付けが実行されたといった場合には、利子補給が行われまして、利子補給率は県が1.15%を持つと。先ほど来、何度かきのうより答

弁申し上げていますが、市のほうも独自に、これにさらに保証協会の0.65%を市側で利子補給しようというようなことで、その上乘せを行いまして、利子補給期間を実施します。利子補給期間ですが、融資を受けた日から最長で5年間ということで実施しております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうからは、太陽光発電の推進についてお答え申し上げます。

市内の小学校等公共施設への太陽光発電システムの設置については、矢指小学校をはじめ、第一中学校及び第二給食センターで設置及び導入を計画していると聞いております。今後の公共施設等への導入につきましては、関係各課と相談をして対応していきたいと考えております。

太陽光発電の補助金についてですが、本市におきましては、平成22年度から住宅用太陽光発電システムを設置する個人の方に対し、3年間の期間限定で、設置費用の一部の補助を実施しております。

さて、この補助金のさらなる増額につきましては、現在の補助制度で既に設置した市民と不公平感が生じるなどの問題も考えられます。したがって、平成24年度までの3か年間は現行制度で推進し、その後、補助期間の延長も含め協議をしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員質問の放射能対策の数値の公表につきまして、防災無線等というようなことで、ご質問ありました。お答え申し上げます。

ご承知のように、現在、野菜等につきまして5品目、それぞれ毎週1回木曜日にサンプリングをしまして、ほぼ翌日に調査結果が出ております。これは国費で実施をさせていただいていると。これにつきまして、ホームページ等では公表しておりますけれども、防災無線での公表、これについては、若干ちょっと問題があるのかなというふうに、実は我が課のほうでは考えています。例えば、先週、その前の週、いずれも検出されずということでありまして、実は6月9日にサンプリングしたものにつきましては、9検体中、実は一つの検体だけ放射性セシウムが出ております。この放射性セシウム暫定規制値につきましては、500ベクレルというところですが、出た数字は9.6ベクレルと。全然問題ない数字で、

俗に言う人体に影響はない数字ということですが、この9.6ベクレルが出ましたということで、これが逆にちょっと違ったほうにとられる場合がある。そんなことで防災無線についての公表については、実は現時点では実施していないというのが現状です。正しいことがなかなか伝え切れないと、そんなことでよろしくお願いいたします。

それと、休耕田の活用につきましてのご質問もございました。現在、市内の休耕田、水田で遊んでいるところ、これにつきましては129ヘクタール、こういう数字をつかんでございます。ただ、以前は生産調整等で、国からの補助金の対象にはなっておりましたが、現在では補助金が出ている、そういうことは一切ございません。

休耕田となった要因としましては、生産調整によったほか、あるいは湿田あるいは木の影とか、いろんなほ場の条件によるもの、あるいは後継者不足、いろんな要因があるかと思えます。ただ、食料自給率の向上、あるいは隣接の農地への影響等を考えまして、休耕田はなるべく活用の方向に考えております。

そうした中で、市の中では、耕作放棄地対策協議会、これを立ち上げをしまして、休耕田に限らず耕作放棄地、畑も含めまして、再生利用に取り組んでおります。この協議会では昨年、国の耕作放棄地再生利用対策制度、国からの補助金を活用しまして、荒れた農地を借用して生産を拡大したいという農業者、これに対して支援をしております。この制度で昨年、約1.8ヘクタールの耕作放棄地が再生されたところでございます。

今後もこの制度を活用しまして、休耕田を含めまして、耕作放棄地の再生利用、こういうものを促進してまいりたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 健康管理課長。

○健康管理課長（高山重幸） それでは、2番、放射能対策について。（2）子どもの健康管理についてのご質問のうち、乳幼児関係についてお答えいたします。

小さなお子さんを持つお母さんや妊娠中の方に安心して生活していただけるよう、水道水や空気、食べ物の安全について、分かりやすく伝えるパンフレット、これは厚生労働省が作成したものですけれども、これを妊娠届け出時に直接配布しているほか、各保健センター窓口や市内の医療機関、保育所、幼稚園、障害児施設等に置いて、周知に努めております。

現在、乳児健診、1歳6か月健診、2歳児の歯科健診、それから3歳児健診を実施し、疾病や障害の早期発見に努め、よりよい育児ができるよう支援しております。現段階では、健診回数を増やすことは考えておりません。



今後も、電話での相談や毎月1回開催しております育児相談など、現行の母子保健事業を通じて、育児上の悩みと併せまして、放射能によります妊婦及び乳幼児の健康への影響に対しまして、不安の軽減に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（林 一哉） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅谷充雅） それでは、2番の（2）小・中学生のいわゆる放射線に関する健康診断についてお答えを申し上げます。

学校における定期健康診断につきましては、学校保健安全法第13条に規定されておりました、基本的な項目につきましては、学校保健安全法施行規則に示されております。臨時の健康診断につきましては、感染症、または食中毒が発生した場合には、必要な項目について行う旨が規定されております。したがって、現状におきましては、放射線に関しましての規定はございませんので、独自に行うことが難しい状況でありますことをご理解くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） それでは、老人クラブの活動推進についてお答え申し上げます。

本市の老人クラブは現在68クラブ、2,573名の会員がおりまして、グラウンドゴルフの大会などスポーツ大会や、文化祭、カラオケ大会等の文化活動、また花いっぱい運動、清掃ボランティアなど、さまざまな活動を行っている自主的な組織でございます。

近年、高齢者の意識が多様化するとともに、老人クラブ役員の就任がネックとなりまして、本市をはじめ県内におきましても、クラブ数や会員数が減少傾向にあり、その対応に苦慮しているのが実情でございます。

しかしながら、老人クラブの加入につきましては、地域において会員相互の呼びかけ等が主たる活動になるかと思いますが、市といたしましても、スポーツや文化活動など、老人クラブ活動が活性化するように側面から支援を行いたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、昼食のため午後1時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 零時 8分

再開 午後 1時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、伊藤房代議員の一般質問を行います。

伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 何点か再質問させていただきます。

公営住宅の建設の計画でございますけれども、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 大変どうも失礼しました。

公営住宅の件ですけれども、今、仮設住宅に入っている方々がもう2年間ということの中で、最終的にそういった部分で住宅がないというような方々がいた場合には、公営住宅のことも十分考えなければならないというような思いの中で、今、アンケート調査をやるわけですが、もう1回、来年の今ごろの時期に、仮設住宅の期限が切れる1年前ぐらいにはアンケート調査をやって、それで本当に自分の自力では建設ができないというような部分がどのくらいいるのかなというような部分をきちっと把握しながら、市営住宅のほうについては考えていきたいと、そんなように思っております。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） やはり200戸からの応急仮設住宅に入居されている方でありましてけれども、非常に自力では厳しいという方がかなり多いのではないかなというふうに思います。ですので、今から早目に、公営住宅の確保というのは、これから本当に大事になってくると思います。ぜひともその辺の検討をしていただければと思います。また、家賃のほうも、非常にちょっと厳しいという方も出てくるのではないかと思いますので、その辺の対策はどのようにお考えか、市長、お伺いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） そういう事態が今どのくらいあるかということが把握できていませんので、どのくらいの方がいるか、それにおいて、どのくらいの免除ができるのかどうかという

部分は、今からではまだ検討できないと思いますので、その時点になって、しっかりと対応していきたいと、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひとも家賃の面でも、市のほうで全面的に見ていただければというふうに思いますので、ぜひとも今からよろしくお願ひしたいと思います。

それから、2点目の仕事復興への融資についてでございますけれども、いろいろな制度があるということでありましてけれども、いろいろな有利な制度をこれからまた市の広報とかにも、一度載せたからとか、そういうことではなくて、定期的にまた載せていくということとはできるのか、お伺ひいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 制度ができたころには、支援ブックですとかホームページですとか、それとあと金融機関、市内の金融機関にはすべて通知してございます。それと商工会で、今ご指摘の一度だけじゃなくて何度もPRしてほしいということですので、そのとおりにやっていきたいなと思っています。

よろしくお願ひいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひとも、よろしくお願ひしたいと思います。

やはり市の広報というのはかなり皆さんが見るものですので、一番効果的かなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

次に、2点目の放射能対策についてでございますけれども、放射能対策の公表についてということで、先ほど、市のホームページとかで発表しているのということでありますけれども、やはり防災無線というのは、各家庭、まずない家庭がないと思いますので、その辺のことについてはいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 先ほど、議員の質問にもお答えしましたように、防災無線は限られたことしか市民に周知できない、そういうようなことで、今回の野菜についての公表、これについては、それを使うことがいいのかどうか、我々ちょっと迷っています。農業団体等とも話し合いをこれからちょっと続けてまいりますけれども、正しいことが伝え切れない場

合に誤解を招く、そういうようなことでも困るというふうに考えています。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひとも検討していただきたいと思います。やはり、防災無線で聞くと本当にほっとするという方も、確かに奥さんたちなんかは、本当にそのほうがいいという方もおりますので、その辺はいろいろあると思いますけれども、また検討していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、（２）の子どもの健康管理についてということでございますけれども、この辺は市としてのお考えは、市長、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 放射能の問題について、きのうの議員の質問でも、少し遅かったのではないかなというような話がありました。確かに6月14日というように、ほかの地区に比べて遅かったというようなことはあるかとは思いますが、きのうも答弁しましたように、野菜の検出、サンプリングを1週間に1回やっている。セシウムについて出た部分があると聞いておりましたけれども、ほとんどそのほかについては、検出せずということでありまして、そういった中で、それと市原の大気中の放射線の検出もされているということの中で、少し遅れたわけでありまして、いろんな総合的な判断をしながら、時期を6月14日になってしまったわけでありまして、それ以降は、きちっと1週間に1回やりながらホームページでも発表し、そしてまた、これからは公園も3か所ぐらいに拡大してやるというように計画をしております。

実際には、来週から公園の検査も始めるということでもありますので、児童が集中して遊ぶようなところを対応してまいりたいと、そんなふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） あと、子どもの定期健診ということで、市でのお考えはいかがでしょうか。回数を増やすという部分で、年に1度定期健診というのはありますけれども、例えば春期と冬期とか、2回とか、回数を増やすというお考えは、市長としてはいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 先ほど、課長のほうから答弁を申し上げましたように、今のところはそ

ういった計画はございません。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 計画がないということでありまふけれども、これからまた検討していただいて、そういうのもまた大事になつてくるのではないかと思ひますので、また検討していただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に、（3）の太陽光発電の推進についてでございまふけれども、環境課長さんのほうで、1キロワット当たり2.5万円、上限10万円までという部分でありまふけれども、各家庭への……

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） そのままやってください。いいです。順番が違つても、そのままやってください。

○8番（伊藤房代） 順番が違つてすみません。ちょっと後に戻りますけれども、すみません。

太陽光発電の部分で2点、1キロワット当たり2.5万円、10万円が限度ということでありまふけれども、その辺、今まで10万円という上限でありまふけれども、その辺の部分で、さらに増額という部分で、今すぐもしできなければ、いつごろまたやっていただけるか、その予定というものをよろしくお願ひいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

先ほどもお答え申し上げましたけれども、来年度まで実は今の制度で行くということになっておりますので、今回の福島第一原発等の事故から、自然エネルギーへの依存度が高くなつてくると思ひます。したがいまして、今年、来年と2年見た中でどうしようかということ、再来年度から十分に協議をしてまいりたいと、そんなふうと考えております。

現在は一般単独だけで300万円の毎年の予算でございまして、3年間で900万円というのは、旭市にとってそんなに小さい額ではありませんので、その増額については、十分にまた慎重に検討したいと思ひます。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 再来年度ということでありまふけれども、もう少し前倒しということはどうなのか、市長、お考えいかがでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、課長が申しあげましたように、自然エネルギーへの国民の期待は高まっているというふうなこともあります。そういったような状況の中で、周囲のいろんな部分での状況も把握しながら、十分に検討していきたいと思いますが、来年すぐというような部分にはちょっとすぐできないのかなと、そんなように思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） 早目に検討をお願いしたいと思います。

それと、公共施設、先ほども、矢指小学校、給食センター等やる予定でありますということでもありますけれども、これから計画的に進めていく中で、あと、公共施設でどういうところを予定しているか、計画の部分で教えていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 公共施設ということでございますので、財政課のほうからお答えいたします。

既存の公共施設については、すぐ設置できるところ、それからできないところ、当然あります。当然構造の問題もあるかと思います。今、建て替えるということで進んでいるものについてはすべて、できれば設置していきたいと。それが一区切りついた先は、改修等ができるのであれば、それは考えていく必要があるのかなと思っております。今のところは、まず建て替え優先でそれに設置していくということでございます。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひ、改修工事、可能なところを進めていっていただきたいというふうに思いますので、ぜひとも優先に考えていただければと思います。

次に、3点目の高齢者の地域関係についてということでもありますけれども、老人クラブの活動を活発に、これからも呼びかけていっていただきたいと思いますが、ぜひともこれはこれから日ごろのこの地域関係ということで、非常に最も大事になってくると思います。今本当にひとり暮らしのお年寄りの方とかおりますけれども、またそういう面でも声をかけ合うということが大事でありますので、ぜひともこれからよろしくお願いいたします。

最後に、4点目の休耕田対策についてということでもありますけれども、休耕田129ヘクタ

ールのうち国の補助金を活用して1.8ヘクタールが耕作したということでありますけれども、今後の対策としてほかに何か考えていることはあるのかお伺いいたします。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 議員質問の今後の推進の考え方というところですが、今荒れている田んぼ、これについては、農家の方がもう採算に合わない、そういうような形でやむなく荒れてきたと、そういうことで我々理解しています。ただ一方では、やってみたいという人も市民の中には意欲の高い方、これもあるのも現実でございます。そういう方に農地が集積できるように進めてまいりたいなど。その際には、先ほどの国の支援策、そういうものも一緒に使っていただく、そういう方向で検討してまいりたいと思います。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員。

○8番（伊藤房代） ぜひとも、そこを何もやらないで遊ばせるということのないように、これから何とか工夫をしてやっていただければと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で私の質問を終わります。

○議長（林 一哉） 伊藤房代議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 滑 川 公 英

○議長（林 一哉） 続いて、滑川公英議員、ご登壇願います。

（12番 滑川公英 登壇）

○12番（滑川公英） 12番、滑川公英。

平成23年旭市議会第2回定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして、誠にありがとうございます。

3月11日の東日本大震災で被災された方々には心よりお悔やみ、お見舞いを申し上げます。変わり果てた国土が早く震災前にも増して復興することを願っております。

では質問に入ります。

Aとして、東日本大震災後の復旧、復興計画については今まででもたくさんの質問、答弁がありましたので、ダブることがあるとは思いますが、よろしくお願いいたします。

復興計画検討委員会の構成メンバー、人数、その辺について、もっと詳しくお知らせりたいと思います。

2番目として、公共施設、特に飯岡中、食彩の宿いいおか荘、ユートピアセンター、中小河川の護岸、三川西部土地改良事業の進捗状況、パークゴルフ場、かんぼの宿、道の駅等について、もう少し詳しくお示しを願いたいと思います。

3番目として、全損、大規模半壊、半壊等の固定資産税、国民健康保険税の資産割分について。このことにつきましては、今回の議案第11号、第12号、第13号、第14号の専決事項で減免することになりましたが、住民税、固定資産税、国民健康保険税、介護保険税等のそれぞれの件数、税収減の額はどのくらいになるのでしょうか。きのうの答弁の中で、トータルで2億円ちょっとと申されておりますが、明細をお聞かせ願いたいと思います。

特別職の減給について。

全国各地でも、震災の影響から特別職の減給、議員報酬の削減が可決されておりますが、旭市ではどのように考えているのでしょうか。ちなみに、香取市では、市長が5割3か月とか、市議会議員が10%3か月とか、習志野市長が30%、副市長が20%、教育長15%で、7月1日より始めると。また、茨城県の竜ヶ崎市でも市長が10%、副市長が6%、教育長が4%、議員は10%で、5月1日から来年3月31日までというようなことがうたわれておりますが、旭市ではどのようなお考えなのでしょうか。

大きいBとして、風評被害の発生と蔓延について。

3月19日、東京都は、7品目の野菜に規制値以上の放射能汚染があると発表、その1品目に旭産のシュンギクがありました。21日、旧旭市の生産者代表たちとJA幹部は、21日から24日まで、すべての野菜の出荷の自主規制を開始。このような体制をとったのは、全国で旭市だけです。危機感を感じた明智市長は、22日、農水省に、都庁に、福島県や茨城県と同じような放射線ヨウ素2,000ベクレル以上についての出荷自粛を要望、許可されました。しかしながら、その夜のJA販売会議は、市長の対応をひっくり返しました。出荷自粛を24日まで続行と。しかしながら、JAは、生産者の突き上げで24日から出荷を再開いたしました。

JAフレッシュグリーンの売り上げは、再開前は2,500万円でした。再開後は1,100万円となくなってしまいました。継続出荷というのは信用です。信用は最高の無形資産です。野菜類の暫定規制値は、放射性ヨウ素2,000ベクレル、放射性セシウム500ベクレルです。

農水産課は3月24日に旭市のホームページに、27品目30検体中11品目の暫定値オーバーを開示いたしました。これは農協が21日に採取した資料です。3月25日、県は14品目中の15検体、5品目オーバーと発表、同じ生産者から22日に採取しています。3月27日、28日、千葉日報、読売その他が、一斉に旭市には11品目あるとの報道をいたしました。要するに、旭市



は11品目あるのに隠していたということです。

私は千葉日報、読売に抗議の電話を27日、28日にかけました。取材日、記者、情報ソースを質問中に、両者とも旭市のホームページは情報が遅いのか。信用できないのかと逆に問われました。ここから旭市の風評被害が拡大し、マスコミやテレビ新聞等は旭たたきが始まったと確信しています。まるで菅内閣の福島第一原発の情報発信と同じようなお粗末です。

3月28日、ホームページに最新の情報を載せるようにと議会事務局長に市長に連絡をお願いをいたしました。市長は、農水産課長に指示したと連絡がありました。同じ28日の朝、農水産課長にホームページのリニューアル、千葉県ホームページとリンク、放射能検査の時系列一覧表を作るよう要請いたしました。この表は30日の午前、重田農林部長の旭市庁舎に来たときに作成済みになっておりました。この時系列一覧表は、31日の夜になって、旭市のホームページにやって開示されました。それまで3月24日の古い情報、要するに11品目あるという情報が垂れ流しされていたわけです。

30日の午後、JAちばみどり本店で、葉物生産者に県の安全農業推進課井垣課長は、千葉県のために旭市は我慢してくれ、泣いてくれ、出荷自粛しないと国から出荷制限をかけられると発言、既に30日の時点でシュンギクとパセリ以外は暫定規制値を2回も下回っていた。チンゲンサイ、サンチェ、セロリです。生産者からは課長に旭市が犠牲になれということかとの怒声が飛びました。

実際は、ゲルマニウム半導体検出器による検査方式で、どこの機関ではかってもそう変わらないのに、国も県もおのおの指定した以外の検査機関の検査結果は全然認めようとしませんでした。4月4日、国が出荷制限をいたしました。シュンギク、パセリ、チンゲンサイ、サンチェ、セロリ、それにハウレンソウです。ハウレンソウについては、過去、香取市が2,000ベクレルを超えているので、旭市が出荷されていないが出荷制限に加えた農水省の言い分です。

国はその後、1週間に1回、計3回、4月22日まで検査結果の発表があったが、市長にすぐに載せろという指示を受けながら、農水産課は3日ないし4日後にしかホームページに発表しませんでした。国の検査の3回ともすべて暫定規制値以内で、泣いたのは生産者だけです。4月25日からやっと出荷が再開されました。

市長の指示の聞けない課長、組織は旭市の農林水産業を守れるのか。A3判1枚の原稿作成が3日、縦に一覧を加えるのに3日、市長の指示命令の実行になぜ3日も要したのか。A3というと、皆さん、こういう表です。これの一覧を書くのにも3日、これを1枚作るのに

も3日、そういうわけです。

2番目として、市のホームページの更新が他市町から比較すると遅いのはなぜなのでしょう  
うか。

皆様もご存じのように、尖閣諸島の中国船の体当たりの映像が一度インターネットに載ると、瞬く間に世界じゅうに知れ渡ったのは、まだ8か月前です。今回の放射能汚染情報のように、ホームページの管理は旭市の最重要課題の一つだと思いますが、ホームページに載せる手続きはどうなっているのでしょうか。

Cとして、今電力危機が声高に叫ばれておりますが、夏の節電対策は。今、国内ではサマータイムやスーパークールビズ、3か月間、平日休みにして週末に働く、そのような対策をとっている民間企業も多く、地方自治体もあります。

1として、旭市の公共施設の対策はどのようになっているのでしょうか。

2番目として、民間に対するアピール。

新聞やテレビで15%節電対策をうたっておりますが、先日の広報あさひでもお知らせしておりましたが、先日の猛暑日39.8度では、15%節電は極めて難しいとの報道でした。きのうの東電管内の電力使用率は93%で、危険領域に近づきつつあります。旭市だけでは間に合うことではありませんが、被災地といえども、市民に対する節電のアピールはこれからもやっていくべきではないかと思いますが、市当局のお考えをお知らせください。

Dとして、公共施設の非常用電源は。

旭市役所やスポーツの森体育館には設置されていると理解していますが、今回の避難所の非常用電源についてはどのようになっているのでしょうか。

1回目の質問を終わります。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 滑川議員の一般質問にお答えをいたします。

東日本大震災の復旧、復興計画について、1番目の復興計画がどのようになっているのかということでもありますけれども、詳細については、また総務課長のほうから述べさせていただきますが、大筋といいたしましょうか、どういう方針でやるということの中で、旭市をより住みよいまちにするために、今、何が行政でできるのか、国や県の指導を受けながら、地域の方々の思いを十分に反映してその計画を作成していきたいと、そんなふうに思っているところ

ろであります。

次に、公共施設の中でいいおか荘の問題でありますけれども、きのうも平野議員ほかいろいろご質問ありました。ご承知のように、かなりの大きな被害でありまして、復旧に多額の費用がかかる。そんな中で、国民宿舎運営委員会の答申、あるいはまた、市民との意見交換会、そして議会での全員協議会、そういった方々の意見を聞きながら、復旧、復興計画の中でどう位置づけていくか、本当に真摯に検討していきたいと考えているところでもありますけれども、そんなにも遅くまでこのいいおか荘の結論を先送りするわけにもいかないというような思いもあります。

今、部屋があるわけでありまして、この梅雨時、カビの発生も考えられるわけでありまして、この状況のままいつまでも続くというようなことにはいかないというようなことの中で、今、まだ庁内でも、そしてまた、議会の皆さん方にもお話をしませんでしたけれども、私の思いの中では、一つには、このままの状況で民間に売却する。そしてまた幾つかありますけれども、最低限の修理をして売却する。そのほかに委託をする。また第三セクター方式で経営をする。もう一つには、市で独自に震災記念館や、大浴場は人気があるものでありますので、使う。そしてバイキング形式のレストランくらいをやると。そんなようなことを今私の頭の中にはあるわけでありますけれども、これを基本にして、皆さん方のいろんな忌憚のないご意見を聞きながら対応していきたいと、そんなように考えているところではありますが、いずれにしても、旭市に誇る観光拠点、そのスポットでありますので、そういったことも十分に考えながら、検討、結論を出していきたいとそんなように思っているところであります。

特別職の減給についてでありますけれども、今回の大震災、本当に未曾有の大震災であります。私ども、市長はじめ以下職員110日余り1日の休みもなく、復興に頑張ってきているところであります。そんな意味で、他市町村がそういった対応をしているということも聞いておりますけれども、私は今のところ、給与の削減、そういうことは考えておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、私のほうからは、今、市長から説明がありましたけれども、復興計画の組織体制という部分でお答えしたいと思います。

組織につきましては、各課が推進する復旧復興施策を総合的に推進すると。当然、市民や有識者などの幅広い考えを意見の中に取り入れた復興計画を早期に策定するという部分であ

ります。その組織としましては、復興方針と復興計画の案を決定するという部分がございます。これにつきましては、審議決定機関として、市長を本部長、副市長を副本部長としまして、旭市復旧・復興本部を設置し、その本部員につきましては、災害対策本部のときの各部長がそれに充たるというふうに考えております。人数的には20名程度になるというふうに考えております。

それから、Cの公共施設の節電対策はという部分でございますが、これにつきましては、計画停電回避のための節電が必要だというふうに考えております。市のほうにおきましても、スーパークールビズという部分が今言われているわけでございますけれども、従来のクールビズより涼しいカジュアルな服装での公務を認めるという部分で、実施期間につきましても、例年から2か月長い、通例ですと6月から9月という部分を5月から10月としたものでございます。

本市におきましても、同様の形でいくわけでございますけれども、この発表を受けまして、本市ではクールビズの期間を同様に5月、10月と例年より拡大いたします。公共施設内の温度につきましても28度に設定し、職員の服装については、住民に直に接するという立場から、スーパークールビズとは同様とせず、社会常識を逸脱しないような節度を保った服装としたい。5月2日に開催した課長会議におきましても全庁的に周知したところでございます。

今後さらに暑さが増す時期を迎えるということから、さらなるクールビズの励行としまして、職員が同一のポロシャツを着て公務に当たることとしました。これには早期復興に向かって職員が一丸となって取り組む意を表す「がんばろう旭」をそで部分にプリントいたしております。そのほか、事務室内の照明につきましても、各課ごとに半分を消灯し、または蛍光灯を取り外すなどをしております。社会体育施設につきましても、エアコン、エレベーター、自動ドア等について、利用者に不便を来さない程度の使用とし、節電対策を実施しております。

次に、公共施設の非常用電源ということで、避難所になったところについて電源がないのではという部分だと思います。

避難所になったところにつきましては、非常用電源が確かに設置されてはおりません。それについては、非常用電源については、各防災倉庫等に設置をされておるところでございます。この部分につきましては、今回、ちょっと遅れた部分もございます。だからといって、学校、避難所でそれを管理するという部分也非常に難しいと思いますので、これについては、震災と同時に配備できるよう体制を整えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） Aの復旧復興計画の（2）で、公共施設の中で道の駅というご質問がございました。道の駅につきましては、今後検討委員会等立ち上げて検討してまいるわけですが、現段階では被災した公共施設の復旧等を優先します。例えば、議員さんから話がありましたユートピアセンター、パークゴルフ、飯岡西部土地改良の整備に伴う飯岡中の整備、これらは優先するものであります。したがって、道の駅につきましては、適切な時期を待って検討することとしたいと、このような状況でございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 私のほうから、いいおか荘のほうに関しましては市長答弁のとおりでございます。

ご質問の中にかんぽの宿というご質問がありました。かんぽの宿につきましては、私は聞いている範囲では、今年末、年末に向けて営業再開したいというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、減免額と件数の関係なんですが、件数なんですが、全壊世帯を334件、それから大規模半壊を424件、それから半壊を481件という中で、市民税につきましては5,900万円、それから、固定資産税につきましては9,136万円、それから、国保については5,851万円の減額を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、私のほうからは、先ほど復旧、復興計画の中で飯岡中というお話がございました。その部分についてお答え申し上げます。

ご存じのとおり、飯岡中は津波の被害がございまして、屋内運動場、それから校舎、冠水しております。それらの関係につきましては、屋内運動場なり自転車置き場、壊れたもの、倒壊いたしました。それから校舎の冠水、それとグラウンドの砂の堆積、それらの復旧工事はすべて終了しております。原状に復帰しております。

以上です。

○議長（林 一哉） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（高野晃雄） （２）の公共施設の復旧、復興計画の中でユートピアセンターにつきまして申し上げます。

ユートピアセンターのほう、敷地内のフェンスや駐車場など被害を受けておりますけれども、外構関係についてはすべて終了いたしました。空調設備の関係につきましても、既に工事のほう発注済みでございまして、ユートピアセンター自体６月１日から利用を開始しております。

以上です。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） ２点目の公共施設の津波の災害ということで、パークゴルフ場のご質問がございました。

この件は昨日もお答えしておりますが、大きく六つということで、一つは、海側の土塁と防風柵の崩壊、それから東側のトイレ、それから周囲を囲むフェンスの倒壊、散水施設への浸水被害、樹木の倒木、塩害、最後に、コース内の芝生の土砂の堆積、これが大きな被害の状況でございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（石井 繁） 介護保険料の減免の関係ということでございますが、今、手元に資料がございませんので正確な数値はお答えできませんが、減免対象者数で約970人、減免額で約1,700万円でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員質問の中に、飯岡西部地区の土地改良の進捗の状況についてというご質問がございました。飯岡西部地区につきましては、現在、県営の土地改良事業として進めていると、これはもう何回も言っておるところでございます。

この７月と８月にかけて、一番大事な地区界測量に入るべく、この地区界というのは土地改良事業を実施する区域の面積を確かめる、そういうものでございます。そんなところで、土地改良事業をすところとしないところ、これをはっきり境界杭を確認しながら面積測定をする。それに基づきまして換地作業に入っていく。そんなことでございます。

一番気になるのは各役員さんから、今回の被災で、国の補助事業の中でこれが遅くなるのではないかと、そういうのがあったわけですがけれども、そういうことはないというところ

で、県の担当のほうから、土地改良事業の予算につきましては、ほかへ使われる、そういうことは一切ないよと、予定どおり予算執行はできる、そういうことで聞いております。

それと、議員質問の風評被害の発生と蔓延についての、その中に、担当課の農水産課のほうでホームページページの部分について問題があったという、そういうご指摘があったわけでありまして。

これにつきましては、ご承知のように、質問の中にありましたように、3月18日に東京都が築地市場から、実はサンプリング調査をしまして、その中の一部、旭市のシュンギクでございまして、これが暫定規制値を超えていたと。これから、実はいろいろ旭市の野菜のいろんな問題、苦悩が始まったわけでありまして。

ただし、いろんな風評被害の原因、これはもう我々も、東京電力の福島第一原子力発電所、この事故によるもの、そんなことですべての責任は東京電力というようなことで、現在野菜農家の出荷自粛、あるいは出荷制限に係る損害、あるいは風評被害に係ります損害、この賠償請求につきまして、JAはじめ関係機関と連携して農家指導を行っているところです。

なお、現在も週1回、出荷制限を受けた品目等につきましてはサンプリング調査を実施しまして、この公表等につきましては、市並びに県のホームページで公表しております。

議員からご指摘ありました新聞社からの市のホームページの情報提供が遅い、さらに遅いことを理由に、いろいろ情報が信用できない、そういうことがあったと。これは確かに遅れたことは認めるものでございます。

ただ、その要因としまして、ぜひ知っていただきたいのは、当初生産者の強い意向で実施をしましたJA、海匠農林振興センター、現在の農業事務所でありますけれども、それと市の、この三者による分析と千葉県による分析、これが当然合わない部分があったと。これは当初から農家の方には二つやると合いませんよと、いわゆる灰色が出るよということは農業者には伝えてあったわけですが、そういうようなことの中で、公表につきまして関係機関との協議を要する時間があった、そんなことでデータが遅れたというようなことが一つ要因と、個人的には思っています。

それと、分析機関からデータの送付、そういうものをファクシミリで受けましたので、押印等がなくて、当初は原本の写し、これを公表しておりました。そういうようなもので、若干時間が遅れたと。

ぜひ知っていただきたいのは、原本を公表しまして、これを消さないでくれという、そういう声があったということも、ぜひご理解いただきたいと。これは何かといったら、原本の

写しを持って市場へ持って行って、この野菜については暫定規制値を超えていないんだからと、そういう売りにしたいと、そういうようなことで、片や消してほしい、片や消すなという、そういうものが葛藤したと。そういうようなことでご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） それでは、Bの（2）市のホームページの更新が他市町から比較すると遅いのではということのご回答を申し上げます。

今、行政組織規則の中で、ホームページにつきましては、私ども秘書広報課の所掌事務となっております。現在、各担当課がホームページを更新する際には、ホームページを監修している私どもの課の承認を受けることが必要となっております。承認につきましてはそれほど時間はかかりませんが、ホームページの内容を大きく変更する場合や、また年度当初、4月、その辺の変わり目のときには、一度に多くの情報が変更されることがありますもので、そのときには保守の委託業者による作業が必要になりますので、更新に多少の時間がかかることがあります。これらにつきましても、できるだけ早く処理が進むよう努めてまいりたいと思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 私のほうからは、Cの（2）、電力危機による夏の節電対策のうち、2番目の民間に対するアピールというところでお答え申し上げます。

夏の節電対策につきましては、6月15日号の広報あさひにより周知したところでございます。現在、千葉県における夏期節電対策が策定されたことから、これらを順次ホームページ等により、市民の皆様へ啓蒙啓発等を図ってまいりたいと考えております。

なお、本市につきましては被災地ではありますが、夏の電力事情にかんがみますと、節電対策等は重要であると考えております。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、市長の命令をなぜ聞かなかったのかということで、先ほどの答弁にありましたように、当初、原本をそのままホームページへ載せておりました。これを一覧にということで、ただ、先ほど言いましたように、市長にもお話ししましたが、



原本の写しが欲しいという農業者がいて、それを持って市場へ行っていたと。そういうようなことがいろいろありまして遅れたということで、ご理解いただきたいと思います。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 滑川公英議員、発言してください。

○12番（滑川公英） 1番目から質問いたします。

復興計画ですけれども、もうじき4か月になろうとしているのに、国も同じなんですけれども、被災者は早急な立ち上がりが必要だと感じていると思いますが、あまりこれを遅くしてはいけないと思うんで、工程表があればお示しを願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今後の予定をということであります。

復旧復興計画の今後の予定でありますけれども、既にもう終わっている部分もあります。

6月20日からの公表というところから報告したいと思います。

6月20日に復興策定方針を公表させていただきました。それから、市長がたびたび言っているアンケートですけれども、この辺についても住民アンケートを発送いたしました。これも今月の27日に発送いたしました。今それを回収している段階でございます。

それから、8月に入りまして、先ほど総務課長から説明のありました検討委員会を開催する予定でございます。

10月に骨子の公表を行います。

来年1月に復興計画の策定をと、こんな予定であります。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） ありがとうございました。

では、特に飯岡地区なんですけれども、土地利用については、多分、結構問題があると思うんで、青道とか赤道、その辺の管理ないしは策定、その辺については、行政はどのようにとらえているのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） かなり空き地が目立っている状況の中で、復興の青写真といいましょうか、そういった部分をどうしたらいいのかというような部分は、今、それぞれ被災地の皆さ

ん方からの意見を聞いているところでありますけれども、せんだって、きのうも申し述べましたけれども、総務省へ大臣に会う機会がありまして、特区の問題、そういったものをちょっと聞いたんですけれども、特区を作るにしても、全体が更地になっているわけではないということの中で、市の行政サイドからそういった青写真を持ってきてくればまたそういった部分で、同じ被災地だと、激甚法、そういった災害救助法、いろいろ全部が通っている被災地ということでありまして、そういう検討に値するものがあれば考えてみますと、そういうような話もありました。何にしましても、地域の方々がこういった方向でこのまちを、特に飯岡地区の復興を望んでいるのかどうかということ、もう少ししばらく意見を集約しなければならぬと思いますので、その時点でまた、復興計画策定の中で、きちっと復興計画をしていきたいと、そんなように思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） きょうの答弁の中でも既存道路では大分混雑すると。飯岡地区の場合だと北側に逃げると言うんですけれども、飯岡地区の皆さんも道路が混雑して逃げられなかったという話はたくさん聞いておりますが、既存道路を拡幅する場合には、立ち退きとかそういうことで大分、時間も金もかかるとは思います、どこまで行政として本当にやる気があるのかないのか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 津波に対しての1次避難場所、2次避難場所、3次避難場所というような部分の中で、きちっとマニュアルを作っていかなければならないのはもちろんでありますけれども、既存の道路を拡幅するということは、今、家並みが隣接している中で難しいかなと、そんなようには思うわけですが、道路特定をして自動車の避難、歩行者の避難、そういった部分を常日ごろから地域住民の方々に徹底して意識をしてもらえれば、それはまたそれで、ある程度の効果があるのではないかなと、そんなように今思っているところでありまして、新設の避難道を造るというようなことが今、早速、この二・三年のうちにできるかということになれば、それはできないと思いますので、既存の道路をはっきり区別をしながら避難をさせていくと、そしてまた1次避難場所、2次避難場所、3次避難場所と、そういった部分もマニュアルの中で示していきたいと、そんなように今考えているところでありまして、これからその策定に向かって、いろんな方々の意見を聞きながらやっていきたいと、そんなように思っております。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員、次の項目に移ってください。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、2番目ですけれども、道の駅はもう大分先のような予定みたいですが、今までだと、指定管理者ないしは第三セクターでやる方向であったみたいですが、民間手法の導入によるPFI事業も、佐原の水の郷さわらと同じような考えもこれからは必要じゃないかと思うんですよ。その場合だと、やはりPFI事業というのは、事務局の事務量というのがべらぼうに大きくなるということなので、逆に言えば、十分な準備期間があるということであれば、そういうことも行政の中で検討すべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） そういうことで議員さんおっしゃるとおりだと思います。十分検討したいと思います。これから検討委員会の中でいろんな議論をして進めていきますので、一つの意見として伺って、いろんなものを比べて、一番いいものを作っていくと、こんなふうに進めたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、いいおか荘なんですけれども、いいおか荘は、今、建築基準法という耐用年数でいうと、もうそろそろぎりぎりの状態ではないかと思いますが、どのくらいになっているんでしょうか。それと、あそこにあるいいおか荘のプールについては、今年の夏も全然営業しないつもりでいるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） 大変申し訳ありません。耐用年数というのはちょっと今、手元にありません。申し訳ありません。いずれにしても、40年ころの建築ですので、そろそろということにはなと思います。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） プールは。質問をよく聞いてないと。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） すみません。プールのほうにつきましては、実は社会体育施設ということで委託を受けていまして、行っているものです。いずれにして

も、今プールのほうも、コンクリートのほうとか亀裂が入ってしまっていて、修繕しないと使えないということです。もうしばらく、どのようにするか検討していきたいと思っています。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 今、旭市では、外気に触れる、要するに海水浴場とか屋外プールというのはないので、その辺は、もし費用が少なくて済むのであれば、やはり飯岡地区のためにもやったほうがいいんじゃないかと思うんですが、いかがなものかでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） この夏ということになりますと、どうかなと思うんですが、実は、プールを始めるということになりますと、プールの修繕のみならず、駐車場の関係、それがまず足りないということと、今、前の駐車場が瓦れきの置き場等になっていますので、あの辺り一体的に考える必要があるのかなというふうに思っています。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員、次の項目に移ってください。

○12番（滑川公英） では、3番目なんですけれども、一般会計、国民健康保険会計、介護保険会計等に及ぼす影響については、財調がきのうの答弁でも20億円あるとありますが、特に国民健康保険会計では、昨年度も7億円近い持ち出しをしているわけですから、多分、財調は国保会計だけで半分くらいになると思うんですが、来年度は9万円アップするというのだけは議決されておりますが、来年度からどのようにするのか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（石毛健一） それでは、お答えいたします。

国保会計の減免につきましては、これは国のほうから災害臨時特例補助金と、あと特別調整交付金で来ます。それと、国保会計の来年度の見込みでございますけれども、先ほど市長がお答えしたと思いますけれども、いろいろ精査をしまして、上げない方針というようなお話がありましたけれども、これからもしっかり見ながら、来年に向けて考えていきたいと思っています。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） そうすると、一応3月議会では通っておりますけれども、執行のほう

は行政として取り下げたので、来年度も9万円はプラスにしないで、今年のままで行くと。

そうすると、大分、穴もあくけれども仕方がないと、そのようにとらえてよろしいんですね。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

副市長。

○副市長（増田雅男） ただいまの件でございますが、9万円というのは最高限度額の条例改正したやつで、それは一応、来年度につきましては現状どおりにしておいて、税率改正は行わないで、足りない分は一般会計から繰り出す、そういうようなことで当面は行かざるを得ないのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、先ほどの市長の指示、命令ですね。たった1枚の紙が3日とか、一覧が3日もかかるなんて、いろいろ理由は言っていましたけれども、国から来たのはファクスで1枚で来ているわけですよ。それをホームページに載せるのが3日もかかるなんて、そんなふざけた話はないでしょうよ。そのおかげで28日から先ほども言いましたように、旭市には隠しているものがあるという方向でとらえられちゃったから、皆様ご存じのように、新聞やテレビ、テレビも何局も来たでしょう、あの後。それは、これがもとになっているんですよ。当人はそうは思わなくても。どう考えても、それは市長の指示にわざと逆らったのか、それとも、市長の力がなかったのか、どちらなのでしょう。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 実際、生産者と消費者といいたいでしょうか、そういった部分でのとらえ方、そういった部分もありますし、県と市、あのときには相当ぎくしゃくした関係になりました。市が独自にやった検査は、勝手に旭市がやったんだからというような状況が、県のほうでの認識がそういう認識ができたというようなことがありまして、県との調整をしなければ、新しい検査結果、そういったものを市だけで独自でやっても無駄だというような部分の中で、県との調整にもかなりいろんな部分で時間もかかったし、苦勞もしたというようなことでありますので、そこのところは農水産課のほうも、かなり県まで出張したり、いろんな部分で話し合いをしたわけでありまして、ご理解いただきたいと、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） そのことは分かりますよ。それでも、今まで私発言しましたけれども、

結果として旭市が泣いただけですよ。千葉県中で、日本国中で、27品目も検査したのはどこにもありませんよ。それで11品目出たのも、1週間も千葉県のホームページもリンクしないで、何回も言うようですけれども、独自で1週間も置いたこと自体が狂っていますよ。その責任はどこにあるのかと、さっきから言っているでしょうよ。ちゃんと教えてくださいよ。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからありましたように、検査をしたサンプル数、これは本当に旭市が多いと思っています。当初、突然東京都のほうからサンプリングをされて出てしまったと、これは食品衛生上、これは仕方ないことで、やるというのはもうこれはいたし方ないのかなと。それを受けて、農家の方は、安心なものでないとやはり届けてはいけない。自分たちでやろうと、検査をすぐやろうということで、ついでに県もオーケー、市もオーケーということです。

その中で、県の中ではなかなか分析できるところがないという、そういうことで、我々はいろいろ調べたところが稲城市にあるということで、それで調査を実施したわけです。これは市が勝手にやったわけではなくて、J A、生産者団体のほうからの要求がありまして、J Aと市とそれと県の今の農業事務所、この三者で実施をしました。千葉県庁が実施ができないということ。

その中で公表があったわけですが、公表する際に農業者の方からは公表を少し待ってくれという話は、会議の中でありました。J Aの出荷組織を全員集めた中で、じゃ、これについては市のホームページで公表しますよと。ところがJ Aの農家のほうからは、旭市という表現で公表するのかと。これは少し待ってほしいという、千葉県という名前で公表できないとか、千葉県の野菜だと、そういういろんな問題があったと。

それと、先ほど言いました、若干遅れたもので、報道機関のほうからはどうなんですかと、そのときに我々は原本をそのままホームページに載せました。それを載せることによって、調査をした日、あるいは調査結果がそのまますべてマスコミに知っていただく、そんな思いで、そんなことで、これが一番農業者にとっても一番いいのかなと、そんなことで実施をしていた。そういうことでご理解いただけませんか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 私が言っているのは、そういうことではないんですよ。あなたは3月24日に旭市のホームページに載せちゃったでしょうよ。載せちゃったということは、日本国

じゅう、世界じゅうに回っちゃっているんですよ。それを千葉県は、次の日の25日に、22日にとったものを5品目と言っているのに、あなたは公表とインターネットに載せたことは別だと思っているから、そういう話になるんでしょう。インターネットに載せる、ホームページに載せるということは、もう一瞬にして日本国じゅう、消費者にもバイヤーにも仲買にも、全部知れ渡っちゃったんですよ。直したのなら、なぜ直せなかったのかと言っているだけの話なんですよ。だから危機管理が足りないんじゃないのかということ。反省していただきたいんですよ。腕を組んで目をつぶっているのが反省ですか。

私そういう面で言うと、個人攻撃しているようになるんで、私は農業者、要するに、今回泣いて犠牲になっている人の思いをただ述べているだけです。

大震災による放射能汚染と風評被害による経営難で農業者の緊急融資事業の件数と融資総額が、JAの旭管内では10件で1,890万円しかないです。ところが日本政策金融公庫は、県内の農業向け融資は、100件で2億8,000万円だそうです。これは6月20日時点ですね。旭市の融資というのは、そのうちの85%が旭市へ融資していると。今までの答弁でも、課長は一生懸命やりますということでもありますので、融資事業につきましても特別融資ということで9月30日までありますので、ぜひとも農業者のために頑張ってくださいと思います。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、2時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時21分

再開 午後 2時35分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、滑川公英議員の一般質問を行います。

ただいま、訂正したい旨の申し入れがございましたので、発言を許可いたします。

副市長。

○副市長（増田雅男） 1点訂正させていただきたいと思います。

先ほどは大変失礼いたしました。先ほどの滑川議員の例の国民健康保険税の関係でございますが、まず、最高限度額の9万円、これは改正しておりません。ですから、例年ですと、いつもこれは日切れ法案なので、専決処分で改正させていただいて、それで6月の議会のときに専決処分の承認を求めて、その中でいつも改正しているんです。ですから、3月定例会

の21号、このときには最高限度額の改正はまだ法が通っておりませんでしたので、そのときに条例改正の中には入っておりません。含んでおりません。ですから、現行は68万円、こういうことになっております。

それと、もう一点ですけれども、例の税率を改正しない代わりに、不足分は一般会計から繰り出すと言いましたけれども、これは国保会計が足りなくなった場合、基金などを取り崩して足りなくなった場合は一般会計でルール分以外は持ちますよと、全額すべて持つと、そういうことではありませんので、ちょっと訂正させていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 4回目の途中で休憩になっちゃったんで、申し訳ありませんでした。

ほかの県や地方自治体は、野菜の安心・安全フェアではJ Aとともに一緒にPRしておりますが、なぜ旭市はJ Aと農水産課がばらばらで、スタンドプレーが目立っているんでしょうか。

何回もこのことについては、市長にお願いをしてあるんですが、J Aは4月15日以来、安心・安全フェアはやらないときはなかったそうですよ。また、行政から要請があれば、どこにでも組織として参加する手はずにしてありますと市長にも伝えてありましたが、ほとんど連携はない。これはどういうことなのか、お答え願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員さんのほうからあまり市がJ Aと連携とれていないのじゃないかというご指摘をいただきました。そういうことは我々考えていません。先般も実はタカミメロンを東京ドームでPRしようという、本当に温かい声をかけていただきました。その際も、直接J Aちばみどりの営農センター飯岡の担当の方にはお話をしました。ところがなかなかその当日は忙しいというようなことで、そんな関係で、生産農家の部会長並びに農家、こういう方々は一緒にPRできる、そういうようなことで、これからは連携はとっていきたいと、そういうふうに考えています。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 分かりました。でも順番としては、ちばみどりの幹部、執行部にやるのが当たり前じゃないですか。

次の質問に移ります。



今の内閣のように、情報発信に司令塔がないのではないのでしょうか。きのうの答弁では、企画政策課のように見えますが、ネットに素早い情報発信を企画政策課が掌握し、司令塔としてこれから動いていくのか、それとも、今までどおりに秘書広報課ですか、その辺でやっていくのか、はっきり明確なお答えをお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

秘書広報課長。

○秘書広報課長（伊藤 浩） 今は、旭市インターネットサービス運用管理要綱というのが訓令として平成17年7月1日に制定されております。この中では、第3条の中に、総括的な管理運営は情報管理班が行うものとする。私どものところは、インターネットサービスの全体的な監修は広報広聴班ということになっています。ですから形的にはどちらということじゃなくて、一つの例えば野球チームというような想定をさせていただきますと、監督とコーチなのかなと。お互いに助け合うというような関係にあると思います。ホームページを直すについても、やはり私どものほうで監修はするんですが、更新のときには、要は簡易な数字の更新というものについては、情報管理班のほうの許可を得てという、リアルタイムで迅速な更新ができるということになっておりますので、今、ご質問のどちらがということじゃなくて、双方がということで対応していきたい、このように考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 今、すばらしい職員が670人近くいるわけですから、その職員の中からネットに精通した人をピックアップして、そのような部署に付けるわけにはいかないのでしょうか。例えば、旭市の人口なんかも、ほかの市町村から比べると半月以上ホームページに載るのが遅いんですよ。それはほかの市町村の方が指摘していることなもので、そういうことも踏まえて、これは危機対応だと思うので、この前も危機対応のことについては質問したんですけれども、その辺のほうからもうちょっと考えていただけないものでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今のご意見ですけれども、十分参考にしながら、来年度の人事に反映させていきたいと思えます。今年は6月1日、それと今、大震災のそういったいろんな事務事業が多いわけでありまして、今年途中で交代するというわけにもいきませんので、来年度にはぜひそういったことも考慮に入れながら配置をしたいと思えますので、よろしくお願

します。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） どうもありがとうございました。

では、来年4月1日をよろしく願いいたします。

先ほどの答弁で、スーパークールビズまでやっていただけるといような答弁がございましたので、ぜひ明日から7月1日でございますので、そのような方向でぜひお願いしたいと思います。

あと、もう一つは、もし例えば干潟の工業団地ないしは中和の工業団地にいる企業が土日営業になって、そのお子さん方が保育所にいた場合の対応というのは、どのようにしていただけるのでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） 現状として、日曜日の保育は、ご存じのとおり、条例上で行っておりませんけれども、例えば早番とか遅番とかということで、通常の月から金までの、今現在でも早いところは7時15分から、あと普通のところでも7時半には開所していますので、そこで対応できるということに思っておりますが、ただ、滑川議員おっしゃっている時間的なものがはっきり今、うちのほうも把握しておりません。ただ現状としては、7時15分から開いている保育所はあります。ほかの保育所も7時半からは開いております。夕方も6時15分までは通常お預かりしております。遅いところは7時15分までということもありますので、該当するお子さんがどこの保育所にいるかちょっと分かりませんが、保育所の体制としては、その範囲であればお預かりできるというふうに思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） では、日曜日に対する対策はないということですね。

今、保育所の話が出たんですけれども、今、とみうら保育所は、大変な状態にあるんで、ぜひ職員の皆様もそれから父兄の皆様も仲よくやっていただきたいと思います。ぜひ子育て支援課長は、その辺のことにつきましてご理解をいただきまして、ご指導のほうをよろしく願いいたします。

次に入ります。

公共施設の非常用電源ということで、中央病院の今回解体する病棟には、自家発電装置が

あるのか。あるとしたら出力はどのくらいで、どのような発電方式で公共施設にも流用できるのか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 新本館ではなくて既存棟の発電機ということですか。

（発言する人あり）

○病院事務部長（渡辺清一） 解体部分ですか。将来的に解体する部分は、4号館、5号館、6号館になると思いますけれども、ちょっと発電機が単純にその4号館、6号館という形ではなくて、ちょっとずつ既存棟につきましては1号機から7号機までの発電機がございまして、合計で3,200ワットございます。それぞれのところを部分部分で支援しておりますので、ちょっと解体する部分のところとストレートにつながっているということではないんですけれども、3号機については、今のところ5号館、6号館を担当しておりますけれども、これについては解体の予定ということになってございます。

既存棟につきまして、確かに今まで7割ぐらいのこれで発電能力をカバーしておったんですけれども、既存棟につきましては新本館に機能が移りますので、能力的にはかなり通常の使用量の倍程度の能力は持つことになりますので、これについては、今、既存棟の発電機を新棟のほうに回せるのか、配線をつなげるのかとか、新棟のほうも一応発電機を持っておりますが、本当に長期的な停電体制ということになれば、どうもまだ不十分なところもありますので、この辺どうやってバックアップをするかということを、今時点でいろいろ検討を始めているところでございます。ちょっとお答えになっていないかもしれませんが、直ちに余って、すぐにほかのところに使えるのかというのは、ちょっとまだ検討しておりません。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） ぜひ、もし解体して違うところに流用できるものであれば、流用していただきたい。メンテナンスというのはほとんど毎月やっていると思うので、有効に使用できると思うので。

先ほども昨日の答弁でも、地震と同時に発電機を配備すると答弁されておりますが、これは、リース契約のことですか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 発電機につきましては、防災倉庫等に管理していると。通常の学校管理というのは非常に難しいだろうというふうにお答えしました。ただ、防災倉庫自体も、避難所になっています中央小学校、各学校の防災倉庫にありますので、即対応できるというふうにお答えしたつもりでございます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員。

○12番（滑川公英） 分かりました。ということはガソリンで始動する小さい容量の発電機ということですね。消防団が使っているような照明用の発電機と考えてよろしいですね。分かりました。

新しい飯岡中も避難所になる可能性が大いだと思いますが、国では、今回の大震災の教訓から、非常用電源設備を備えた避難所を今検討中ということでございますので、今度の飯岡中の体育館の設計の中に組み込むことが可能なのか、国に問い合わせしてみる必要があるのではないかと思います、いかがなものでしょうか。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 私どもその辺、ちょっと分かりませんでした。その辺問い合わせ、勉強させていただきます。

○議長（林 一哉） 滑川公英議員の一般質問を終わります。

#### ◇ 木 内 欽 市

○議長（林 一哉） 続いて、木内欽市議員、ご登壇願います。

（15番 木内欽市 登壇）

○15番（木内欽市） 15番、木内欽市です。

平成23年旭市議会第2回定例会において、一般質問を行います。

その前に、改めて、今回震災により亡くなられた方々をはじめ被害を受けられた皆様方に心からお見舞いを申し上げます。

また、東北地方を中心に、消防職員、死者20名、行方不明者7名、消防団員、死者190名、行方不明者59名、消防団員にあつては、今なお調査中であり、不明とした市町村が多数あるという現状を見るにつけ、本市では、避難を呼びかけていた消防車両が流されるなど、大きな被害を受けましたが、とうとい人命の犠牲者が出なかったことは不幸中の幸いでした。

しかし、これで終わったわけではありません。これからも必ず大地震は起こるし、津波も

必ず襲ってきます。今回の教訓を今後の防災に生かすのが我々の重要な務めです。

それでは、順次、通告に従い質問を行います。

今定例会、旭市議会始まって以来最多の14名が質問を行うというわけで、重複する点もあるかと思いますが、お許しをいただきたいと思います。答弁は簡潔明瞭にお願いします。

質問は大きく三つです。

一つ目は、震災後の対応について。

今後の予定、復興に要する市の持ち出し金はどのくらいか、財源はどのように確保するのか。以上3点について伺います。

質問の大きな2点目は、行事、事業の見直しの考えです。

最後の質問は、今後の市政運営についてでございます。

以上で私の第1回目の質問を終わります。再質問については自席で行います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 木内議員の一般質問に対しましてお答えをいたします。

私のほうからは、今後の市政運営についてということでお答えをしたいと思います。

市政運営をする中、今回の未曾有の大震災で多くの犠牲者が出ました。そして、多くの全壊含めて家屋、住家被害に遭いました。そんなことを考えていますと非常に心が痛みますし、財政、これからの市政運営、本当に頭が痛いところであります。そういった中で、いつまでも私自身としましては、これを復興復旧だけの市政運営というわけにはいかないわけでありまして、そういった部分でも着実にやっていかなければ、計画をしたものを取捨選択をしながらやっていかなければと、そんなように思っているところでありまして、当然、ペースダウンをする、スローダウンをするというような事業は多く出るわけでありますけれども、それは市民の皆さん方の理解をいただきながら、これからの市政運営に当たっていききたいと、そんなように考えているところであります。

いろんな部分で、議員の皆さん方にもご理解をいただきながら、旭市がもとのように活気が出る、元気が出る、そんなようなことも十分頭に入れていただきまして、応援をしていただければありがたいと、そんなように思います。どうぞよろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは、今後の復興予定ということですが、今まで議員さ

んに答えた回答と重なりますけれども、今回の震災において、津波による被害や液状化による被害によりまして、道路及び側溝に多大なる被害を受けました。復旧に関しては、国庫補助に該当するものに関しては災害査定も終わりました、早期に発注できるように準備を進めておりますし、また補助事業以外、市単独で行うものに関しても、早期に整備をしていくような形で考えておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 私のほうからは1番目、震災後の対応の（1）今後の予定の中で、災害廃棄物についてお答え申し上げます。

災害廃棄物は約9万5,000トンの処理について、旧海上中跡地をはじめとして仮置き場により鋭意処分しているところでございます。

現在、分別、運搬、処分を70社の処理業者により実施、おおむね本年度内の処理完了を目指しているところでございます。

なお、現在は仮置き場が休止の状況になっておるため、7か所目の仮置き場を選定、調整中でございます。これらについては、今後、関係機関等の協力及び地元関係者等の理解を得ながら、早急に手続きを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、震災後の対応ということで、復興に要する市の持ち出し金は何のくらいかということでございますが、ここまで、災害関連の予算ということで、平成22年度の3月補正、それから平成23年度に入りまして、5月6日の専決処分分、それから今回6月補正として上げている分ということで、この三つ合わせますと、69億2,583万円になります。ただ、瓦れきの処分費については組み替えをいたしました、それから仮設住宅費については、県のほうが実施していただきましたということがありましたので、その分を差し引きますと、実質的な災害関連経費の総額、今現在は51億1,352万9,000円と。ただもう少し今後増えていくんだろうということはあるかと思います。

これに対しまして、財源はどのように確保するのかということでございますが、一般財源としては12億6,838万6,000円ということで、これについては、今までの22年度分の留保、それから23年度への繰り越しのお金ですべて一般財源は手当してございます。あとそのほかの財源ということでございますが、国庫補助金、それから県の支出金、起債という形で、取りあえず今、災害関連で組んだものについては手当をしている状況であるということでござい

ます。

それから、2番の行事、事業の見直しの関係なんですけれども、これも何人かの議員さんに既にお答えしているとおり、震災の影響によりまして、今年度予算の執行に当たりまして、凍結、それから縮小等、担当課からヒアリングを実施しております。そういう中で見送られた主な事業ということで、昨日お答えしたとおり、海水浴場の開設であるとか、いいおかY・O・U・遊フェスティバルの補助、青年海外視察研修の中止、東部五市大会の先送りというようなことがございました。この辺があつて、約8,000万円ほどの減額が取りあえず見込まれている状況であるということでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） それでは、再質問を行います。

今後の予定ということで、道路のほうは、国庫補助のやつは、それ以外も市の費用でということでしょうが、この国庫補助の道路というのは、液状化のことでしょう。主にそういうことでしょう、37路線の。それと、そうではなくて、それでないのはならないという、例えば、うちのほうの滝郷地区の、見ていただきましたが、道路が地震のおかげで陥没しました。液状化みたいに上がったのではなくて、逆に沈んじゃったんです。そうすると、やはりあれは液状化ぐらいのあれがあるんですよ、道路の危険度が。こういうのも、今回、国庫補助になればいいんですが、こういうのはならないんですか。ならないというようになると、市のお金を使わせるのも申し訳ない気もするんですが、何とかなるように、今からお願いできないんでしょうか。というのは、ついでに直しちゃえばいいと思うんですよ。

先日も道路の補修の穴が何とか落ちて補償とかというのが何件もありましたが、いつも課長さんをお願いして、もう私はもう数十回お願いしていますね、うちのほうの道路、穴が空いているからふさいでくれと。すぐやってもらえるからいいんですが、もう耐用年数をとくに過ぎているんですよ。継ぎはぎ継ぎはぎでやってもらっていますが、それは生活道路4メートル未満の道路でまだ砂利の人もいるんだから、このぐらいは皆さん我慢してくださいよと、補修はすぐさせますからといってすぐやるんですが、幾らやっても切りがないんですよ。ですから、今回の震災のことに併せて、これも震災の影響で道路が落ちちゃっているんですから、やっていただければなと、こう思うんですが。

それとあと、農業被害のほう、農水産課長さんをお願いしたいんですが、今後の対応ですが、JAを通じて補償金の支払いとか求めているということなんです、この後、例えば今、

水稲作付が終わって、順調に生育しているんですが、当然これ、稲というより収穫したら米も、当然そのときは放射能の検査をやりますよね。ですから、それまでに今の水管理で防げるだとか、何か方法があれば、農家の人に知らせておけばいいかなと思うんですよ。

例えば検査をして、放射能だけの検査ならいいんですが、ついでにカドミニウムが出ちゃったりなんかすると、それもまずいで、そういう場合には水を張っておけば防げるんですよ。水管理をよくやれば。ですからそういう指導を、水を張るということはいいと思うんですよ。品質もよくなるし、味もよくなるし、そういった点、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 国庫補助にこれからということですが、それもちよっと、採択というのには間に合いませんので、全部で先ほど話しましたように、一番当初は43路線が道路被災しているという箇所でのうちのほうで調べたんですけれども、その後増えまして、今現在で55線ございますので、その中で、今、議員さん言われた路線が入っているかどうか分かりませんが、もし仮にそういった形で入っていなければ市内点検の維持補修とかそういった形で、できるだけ補修は、当然、地震とか液状化でなった、ならないにかかわらず、壊れていれば、当然、応急的なものは出さなければなりませんので、そういったことの中で、新たに国庫補助云々ということはもう間に合いませんので、市内点検の維持補修工事だとか維持補修事業の中で補修はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） 今、議員のほうからお米の問題、水管理の問題がございました。確かに、今、農業者の中から、例えば今の耕地のほとんどが反復利用というようなことで、一度排水路に水を落として、そこをくみ上げて、いらぬ水はまた排水路へ落として、それをまたくみ上げるという、そういう反復利用がこの旭市は多いと。ということになりますと、例えば放射能が少しあった水がぐるぐる回っているだけじゃないですかという、反復利用というのはどうなんですかという、そういう指摘もございました。

ただ、これは水に限られているというようなことで、これはいたし方ないということで、ただありましたように、我々放射能よりもカドミニウム、これがちょっと怖いというふうに考えています。これはやはり、水をためておかないとということになって、そういうようなことで、収穫前に今、県にはお願いして検査をしようと。というのは収穫して、出荷されて



から検査をして云々となりますと、回収のリスクが高いんです。そんなことで、出荷前にぜひ検査をしていただきたい。そんなことで、現在、進めています。

ただ、現時点では、土壌につきましては、ご承知のように、お米の調査から比べると10倍というようなことで、基準値がキログラム当たり5,000ベクレルで、この中で旭市では倉橋にあります野菜研究所、その畑の土壌をやってみたら70ベクレルというようなことで、現時点では土壌は問題ないということで、ただ、検査のほうは徹底していきたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ありがとうございます。

カドミニウムを心配していただけるということで、大変ありがたく思っております。合併前にやはり出ていますので、また、今回も旭産、旭産ということで、先ほどの滑川議員さんの質問じゃありませんが、必ず旭の米は念入りに検査されるでしょうから、これ以上そういうことのないように、ぜひ指導、また検査のほうよろしくお願ひしたいと思います。

それとあと、けさの新聞を見ていましたら、放射線対策ということで、東葛6市長が県に要望に行ったようでございます。本市も県内で一番の被災地でございますので、そういったような予定があるのかどうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 私も新聞で見まして、東葛6市が合同で国へ検査を定期的にやってくれというようなことで要望に行ったようですけれども、今のところ東総地区でそういった動きはないというのが現状であります。

そういった部分で、また機会がありましたら、首長間で話をして要望に行きたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 近所の首長さんと一緒になくて、旭市単独で行ってもいいかなと思いますので、お考えください。

それとあと、やはりきょうの新聞ですか、震災で公立の小・中学校の体育館とか天井が落ちたのが、公立の学校で1,600校あると出ていました。現実には市内でも滝郷小の体育館なんか落ちて、卒業式も入学式も全部教室でやったんですが、この避難所に指定されている体育館の屋根が落ちちゃうなんてことは大変なことですので、こういった面の、教育委員会としてどのように対応するのか、また、したのか、やはりこの天井を取っちゃったらという意見

もあるんですね。危険なものは取っちゃったほうがいいだろうと。取れば安全だと思うんですが、修復の場合にも3分の1から3分の2、国の補助があるということですが、この点について教育委員会ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、滝郷小の天井の復旧の件でございます。

結果としましては、天井部分、内部でもその部分だけ取っちゃおうかという意見もあつて、いろいろやったんですが、結果としましては、原状復帰という形で設計を進めております。今月中には工事を発注できるというような段取りに今進んでいるところでございます。

当初作った設計上、天井が必要という形で作っておりますので、ただ取ってしまうとそれなりの改修がある程度必要、それと照明の関係ですが、天井をずっと白くしておりまして、わきから間接照明で全部明かりをとるような形を作っております。そうしますと、今度天井を取ってしまうと、上からの照明をすべてやり直しのような工事が発生するという事で、あくまで原状復帰ということでした。国に申請するに対しても、そんなに長い時間どうしようかと考える時間ありませんですし、原状復帰で国庫補助金のほうを申請しております。

以上です。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 分かりました。

それでは、次に、（2）復興に要する市の持ち出し金ということで、ただいま財政課長のほうからご説明がございました。このぐらいでおさまればいいのか、もっと出るのかなと思ってお聞きますが、例えば、昨日も環境課長さんのほうからありました材木をチップにして燃料にするとか、こうすると相当コストが逆にかかっちゃうんでしょうね。そのまま焼却するのと比べたらコストがかかると思うんですが、これは全額国・県で瓦れきの撤去はしていただけるんですか。ここのところをちょっとお尋ねします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

瓦れきの撤去等につきましては、標準税収入等がありまして、その1割を超えない部分は2分の1の補助だとか、1割を超え2割までは8割の補助、2割を超えると9割の補助だ

とか、そういったふうに計算ができていますようでございまして、全額ではないということで、その裏を起債等で見ようというところにいるようでございます。ですから補助そのものでいえば全額とはいかない。場合によっては対象になるもの、ならないものというのがあると思いますので、すべて国・県で見えていただけるということはちょっと難しいのかなという考えは持っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ですから当初、あの瓦れきは幾ら費用をかけても全額国・県で市の持ち出しはないかと思っていたんですが、今おっしゃったように、対象になるものとならないものがあると。例えば、大ざっぱでもいいですが、今9万5,000トンあって、どのくらいが対象になるのか、対象にならない分は、市が一たんお金を出さなければしょうがないんでしょう。どういうことですか。もうちょっと詳しく。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

9万5,000トンの瓦れき、これはやってみないと実際にはどのくらいの数字かちょっと分かりませんが、現在は9万5,000トンということになっておりますけれども、それについては、瓦れきの処理そのものについては、場合によっては補助の対象になるかもしれませんが。それに伴う仮置き場の施設に要する費用だとか、例えば仮囲いだとか、あるいは警備員の手当だとか、目に見えない経費が相当かかるということがあります。そういったものがすべて国庫補助の対象の経費になるのかならないのかというところが微妙に、すっぱりと警備費はなりますとは書いていないというところもありますけれども、実際には警備はしなければならぬというようなところで、今後、国とも相当交渉する部分は出てくると。そういったことを考えております。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ちょっと聞いたんですが、住宅の該当する部分はなるが、例えばそれ以外のものは国・県は見ないという話も聞いたんですが、そういうことは実際あるんですか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） ただいまのご質問、いわゆる住まいについては対象にするけれども、

それ以外はならないのかというご質問でございますけれども、住まいだからなるとか、そうでなければならないとかと、ずばっとは書いていないんですよね。したがって、我々はすべて補助対象にさせていただけるようなことを努力していくということ以外ないと思ひまして、現在それに向けて、県あるいはその他の機関と協力をしながらやっているというところでございます。

○議長（林 一哉） 環境課長、金の出し入れをやっているわけではないから、財政課長、詳しいところをちょっと説明してください。金触ってないんだから。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 財源の関係はちょっと補足させていただきます。

まず、災害廃棄物については、国庫補助が標準で2分の1になります。国のほうは、その標準税収入に係る事業費という、その事業費の大きさによって若干補助の上乗せ等を考えているということがあります。ではそれ以外のものはどうするのかということなんですけれども、現実には、災害対策債というのを借りていいですよという話になっています。災害対策債というのは、補助事業の対象になったものの国庫補助金を除いた100%まで借りることができます。それに対しては、元利償還金の95%を普通交付税で見ますということになっています。ですから、市の持ち出しは5%で済みますというようなことを言っております。今回の補正で予算措置した中でも、半分は災害対策債ということで、今回見ておるという状況でございます。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） とにかく、国も今回の震災に対する費用は次世代に残さないと、こううたっていますので、本市においても、自分たちの現在のほかの事業なり圧縮なりして財源を捻出して、このツケを子どもたちや孫たちに残さないという方向で進んでいっていただきたいということで、この質問を行いました。

それでは、大きな2、そういった意味で、やはり震災前に予定した行事、あるいは事業は、震災後にはやはり見直すべきだと、さきの議会でも申し上げましたが、この未曾有の大災害で、やはりそういった姿勢が当然必要だと思います。先ほどいろいろな事業を縮小して、8,000万円ですが、これだけでも違ふと。これはやはりいいことだなど、こう思っているんです。

それで、浅草の三社祭も中止ですね。あと市内でも干潟の松澤熊野神社から松ヶ谷、岩井、蛇園、三川へ行く12年に1度の御神幸も大幅に縮小です。それと、先ほどもありました銚子、

匝瑳、旭、香取、成田、この5市で毎年行っていた五市大会も順延であります。これは、スポーツをやっている人はこの大会が一番楽しみで、各市の人たちと試合ができるわけですから、この大会も今回の震災の影響で順延です。

そこで、大したことがないといえば大したことがないんでしょうけれども、11月に予定されている市民体育祭、これは一体感ということでそのお気持ちは分かるんですが、これをどうもみんなにあまり説明できないんですよ、私らも。何でやると聞かれても。こういうのも今回は震災ですから、見直していただければなど、こう思って質問したんですが、やるということになっているようですが、それだって終わって私も出席しましたが、たしか昨年11月ごろだと思いますよ、反省会の席上で来年もやりましょうということになったんですが、さっき申し上げたように、これは震災前に決まっているんですよ。震災後の会議ではこういう話はないんです。ですから、先日も区長会があつて、4月からなった区長さんがこれどうするかと言ったら、これはもう去年11月に決まっている話なんだよと。この会議はやる、やらないの話じゃなくて、実行する会議だからと一言で片づけられてしまっちゃったというんですが、これ何かちょっと変と思いませんか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 市民体育祭の実行委員会での会議の内容はそういうことで、今、木内議員が述べられたようなことだと聞いておりますけれども、人にはいろいろな考え方、そしてまた、いろいろな思いがあろうかと思えます。そんな中で、昨年第1回の市民体育祭をやった。そしてまた今度、震災が来たと。そういうような中で、11月ということもありますし、この震災をピンチをチャンスにするというようなことを言ったら、ちょっと失言かもしれませんが、そういったような部分の中で、旭市がどれだけ復興できるのかと、そういった部分も、スポーツにかけてやはりみんなの気持ちを奮い立たせる、そういったような思いの中で、私としては実行委員会の決定を賛成をしたいと、そんなように考えております。

よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 実は、先日も消防団ですが、訓練を行いました。やはりそのときに、各幹部から、市民体育祭は今年はどうなるんですかということをよく聞かれます。というのは、消防団の団員はみんなそうなんです、職員の皆さんはみんなそうなんです、この3か月くらいの間に、3年ぶり4年ぶりくらいの活動をボランティアでやってもらっているわ

けなんですね。そして、文句も一つ言わずにやってくれています。それでいまだに、今現在、やはり瓦れきの散水とか続けてくれているんですよ。それで県の操法大会は早々と中止になりましたから市の操法大会も中止になっているんですが、やはり熱意のある分団は自主的に操法訓練を自分たちでやっているんです。そういうところに一生懸命やっている人たちですから、体育祭はちょっと勘弁してほしいなというような意見なんですね。

でも、市長の思いは理解しました。私も自分の任命権者は市長でありますので、それはよく消防団員に言って、参加をさせていただいて盛り上げるように努力はいたします。ただそういう声があったということをお耳に入れていただきたいと思います。例えば、こういう意見は、申し訳ないんですが、市長の耳に直接は職員からも入らないと思うんですよ。ただ、一応そういうことがあったということで、心にとめておいていただきたいと思います。

(発言する人あり)

○15番(木内欽市)　そうですか。

それとあと、昨日の林七巳議員の質問で、飯岡海上連絡道の進捗状況はということで、用地買収が40%という答弁がありました。私もこういうことを知らなくて、それでお聞きします。いつから用地買収に入ったのか。あとは、地権者は何人ぐらいいるのか。あと、この40%という数値が高いのか低いのか、担当者として、協力をいただけている数なのか、それとも厳しい数字なのか。

というのは、意外と地元の人たちが反対している人がいるんですよ。おれは売らないよと言うんですよ。私らは一般的には今買ってもらったほうがいいと思うから、そうしたらその人が、私はこの道路は必要ないと思うから私は協力しませんとはっきり言っているんですよ。その人は、今までの道路が広がると思っていらしいんですよ。何で耕地整理をした田んぼを何で真ん中に道路を造るんだよと。三角になっちゃう。こういう無駄なことは私は協力しないと、こう言っている人もいるんで、その点はどのようになっているのか、ちょっとお聞かせください。

○議長(林　一哉)　木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(北村豪輔)　買収の40%ですけども、地権者は52人おりまして、今のところ21人ですね。これが多いか少ないかは、買収を始めたのが去年からですので、多いか少ないかはちょっと、本当だったら100になれば一番いいんでしょうけれども、事業をやるには必ず反対する方はおられますので、今のところ強硬に反対という方も何人かおられますけれども、

話をしていくと、同意をさせていただいて、買収を今進めているような状況ですので、多いか少ないかはそのとり方にはよってくるんでしょうけれども、工事に関してはきのうも答えましたように、買収が終わらなければ、県のほうは工事に関しては許可はいただけませんので、今のところは買収に粛々と歩いているという形になるんですけれども。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） そうすると、全員に一たんは、あたったわけでしょう。それで21人と。これ、お金を払っちゃった買収したところがあつて、反対した人が最後まで反対した場合に、これはそのままあれですか。できなくなっちゃうんでしょう。こういうのはどうなんですか。例えば、地権者を集めて事前の説明会であるとか、そういったことはやったんですか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 事前の説明会には行っておりません。個々に歩いてお話をした経緯です。でも区長さん方にはその折々に話をして、こういった状況になっておりますと話をして、説明はしております。全員を集めて話をするのも一つの方法ですし、個々に当たるのも一つの方法で、全員を集めてやると、烏合の衆ということもありますし、個々にということで、今回は個々に当たっております。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） ですから、旭市は合併してからこういうことがたびたびあるんですよ、今までも。私ども感じているんですよ。ですから、これは次の最後の市政運営ということでお尋ねをしますが、旧町のときには、こういうことがあると、まず、海上中学校の場合もそうですが、全部に説明会を開いていますよ。そして、当然議会にもはかって、こういう形でいきますとかという説明があるんですよ。別に議員に説明しろとかというわけじゃないんですが、そういった根回し、葉回しというか、そういうのをちゃんとやって、進めてきているんですよ。ですから、それが正しい市政運営でないのかなと思って、今、質問したんですが、例を挙げて言えば、給食センター今やっていますが、海上中学校のわきに。それも、なくてもあってもいいんですが、私ども地元には全然なかったんですよ。それで農業委員さんに今度あそこに転用が出たねと。あそこに給食センターが来るんだねと聞かれて、私は知らないんですよ。分かりませんと言ったら、何だ、議員がそんなこと知らないのと言われて、逆に恥をかかされたんですが、そういうのだって、例えばここに給食センターが来るからと、一応市民の代表ということになっている議員が何も知らなくて、給食センターがどこに来る

かも分からなくて、農業委員さんが転用に出て農業委員さんから初めて聞いたというのは、こういうのはいかがかなと思って質問したわけで、よろしくお願いします。

これからは、うまくいってほしいですね。そういう買収なんかもね。これからもずっとこんな形で進めいくのかな、あるいはやはりちゃんと筋道を踏んでいったほうがいいのかないと、それは皆さんの考えでもありますけれども。

最後の質問です。今後の市政運営について。

成田市のホームページに載っていたので、参考にとということで、いただいた文章なんです。ちょっと読ませていただきます。「市議会と市長」というタイトルです。

成田市を旭市と置き替えれば分かりいいと思いますが、原文のまま読ませていただきます。

「私たちが暮らす成田市を明るく住み良いまちにするためには、全員で話し合い、そこで決められたことを実行していくことが最も望ましいことですが、なかなか難しいことです。そこで、市民の皆さんから代表者（議員）を選んで、市民のためにどのようなことをしたらよいかを相談し、決めるのが議会（議決機関）です。一方、市長（執行機関）は、議会で決められた方針にそって、仕事を具体的に実行していきます。議会と市長はそれぞれ権限・役割がはっきりと区別され、互いにけん制し、調和と均衡を図りながら、市政の発展のために活動しています。」、以上、原文のままです。

2年前まで、市長もこの隣の席、16番議席におられた方です。3期の議員経験、議長経験もありまして、今、市長として執行側のトップにいますが、そちらの席で議会を経験しているのは市長一人です。我々の気持ちを一番理解してくれているのは市長だと、私は今も信じております。

議会が執行側から相談も話もなく、いきなり提案されたものだけを追認する機関では、まずいと思います。昨日も、大塚議員が庁舎のことで質問をいたしました。一昨年から3億円ずつ積み立て、30年まで積み立てたい、予定どおりだと、40億円以上の積み立て金がたまるのかなと。そしてどうするんだという問いかけには、全くの白紙ということですね。白紙なら議員に説明することは何もないんでしょうが、聞くこともできませんが、それとあと、やはり大塚議員が合併特例債を使ったらと言いましたら、これも白紙だからということで、延長してなったら云々と言いますが、やはりこういう大きな事業は、市民の声を聞きながら、一人ひとり聞くのは無理でしょうから、議員の声を聞きながら相談をかけていただきたいなと、このように思うんですが、市長のお考えはいかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。



市長。

○市長（明智忠直） いろいろご意見聞かせていただきました。

執行部に入りまして、いろいろ議員の立場と違っている部分、本当に毎日毎日感じているところでありまして、執行部側に入れば、やはりそれなりのいろんな市政運営というものがあるということを痛切に感じているところでありまして、基本的には、新規事業や主要事業、それについては、年度当初の予算案できちっと盛ってありますし、主要事業、新規事業については、特段の項目の中で皆さん方にお知らせをしている、それは、全員協議会で議会前に予算の3月以前にやっているわけでありまして、そのことについては十分理解をしていただけるのかなと。議会で議論をするということが、本来の議会と執行部のいろいろな議論でありますので、そういったものを含めながら執行をしていくというようなことが、今の議会と執行部の関係なのかなと、私はそのように理解をしております。

また、個々の問題につきましては、委員会といいましょうか、行政改革推進委員会とか、また、いろんな環境審議会とか、そういった部分で一般の市民の方々の意見は十分に聞いておりますし、中には、道の駅みたいな検討委員会の中には議員の皆さん方にも入ってもらっていると、そういった部分もありますし、議員を全然説明をしなくてやっているというような状況ではないというように認識しておりますので、これからいろんな部分で、市政運営、議員の皆さん方に協力していただかなければならないわけですが、そういった部分で、事前に議員の皆さん方に相談をするということになれば、談合政治といいましょうか、そういった部分にもなっちゃいますし、予算の審議も必要ではなくなるというようなこともありますし、きちっとそこはそこで区切りを付けて議論していきたいなと、そんなように思っているところでもあります。

よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） ちょっとお待ちください。庶務課長より発言を求められましたので、許可いたします。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 途中ですみません。

先ほど、滝郷小のこれからの進め方で、今月中に発注と発言してしまいました。申し訳ありません。今月、もう6月30日です。今発注できるように契約事務を進めております。夏休みに工事ができたということですので、すみません、話の途中で失礼しました。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 今、市長さんからお答えがありました。そういうことも確かにあると思いますね。建設課長さんの言うのも分かるんですよ。前もって道路の路線と云ったら、そこは分かっちゃうと、またいろいろ問題があるからということで、私らもそれから路線も聞かなかったんですが、そこを早く買っちゃってなんて言われてもしようがないんで、聞きませんでした、そういったこともあるかもしれません。それはそれで分かりました。

であるならば、逆に今度、議員からの提言がありますよね。そういうのにももう少し耳を傾けていただきたいなと、こうやって思うんです。合併して丸6年になりますが、現在22名の議員がおります。本当に非常にこれ、旭市議会はバランスのとれた、先ほども控室で話していたんですが、バランスのとれたいい議会だなと、こう思っていますよ。1期生、2期生、3期生、4期生、あと5期生以上のベテラン議員さん、いろいろ指示をいただきながら、いい議会だなとこう思っています。よく言いますよね、やっぱり社会は若い人だけでは駄目だと。働き盛りもいて、そしてそれを道がそれたときに苦言を呈する経験豊かな老人もいていいんだと、こういう形で議会の長老の人を老人と言っているわけじゃありませんが、誤解のないように。そういうバランスのとれた非常にいい議会だと思っています。

そして、広い地域、129.91平方メートル、広い地域から各地域からやっぱり議員が出てきていて、それでいろんな職業の方々がいらっしゃいますね。旭市の基幹産業は農業です。千葉県一です。ですからやはり農家の方が多いんですね。これもやはりいいと思いますよ。農家が悪いわけじゃないから。それでしかもその中には、水稻をやる方、路地野菜、あとハウス栽培、花卉農家、それと、畜産だって養豚、養鶏、肉牛と、その道の専門家ばかりです。恐らく、失礼ですけれども、担当課の職員の皆様方よりもずっとその道には詳しいはずです。

昨日も平野忠作議員さんがいいおか荘の質問をしました。やはりよく言っていることがありますよ。国民宿舎のことはおれに任せてくれと。自信を持っておっしゃっておられますが、やはり商売柄というか仕事柄、よくご存じです。当然、観光ということになれば、観光のプロもここにいらっしゃいますね。ですから、いいおか荘を観光の施設で残す云々という話であれば、このご両名の意見を参考にしたら非常に心強いんじゃないかなと、こう思いますよ。いいおか荘をどうしていくのか、もう専門中の専門ですから。

ですから、やはりいろんな面で、大きな会社の社長さんもいらっしゃいます。やっぱり市政運営は会社運営と同じだと思いますね。市長が社長です。副市長が副社長。そして課長さん方は各部長さんというような形なんでしょうね。やはり通じるものがあると思います。そ

ういったプロがいらっしゃるわけですから、そういった方々の提言はやはり耳を傾けていただければ、もっといい旭市になるのかなと、こんな気がしております。

2年前、日本有数の旭中央病院の勤務医をやめて、議会に飛び込んできた一人のドクターがいますね。聞いていると、何のために議員になったんだと聞いたら、とにかくそこで働く職員のため、患者のために、一たんやめて議員になって、それでそれがもし議会が変わったなら、またもとのお医者に戻るというんですよ。ですから私利私欲で議員になっているわけじゃないんです。ご存じでしょうが、大塚議員ですね。いろんな毎回病院のことを言います。農家のことは私たちがプロですけれども、病院のことはこの人にかなう人はいないと思いますよ。毎回いい提案をしているんですが、全く取り上げてもらっていません。

きのうも、総合病院国保旭中央病院改革プランの評価委員会のメンバーを総務省のガイドラインに準拠させなければと言っているんですよ。経営形態を変えろと言っているわけじゃないんですよ。それぐらいはできるでしょうと言っていると、任期が2年だとか、病院が黒字だとか、そんなことを総務省は言っていないよ、黒字であろうと何であろうと、ガイドラインは作成しろと言っているんですから、そういう有識者を入れて、作成したほうがいいんじゃないかなと。

○議長（林 一哉） 木内議員、質問の趣旨に入ってください。

○15番（木内欽市） すみません。この後、中央病院をどうするのかというのが最重要課題だと思いますので、この点、いかがでしょうか。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 中央病院と同時に市政運営というようなことの中で、これからはいろんな部分で、新規事業といいましょうか、私の思いの中で何かをやるということ、この2年間あまり、私の思いでやろうと言ったのは、道の駅と市民体育祭だけですけれども、片方はもうこの大震災で少し延びたのかなと、そんなようなところもありますけれども、そういった部分では十分議員の皆さん方の意見を聞きながらやっていきたいと、そのように思っております。

また、中央病院に関しましては、中央病院地方公営企業法全適ということで、我々市の執行部、ほとんど中央病院の運営、あるいはまた財政、そういった部分には口を出しておりません。そんな中で改革をするということであれば、中央病院自身が改革をしてもらわなければならないわけでありまして、今、中央病院はご承知のように黒字であります。そう

いった中で、我々は口も出さないし、金も交付税がそのまま素通りするくらいの程度でありまして、そういった部分で、中央病院はそういったこともよく理解をして、この間57年間そういったような形でやってきたわけでありますので、そういった方向でこれからも頑張りたいと、そんなように思っております。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員。

○15番（木内欽市） 中央病院のことは中央病院といいますかね、きょうは事業管理者がお見えになっていませんが、事業管理者は常々経営形態のことは市が決めることで、我々は一切言わないと言っていますよね。ですから、全くこれかみ合っていないよ。ですから、これはどうかと思うんですが、再度ご確認をいただきたいと思います。

あと、今、黒字と言いましたが、あと25年後には旭市の人口は5万6,000人に減るんですよ。銚子市は4万人台に減っちゃうんですよ。中央病院が今のままでいくなら全く問題はないと思いますが、よっぽど前ですが、同僚の日下議員が、中央病院のことを巨大客船タイタニック号に例えたことがありました。私も前回、市長のことを船の船長に例えました。大きい船は、急にかじを切ってもすぐには向きは変えられません。船長は、市長は、我々議員もそうでしょうが、最低でも20年、30年先を見なければなりません。これは会社の経営だって同じだと思いますが、今黒字だからといって何もしないで、赤字になってから、大きな船が傾きかけてから幾ら慌てたって、もう手遅れなんですよ。ですから、総務省のガイドラインには黒字でも関係なくうたっているわけでしょう。ですから、どうしてこういうことができないのかなと。ガイドラインに沿った形にしていんじゃないかという、ただのこれに何でこだわるんでしょうかと。

市長これは公約違反でも何でもありませんよ。私たちはついていきます。これは旭市だけでなく、旭市民どころか100万医療圏の問題もあるわけですので、どうかここでお返事をいただけてもいい返事をもらえそうもありませんので、これで質問を終わります。

よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、午後4時まで休憩いたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 4時 0分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（林 一哉） おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

---

#### ◇ 佐久間 茂 樹

○議長（林 一哉） 続いて、佐久間茂樹議員、ご登壇願います。

（16番 佐久間茂樹 登壇）

○16番（佐久間茂樹） 議席番号16番、佐久間茂樹でございます。

平成23年旭市議会第2回定例会において一般質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本年3月11日の東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0、最大加速度2,933ガルで、地球の自転を若干でも早めたと言われております。この地震は、我が国観測史上最大と言われておりまして、東日本に大津波を発生させ、各地に甚大な被害を発生させました。きょうの新聞では死者1万5,508人、行方不明者7,207人と言われ、当旭市においても死者13名、行方不明者が2名出ております。ここに改めて亡くなられた方のご冥福をお祈りさせていただきたいと思います。そして、被災された方々に心からお見舞いを申し上げさせていただきたいと思います。

けさも地震がありました。震源地は旭市です。ここです。すぐその後、長野県でもありました。東北地方太平洋沖地震は海溝型地震と言われておりますが、今後は、これより西側で

内陸直下型の地震が頻発することが心配されます。具体的には、双葉断層、棚倉破碎帯から銚子沖にかけてのライン、茨城県涸沼から鰐川を通過して旭市の新川に続くライン、栃木県那須塩原の関谷構造線から鬼怒川沿いに南下し、東京湾の浦賀水道に続くライン、八王子藤沢線、小田原の国府津断層、そして糸魚川静岡線等、長野新潟に続く、それに並行する断層群が、これからかなり不安定になるのだろうと思われます。

東北地方太平洋沖地震の再来間隔は、450年から800年と言われております。逆の見方からすれば、当分このタイプの地震は来ないとも言えるわけでございます。ただ、一方、同じく海溝型と言われる東海地震、東南海地震、南海地震、これらが三つ一緒に発生する可能性もあると。これらの地震が30年以内に来る確率は七・八十%だと言われております。そして各地でその対策が講じられているところでございます。

最近では、小田原でも、避難ビルが足りないビルを探しています、津波を考えてです。当旭市では、経験しなくてもいい経験ではあったんですけども、苦い経験をしてしまいました。しかし、これらの経験を基に、これから何らかの対策を考えていかなければならないものだと思っております。

特に津波についてであります、千葉県内で唯一、旭市で13名、行方不明2人が出てしまいました。先ほどの質問の中で、児童・生徒を無事安全に避難することができた、先生方はじめ皆さん一生懸命やっていた、そういう見方もあろうかと思えます。ただ、私はこれを見ていまして、もうちょっとやり方によって、夕方ではありますけれども、まだ明るいうちですから、もうちょっと死者、不明者を減らすことができなかったのかなと、そう思いました。

それで、一般質問に入りますけれども、津波警報のあり方について。

- (1) 警報の現在のマニュアルは、どういう手順になっているかということですね。
- (2) 現況の把握とその評価について。
- (3) もし改善するところがあれば、今後の改善予定について教えていただきたいと思えます。

大きな2番目で、福島原発事故に関して。

原子力発電所の事故は、これも我が国にとって初めてでございます。この事故を基に、ドイツ、イタリアでは原発から撤退するというふうに決めたようでございます。何しろ見えない。におわない、触ることもできないですね。始末の悪い放射線というのであるわけでございますので、これが非常に厄介でございまして、このために、農産物あるいは環境等に

ろいろ被害が出ているわけでございます。

千葉県でも、旭市がいち早くというとおかしいんですが、一番最初に農作物汚染で出荷規制を受けてしまいました。

(1) 放射能による農作物汚染について。状況を教えていただきたいと思います。

(2) 農作物に出たわけでございますので、当然、環境も汚染されているというふうを考えざるを得ません。農作物もそうですけれども、特に人体に与える影響、児童・生徒に与える影響が非常に心配されておりますので、この辺をどのように考え、どのように対処したかを説明していただきたいと思います。特に、これは市長にお願いしたい。今回の質問は、いずれも市長にお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

(3) 広報あさひの記事について。

5月15日の別冊広報あさひの記事について。ここでは、旭市では放射線の測定は行っていないとはっきり書かれております。放射線医学総合研究所、それと市原のほうの千葉のほうに当たってくれというような記事でございますけれども、市では、環境に関するデータを把握していたかどうか、その辺も含めてお願いしたいと思います。

つい最近、市内幼保育園（所）及び小・中学校の放射線測定結果ということがホームページ上に出されました。6月14日から15日ですね。一般質問の質問を出すかぎりぎりのところ、出しちゃった人もいるんでしょうけれども、6月14日から15日に出しております。これについて、市長、どういう経緯でやって、結果がどうだったのかということをご説明いただければと思います。

(5) そのほかでは。今のいろいろホットスポットと言われて、特に下水に放射性セシウムが集積するらしくて、特別集まる場所があるみたいなので、その辺のところはどうか。そして、今後の予定をお聞かせ願えればと思います。

大きな3番で、食彩の宿いいおか荘について。

(1) 地震及び津波による被害状況について。

(2) 放火及び盗難があったということでございますけれども、その詳細についてお聞かせ願いたいと思います。

今後について。いいおか荘の今後、今までの質問の中でもお答えされているようでございますけれども、改めてご予定をお伺いできればと思います。

大きな4番で、ごみ処理と最終処分場について。

(1) 震災で発生した瓦れき及びごみについて。

(2) 今後発生すると思われる震災ごみについて。

(3) 最終処分場について。この(3)の最終処分場なんですが、一応今回のこともございますけれども、市の最終処分場が今どのような状態で、これから先どういうふうになっていくのかということをお聞かせ願えたらと思います。

大きな5番、仮設住宅について。

現状、そして、今後ということでご説明をいただければと思います。

今までとダブった質問、若干あるかと思いますが、その辺はできるだけはしょっていきたいと思います。ただ私なりにもお伺いしたいところがございますので、よろしく答弁のほうお願いしたいと思います。

2回目以降の質問は自席でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長(林 一哉) 佐久間茂樹議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

(市長 明智忠直 登壇)

○市長(明智忠直) 佐久間議員の一般質問に答弁をいたします。

議員の要望では、全部、市長ということでもありますけれども、詳しい内容につきまして、担当の課長のほうが知っている部分もありますので、再質問、再々質問で市長にということであれば、そのときに私の考え方をまた述べさせていただきたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

最初に、津波警報のあり方についてのマニュアル、評価、改善ということでお答えをしたいと思います。

佐久間議員が申しましたように、今回の津波での被害では、千葉県で最大の被害であります。この旭市がいろんな県、あるいは国に津波対策というような部分では、当然、主導権を持って要望していかなければならないということは、私も十分理解をして承知をして、今後努力していきたいと、そんなように思っているところであります。

今回の津波、基本的には知識不足、油断、そして津波の怖さ、そういったものを知らないという私自身もありましたし、皆さんもそういったような感じの中で、今回の津波に対応されたのかなと、そんなように思っているところであります。今回の津波を十分いろいろな教訓にいたしまして、これからマニュアル、そしてまた現況の把握、評価、そして今後、そういったものを考えていかなければと思っているところであります。

最初の警報に対するマニュアルとしましては、防災計画の津波災害予防計画で、気象庁が



ら津波警報・注意報が発表されたときに、住民に対して防災行政無線、広報車、サイレン等を利用し、迅速に避難勧告等の情報伝達、避難誘導を図ることになっております。

現況の把握とその評価につきましては、現況の把握としまして、震災当日の津波警報発令時にＪアラート（全国瞬時警報システム）自動起動により防災行政無線で避難放送がされ、消防本部、市においても防災行政無線で避難するように繰り返し放送しました。また、市広報車２台と消防本部消防車３台、消防団による迅速な避難誘導及び広報活動を実施し、津波災害予防計画のとおり情報伝達及び避難誘導ができたものと考えております。

しかしながら、死者１３名、行方不明者２名という大変大きな人的被害が発生したことは、非常に残念でなりません。その警報のあり方、そしてまた誘導のあり方、そういった部分をこれから改善していかなければ、そんなように思っているところであります。

例えば、サイレンの吹鳴を、これは佐久間議員もおっしゃってございましたけれども、緊急事態というようなことで、継続して鳴らすと、そういった部分があればよかったのかなと、そんなように思っておりますけれども、何せ防災マニュアル、そういった部分で経験もない、そういった部分がありましたので、それでも最大限の努力はして避難誘導を導いたと、そんなように思っております。

次に、福島原発事故についてであります。

環境汚染と広報あさひの記事についてであります。旭市民の安心・安全を守ることは当然でありますし、私の責務であります。そこで本市の基幹産業である農業は、千葉県内で最初に県、ＪＡ、市の三者による放射能検査を実施した経過があります。

検査結果は、３月末から放射性物質が基準値を下回っており、安全を確認したところであります。そしてまたそれ以降、４月４日から２１日まで３週連続でモニタリング調査を行いまして、検査を行いまして、野菜の安全性が確認されたということで、出荷停止が解除になったわけであります。

それ以後もずっとモニタリング検査を野菜は５品目はやっております、その数値は検出されないという部分が多くありまして、そんな中で、野菜が検出をされていないという４月の状況でありますので、地上、そしてまた地下、地上１メートルぐらいのところにもないと、そんなような確信の中で、また、先ほども何回か申し上げましたように市原の大気の検査につきましても、全然出ていないということも大きな理由の中で、この検査、そういったものが少し遅れてしまったと、そんなようなことであります。

５月１５日号の広報の時点では、検査を行っておりませんでしたので、そういったような広

報にお知らせができなかったと、そんなように思っているところであります。

6月14日から測定を行ったということにつきましては、今も申し上げましたように、きのうから申し上げましたように、市民の中からもかなり要望がありまして、検査をしてもらいたいというような、学校のほうからもありました。それまで何回も毎日、1日おきぐらいに災害対策本部会議をやっております、その中でも検査のことにつきましては議論したわけがありますけれども、先ほど、私が申し上げましたような理由の中で、もう少ししばらく野菜の安全、そしてまた、市原の検査値の数値を基準にしながら信用して、6月14日まで延びたということでもあります。

もう一つには、やはり県と旭市の独自の野菜の検査という部分も少しは気になっていたという部分もありますし、そういった部分で、かなり6月14日からということで、皆さんから少し遅いというようなことのお叱りをいただいているところであります。

今後の予定ということでもありますけれども、現在、ご承知のように、42か所測定をしているところでありますが、それに付け加えまして、市内の公園3か所、旭スポーツの森公園、袋公園、三川ふれあい公園についても測定をしたいと、そんなように思っているところであります。その結果は、42か所と同様、公開をしていきたいと。また、市内の小・中学校、プールも17か所あるわけではありますが、それも水質検査を6月23日から随時実施しておるところであります。

3番目の食彩の宿いおか荘の今後についてでありますけれども、いいおか荘の将来展望につきましては、平野議員、滑川議員の質問でも答弁いたしました。震災による被害が甚大、そしてまた、復旧に多額の費用がかかる、そんなようなことから、先ほど来ずっと答弁をしているように、しばらくの間は休止をしていきたいと、そんなような中で、休止の間もあまり置けないというような部分の中で、先ほど私の考えで申し上げましたけれども、その考えを基に皆さん方からの忌憚のないご意見を聞きながら、いいおか荘の今後について、運営委員会そしてまた議会、そういった方々に相談をしながら、今後の方針を決定していきたいと、そんなように思います。

残りの部分については、担当の課から詳しく説明をさせますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員ご質問の福島原発の事故に関しまして、農作物の

放射能の汚染、そういう部分についての状況をということでお答えさせていただきます。

ご承知のように、3月18日に東京の築地市場に入荷をしたものの中から、一部サンプリング調査を東京都が実施をしまして、そこで放射性セシウムが4,300ベクレルという値が出た。それを受けまして、全農畜産物の出荷を自粛、全農畜産物ということでしたので、市内で今出荷しているすべてのものを実施をした、これが3月21日、これから調査等実施しまして、旭市、J A、海匠農業振興センター、現在は農業事務所、そこの部分で5回、県の調査で14回、延べ19回実施をしております。

特にご報告させていただきたいのは、6月16日あるいは6月23日、先週、先々週実施しました5品目8検体、これにつきましては、放射性セシウムあるいはヨウ素、すべて検出がされない、そんなことで、5月あるいは6月につきましてはほとんど検出されず、そういう値になっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、市内幼稚園、保育所及び小・中学校の放射線測定結果について、私のほうから回答いたします。

ただいま市長申し上げたとおり、市におきましては、6月14日から毎週火曜日、水曜日に市内の公立保育所、私立保育園、私立幼稚園及び公立小・中学校の現実42か所、日の出保育所は今使っておりませんので、42か所で放射線量測定を実施し、その結果をその週の金曜日に市のホームページで公表しております。

これまでの測定結果でございますが、最高値が0.27マイクロシーベルト、時間当たりです。最低値が同じく時間当たり0.01マイクロシーベルトでありまして、文部科学省が子どもの屋外活動を制限する暫定的な目安として定めております3.8マイクロシーベルトをいずれも下回っており、安全であるとの認識をしております。

それと公園の関係ですが、公園は今週から市長申し上げたとおり3か所調査をいたしました。公園につきましても、低い数値が0.04マイクロシーベルト、大きい数字で0.13マイクロシーベルト、このような結果になっております。

この数字から、安全であるという認識でおります。ただ、しかしながら、福島原子力発電所における放射能汚染は収束しておりません。今後も放射線量測定の結果を十分注視するとともに、子どもたちの安全に配慮していきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 下水道課長。

○下水道課長（増田富雄） それでは、佐久間議員さんのそのほかではということで、旭市浄化センターから搬出する汚泥の放射エネルギーの測定結果についてお答えいたします。

測定は、5月24日と6月9日の2回行っております。5月24日の結果は、放射線ヨウ素84ベクレル、放射性セシウム54ベクレル、6月9日の結果は、放射線ヨウ素18ベクレル、放射性セシウム42ベクレルであります。そして、昨日29日に3回目の測定を依頼したところでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、食彩の宿いいおか荘につきまして、地震及び津波による被害状況、これにつきまして回答申し上げます。

昨日の答弁でも申し上げましたいいおか荘の地震及び津波による被害状況につきましては、建物部分とその他施設等を含めました合計被害額ということで2億1,400万円ということでございます。

続きまして、2点目の放火及び盗難事件についてということでございます。放火ということでございましたが、まだ捜査中というようなことで、放火という断定はできないということで聞いておりますが、これにつきましての詳細ということでしますので、説明します。

火災による被害状況についてでございますが、客室これは307号室、3階の一番端の部屋になります。この客室とリネン室の2部屋、同じく3階でございます。この2部屋で火災が発生しております。被害額といたしましては、建物部分が360万円、備品関係で77万5,800円でございます。そのうち、盗難ということにつきましては、この客室の307号室からテレビが1台紛失しております。このテレビにつきましての被害額ということで5万9,800円ということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、4番目のごみ処理と最終処分場についての（1）震災で発生した瓦れき及びごみについてお答え申し上げます。

市内6か所に約9万5,000トンの産業廃棄物については、6月10日から計画的に順次処分されております。災害廃棄物については、各種の廃棄物が混合した状態で搬入されている状況であることから、資源の有効利用の観点から、できる限り資源化を進めるため、分別作業

を実施し、搬出しているところでございます。順調に進みますと、今年度中に完了する見込みでございます。

次に、2番目の今後発生すると思われる震災ごみについてお答え申し上げます。

今後発生すると思われる震災ごみについては、液状化等の被害地区の家屋等の改修及び解体などにより発生すると予想されております。なお、利用している仮置き場については、搬入容量が限界に来て、6月10日をもって一時休止をしていることから、現在7か所目の仮置き場を選定、調整中でございます。これらについては、今後、関係機関等の協力及び地元関係者等のご理解を得ながら、早期に手続きを進めたいと考えております。

続きまして、3番目の最終処分場についてのお答えでございます。

本市のグリーンパーク、最終処分場については全体の埋め立て容量16万8,400立方メートルに対し、焼却灰等の埋め立て残余容量は、平成23年3月31日現在で約4万1,700立方メートルでございます。直近3か年平均の埋め立て状況を申し上げますと、焼却灰等で7,600立方メートルでございます。埋め立て終了は、約5年6か月後の平成28年9月ころを見込んでおります。

さて、震災に伴う災害廃棄物につきましては、本市クリーンセンターで約240トンの焼却を見込んでおり、焼却灰はおよそ26トン程度発生すると思われれます。この焼却灰につきましては、民間委託による資源化を見込んでおります。このようなことから、本市グリーンパークの埋め立て終了時期については、大きな影響はないものと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） それでは、ご質問の5点目、仮設住宅につきましての現状と今後についてお答えさせていただきます。

まず、1点目の現状でございますが、応急仮設住宅につきましては、プレハブ仮設住宅と民間賃貸アパートの供与、この大きく二つの種類がございます。ここでは、主にプレハブ仮設住宅につきましてご説明をさせていただきます。

ご案内のとおり、仮設住宅は旭地区に50戸、飯岡地区に150戸となっております。

完成後の5月11日から旭地区で、5月18日から飯岡地区において順次入居が開始されるとともに、一方では、仮設住宅の入居と並行いたしまして、各避難所が順次閉鎖されたところでございます。

次に、6月29日現在の入居状況を申し上げます。

仮設住宅旭には49室に46世帯、127人、仮設住宅飯岡には147室に137世帯、343人、計183世帯、470人が入居されている状況にあります。このほかにも先ほど申し上げました民間賃貸住宅に23世帯51人が入居しておりますので、応急仮設住宅としてとらえますと、現時点では206世帯、521人の方が入居している状況でございます。

それから2点目の今後についてであります。プレハブ仮設住宅及び民間の借り上げ賃貸住宅につきましても、入居期間は原則、使用貸借契約によりまして6か月でございます。その後、6か月ごとに自動更新をいたしまして、最長は2年となっているものでございます。

市としては、今後とも仮設住宅の入居者の生活再建に向けた意向につきまして、注意深くかつ定期的に把握することに努めるとともに、今後策定をまいります復旧復興計画の中におきましても、しっかりと生活再建のための支援策を検討してまいりたいと、このように思っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 1番目の質問、津波警報のあり方についてということで、警報の現在のマニュアルはということなんですけれども、本署の消防自動車は避難誘導に向かつて津波に遭ったという話でございますね。人間にけががなくてよかったんですが、それで今回補正で5,500万円、消防自動車を買っていますけれども、車だけでよかったのかなという話もあるし、津波警報のあり方、そしてマニュアル、マニュアルでいったわけですよね。マニュアルに従って行ったわけでしょう。お願いします。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

消防長。

○消防長（佐藤清和） そのとおりであります。マニュアルに従って行きました。

実際、海岸を誘導広報して歩いておりまして、消防隊が津波の確認ができたんです。ただ、まだ市民の方が歩いていらっしやいまして、その誘導を続けていたということで、結果的に避難する時期がちょっと遅れてしまったということで、車両を1台全損させてしまったということでもあります。避難する時期の判断というんですか、それは今後よく検討しなければならないと、そういうふうに思っています。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 私、当日、文教福祉常任委員会がありましたので、終わって家に帰りました。孫が2人いて、女房がいるんですけども、車に乗れないもので預かって、テレ

ビを見ていまして、名取川で津波でどんどん車が飲まれていくわけですね。来てから逃げたってとても間に合わないから取りあえず丘に行こうかと言って、丘で見ていたんですよ。多分5時くらい、浜の自動車屋さんも一緒だったんですけども、お客さんの車なんか取りにいかねばいけねいからなんて言っていたんですけども、やめたほうがいいと言って行かなかったんですよ。

場所を変えて、今度港のほうに行ったんですけども、これは来ているなと思って、もう実家辺りは多分来ていると、行かなきゃと思ったんですけども、行ったって間に合わないんですよ、どっちにしろ。携帯電話はつながらない。みんな声を出して逃げろ逃げろと言ったって届かないわけですよ。防災無線で何か言っているのかもしれないけれども、よく聞こえないし、そうすると、昔なら半鐘とかというのがあったりしたでしょう。とにかくサイレンを鳴らして逃げろの1点だと思うんですよ。

津波は、東で見ると玉浦川、矢指川、それからユートピアセンターの西側の排水路、目那川、それぞれ川を上って上がっているわけですよ。今回、津波の高さは7メートルと言っていますけれども、津波が行っているのは5メートルちょっとくらいかなと。そうしたらもう、標高5メートル、できれば7メートル以上のところに逃げるしかないですよ。多分油断もあったという話もあったと思うんですが、やっぱり何か緊迫感がなかった。とにかく逃げろ逃げろ、触らぬ神にたたりなし、逃げの一手ですよ。ハードで抑えようと思ったって無理だし、とにかく逃げるしかない。

だから5,500万円の消防自動車で、津波に寄っていったというのは何か、それは油断ということもない、やっぱり任務ですから仕方がないのかもしれないですけども、やっぱりとにかく避難させること。多分住民の皆さんも避難経路は分かっていると思うんですよ。何か取りに帰ったとか、そういうあれでもって今回やられてしまったケースも多いみたいなので、一般質問でハザードマップとかいろいろあったようですけども、標高5メートル以上、できれば7メートル以上にとにかく逃げると、サイレンでも何でも出してとにかく危機感をあおる、そうしたらもうちょっとくらい人数が減ったのかなと、そう思ったわけですよ。

大変でしょうけれども、市長、サイレンを出すとか、いろいろ言っていましたので、先ほど、東北地方太平洋沖地震は、多分もう確率からいえばほとんど来ないでしょうという話をしてしまいましたけれども、東海地震、東南海・南海地震ということもございますので、とにかく逃げる、どうやったら逃げられるか、まずそれを徹底させていただきたいなと、そ

ういうふうに思いました。それはよろしく願います。

やっぱり千葉県内で13人亡くなって2人不明者が出てしまいましたので、これはもうちょっと減らせたのかなと思ったところでございます。逆に、児童・生徒、無難に避難させていただいたという見方もあろうかと思えますけれども、大変だったと思います。

2番目の福島原発事故に関しまして、放射能による農作物汚染が3月20日から3月いっぱいくらいですか、規制値を超して出ていたというお話でしたけれども、当然、放射線量が増えていたと思うんですけれども、この時期が一番危なかったんだろうと思うんですよね、健康被害に。市長はその辺の認識を、伊藤保議員、伊藤房代議員とほかにも質問出ていますけれども、遅かったのではないかという話があったんですが、先ほど来から、二元代表制というお話がありますけれども、市長がやれと言えやるわけですよ。市長がやるなど言えやれないわけですよ。それで市長にお伺いするんです。これは市民の健康を守るために非常に重要なわけです。市長の認識をお伺いしたいわけです。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今、佐久間議員から言われてみれば、認識の甘さ、それは十分認識しております。そういったことで、今回、本当に健康・安全面、少しおろそかにしたのかなと、おろそかにはしなかったんですけれども、毎日、災害対策会議ではそのことについても議論はしていたんですけれども、野菜の検査、そういった部分が3月いっぱい下火になってきたと。4月に入って大気の問題が、急に全国的にやらなければというような部分が出てきましたので、そのときに少し遅れたのかなと、そんなような認識は今持っているところでありますけれども、何にしましても、原発あるいは津波、そういったものも初めての経験ということもありますし、津波対策あるいは復旧復興対策、そういった部分で夢中になっていたというようなことで、大気の検査についてはもう少ししてからでもいいではないかという認識の甘さがあったことは事実でありますので、今後気をつけていきたいと、そんなように思います。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 市民の健康、安全を守るのは非常に大事な話だと思うんですけれども、私は多分これ、話は出ていたんだと思うんですよ。ちまたではこう言っているわけですよ。要するに、測定して変な値が出ちゃったら困るからやらないんだと、そう言われているわけですよ。先ほど来、さっき木内議員と話ししましたけれども、議員から執行側に入った



ら、見る目線が国の機嫌を伺うというとおかしいですけども、上を見ちゃう。

だから、広報あさひの記事ですね。これはつきり市ではやっていませんと堂々と言っているわけですよ。知りたかったらそっちに連絡してくださいというような書き方ですよ。今後ずっとやらないと決まったんじゃないですか。その辺どうですか。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 5月の時点ではやっていなかったということで、ずっとやらないという議論は一度もしておりませんでした。それと同時に、上ばかり見てとどうのこうのとおっしゃいましたけれども、一番自治体として、本当に今回の災害の中で悔しい思いという部分は、許認可の権限も何もない、それと国・県の指示を仰がなければ、野菜の問題にしても市の検査したことは知らぬ存ぜぬ、そんなような態度の中でやっていかなければならないという、財源も全然ないという、そんなような国の基準をきちっと守っていかなければ予算措置もとれないと、そんなような中で行政を運営していくというようなことで、ある程度、議員の立場と違ったような感覚というか、見方が出るということは確かだと思います。

そういった部分はこれからは十分、市民の目線に立ってという言葉がありますけれども、そういったことの中でやっていくというようなことを努力したいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） どうもありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

広報あさひの記事についてなんですけれども、ちょっと道が外れるかもしれませんが、病院の事務部長、話を振って申し訳ないんですが、放射線医師会で旭市内で放射線量をはかっていたと思うんですけれども、中央病院でははかっていませんでしたですか。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（渡辺清一） 病院としては全く行っておりません。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） もう一度確認します。ここは議会ですので、しっかり確認してお答え願っていいですか。間違いないですね。

（発言する人あり）

○16番（佐久間茂樹） はい。

ということで、それでは、（４）避難幼保育園及び小・中学校の放射線を６月14日、15日にどうしてやるようになったんでしょうか。このいきさつ。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 教育委員会の立場から答えられる範囲になろうかと思います。

実は、放射線はもちろん、佐久間議員おっしゃるとおり、いろいろ心配です。文部科学省のほうは４月に方針を出しておりました。それが先ほど申し上げました１時間当たり3.8マイクロシーベルト、これを超えた学校は、校舎校庭などを利用制限する、それ以下の部分は平常どおり利用しても差し支えない、そういう判断を国がしておりまして、県のほうもそれを受けて、教育委員会関連はそういう通知が来ております。その後、特にそれをまた変えるような標準的な数字を挙げたものとかはございませんでした。それを受けまして、教育委員会といたしましては、各学校にも保護者にもそういうデータのものが分かるような通知を差し上げて、そういう体制をとっておりました。今のその数字を使っていますので、私どもはまず心配ないだろうという判断もございました。

ただ、県内で測定しているところが市原１か所です。これも７メートルほどの高さということで、東京都それから県の北西部、それからこの近隣、それぞれ自分のところの放射線量、安心のためにはかる必要があるんじゃないかと、そういう動きが見えてきました。ちなみに、若干県の北西部、こちらより比べて若干高い数字が出ておりました。ただその辺、自治体がやってきたのも、場所によって高さもありますけれども、ホットスポットの懸念ということが一番大きかったと思っております。

全体的に福島から距離がありますが、場所によって北西部、東京の一部、ホットスポットだとか、そういう話がどんどん出てきております。それらのその部分の安心感を増すために、教育委員会としてもかなりそういう声が出てきましたので、ぜひやってほしいというような考えに至っております。

ちなみに、若干周りより遅れました。匝瑳市では６月７日から測定、私どもより１週間早かったです。銚子市は６月１日から測定、そのような状況を見まして、安心のために測定をと考えました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 今、銚子市は6月1日と言っていましたか。香取市が6月1日、銚子市は6月3日、匝瑳市が6月7日にやっているんですね。発表しているんですよね。議会も近づいているし、これ、旭市はやらなければ具合が悪いんじゃないかと、そんな話で始まっているんじゃないと言われるわけですよ。なぜ農作物に被害が出た旭市が近隣3市より遅いんだと、一番最後なんだと。しかも3か月近くたって安定してからですよ。これで市民の安全を本当に十分確保できているのかなと言われてもしょうがないでしょう。言う人がいるんだから。私じゃなくて。そうでしょう。

では市長お伺いしますけれども、今回はかった値から、一番高い時期3月20日くらいから3月末くらいの値、どのくらいだと思いますか。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 3月末ころのいわゆる野菜に検出されたときの地上50センチ、1メートルの地点の状況、情報は聞いておりませんので分かりませんが、5月、6月よりは確かに高いのではないかなと、そんなように思っております。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 市原の例で言いますと、3倍なんですよ。6月15日から3月のやつでほぼ3倍です。ですから今回出された値も、ほぼ当時は3倍だっただろうと。これ推定するしかないですよ。やっていないんだから。どっちにしろ、こうやって言われちゃうんだから、初めからやって、それで児童、園児に屋外活動を自粛するようにとか、そういうアドバイスができたと思うんですよ。

大変申し訳ないですけども、言わせていただければ、今これ数値が、今度数値の話になります。数値についてはいろいろあります。今、一番厳しいのは野田市ですか、野田の基準から見たら旭市なんかとんでもないですよ。みんなこれ五つくらい閉めろになっちゃうんですよ。

資源エネルギー庁と文部科学省、特に原発関係で、年間一般公衆の線量限度ということで、10年以上前から1ミリシーベルト、1,000マイクロシーベルト、こういうのが出ているんですね。最近になってこれを20ミリシーベルトにしたと、6.何ぼだったという話、3.8マイクロシーベルトというのはよく分からないですけども、これ、2ちゃんねるでも結構書かれていますけれども、これ、こうやってずっと前から出して、今回ここで多くなっちゃったから、20ミリシーベルトで大丈夫ですよと今言い始めてわけです。そこで今混乱している

わけですよ。

ただ、これで見ますと、これ、やっぱり心配になるところもあるでしょうけれども、嚶鳴、海上、豊畑、滝郷、嚶鳴小学校は特に0.24、これ3倍したら0.7ぐらいになるんですよ。もう過ぎちゃった話ですけども、多分1週間から10日ですからヨウ素の影響がかなりあったんだろうと思うんですよ。そのときに、児童がやっぱりどこか退避できるとか、そういう対策がとれたと思うんですけども、そういうふうに今度は言われてしまうんですよ。

だから、特にこういう大変なときですから、できるだけ市長、先ほど来、二元代表制という話が出ていますけれども、市長の権限はもう絶大なんです。市長がやれと言えばやれるんですよ。職員が市長の顔色伺って何も動けないと困るし、大変なときに市長になっちゃうんだろうと思うんですけども、でも残り2年、これを一生懸命やっていただいて、市民のためにやっていただければ、それなりに私評価されるだろうと思うんですね。ですからお願いするわけです。市民のためにやってほしいと。別に市長をこきおろすつもりは全然ないですよ。市長によかれと思って、市民にとってよかれと思って言っているわけです。

原発の話も、また水素爆発が起きるとか再臨界の話もちょうとちらほら出ています。なかなかうまくいっていないようですから大変でしょうけれども、ぜひお願いしたいと思います。

次に、食彩の宿いおか荘について質問させていただきます。

一番目の地震及び津波による被害状況についてということで、金額が2.1億円だかという話がありましたけれども、やり方によって、これは向後悦世議員の話もありましたけれども、銭のかけ方ということがあると思うんですが、金額だけで聞くとすごい大被害みたいな感じなんですけれども、私、被災を受けて、すぐ見に行きました。

2階、3階で、それまで2億円ぐらい金をかけてリフォームして立派になっているわけですから、テレビだって新しいのがみんな入っていたわけです。ほわほわのベッドで、それが84あると。片や避難している人は体育館の板の間に寝ているわけです。学校のコンクリートの上で寝ているわけです。毛布1枚か2枚で。私はぜひここで休ませてあげたいと思ったんです。本当にそう思ったんですよ。だから、増田支配人ですか、いいおか荘の職員にとにかく責任はおれとるから、最低限でいいから直してくれと、デンザさんも被害を受けてデンザさんの都合で1週間か10日ぐらい遅れたわけです。遅れたけれども、やれるようになりましたと言ってくれたんですよ。私うれしかったんですよ。本当に感謝申し上げます。

そこで、これをなぜ避難している人に使えなかったのか。市長の口からもう1回お願いします。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） いいおか荘については、佐久間議員から確かに提言をいただきました。

あそこへ80人くらいは泊まれるんだからというような部分も聞きました。水道のほうも1週間くらいかかって水道が使えるようになって、そういった意味では本当に皆さん方のご協力に感謝するわけでありますけれども、ただ、津波が押し寄せてきて、1階が駄目になったところ、それが果たして地域の住民にとって、そこを避難所としてやれるのかどうかという部分は、対策本部の会議でもかなり議論をしました。海のすぐそばで1階は全部水が入ったというようなところの中で、行ってもらうという人が本当にいるのだろうかというような部分も議論しまして、今回は避難所、本当にもったいないという部分はありますけれども、そのところへ避難をさせるというような理解にはならなかったということが現実であります。

また、その後、80人を選択するというような部分も、これもかなりいろいろ事務といいましょうか、いろんな仕事があるわけでありまして、そこの辺も議論になりまして、とにかく今回1週間、10日くらいの中で我慢して、仮設住宅ができるまで我慢してもらおうというような結論でなったわけでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） そこで、先ほどの二元代表制の話で市長の権限が出てくるわけですよ。市長がやらないと言えばやらない、それはそれで仕方がないと思います。

ただ、その理由が、今さっき言ったパークゴルフ場は年内に修復して、3月までに再開するという話ですよ。7,000円万円ぐらい使うんですか。6,800万円ですか。要するに避難のマニュアルを考えると書いていましたけれども、その辺がまだ定まっていない中で、片方はやって片方は駄目だと。これは考え方だからしょうがないですよ。市長がそうやって決めればいいんですけれども、小田原市あたりでは避難ビルを探しているわけですね。逃げるといっても逃げられない。どこかのビルに入らなければいけない。これは考え方ですから仕方がありません。

ただ、やっぱり、市長がよく言っている思いやりのある政治、やっぱり寒いときに何か月もコンクリートの上で避難していた人のことを一時でもいいから休ませてあげたい。でも聞いてもいないわけでしょう。選ぶといっても。どうですか。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 避難住民に対しては、希望調査、そういったものはやらなかったわけ  
ありますけれども、飯岡小学校の避難場所で、最初は体育館であったのを、そのところか  
ら小学校へ移動しただけで、校舎へ移動しただけで、もう移動はごめんだと。二度と変えな  
いであれという意見は随分ありました。そういったようなこともありまして、それと  
同時に、いろんな県内各地からの温泉を持った施設から、ふろに入りに来てくださいといっ  
たり、宿泊をぜひ来てくださいといったり、そういった部分では、かなり避難住民の皆さん  
方にも希望をとってやったわけでありまして、そういった本当にわずかの時間でありますけ  
れども、避難住民に対しては、かなりの部分でそういったみんなから応援をいただいたとこ  
ろへ慰労といいたいでしょうか、その意味も含めて伺ったというようなことをやっておったわけ  
であります。

あとは、先ほどパークゴルフということもありましたけれども、パークゴルフのことにつ  
きましては、やはり280人、150人のボランティアの皆さん方の熱意といいたいでしょうか、そう  
いった部分も、そしてまた、案外と高齢者の健康という意味で、最初からあそこは作ったと  
いうこともありますし、高齢者が本当に医療だけでなく、やっぱり自ら健康を作っていく  
という部分は絶対に必要だと、そんなような思いもありますし、それが一番早く復旧活動  
をするということではありませんし、そういった部分のご理解をいただきたいと、そんなよう  
に思います。よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） パークゴルフでも市長がやると言えばやれるわけですよ。要するに、  
市長の考えをお伺いしたいと。それだけです。

あとは市民がどういうふうに判断するかだけの話ですから、私どもも市民のためによかれ  
と思ってご進言を、当然、市長にとってもいいだろうと思われるから進言しているわけでご  
ざいます。

2番目なんですが、放火及び盗難事件についてなんですけれども、市長は現場をご覧にな  
っていますよね。どういうふうに感じられましたか。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 火災があって、いいおか荘だということで、議員の方々何人かいました  
けれども、私も一番早いほうで現場には到着しました。現場は3階の一番端っこと真ん中だ  
と。私の見た感じでは、何でそんなところから火が出るのかなという思いがしましたし、そ

ここにポリタンクが307号室ですか、一番端っこのところにあったということで、私がそう言うのはどうかと思いますけれども、ポリタンクがあるということは、ちょっとおかしいなど。あの日はちょっと寒かったんですよね。寒かったから何かそれを使ったのかもしれませんが、不審火だというような感じはいたしました。

以上です。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 私は報告を受けたときは放火と聞いた気がしたんですけれども、私も現場を見させていただきました。燃えているのは布団だけですよ。ベッドの布団とリネン室の布団ですよ。私、火を付けた人、あるいは不審火なら不審火でもいいんですけれども、その人を擁護する気持ちは全然ありません。仮に放火であれば大罪だし、昔から大罪ですから。今それを不審火だと言っているのもちょっとよく分からないんですけれども、何となく、何かと言いたかったのかなと感じるわけですよ。あんないい布団、わざわざ燃やすことはないでしょう。そういう意味で市長、何か感じませんでしたかと今お伺いしたんですけれども。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 当日現場へ行って、ベッドがスプリングだけ残っていたことの中で、放火なのかなという部分は直感をしました。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） そこまで言っているかどうか分かりませんが、どうして布団だけ燃やしたのかなと。テレビが1台なくなって、立派なテレビなんでしょうけれども、何か言いたいことがあったのかなと私は感じました。もったいないですよ。

ただ、今後のことなんですけれども、あそこでずっと休んでほしいということではないんですよ。一時でもいいから休ませてあげたい、海を眺めて。そういうふうに使ってもいいのかなと。経営の問題は別として。今回の火災で、やっぱり部屋よりリネン室より通路が消火作業で傷んでいますよね。私もすごくがっかりしたんですよ、本当に正直言って。というのは使っていればそういうことはなかったと思うんですよ。話を聞いたとき、がくっとしました、本当に。使っていればそんな話は多分なかったんですよ。たった二・三日で。それでがっかりしたんです、正直な話。

今後、ほかの議員さんの質問で、私も全部閉めちゃうのかなと思って今までのあれで思っ

ていたんですが、まだ売ったり、どうも使う気持ちがあるみたいなんですけれども、その辺もう一回だけお願いできませんか。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） これから十分検討していかなければならないことでありますけれども、先ほど、滑川議員のときにお話しましたように、私の考えとしては、五つか六つくらい今後の方向としてみんなに協議してもらいたいなど、そんなように思っています。一つには、今のままで買い手があるのかどうか。一つには、最低限修復して修繕して売るか、自分たちで、市で震災展示館、あるいはまたバイキング、いいおか荘のふろは人気があるということで、ふろを再開するにしても、かなり今使っておりませんので、その再開の費用はかかると思いますけれども、ふろが人気があるということは事実でありますので、そういったものを使いながらやる、あるいは三セクの中でそういった希望をとってもらう。また全面的に壊しちゃって駐車場か何かにすると、幾つかあると思いますけれども、みんなの知恵をかりながら、いい方向ができればいいかなと、そんなように思っているところであります。

よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 3番についてはよろしくお願いいたします。

4番目のごみ処理と最終処分場についてということで、他の議員の質問もいろいろありましたので、特に最終処分場についてお尋ねします。

前回震災ごみが集まってきて、全部県がやってくれるからという話で、なかなか市は手を出さなかったという話を聞いていましたけれども、環境課長に聞いたら、やっぱりほかをお願いして、ほかの最終処分場を使うだけではちょっと申し訳ないんで、自分のところも少し使うというようなお話をいただきました。

ただ、これに関係なく、私、前から思っていたんですけれども、ごみというのは基本的にやっぱり、自分のまちで発生したら自分のまちで処理すると、それが私原則だと思っていたんですね。ですから、旭市だって、今、東総広域で一緒に銚子市でお願いするという話で、話が進んでいるようなんですけれども、進んでいるという段階じゃなく、そういう話になっているというだけですよね。

だから、私はかねがね思っているんですけれども、要するに、その市長になったときの量をやめるときにはきちっと確保しておいてもらいたいと。そういうルールを作ってほしいな



と思っているんですよ。というのはなかなかできないわけですね。多分これ、減らしていつ、あと残り5.6年ですと。今市長も2年たっていますけれども、減らした分くらいはちゃんと確保しておいてもらいたい。そういうルールを、明智市長だから言うわけじゃなくて、これから先、そういったルールを作ってほしいなど。そうしないと、いつかどこかで誰かが大きな苦勞をするわけですよ。

これ、自分のところで最終処分場、かなりキャパシティのあるものを持っていれば、自分で震災ごみでもそうですけれども、リサイクルして最小限に抑えてやることもできるでしょうし、なかなかこれ大変だと思うんですね。言うのは簡単ですけれども、その辺のところどうですか。市長、どういうふうにお考えになりますか。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 最終処分場は、先ほど課長のほうから、あと5年6か月というようなこともありました。最終処分場ができたのが何年ころなのか、ちょっと記憶にないんですけれども、5年6か月先に行ったらどうするのかと、今から気をもんでいるわけでありまして、全部委託に出すという手もあるわけでありまして、受けてくれるところもあるわけでありまして、そういったような方向で、多少出費がかかるということもありますけれども、新たな最終処分場が見つからなければ、そういった方向で行く以外はないと、今の時点ではそんなように考えているところであります。

それと、次の処分場を考えて、それを責任の中でやるということでもありますけれども、今恐らく最終処分場、あるいはごみ焼却場も、そういった部分で、今建てたところが耐用年数が切れた場合、違う用地も念頭にあって、やっぱり土地の買い上げとか、そういった部分もしていかなければならないとは、私自身も思っておりますので、そういうような方向で行きたいと思っております。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） ちょっと時間がなくなっちゃいましたけれども、最後は、仮設住宅について。

これは房代議員からもお話ございました。公営住宅、市営住宅等のお話が出て、答弁をお伺いしていましたら、何とか考えていただけそうなお話でした。先は分からないという話ですけれども、担当課長も半年ごとに絶えず相談して、状況を確認していただけるというお話でございました。

何度も申し上げて申し訳ないんですが、市長の権限は絶大でございます。房代議員はじめ皆さんお願いしているわけでございます。私からもお願いしたいと思いますので、ぜひ避難されている方のケアも含めて、先行き等含めて、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 仮設住宅で2年先で終わるのか、それはまだ分かりませんが、その2年先のところへ行って、もし自費で住宅ができないということであれば、やはり当然、公、行政でやらなければならないことだと、それは思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員。

○16番（佐久間茂樹） 大変申し上げにくいんですけども、市長の任期はあと2年でございます。2年先に仮設住宅の一応タイムリミットが来るわけですね。そうすると、早目に手を打っていただかないと、先どうなるか分かりませんが、ぜひ早目にそれなりの道筋を付けておいていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 佐久間茂樹議員の一般質問を終わります。

以上で、本日予定いたしました一般質問は終了いたしました。

---

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は明日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 5時17分

## 平成23年旭市議会第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第5号）

平成23年7月1日（金曜日）午前10時開議

#### 第 1 一般質問

---

#### 本日の会議に付した事件

##### 日程第 1 一般質問

---

#### 出席議員（22名）

|      |         |      |         |
|------|---------|------|---------|
| 1 番  | 大 塚 祐 司 | 2 番  | 飯 嶋 正 利 |
| 3 番  | 宮 澤 芳 雄 | 4 番  | 太 田 將 範 |
| 5 番  | 伊 藤 保   | 6 番  | 島 田 和 雄 |
| 7 番  | 平 野 忠 作 | 8 番  | 伊 藤 房 代 |
| 9 番  | 林 七 巳   | 10 番 | 向 後 悦 世 |
| 11 番 | 景 山 岩三郎 | 12 番 | 滑 川 公 英 |
| 13 番 | 嶋 田 哲 純 | 14 番 | 柴 田 徹 也 |
| 15 番 | 木 内 欽 市 | 16 番 | 佐久間 茂 樹 |
| 17 番 | 日 下 昭 治 | 18 番 | 林 俊 介   |
| 19 番 | 嶋 田 茂 樹 | 20 番 | 高 橋 利 彦 |
| 21 番 | 林 正一郎   | 22 番 | 林 一 哉   |

---

#### 欠席議員（なし）

---

#### 説明のため出席した者

|                 |         |         |         |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 市 長             | 明 智 忠 直 | 副 市 長   | 増 田 雅 男 |
| 教 育 長           | 刃 田 哲 雄 | 秘書広報課長  | 伊 藤 浩   |
| 行 政 改 革 推 進 課 長 | 林 清 明   | 総 務 課 長 | 神 原 房 雄 |

|                          |         |                      |         |
|--------------------------|---------|----------------------|---------|
| 企画政策課長<br>兼被災室長          | 米 本 壽 一 | 財 政 課 長              | 加 瀬 正 彦 |
| 税 務 課 長                  | 佐 藤 一 則 | 市民生活課長               | 斉 藤 馨   |
| 環 境 課 長                  | 浪 川 敏 夫 | 保険年金課長               | 石 毛 健 一 |
| 健康管理課長                   | 高 山 重 幸 | 社会福祉課長               | 渡 辺 輝 明 |
| 子 育 て<br>支 援 課 長         | 林 芳 枝   | 高 齢 者<br>福 祉 課 長     | 石 井 繁   |
| 商工観光課長<br>兼国民宿舎<br>支 配 人 | 横 山 秀 喜 | 農 水 産 課 長            | 堀 江 隆 夫 |
| 建 設 課 長                  | 北 村 豪 輔 | 都市整備課長               | 伊 藤 恒 男 |
| 下 水 道 課 長                | 増 田 富 雄 | 会 計 管 理 者            | 花 香 寛 源 |
| 消 防 長                    | 佐 藤 清 和 | 水 道 課 長              | 小長谷 博   |
| 病院事務部長                   | 渡 辺 清 一 | 病院経理課長               | 鈴 木 清 武 |
| 庶 務 課 長                  | 加 瀬 寿 一 | 学校教育課長               | 菅 谷 充 雅 |
| 生涯学習課長                   | 高 野 晃 雄 | 体育振興課長               | 野 口 國 男 |
| 監 査 委 員 長<br>事 務 局 長     | 馬 淵 一 弘 | 農 業 委 員 会<br>事 務 局 長 | 加 瀬 恭 史 |
| 総務課副主幹                   | 小 倉 直 志 |                      |         |

---

**事務局職員出席者**

|         |         |           |         |
|---------|---------|-----------|---------|
| 事 務 局 長 | 堀 江 通 洋 | 事 務 局 次 長 | 向 後 嘉 弘 |
|---------|---------|-----------|---------|

---

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 一般質問

○議長（林 一哉） 日程第1、一般質問。

一般質問を行います。

---

◇ 日 下 昭 治

○議長（林 一哉） 通告順により、日下昭治議員、ご登壇願います。

（17番 日下昭治 登壇）

○17番（日下昭治） おはようございます。17番、日下昭治です。平成23年第2回定例会において一般質問を行います。

質問の前に、このたびの東日本大震災においてお亡くなりになられました方々、被災された方々に対し、謹んでご冥福とお見舞いを申し上げます。

質問も、一昨日、昨日と10名の方々が登壇されておりますので、いろいろ重複することが多いかと思いますが、できるだけ省略をしながら質問してまいりたいと思います。よろしくお願いしたいと思います。

では、早速質問に移ります。

このたびの大震災による被害は、本市でもはかり知れない甚大な被害が発生されています。個人あるいは民間施設等への支援は国等の支援制度に準じて支援がなされますが、そのほかにも市単独での支援がされるわけです。また、公共施設、道路など復旧に要する費用はかなり多額になることが見込まれますが、早期の復旧、復興することが行政に課せられた使命だ

と思います。

そこで質問に移ります。

1点目、平成18年度より学校、保育所の耐震補強を行ってきましたが、このたびの震災で被害の発生があった小学校6校、中学校3校、保育所の被害施設は建物であったのか、その他の施設であったのか、その被害の状況について報告をお願いします。

2点目、震災復興のめどについては、24年4月までに終了したい旨の答弁が昨日、一昨日にありましたので結構でございますが、想定される費用、その他その財源について、また廃棄物処理費等についてお示しいただきたい。

3点目、廃棄物搬入場所の処理終了のめど、また廃棄物の処理が済んだからとしてグラウンドなどについては、即利用は不可能だと思うが、それらに対する対応と併せてもう少し先になるかと思いますが、仮設住宅跡地等についても伺います。

4点目、被災者には税、利用料等減免措置がされると思いますが、想定される市歳入への影響、併せて国保税についてもお示しをいただきたい。

5点目、以上のような点から、今後市の計画に及ぼされる影響について、市長の見解をお伺いいたします。

次に、飯岡駅前広原地区の排水問題について質問を行います。

ご承知のとおり、この地域は東側には台地、北はJR線路及び大利根用水路、南は国道飯岡バイパス及び大利根用水路が布設され、三方これらにより囲まれている。残る西方向に流末を求めるほかに方策はなく、多年にわたり県道飯岡駅前線での冠水に苦慮され、今日に至っています。

これらの解決は、地域住民の長年の願いでもあります。今までに国、県、市、旧町合わせて十数回にわたり工事を実施してきました。市街地主要道路でありながら、各戸で土のうが準備され、冠水注意の看板が設置されており、まさに予算の無駄遣いと行政の無能さを自身で証明していることほかならないと思います。本地域の一刻も早い問題解決のため、以下の点について質問し、併せて問題も提起していきたいと思います。

1点目、現在計画されている割烹浜仙わきを通る県道横断排水路工事及び広原西区6班排水接続工事は、本年度中に完了する予定であるかを伺います。

2点目、現在までに十数回にわたり、国、県、市、町を含む3機関でそれぞれ事業を実施されてきているが、3機関での協議を行ってきておられるのか、その報告を求めます。

3点目、この地区の排水に伴う水系管理はどこでどのように行っているか、報告を求めま

す。

4点目、この地域、将来は宅地化されることが予想されますが、それらを展望した排水計画をされておられるかの説明を求めます。

5点目、集中豪雨など大雨の際は、大利根用水路等を利用した排水計画について、関係機関と協議をされた経緯はあるのか。今後、するべきと考えますが、市長の将来を展望しての考え方を伺います。

次に、環境シンフォニックへの賠償問題について伺います。

市は、環境シンフォニックに対し、賠償金2,750万円の支払いをし和解されたようですが、この問題は市が合併前の干潟町に瑕疵ある許可をしてしまったため起きた問題であります。そこで、2点について伺います。

1点目、損害賠償請求事件であるからには、原因は市、旧干潟町にあることになります。請求されたからといってすべて認めることはないと思いますが、2,750万円の賠償金を支払うことになったわけですから、認めなければならなかった原因と併せて請求に対して否認された点、いろいろあろうかと思いますが、それらについて報告を願いたい。

2点目、3月23日、臨時議会での補正予算議決後の処理について。和解金の支払い、和解の成立はいつであったのか。3月議会の議案質疑の中で、求償権について放棄するかという質疑をした際の市長の答弁では、放棄ではなく求償権を有しないという発言がありました。また、課長の答弁では、重大な過失には当たらないから求償権を行使しないという発言がありました。「有しない」と「行使しない」とでは若干ニュアンスが違ってくるのではと思う。

また、3月23日の臨時議会での滑川議員の賛成討論では、市民から預かっている貴重な財源を賠償金として2,750万円も支払い、さらに弁護士費用は849万4,000円と総額3,599万4,000円が支払われることであり、求償権は後日行使されるであろうという発言もありましたが、今の市長のお考えを併せてお聞かせ願いたい。

最後に、市長の政治姿勢について伺います。

1点目、災害復旧と計画事業の重要度について。ここにおられる議員のほとんど、いや全員の議員が、不要不急の事業は一時凍結するなり先送りをして、災害復旧に全力を傾注する必要があるだろうと考えられていると思います。とはいっても、計画の変更は議員の提言ではどうにもならないことがほとんどである。それだけ市長の力が強くされると感じています。このような激甚災害の発生した市であります。市長の思いもいろいろあろうかと思いますが、早急な災害復旧を進めるために、今年度予定した事業であつても根本的に見直す必要がある

と思うが、市長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

2点目、専決処分について伺います。

専決処分は、議会の権限に属する事項について、市長が議会に代わって意思決定をすることだと理解していますが、だとしてもむやみに行うことは許されるものではない。今議会に長による専決処分した8本の議案の承認を求められているが、自治法第179条第1項の理由が何点かありますが、過日の議案質疑の答弁では、災害であり急を要したのみの答弁に終始していたと思います。

また、専決処分された事件は、議会での承認を得られなくても執行されることに何ら影響することはない。しかるに議会軽視とも受け止められてしまう。それらのことを踏まえ、市長のご見解をお示ししていただきたいと思います。

質問項目、多々あることですので、答弁につきましては簡潔明瞭にお願いいたします。なお、再質問は自席で行います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 日下議員の質問に対しましてお答えいたします。

いっぱい質問事項がありまして、抜けるところもあるかと思いますが、その点はまたご指摘をいただきたいと思います。

まず最初に、東日本大震災において、今後の計画へ及ぼされる影響ということで、市長の考えということであります。これは市長の政治姿勢のほうにも通じる問題だと思いますけれども、質問の順番によってお答えしたいと思います。

今年度計画している事業への影響ですが、ほかの議員さんからも大変多く質問がありました。そしてまた財政課長からもお答えをしましたが、震災により今年度予算執行に当たり、イベント等ソフト事業を中心に凍結や縮小等を行う事業を予定しております。これから行う事業についても、そういった部分を十分考慮しながら、旭の発展、そしてまた復旧、そういったものを両にらみをしながら、事業選択、取捨選択をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

次に、広原地区の排水計画ということでお尋ねがありました。広原地区、私も常々あそこのあるところを通っているわけでありまして、確かに長い間にわたりまして冠水する道路、本当にその地域の住民にとっては大変つらい思いをしているなど、そんなように思っております。



す。これまで、旧海上町から始まりまして、大変この問題はいろいろ問題視、検討されているわけでありますけれども、今、先ほどご指摘がありましたように、浜仙のわき排水工事が今年度いっぱい完成するというようなことを聞いておりますし、その排水路が一応完成した中で、どれくらいの時間で排水ができるのかと、そんなようなことも実際見てから、今後の対応についてはまた新たな対応をしていきたいと、そんなように思っているところであります。

続きまして、環境シンフォニックの問題に対しまして、3月議会で求償権を有しないということを市長答弁したわけでありますけれども、私の考え方としては求償権、国家賠償法に当たる故意の問題、重大な過失、そういったものに当たらないという思いの中で、求償権は有しないという発言をしまして、今でもそのことにつきましては変わりはありません。

それから、市長の政治姿勢ということでお尋ねがありました。

一つには、先ほどもありましたけれども、通年事業と災害復旧事業の重要度ということがあります。先ほども申し上げましたが、今年度の事業執行については、災害復旧を最優先に考え、被災者の生活再建支援、災害廃棄物の分別・処分、被災した公共施設の復旧、産業経済の再建支援等に取り組んでいきたいと思っております。

今年度計画事業の執行については、現在の状況でありますので中止するものもあり、イベント等ソフト事業を中心とした30事業、約8,000万円の減額を見込んでおりますし、今後もしそういった部分で、金額はどういった累積になるか分かりませんが、そういった考え方でやっていきたいと、そんなように思っております。

中止した中では、何回もお答えをしておりますけれども、主なものとして海水浴場の開設、いいおかYOU・遊フェスティバル、青年海外視察研修、五市体育大会、砂の彫刻等の事業があらうかと思えます。以上でございます。

それから、専決処分の考え方ではありますが、今回の災害で一番大事に感じたことは、被災住民がいかに安心、安全の気持ちを構築できるか、一刻も早い、道路を含むライフラインの復旧、復興に向けて、避難所生活で暮らせるのか、先を見通して暮らせるのか、そしてまた避難所での健康管理、経済的な支援、これらのことが最優先だと考えて、一生懸命頑張ってきたわけであります。

この中で一番障害になったことは、きのうも申し上げましたように、国、県の法規制、超法規的だというような政治家の方々がおっしゃることと同時に、法を遵守しなければ何事も下へ下りてこない、事務のきちんとした連絡がない限り進めないというような部分もありま

して、このことが一番復旧に遅れると、そういったような部分もあります。

また、そういった査定の中で、事務的な手続き、書類を作ったりそしてまた事業を計画したり、そういった部分でも大きな手間がかかっているわけでありまして、そういった部分も含めまして、新たにこれから発生する税の減免、そういったものも含めまして、議会で開会をして皆さん方に了解をしていただくという時間的な余裕がなく、やむなく専決をしたと、そのようにご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（林 芳枝） それでは、私のほうから、日下議員さんの大きな1番目の東日本大震災について、公共施設の耐震補強、耐震工事实施済み施設での被害の発生状況はと、それからそれは建物か、その他の施設かということのご質問にお答えしたいと思います。

公立保育所、現在14か所ございまして、平成19年度に耐震診断を実施しているわけですが、その結果、20年度にとみうら保育所、21年度には中央第一と中央第三保育所の2か所、合計3か所の耐震補強工事を実施しておりまして、この3か所については建物の被害はございませんでした。

それから、発生状況ということで、直接耐震ということにかかわってはいないんですが、昭和56年以降建物を建設している日の出保育所については被害がございましたので、その状況についてお答えをさせていただきます。

被害のあった日の出保育所につきましては、液状化ということが原因でございますので、被害としては園庭それから外構、建物としてはテラス部分が一部分、それから液状化によって園庭が沈下していることによる外部の給排水管の設備に被害を受けておりまして、建物本体については被害はございません。

以上のような状況です。

○議長（林 一哉） 庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、同じく公共施設の耐震補強、耐震工事实施済み施設での被害発生状況ということで、小・中学校の施設についてお答え申し上げます。私のほうからは、建物中心のまずお答えをいたします。

昭和56年以降の新耐震基準により建築された校舎等の施設及び耐震補強を実施した校舎等の施設におきましては、建物の主体構造、躯体いわゆる建物構造体への直接被害はございませんでした。

被災の状況ですが、建物構造体ではなくいわゆる非構造部材といわれるもの、建物本体の強さを図るものじゃないもの、天井だとか外壁だとかそういう非構造部材である屋内運動場の天井部の被災が2校ございました。これは滝郷小学校と萬歳小学校です。また、校舎のエキスパンションジョイント、建物をつないでいるエキスパンションジョイントの破損が2校、これが滝郷小学校、古城小学校です。その他、中和小学校では廊下と教室の間仕切りにある木柱にひびがありました。また、中央小学校においては教室1か所で壁にヘアクラック、小さなひびが入りました。建物では以上でございます。

その他、外構関係、犬走り等の損壊が2校、古城小学校、干潟中学校となっております。

その中で最も被害の大きなものは、滝郷小学校の屋内運動場でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、日下議員の質問にお答えいたします。

まず1の（2）復興のめど、費用とその財源につきましてお答え申し上げます。この費用につきましては、昨日、一昨日ともう既に各議員から質問がございまして、お答えしてありますとおり、まず災害関連の予算ということで22年度の3月補正、それから今回議案として上げてございます5月6日に専決処分した補正予算、それから6月の今回の補正ということで、合わせて69億2,583万円でございます。

このうち、昨日もご説明いたしましたけれども、瓦れきの処分につきましては国庫補助になるというところが見えてまいりましたので、これを組み替えてありますということで、それから災害救助法に基づきます応急仮設住宅の件については、県が実施したということで、約18億円の執行しないものが発生するだろうと。実質的な災害関連経費総額としては51億1,353万円ほどということになるかと思います。

この財源なんですけれども、現在、国庫支出金、これを14億円余り見ております。それと県支出金については先ほどの執行しないということがあれば8億2,500万円ほど、それから地方債として16億1,000万円、あと寄附金若干があるんですけれども、一般財源としては12億6,838万円見ているところでございます。

現実には、このほかまだ災害関連で事業費が発生することがあるかと思います。今後、予算措置が考えられるものということで、例えば各公園施設についてはまだ予算措置してないところもありますので、そういったものが出てくるのかと。大原幽学の旧宅の関係でも、南側斜面、何らかの措置が必要なのかというところもあります。こういったものも、国、県の補

助金を得た中で実施していけるのかというふうに考えております。

それと、１の（４）の今後の市税、利用料等への影響ということでご質問がございました。これについては、昨日税務課長それから高齢者福祉課長が答えたとおりの部分であります。これは税と国保税、それから介護保険料ということがあります。それ以外のものでも、積み上げて今概算で把握している数字というのがございます。これは水道使用料の減免それから下水道の分含めてということで、影響額が２億６,５００万円ほどになるのかということでございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、私のほうからは廃棄物の処分の関連についてお答え申し上げます。

東日本大震災によりまして、本市では家屋等の損壊によりまして、最終的には１０万トンを超える災害廃棄物の発生が予想されます。現在、７０社の業者によりまして分別、運搬、処分が行われ、順調に進みますと今年度中にはすべて処分される予定であります。

なお、跡地の整備については、処分が完了次第速やかに関係者と連絡を図りながら、元の姿に戻したいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、税務課のほうからお答えいたします。

平成２３年度一般会計の税収見込みにつきましては、約６７億円を見込んでいたところであります。３月１１日に発生しました東日本大震災の被災者に対しまして、現年度分市民税、固定資産税、都市計画税の減免を行うことといたしました。これにより減収が見込まれます。

この減免による影響額につきましては、市民税が約５,９００万円、固定資産税が約８,５００万円、都市計画税が約６００万円、計１億５,０００万円と試算しております。

また、国保税につきましても、予算額２９億円に対しまして５,８００万円の減免による影響を見込んでおります。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） 跡地の整備に関連して、仮設住宅の跡地についてご質問がございました。

仮設住宅につきましては千葉県が設置しております、当然ながら仮設住宅は被災者に対して一時的に居住の場を供給、供与するものでありまして、あくまでも仮設の建築物であって、一定期間、最長２年後には撤去されることになるわけです。当然ながら設置者は県でございますので、撤去につきましても県が行うということで聞いております。

この場合に、その跡地ということでありますけれども、原形に復することがまず前提ではございますが、個々具体の原形の復旧の状況につきましては、今後検討、詳細に打ち合わせをしていきたいとこのように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは広原地区の排水計画の５点について、順を追って説明いたします。

まず１点目のいつ終わるかということですが、先ほど市長が言われましたように、被災にならなければ年度当初から工事を始めておったんですけれども、被災に遭いまして県とその後２度ほど協議しておりますけれども、一応年度末に完成できるような形で計画しております。

２番目の十数回にわたり国、県、市において工事を実施してきたが、関係３機関での協議はされたかについてですが、海上時代より広原南地区の道路冠水については、幾度となく県排水基本計画において協議を行ってきたようです。工事においても施工してきましたが、一時的な解消はできたものの抜本的な解決策とはならず、今回また県において新たに浜仙前の排水工事を予定しておるところでございます。

３点目のこの地域の排水に伴う水系管理の所在についてですが、広原地区の排水については、河川に排水能力がなく、排水対策に苦慮しているところではありますが、排水に伴う排水系統は４系統ありまして、三川派線を除いてはいずれも流末は新川に流れ込んでおるのが状況でございます。

次に４点目ですが、本地域の将来的宅地開発を展望した排水計画の説明についてという質問ですが、広原地区は低いところにある飯岡駅周辺を中心にして発達してきましたが、この地域は水田を埋め立てた等の宅地開発によるものが主なものでございます。

ご存じのように、この地区は低地区のため、地形的状況から浸水被害があり、その解決には海上時代から苦慮してきたところだと思いますが、今後も既存排水路の維持管理及び排水路の整備等を進めていきたいと思っております。

最後に、市長に質問があったんですけれども、集中豪雨時の大利根用水排水路についての関係機関との協議についてですが、今後は関係機関と協議を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） それでは、私のほうからは環境シンフォニックの問題についてお答えいたします。

初めに、賠償請求への対応という部分という中での訴状に対する認否というご質問だと思いますが、本件賠償請求訴訟につきましては、今回の訴訟の前に２度ほど訴訟にはよらない請求がございました。１度は19年４月４日に２億5,011万5,450円の請求があって、市はこれを拒否したわけでございます。それについては17日に文書で通知してあります。２度目につきましては、平成20年６月26日に１億380万円の請求があったと。これについても市は拒否し、７月１日に文書を通知している。

これを経まして、平成20年12月８日に本件の訴訟が提起されたと。その中でご質問の中にもありましたけれども、認めた部分、認めない部分についての部分というのがございました。訴状に対する認否という部分については、いろいろこの中に書かれておりますけれども、認める部分という部分については、本件許可に瑕疵があったから許可を取り消し処分にしたという部分、それから事務処理として瑕疵があったという、そういう認めた部分という部分がございます。

また、拒否した部分につきましても、当然話の中で否認する部分もございます。その否認する部分については、施設建設の部分について損害を7,857万9,050円、そういうものがあったという部分については否認をしておりますし、また民法709条に基づきます被告に対しての前記損害賠償金7,857万9,050円、こういう訴状、そういう部分につきましては争うという部分で認否というものがございます。

そういうわけで、訴状に対する答弁書の認否におきましては、21年２月６日に請求の棄却を求めて争うというふうにしたものでございます。

それから、２点目の臨時議会補正予算案議決後の処理についてということの中において、和解の成立日というお話がございました。これについては、平成23年３月23日の補正予算議決の後、和解調書に基づき和解金2,750万円を同年４月15日に相手方に支払ってございます。この支払いをもって和解は完全に成立し、今後本件に関しての原告、被告の間には何らの債

権、債務はないということになりました。

和解調書につきましては、平成23年3月22日付で千葉地方裁判所八日市場支部において作成されたものでございます。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 再質問を行います。

先ほど、1点目の公共施設、学校、保育所の関係ですけれども、保育所も56年ということで新耐震基準に基づいた建設だと思えますけれども、それらの工事、建物がほとんど問題ないということであれば、それはそれとしていいんですけれども、滝郷小学校体育館について、耐震関係のどうのこうのというよりも天井なんです。天井であるんですけれども、耐震対応設計だと思うんです、あの建物。それらについて、工事施工業者、年度、設計併せてお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 滝郷小学校の屋内運動場につきましては、平成4年の建築で、業者は伊藤工務店です。設計は日野設計事務所でございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） なぜ取り上げたかというのは、当時、海上町のとき嚶鳴小学校、鶴巻小学校、滝郷小学校と3校、日野設計が設計し工事をやっているんです。嚶鳴小学校、昭和61年、新耐震基準適合です。鶴巻小学校、平成元年、滝郷小学校、平成4年。一番新しいんです。それですべてが日野設計。工事は違います。今言われた滝郷小学校については伊藤工務店、その他の学校につきましては違う業者がおのおのやっているんです。当然、耐震基準をクリアした工事に基づいて工事をしたものを、設計が同じ業者の設計、不思議なのはなぜそこだけ傷むかということです。その辺はこれからの調査ですけれども、それ以上のことは言いません。今後改修しなければならないわけですので、その辺しっかりいろいろな角度から見ていただきたいと。多分、我々が見た感覚では、上につつあるものが下に落っこちてきているんです。そういうことを含めて、手抜き工事はないでしょう。でも何らかの形で何か障害があるわけです。同じような形で同じ設計をしたものが、壊れたのは滝郷小学校だけ。その辺修理をするときにしっかりお願いしたいと思います。それについてはいいですから、あとはしっかりやっていただきたいと思います。

2 番目に入ります。財政課長、69億2,583万円の実質は51億円であるということでございますけれども、51億円の中に22年度繰越明許した29億円は入っているんですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 災害救助費は22年度、23年度と継続して実施しておりますので、その分入っております。その入った数字が69億2,583万円であるということです。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） そうしますと69億円の災害復旧に関するのがなぜ51億円になるんですか。ちょっと回数も限られてますんで、51億円になぜなるんですかということ。これ臨時議会で私聞いてあるんですね。課長、どういう答弁していますか。例えば仮設住宅等で余った場合には廃棄物処理に使えますかと聞いた中で、足りなくなった場合はそれら支出の段階で流用できますとここで回答しているんですよ。それがなぜここで十何億円いなくなっちゃうんですか、これ。その件お答え願います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 一般的に予算の中で、当然款、項が議決事項であって、その下の科目は節ですけれども、そういうところは当然流用できる、そういうお答えを臨時議会のときですから、すべて当時はまだ災害廃棄物の処理が国庫補助金で対応できるということも、全体としては分からなかったところがありました。瓦れきの処分、障害物の除去というのは災害救助法の中でございましたので、そういったところで全体として、実際には処分が10億円の運搬が5億円、大まかですけれどもそのぐらいの数字が組んであったということです。

この前の5月20日にも全協が開かれたと思うんですけれども、そこの中で今回、災害廃棄物の処理については国庫補助金に該当するだろうということが明確になりましたので、その部分は改めて組み替えた。その組み替えた理由なんですけれども、改めて起債を財源手当する必要があった。起債も災害対策債ということで、借りたものに対して100%対応で、それに対して95%の交付税算入がある。その分の手当はどうしてもしなければいけないということがありまして、その数字20億40万円、5月の補正で再計上した。

ですから、時間的な経緯があると思うんです。当然3月のときにはこれだけの大災害、どれだけ金がかかるか分からない。取りあえず災害救助法に基づくものを中心に組みましょうということで、その時点では3款に組んだということがありました。今回はきちんと衛生費



4 款に組み直してあるということです。

ですから、その時点で確かに 3 月補正で繰越明許費の設定も行って、その額ももう議決をいただいた。そして 3 月 31 日に財務規則に基づいて原課の予算配備していますから、そこから繰越明許の申請書を上げてもらって、3 月 31 日でうちのほうが一たん処理をして、それを繰り越す方向でいこうということで、まだ避難された方たくさんおりましたので、その中でどれだけお金がかかるのか分からないという点もありましたから、取りあえずその部分だけはきちんと用意だけはしておく必要があるのではないかということで繰り越した。

今、改めて 5 月の補正それから 6 月の補正を組んでいく中で、やはり組み替える必要があるということで、3 月の時点ではうちのほうの見方が甘いと言えさういところはあるかもしれないけれども、少なくとも災害で市民が困らないような形で予算措置をする必要があるというのが大前提であったということでご理解いただければと思っております。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17 番（日下昭治） それは分かるんですよ。緊急時の災害だと。それで災害救助法の何条か、その辺をお願いしますね。何条に基づいて。

それと災害だからということですけども、あの時点で私申し上げましたけれども、交付決定通知書がない予算を組んだんじゃないですかと、この間も指摘しましたけれども、交付決定をされない予算を組むということ、市長、お願いしますけれども、市長が決裁しない、担当課が出たもの会計課長、支出しますか。市長、お願いします。

それと課長、何条だか教えてください。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の 4 回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） まず、災害救助法で予算を組みました。それは災害救助法の 33 条に……

（発言する人あり）

○財政課長（加瀬正彦） はい、まず災害救助があります。救助に要する費用、これは救助の事務を行うのに必要な費用を含みますけれども、救助の行われた地の都道府県がこれを支弁します。これはまず県がお金を出しますという大前提があります。

次に、44 条になります。44 条の中で、救助の実施に関するその権限に関する事務の一部を市町村が行うこととした場合、都道府県が救助に要する費用に支弁する暇がない。今回はまだ、さきの議案質疑の中でも申し上げましたけれども、県からは交付決定なるものは来てい

ません。じゃあ、交付決定に代わるものがあるのか。すみません、途中で。救助を必要とする者の現在地の市町村に、救助の実施に要する費用を一時繰り替え支弁させることができるということで、要するに市町村が予算を組んで実施しなければいけないということがここに書かれています。

その中で、千葉県のほうから少し遅れて通知が参ったのは、救助費用の支弁等についてということで、これは県の健康福祉部長から出ています。救助費用の負担については、貴職において繰り替え支弁することとなっておりますので、当該費用の支弁に支障のないように必要な予算措置を講じてください。なお、この一時繰り替え支弁された費用は、県が負担することとなりますということで、ちゃんと書かれております。ですから、県が持ちますよということを受けて、うちのほうは県の支出をある程度、最後になれば必要ないかもしれませんが、その部分まで完全にできるだけ見たという状況であるということでございます。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 交付決定が終わってからでなければ予算は組めないというようなことでありますけれども、今回の大災害、いろいろな部分で国のトップの方々、交付決定をしなくても査定前着工とか、超法規的、ルールを超えてやってもらうというようなことをいろいろな報道機関で発表がありました。そういった中で、各市町長、いろいろな部分で連携を深めまして、そういうことは絶対確約してくれというようなことも国にも県にもお願いしてありましたし、災害時、一番住民が必要である部分、それがルールをきちっとやってからでなければやれないということが、今一番困っているのがそのことだと、私はそういうふうに今理解をしております、この未曾有の大災害でルール、ルール、法だ、法だというようなことが、それは確約がないものはそういうことも言えないと思いますけれども、確約をもって国も県もきちっと約束をしてくれているということであれば、文書で下まで来なくても、それは当然やらなければ、被災者に対して申し訳がないとそんなように思っておりますので、そういった部分で今回もそういった方法になったわけであります。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 市長、そういうことじゃない。今聞いているのは、市長はただ担当課から回ったのを、市長が決裁しないのを出しますかということを知っているんです。そういうルールがどうのこうのじゃないんです。その辺、今はっきり答えていただきたい。今答弁になっていませんから、その辺。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 当然そういった平常時のときには決裁がなければ、上がってこなければ。  
（発言する人あり）

○市長（明智忠直） 現在はそういうことはやりません。きちっと判こを押してから支出をします。  
（発言する人あり）

○市長（明智忠直） それは予算措置が今とられているということで、それは。  
（発言する人あり）

○市長（明智忠直） 決裁をしてちゃんと支出しております。  
（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 多分そういうことだと思うんですよ。

○議長（林 一哉） 次へ移ってください。

○17番（日下昭治） 次へじゃあ移りますけれども、ただ、もう一点あれですけれども、この関連になりますけれども、県支出金であればすべて100%県補助金として扱っていいんですか。市の負担金なしで。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に答弁願います。  
財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 今、県支出金であればすべて補助金として扱っていいんですかというような、その趣旨がちょっとよく分からないんで。  
（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 全額県ということではないです。少なくともその時点で10億円の金額を一般財源として充てております。一般財源でまず見るべきものというのは当然あります。その中を見た中で、これは災害救助に当たるのではないかとということで判断したものだけ、先ほどの災害救助法に基づくもの、それから県の通知は後追いでしたけれども、そういう状況が過去にもあるということがあつて組んだということです。

ですから、当然その中で最後の災害救助法は、この後で精算業務というのが当然入ります。その中で実際にじゃあどこまでが県で、どこまでが市の分ですというのは当然あります。その中でうちのほうは、およげるだけの一般財源を充てて組んでいるつもりでござい

ます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員、次の項目へ移ってください。

○17番（日下昭治） 3点目になりますか、今度。じゃあ、廃棄物処理関連につきまして、契約状況について、70社と契約されているということです。契約状況、どのような契約方法をとって70社と契約しているのか、総額でどのくらいの契約を現在まで進められているのか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

契約の方法につきましては、単価契約を使っております、それぞれ契約をしております。  
以上でございます。

（発言する人あり）

○環境課長（浪川敏夫） 単価契約ですので、出来高ということで。

（発言する人あり）

○環境課長（浪川敏夫） それは手元にちょっとございませんので、4月分を1回お支払いしてあるだけでございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 市長、支出されないでしょう、まだ。なぜ専決するんですか、それ、災害廃棄物。まだ繰越明許した29億円のうち28億円残っているんですよ、廃棄物。款は違っても。そうじゃないですか、市長、お答え願います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） いろいろな書類とかそういったものがそろわなければ、契約と言いますか、千葉県産業廃棄物協会、それと県の指導の中で予算の裏付け、書類の整理、そういったものがなければ前へ進まないということを聞いておりまして、それはきちっとやっていかなければならないというような思いの中で、専決をさせていただきました。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 5月6日で専決処分したそのお金、確かに総額として現状繰り越したお金、それから今回組んだお金、あります。ただ、その財源がそれぞれ違います。できれ

ば今回組んだ国庫補助に充てて、さらにその裏負担として起債が認められるもの、できるだけそれで出したいという思いもうちのほうにありました。繰り越し措置はもう既にしてありましたけれども、できれば正規な形で、正規な形と言うと変なんですけれども、できるだけ国のほうの補助が多くいただける形がとれるのでは……。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 日下議員、答弁してから発言してください。

(発言する人あり)

○財政課長(加瀬正彦) ですので、その中で今回5月6日に改めて組み直して、国庫補助で2分の1、災害対策債という起債で2分の1組み直した。今、処分についてはここからできるだけ出す方向にいきましょうという形にしてあるということです。

繰り越したお金、なぜ使わないのかということでございますが、それについては災害救助法の中での全体の補助という形で組んでしまっております。処分までが県の例えば資源循環推進課でしたか、そういうところからの話を伺うと、その部分は災害救助法にならない可能性もあるというような、そういう話もありますので。

(発言する人あり)

○財政課長(加瀬正彦) 災害救助法はすべて県が支弁するわけです。ですから、災害救助というのは、少なくとも人の命をまず助けるというのがあります。

(発言する人あり)

○財政課長(加瀬正彦) ですから、措置したお金を出すよりも、きちんと手続きを踏んだ国庫補助と起債に組み直して出したほうがより確かなものであるということで、組み直したということです。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員。

○17番(日下昭治) 大変申し訳ないですけれども、繰越明許費を組み替えるということはありませんと思います。もう繰り越したら、22年度のものなんですから。23年度なら分かりますよ。まだこれから補正なり何なりがあつて。22年度で29億幾らあったもの28億円繰り越してあるんですから、その金はそのように執行していいものじゃないんですか。違うんですか、それは使えないんですか。

それと併せて、県が20億6,000万円支出してくれますというものを、なぜ今度は国庫補助に組み替えて、10億円市債を発行するわけですね、その辺を説明お願いします。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 分かりやすいように組み替えというお話をしたわけなんですけれども、現実には繰り越したお金は今後執行しなくなるであろうという形で残るわけです。今回、新たに5月の補正で組み直したというのが正確に言えばそういうことになります。

それと、使えないものということであったのかと思うんですけれども、ただご存じのように3月は非常に混乱していました。その中で予算を作りました。23日に上げるという段階で、多分臨時議会を開くという協議は、休み明けだったのでその前に協議していると思うんです、議会のほうに。その段階である程度数字をまとめている。その中で、今、災害救助がどんどん行われている。その中で3月31日に繰り越しの手続きをした。そういう混乱した中であって、じゃあ使うか使わないかというのは、その時点で明確に使わないということであれば落としたかもしれません。ただ今回はどうなるか分からないというのがあったのでそのまま繰り越していた。しかし繰り越してしばらく協議をしていった中で、やはりそれは出さなくてもいいのではないかな。しかも災害救助法ではなくて、災害廃棄物の補助要綱、これは同じ厚生労働省ですけども、その中で出せるのではないかなということであって、その部分は、今、当初から説明のように組み替えたと言っているだけであります。

ですから、日下議員のように繰り越したものの使えばいいじゃないか、確かに使えます。使えますけれども、そうではなくてそれは災害救助法の中ですべて含んで作ってしまっていたので、それではなくて今回はちゃんと環境費の中できちんとお出ししましょう。しかも、県費ではなくて国庫補助がかかりますよということであれば、それも見ましょうということでございますから、その辺はご理解いただけないのかなと、ちょっとうちのほうも思うんですけれども、なかなかちょっと。

○議長（林 一哉） 一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時10分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き日下昭治議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 質問の趣旨がちょっと私も理解していないところがございます。ただ、聞きたいところは多分災害救助法で県費で100%いただけるのに、国庫補助金になったら2分の1は起債を借りなければいけないんでしょうという、そういうことなんだと思います。それは、確かに災害救助法の中でそこまで認められるかどうか。先ほどお答えしたとおり、その時点ではうちのほうは分からなくて、全部1回に組んでしまったというところ確かにあります。その中で、県のほうの災害救助法は県費が支弁する。それで持っていただければうちのほうは有利だということも確かにありました。

ただ、時間が経過して、災害の仮置き場まで運ぶものについては、確かに災害救助法で対応できるけれども、その先の最終処分へ持っていく分については、災害救助法ではもう対応できませんというような話もちょっと聞こえてまいりました。その辺を確認いたしましたら、よその大きな災害を受けたところ、そういうところでも同じような形でやはり災害廃棄物の補助金で組んで処理をしているということがございました。そういうのが分かったので、今回改めて組み直した。要するに県費で丸々いただけるものではない。

一番最初に申し上げたとおり、災害救助法の費用の支弁については、最終的に精算業務というのが発生します。その精算業務の中でやはり当然認められないものになる可能性は非常に高いものであります。ですから、そういう組み替えをしている。

さらに、10億円の処分費が何で20億円にという疑問もあったと思います。それについては、過去の災害廃棄物の処分の事例も参考にさせていただいたところであります。例えば阪神大震災であるとか中越地震であるとか、ほとんどがやはり事業費トン当たり約2万円前後かかっている。それが今回9万5,000トンまで積み上がっていますから、単純に2万円をかけるとそれだけでも18億円、19億円という数字になるということがありました。ですから、それが適正ではないかもしれませんが、ある程度近い数字になってしまうのではないかと。ということがあって、今回5月6日の専決処分では20億円を組んだということです。

さらに、もう少しつけ加えれば、その災害対策債については申し上げたとおり95%までは元利償還金交付税算入させますよと。要するに災害の廃棄物処理については、冒頭、当初国のほうは一銭も地方自治体の負担なしでやりますみたいな話をしていたわけです。ですが、そういう要望もうちのほうからは県にはしていました。国にもしていました。けれども、それがどうもなかなか実態ではないらしい。だけれども、今の制度として5%負担の中で何とかいけるのかということもあって、そういう組み替えを、組み替えと言うとまた誤解を招きますので、繰り越したものについては使わない方法で今いて、新たに予算措置をし

たというそういう状況でございます。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） どちらが得かというそういう単純な話ではないと思います。

(発言する人あり)

○財政課長（加瀬正彦） はっきり言いますと、県が認めないといった段階で、そこから出したものについては認められませんから、それは100%市の負担になってしまいます。そうするとそれは損になります。ですから、できるだけ得するように国庫補助と災害対策債という形で組んだということでございます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 災害関係、最後になりますけれども、例えば。

○議長（林 一哉） 4回目終わっていますので、次へ移ってください。

○17番（日下昭治） 4回目になりますけれども、市長、提案者は市長ですね。3月23日に提案された議案ここに持っていますけれども、災害でごたごたしていたから、私が課長の答弁を理解するのは、ごちゃごちゃしていたからいろいろな精査できない議案を出してしまったと、そのように受け止めたんです。我々はすべてこれ完璧なものと、資料としてはとらえて審査をするわけです。幾らごちゃごちゃしていた、災害だからといって入ってくるのか来ないのか分からないのを組まれて、我々はそれを通して行きます。その辺、これからこういうことはないと思いますけれども、提案者である市長しっかりその辺を踏まえていただきたいと思います。

それと最後のこの災害関係、繰越明許費にした事業、幾つかありますね。谷丁場遊正線についての影響、蛇園排水事業の影響、海上連絡道は用地買収40%済んだということでございますけれども、南堀之内線、谷丁場遊正線、蛇園排水事業等の進捗状況について、これらに影響しないのか、その辺を含めて簡潔にお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今のところ影響を極力少ないような状況で、各課長一生懸命頑張っておりますので、このことも旭の発展には欠かせないことでありますので、両方一緒にやれるものはやってもらうということを大前提で、今市政運営をしているところであります。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） 財政的な面からのことをお話しすれば、既にこれらはまさしく事業



でありまして、当初から予定されておったものでございます。それらについては、国、県も事業を認めて進んでいるものでございますので、財政的には影響はしないと思っております。

ただ、人的な面、きのうだれかの回答でお答えした、ちょっと忘れてしまって申し訳ないんですけれども、非常に災害の復旧本数が多くなりますので、その面で少し遅れが出る可能性はあるというような話を、きのうの答弁でもしたと思っています。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 建設課長。

○建設課長（北村豪輔） それでは進捗状況ですけれども、南堀之内バイパス、これは用地買収率が70%です。あと、排水に関しては繰り越して執行してございますので、今工事にかかっておりますので、進捗率が全体から言えば、工事を発注して、震災でその工事に関してはストップして、今再開したばかりですので、工事は今これから進めるところでございます。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） では谷丁場遊正線につきましてですが、繰り越しした分につきましては、あくまでもほとんどがJRの関係の工事費でありまして、工事の協議に時間を要したために繰り越したということで、今回の震災の影響とは全く別の問題でございます。

進捗につきましても、用地につきましては91%ぐらい現在進捗しておりまして、これにつきましても24年度末の完成に向けて、順調に進捗をさせていきたいとこのように思っております。

以上です。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 順調に進んでいるということでございますけれども、逆に昨日の木内議員でしたね、しました中で飯岡海上連絡道、それらについて40%の土地買収は済みましたけれども、100%に満たない場合には工事もいろいろ取り組めないというようなお話がございました。そういった中で、今後進めていかなければならないわけですが、多分この状態だと虫食い状態で買収されているんじゃないのかと、私はそういう感じがするわけですが、私は建設経済の委員会でも常々お願いしましたけれども、そういうことはできるだけ避けてほしいと、できる範囲で買収したら工事に入ると、それでやむを得ない場合にはどうしてもしょうがないところは何らかの方策を考えるべきではないのかということも提言をしてきたわけですが、その辺は多分虫食い状態だと思うんですが、その辺は

どういう状態になっていますか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 全線をきれいに買えているということはございませんので、虫食い状態ですけれども、一応県のほうもきのうもお話ししましたように、ある程度買収がまとまらなければ工事費のほうはいただけませんので、虫食いになるべくならないような形で、ある程度スパンを切って買収できるような形で努力したいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） じゃあ、次に移ります。広原地区の排水について。

先ほどお願いしました1点目の浜仙わきを通るあれにつきまして、事業化されて本年度事業を進めるということでございますけれども、これ今まで聞いた中で県のほうから補助金をいただいてやるというようなことなのか、県がやってくれるのか、あるいは県が補助金をいただくということであれば、今年度予算に計上されていると思うんですけれども、どのくらいの予算が計上されているのか。あるいは県がやってくれるのならどのくらいの見込みの予算があるのか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 県が幾らあるかはちょっとうちのほうで把握はしていませんけれども、一応この間震災後2回ほど県と打ち合わせをしまして、あの路線は市で直す部分もございますので、道路と側溝を直しますので、また水道課のほうも関係ございまして水道管もありますから、県のほうで今のところ打ち合わせをした中では、県が従前のとおり自分で工事をするのか、市の工事がございますので市に負担金を払って市でやってくれということになるのか、それはちょっとまだ打ち合わせ中でございますので、はっきりそれは決まっておりません。ただ、やることは間違いありませんから、仮に県が市に委託されてもそれは市のほうで一色の工事で一体でやりますし、仮にそうじゃなくても県は県でやるような形になりますので、やることは間違いございませんので。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） そうすると県がすべてやる、委託金で来るかどうか分からないということも含めて、まだ本年度予算には組まれていないということですね。県から来るのを待って工事をするということですから、そういうことじゃないんですか。

(発言する人あり)

○17番(日下昭治) 県は予算持っても市では入っていないわけでしょう。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 手を挙げて発言してください。質問者が終わってから手を挙げてしゃべってください。

日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(北村豪輔) すみませんでした。

県は予算は自分で持っています。市のほうでもこの間に関しては予算を持っていますので、ですから市の分に関してやることは間違いないし、県は県が市に委託するかどうか分かりませんが、県もやることは間違いございませんので。この工事をやる箇所についてはですね。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員。

○17番(日下昭治) 今年度中には県も市もすべて問題なくできるということでもいいですね。じゃあ、そういう前提で進めます。

そうしましたときに、やはり当然冠水地域の対象なんですけれども、今まで敷設してきたところへの接続ですよ、県道部分から。一部もうやってあると思いますけれども、県道を横断してありますね。そのときにこっちから行った場合に、今後流末のほうの心配になるんですけれども、その辺はどのようなことをお考えになられていますか。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長(北村豪輔) 流末ですけれども、平成20年、21年と海匠農業協同組合の東側の排水路の改修をしてございますので、改修する前は多分600ぐらいの水路がありましたけれども、今は1メートルぐらいの水路に替えてございますので、完全に何ともないということではございませんと思いますけれども、改修はしてございますのである程度は大丈夫だと思いますけれども。

○議長(林 一哉) 日下昭治議員。

○17番(日下昭治) 完全でない、完全でないと、そんな場当たりのことを今までやってきたために、こういう現状が起きているんじゃないですか。もう既に十何回ここは工事やっているんです。場当たりのことをやるから結果的にこういうことなんです。その辺を3

機関での協議をしっかりとやってきましたかということを聞いているわけですがけれども、何か協議はしました。しかし、今よりはいいでしょう。これじゃ、先ほどの市長の答弁の中で、やってみてまた何か問題あったらと、やってみて問題があったんじゃないかと、やはりそういった今まで過去十数回やってあるんですから、工事。国から県が委託された事業だと思いますけれども、旧町の時代、旭になっても2回ほどやっていると思うんです、市で。それと県が去年もやりました。そういったものすべて場当たりのやりまして、何のためにやったことなのかなと、全く分からない、我々が。その辺をやはり協議をすべきと、当然そういうものでやっていかなければ、幾らやっても解決できないと思うんです。

それで、先日も平野忠作議員がございましたけれども、実は私も写真撮ってきました。恥ずかしいことに冠水注意ですよ。あれだけのところへ。こういうのを立てて、こんなものは行政として恥ずかしいと思いませんか、本当のことを言って。人家があれだけの、何回となしに提言され、問題解消してほしいと住民から要望を受けて、それで千葉県海匝地域整備センターの看板ですがけれども、堂々とかいこうのを県道に立てている。市として何ら対応できない。その辺どうですか、市長お願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） そのことにつきまして、県との協議という中で、私も1回ぐらいその場に出ましたけれども、県はそこをやって排水は改良されるというような確約をしておりましたし、今その工事をやっている段階の中で、それをもっと完璧にというような部分は、何回かそういった発言もしたんですけれども、これでやってみて、大丈夫だというような県のほうの話もあったもので、今その計画、工事を進行するというふうなことにしております。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員、次の項目へ移ってください。

○17番（日下昭治） はい、分かりました。

市長は完璧なものとしてとらえて工事を進めると、それでよろしいですね。ぜひお願いします。問題がまた発展するときには、即市で何らかの形をとってもらおうということで、はっきり言って、おのおの先ほども冒頭で申し上げましたけれども、土のうを積むんです、雨が降った場合。なぜ土のうを積まなければならないか。雨水はすぐ浸水するんじゃないんです。滞水するためにそこを車が通る、そうするとその車の動きによって波が打たれるんです。それが入るんです。それで本当に困っているわけです、住民。きょうちょっと見ましたがけれど

も、関係者大勢後ろのほうにいたいと思いますけれども、そこで市長ははっきり言って解消できるといことで、皆さんが安心してと思いますけれどもね。

それと1点、課長、角の信号のところの調べていただけましたか、レベル。国道部分とこっち側の県道部分との接続の集水ますの関係。その結果はどうなっていますか。

○議長（林 一哉） 次へ移ってください。もう3回も4回以上質問してるんだから。

○17番（日下昭治） 議長、まだ質問項目残ってますよ。

○議長（林 一哉） 違う、だから次の項目で質問してください。

○17番（日下昭治） 質問項目移ったでしょう。

○議長（林 一哉） いや、移ってないですよ。

じゃあ、建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 先ほどの質問にありました集水ますの関係ですけれども、勾配的にはとれておりますので間違いございません。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） それがこういう協議をされた中の工事したという前提の中での話ですね。これ今こっちに移ってますけど。それはある程度水位を保ったといったときに流れるということですよね。そうでなく完全に今流れていますか。国道のほうへ。

（発言する人あり）

○17番（日下昭治） ああ、そう、じゃあそれ私がちょっと見間違う部分ありますけれども、今後注意して見直したいと思います。

そうしますと、なぜ今まで流れなかったのか。あの県道部分があれだけたまってしまうのか。三川派線はサイホン方式ですよ。それだけでなく国道のわきにある排水路へ流れてれば、多分解消されていると思うんです。その辺が私心配するのは協議をされてないで、おのおの工事をしてきたんじゃないのかということなんです。どうです、その辺、大丈夫ですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 一番当初は、そのこのますのところに柵板が設けてあったような形だと思います。それは何か網戸工区との関係であまり水が来たら困るとかという形で、当初は柵板が設けてありまして、今現在柵板は設けてございません。ですから、今きのう測量した段階では勾配的にはとれていきますので、流れていくと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治）　じゃあ、そちらはもう大丈夫だと。それで困っているのは、今度新しい浜仙のわきをつくればいいんだと、そういうことだと思います。

じゃあ、3番目ですね、今度。いろいろ、問題は流末が1つということなんです。1か所ということですから、要するに水系の管理も大事だと思うんですよ。その辺の管理を先ほどの中で、どこで管理しているのかということと言ったのか、私が聞き損なったのか分かりませんが、いわゆる仁玉川に流れるまでの管理はどのような管理をして、JRの横断付近ですね。あの辺の管理をどのような形でやっているのか。市でやっているのか、水利組合でやるのか、大利根になるんですか、どこの管理になるんですか、その辺どこでやっていますか。

○議長（林　一哉）　日下議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔）　仁玉川の関係ですけれども、管理は大利根の管理になると思いますけれども、詳細な管理は水利組合に委託しているか、その辺はちょっとまだはっきり分かりませんが、川に関しては大利根の管理だと思います。

○議長（林　一哉）　日下昭治議員。

○17番（日下昭治）　ということは、ごみ取りも大利根でやってくれてるんですか、あれは。そうですか。いや、あの1か所流れるところが、ごみすごく流れるんです。そこが管理できなければ幾ら上流から流してもだめなんです。それとJRを横断するところも水量限られているんです。それで上へどんどんつなげて、解決する、解決するということ、だから全く協議されていない、先ほどに戻ってしまいますけれども、協議を経っていないんじゃないのかと。その辺をやはりしっかり関係機関との協議をしながら、どのような解決をするのが一番いいのか。

例えばあそこの辺はいろいろ宅地化に向いてきているんですよ。日本一住みよい旭市を目指しているわけです、市長。そうすると、あのところが宅地になるのはそう遠くない時期になってきてしまうのじゃないか。あるいはそれに限らず仁玉川流域、結構この辺も含めて消防署から国道を挟んで南北側、アクセス道周辺ですね、そういったところが住宅化されたときには、仁玉川の大変な問題が発生してしまうことも危惧されるんじゃないか。その辺はやはり一時しのぎでなく、将来展望見て計画を進めるべきだと思いますけれども、その辺に関してはどうなんでしょう。よろしくお願いします。

○議長（林　一哉）　日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 全く本当に地域の住民の方々にとっては大変苦勞しているところでありまして、今回の浜仙のところをやってみて、早急に結論を出して総合的な排水計画の基に、抜本的なことをやっていかなければならないとそんなように思っております。

その計画の中で、どこへどう通したらいいのかという部分は、これから検討していかなければならない部分でありますので、まずは浜仙のところの完成を見て、それから抜本的な改革を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 浜仙のところをやって抜本的な計画見直しと、やはりその辺を市長、しっかり計画をやってほしいというのを求めたいんです。

それとこの問題いろいろ聞かせていただきましたけれども、多分あまり深くいった協議をしてこなかったんじゃないか。おのおの、もう、この場やればこうであろうと、あるいは県がこっちを昨年もやりましたが何の意味もない。道路、側溝をふたをして、深い側溝にするのかなと思ったら、ただふたをただけなんです。あれは何のためにやったのか、我々全然分からない。県がやったからそれで市は関係ないということかもしれませんけれども、やはりそのときに県としっかり協議してほしいということなんです。

それとパチンコ屋がありますね、ダイナムさんね。あのパチンコ屋の排水を受けるところを市で工事しましたね。要するに受けるところじゃないですけども。県道挟んでいるんですけれども。その辺は何のために工事したのか。あるいは県道の側溝をつないでいるのか、その辺どうなんですか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） パチンコ屋の工事ですけども、それは市ではやっておりません。

パチンコ屋のほうで24条の施工協議という形で申請を受けて、パチンコ屋のほうで工事していると思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） そうしますと、パチンコ屋のほうで県道またいで北側の接続部分までやったと、市で許可をした中で。分かりました。じゃあ、そういうことでいいですけども。

これで最後になりますが、一番問題はやはり先ほども言いました管理もいろいろままならない中で、流末も頼るのは仁玉川、そういうときにはもう限られたものしかできないと思う

んです。

そこで市長、市長にお願いしたいのは、いろいろな関係機関と協議していただきまして、一番簡単なのは大利根用水へ放水するということだと思うんです。その辺はどうでしょう。これから協議を進めるなり、今までやってきたのか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（北村豪輔） 議員さん言われているように、岩井だとか松ヶ谷とか自然に入っている地区もございますけれども、この広原の排水に関しては協議的なものは、海上のときの職員から引き継いだ段階ではしてはいないと。ただ、要するに海上時代には降ったときにはゲートが無断というか、要するに開けていたというような形の経緯はございますので、今後そういったことが例えば大雨が降ったときに、一時的な放水的なもので流せるかどうかは協議していきたいと思います。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） 自然に流れるところでないんです。あれだったら写真見せましょうか。本当にいざのときにせき止めるんですよ。それで落っこすと。それは常にやっているわけじゃないですよ。集中豪雨、大雨が降ったときにそういうことをやる。あるいは大坂の、大坂分かりますね、今度連絡道路の計画するところの関係ですけれども、そこははっきり言って大利根へ流れてるんです。だから、その辺がやれというか、やる気がなければしょうがないんですけれども。やはり集中豪雨なり何なりのどうしようもないときだけ、雨水ですから、その辺は市長やっぱり協議する必要はあると思いますけれども。雨水ですから。雑排水じゃないんですから。そのとき一時しのぎに、例えばポンプアップしなければならないと思います。それでパチンコ屋はポンプアップしていますね。毎秒38.2リットルなんです。これは今回このやつにつきまして調べさせていただきました。米本課長が建設課長のときに説明受けたんですけれども、それでいろいろ調べさせていただきました。1万7,000平方メートルある敷地、例えば100ミリ降ったときに12時間半くらいで放流できると思うんです。私の計算からいくと。それで計画地、広原地区の冠水地域、たしか3.7ヘクタールだと思うんです。三川派線を計画したときの当時のこと、広原地区と蛇園への合わせて6.7ヘクタールだと思いましたけれども、広原地区のみだと約倍なんです。冠水地域、計画をして、どうしようもない地域を解消したいというの。例えば1.7ヘクタールのパチンコ屋の敷地をポンプアップ



で強制的に流せるんですよ。そういったところ、例えば3.7ヘクタールのところであれば、約倍。この倍を処理すればいいんですよ。同じ要領で毎秒38リットル放流できるのを同じ量降ったときに25時間やると3.7ヘクタール大根でも何でも放流できるんです。だからそういうことを無駄な玉突きのことをやらないで、やはりそういうことも一つのことを考えてやるべきじゃないですか。それが一番経費もかからないんじゃないでしょうか。市長、その辺どんどん進めていただきたいと思いますけれどもどうでしょう。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員に申し上げます。残りの時間はあと5分でございますので、簡潔にお願いいたします。

それでは、日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） いろいろ技術的な部分はあるかと思います。ただ、公式的に大根用水へ排水をさせてくれと、公式で市が言った場合に果たしてどうなのかという部分も心配はしておりますけれども、極力大雨の時期、豪雨のときだけでもポンプアップで排水させてくれというようなお願いはするつもりでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） よろしく申し上げます。できるだけ早い解決を皆さんが望んでいますので、これやったら次また考えますでなくして、一番手っ取り早い解決方法が一番求められております。長年かけてきてますので、よろしくお願いします。

じゃあ、シンフォニックに移りますけれども、この辺は高橋議員もこの後の質問にあるようですので、簡単に質問させていただきます。

シンフォニック、許可をする時点での調査不足でなかったのかなと私は思うんです。何か所のうわさはあった中なんですね。

それと国家賠償法に基づけば重大な過失でないということですが、一つ公務員法がありますね。公務員法に基づきますと、地方公務員法30条にありますね、サービスの根本基準、すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない。全体の奉仕者であるということなんです。これは憲法15条にも決められていると思いますけれども。そういったものをあまり調査をしないでやってしまった結果、賠償責任を負うわけです。であるから、当然今までも求償権というのは、市長の権限でやるかやらないかは当然出てくるとは思いますけれども、そういうものについてやはり考えるところもあるんじゃないでしょうか。あるいは今後住民監査請求等

を受けた際、住民監査請求だけならそれだけのことでないと思いますけれども、住民訴訟があった場合には、議決をした議会も責任になるわけです、一端を。市全体の話、市長でないですよ、今度。その辺で、当然市長は考えは変わらないと思いますけれども、改めてその辺、今のご見解をお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 公務員法と国家賠償法というような部分でお話がありました。確かに公務員でありますので、全体の奉仕者ということは紛れもない事実であります。そういった中で、それぞれ最大の努力といいましょうか、そういった部分で仕事はしているものと思います。

今回、シンフォニックの件でありますけれども、たまたまそういった知識不足といいましょうか、早急な決断の中でやってしまったということに対しまして、個人的にはそういった瑕疵があるのかと、そんなように思いますけれども、そのことに賠償責任まで追及できるのかどうかという部分は、私は求償権を持たないとそんなように思っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） それでもう既に和解のほうは成立しておるということは、先ほどございましたので、これらについてはあと時間も限られていますので、次に進みたいと思いますけれども、市長の政治姿勢の1点目、通年計画に対していろいろ災害復旧事業等の重要度ということでございますけれども、昨日もございましたね。時間もございませんので1点に集中させていただくのは、その辺もどうなのかなと思いますけれども、市長、市民体育祭と道の駅は市長の思い入れをもってやっていると。それ以外私は今までの計画どおりだと、それだけ市長思い入れがあって、例えば実行委員会が決めてくれましたと、昨日たしか実行委員会のほうで実施に向けて決定していただきましたということですが、それは当然市長の思い入れをもって実行委員会が受け止めたということでよろしいでしょうか。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 第1回の市民体育祭を計画したとき、これも議会でもいろいろ予算のときに議論もありました。私は私の考えの中で、合併後5年経過したわけでありまして、その時点でまだまだ本当に一体感と言いましょうか、1市3町の壁と言いましょうか、そう

いった部分があるのかとそんなように自分なりには思っておりました。そういったことを少しでも解消できるためには、やはり大勢が、旭全体が一堂に会して集まって何か交流を図れる、そういったものはぜひ必要だというような思いの中で、第1回目の計画をしたわけでありまして、その中でも各区長さん方には大変お骨折りをかけたわけでありまして。しかし、この骨折りをかけるということが、1つにはやはり意思の疎通、全体の150に及ぶ区の皆さん方の交流、区長さん方がとにかく大変な思いの中でやったという事実は、少しは心の扉といいましょうか、そういったものが、きずなができたのかなとそんなように思っているところでありまして、私は今回の震災におきましても、元気づけそして前向きなそういった部分の中では、やはりスポーツか祭り、それが一番早く元気づけられるのかなとそんなように私自身思っております。それは信念と言いましょうかそういった部分でありますので、このことはぜひやってほしい、そういった思いの中ではおりましたけれども、実行委員会の中では相談に來られました。來られた中で、そういった部分で話をしたことも事実であります。しかし、1回をやって今回震災があつてやめる。そういうような選択は私の中ではできませんでしたので、ソフト事業の中でそんなにも大金、大金は大金ですけれども、市民の一体感を作るためその費用を使わせていただくということは、私は私なりでそういった思いでいるところでありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員。

○17番（日下昭治） これ最後にしますね、もう時間も限られていますので。

いろいろ今までお聞きしてきた中で、事業の見直しはたしか先ほど来、昨日もそうでしたけれども8,000万円くらいの見直しがあったということでございますけれども、やはりこの辺は大幅に見直しできるところはどんどんやるべきところがあるんじゃないのか。例えば見直しをすべてやるんじゃないかと、今後これはもう少し先送りをしようかというのはそれも見直しだと思ひんです。

同じ県内でも被害がございました浦安市のほうの記事が実はあるんですけれども、6月議会で浦安市長は33事業を凍結した。そして復旧費に60億円を計上したということでございますけれども、その中には例えば運動公園、陸上競技場整備だとかそういったものはもう凍結してしまつたんです。やっぱり不要不急と。そういったものは幾ら市民が潤う、心が通うというかもしれませんけれども、やはり今やらなければならない事業それと送つてもこれは市民が理解できるなという事業、いろいろあろうかと思ひんです。ぜひそういうことは、これからでもまだ遅くないわけですから、やはり市長はできるんですから、我々はできませんけ

れども、市長の権限でいろいろな角度からできるわけです。だから、それをしっかり見直してほしいと、市民の皆さんがそういう要望を、求めているんじゃないかと思うんです。細かなことを言うわけじゃないんですけれども、やはりそういった災害時ですので、いろいろ議会に出る費用もあたふたした災害時だったということもあるわけですから、もう少し、これからでも遅くないと思いますので、ぜひその辺をもう一度見直しするじゃなく、そういうものを含めお考えいただけることを期待して、一般質問を終わります。

○議長（林 一哉） 日下昭治議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、昼食のため午後１時まで休憩いたします。

休憩 午前１１時５３分

再開 午後 １時 ０分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

#### ◇ 向 後 悦 世

○議長（林 一哉） 続いて、向後悦世議員、ご登壇願います。

（１０番 向後悦世 登壇）

○１０番（向後悦世） １０番、向後悦世です。

東日本大震災において死亡された皆さんには心よりお悔やみ申し上げます。また、被災されました皆さんには心よりお見舞い申し上げます。

平成２３年第２回定例会において一般質問をいたします。

例を見ない未曾有の大災害を受け、間もなく４か月になろうとしていますが、現在でも被災された市民の皆さんは大きな不安と恐怖でいっぱいです。市長の対応にも大きな不満を持っております。そこで、市長さんにはさらにリーダーシップを発揮していただき、１日でも１時間でも早く復旧、復興を願うものであります。

質問は６項目、９点について質問を行います。

１項目め、東日本大震災後の対応について。

（１）対策本部について。対策本部の設置は何時何分か。対策本部の初会議は何時何分か。

対策本部会議終了時間は何時何分か。どのような災害対策を指示したのか。いいおか荘へ行った理由を市長にお伺いいたします。

(2) 各課の対応について。市長は、各課に対しどのような指示をしたのか。市長の具体的な指示の内容をお伺いいたします。

(3) ボランティアの設置について。市長はボランティアに対してのより効果的な活動ができるように考えたことがありますかお伺いいたします。

2項目め、災害見舞金等について。

(1) 市長は計画どおり支給が進まなかったことと5月12・13日あたりに窓口でトラブルが続出したことについて、どのように考えていますかお伺いいたします。

(2) 災害義援金について。当初、義援金の取り扱いや対応に問題がなかったか、市長はどのように考えているのかお伺いいたします。

3項目め、公共施設の被害について。

(1) 市の構築物の被害調査について。市長は被害調査の結果を見てどのように考えているのかお伺いいたします。

4項目め、災害ごみ処理について。市長はどのような決定、指示したのか。市長は瓦れきの分別に当たっている作業員の環境について考えたことはありますかお伺いいたします。

5項目め、今後の災害復興について。5年で復興する計画の予算規模、年度別に市長の考えをお伺いいたします。市長の胸の内で考えている復興予算規模、最小から最大までどのように考えているかお伺いいたします。市長の目指す安心、安全のまちづくりに要する予算規模をお伺いいたします。

6項目め、飯岡中学校建設について。建設のスケジュールをお伺いいたします。

以上で1回目の質問は終わります。再質問は自席で行います。よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 向後議員の一般質問に答弁をいたします。

すべて市長ということでもありますけれども、詳細な部分、数値的な部分は担当課のほうが詳しいということでもありますので、担当課に説明をさせます。

まず最初に、東日本大震災の対応について、対策本部の設置あるいはまた決定事項についてのお尋ねがありました。お答えをしたいと思います。

対策本部は2時46分、地震発災後直ちに対策本部を設置いたしました。3時ぴったりであります。そしてまた緊急に対策本部会議を開きまして、これからの対応について指示をいたしました。

対策本部会議を終わった後、一番今回の津波で心配をしておりました飯岡中学校といいおか荘、公共施設がありまして、その部分の津波に対するものはどのような状況になっているのかというような部分で、対策本部会議を終わってから視察に行きました。そのような状況であります。

対策本部での指示ということでありまけれども、決定した事項ということで主なものを申し上げます。

震災発生後直ちに対策本部を立ち上げ、防災計画に基づき住民避難誘導、避難所の設置について指示をいたしました。

翌日以降は、被害調査の実施、避難所の運営、ライフライン等の復旧、応急復旧対策、瓦れきの処理及び集積場所の決定、自衛隊の派遣及び計画停電中止の要請、仮設住宅の設置要望、見舞金等による生活支援など、早期復旧並びに被災者の生活再建支援体制に努めてまいりました。

そしてまた同時に、被害状況またいろいろな情報を共有するという意味から、毎日7時から対策本部会議を開いたところであります。

各課の対応については、災害対策本部長として担当を決めまして、食料等の調達は農水産課、飲用水や物資の確保を商工観光課、避難所の運営を保険年金課に対し指示し、早急に適切な対策を講じるよう指示をいたしました。

また、被害は甚大で経験のない災害でありましたので、被災者への支援を迅速に対応するため、被災者支援室の設置も行っていました。

(発言する人あり)

○市長（明智忠直） 詳しい時刻については担当課のほうから説明をさせていただきます。

今後の災害復興についてであります。これも何人か皆さん方にお話を申し上げました。災害復興計画を今策定に向けて準備を進めているところでありまして、これはいろいろな方々のご意見、そしてまた専門家の方々の意見も聞きながら、一番被害が大きい飯岡地区の被災者の今後のいろいろな部分でのご希望等も聞きまして、復興計画策定に向けて早急に進めていきたいとそんなように思っているところであります。

ボランティアの設置についてでありますけれども、ボランティアが社会福祉協議会そして

県の社会福祉協議会ですか、そこの方々が旭にボランティア受付所と言いましょか、そういったものを作っていただきました。大勢の担当に皆さん方に大変なお骨折りをかけたわけですが、資料にもあるようにボランティア総勢通して8,000人くらい旭へ来ていただいたわけであります。

その中で、何回も私も言ったわけでありますけれども、一番スムーズにいかなかったのかと思うのは、やはり受付の窓口が少なかった。当初は2か所か3か所くらいでありまして、受付を済ませるだけで3時間くらいかかった。そんなような中で、本当にこれは改善しなければならぬと。

そしてもう一つには、やっぱり現地の人が受付あるいは誘導、本当にボランティアをしてもらいたいという方々を把握しておいていただくということが必要なのかと。そんな中で、本当に地元の人の協力というものをもう少しあったらよかったのかとそんなように今思っているところであります。今後はそういった部分、今後、そういうことはないと思いますので、ボランティアの設置がもしあるとしたら、そういったことは十分に注意していきたいとそんなように思っております。

2番目の災害見舞金ということでありますけれども、災害見舞金の中で窓口でトラブルがあったということは、私のほうで聞いておりませんので担当のほうから申し上げたいと思います。

災害義援金ということでありますけれども、義援金は原則として被災者に全部配るというような思いで、当初からいました。今、義援金と復興支援金というような形でいただいているわけでありますけれども、復興支援金につきましてはふるさと納税のような形で今預かっているわけでありますけれども、これも基金に組み替えるのかまた後で9月議会か何かでみんなに相談をしたいとそんなように思っております。

義援金については、県でもきょう発表になったようでありますけれども、第2次配分ということがされるようであります。そのときになって、今旭に残っている部分をどうするのかということは、これから決定していきたいとそんなように思っております。

公共施設の被害についてでありますけれども、構築物の被害調査について、その結果でどのように思っているのかということでありますが、一応公共施設は国、県の補助が得られるということの中で、査定前着工できるのかできないのかというような部分も、本当にいろいろな部分で聞いたわけでありますけれども、災害支援法といいましょかそういった中できちっと査定をしてからでなければ補助の対象にはならないというようなこともありまして、

それを道路は6月10日ですか、公園はその後でありますけれども、きょう、農水産業のほうの査定があるというようなことも聞いておりますし、査定してから急いで復旧にかかってくれというようなことを指示しております。

災害ごみの処理についてでありますけれども、災害ごみ、本当に大変大きな数字が集まったわけであります。6か所で9万5,000トン、当初10万トンぐらいを見通していたわけですが、ほぼその数字で推移するというようなことでありまして、これから処理について本当に密接に県と産廃協会と相談をしながら対応していきたいと思っております。

最後に、飯岡中学校の建設についてでありますけれども、今後のスケジュールにつきましては、飯岡西部地区土地改良事業の進捗と並行して進めていきたいと思っております。当然でありますけれども。本年度は許認可事務である農振除外申請の事務手続きに入っておりますとともに、農地転用申請の準備、開発許可申請の準備及び実施設計を予定しております。これらの許認可事務を経てから契約事務に入ることになりますので、工事の着手は平成25年3月を予定し、新校舎への移転は平成26年9月ごろになるものと見込んでおります。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） それでは、市の災害見舞金についてお答えいたします。

旭市単独の災害見舞金の支給につきましては、本市に住所がある世帯で、世帯主または世帯員が所有し、かつ居住する住宅が被害を受けた場合に災害見舞金を支給することとなっております。

災害見舞金の支給に当たっては、本市に住所がある世帯でも賃貸住宅などにお住まいの方については対象外であるということから、厳格に審査いたしました。その結果、被害に遭った家屋が世帯主または世帯員のものと判断できないもの、また振込口座の名義人が世帯員と一致しないもの。被害に遭った家屋が住家と判断できないもの等多数ございまして、確認作業に時間がかかり、被災者の皆様に大変ご心配をおかけいたしました。

政務報告でも申し上げましたとおり、6月10日現在で2,767世帯に災害見舞金の支給を行いました。現在でも受付は行っており、遅滞なく支給を行えるように進めておりますのでご理解のほうをよろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 総務課長。



○総務課長（神原房雄） それでは1点目の災害対策本部でありまして、第1回目の災害対策本部、先ほど3時というお話をしました。それが第1回目の会議でございます。

それから、第2回目の本部会議につきましては、各班が調査をいろいろした後において20時に第2回の災害対策本部を開いております。

以上です。

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 今申し上げました3時に第1回の会議を行いまして、そのときに住民避難誘導、避難所の設置等を本部長が指示をしました。その時間については大体10分ほどで、それぞれが担当の職についたということでございます。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） それでは5番目、先ほど市長にということで、今後の災害復興計画、5年の事業と予算規模、最小、最大、この件につきましてご回答申し上げます。

きのうも何度かお答えしております。災害復興計画につきましては、今方針を定めておるとこのような状況でありますので、被災者の生活再建をまず第一にと。それで都市基盤の再生、災害に強いまちづくり、地域経済の再興を基本計画にして、計画の策定に向け今準備を進めているところであります。

それから、予算規模の話がございました。復旧事業と復興事業というふうに分けてお答えしたいと思います。

復旧事業につきましては財政課長が何度かお答え申し上げておりますけれども、69億円強という数字と実質額としては51億円強の、この数字を何度かもう述べております。

復興事業につきましては、これから具体的に関係各課と十分協議をして、どんなものをもって復興事業とするかというのを詰めていきますので、現段階では申し訳ございませんが具体的な数字は申し上げることができません。ご了承お願いいたします。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 向後議員、発言するときには手を挙げてください。

向後悦世議員。

○10番（向後悦世） じゃあ再質問いたします。

市長は私の前で対策本部を設置しなくちゃならないな、あまり遠くないところで市長室の近くならどこでもよいから、スペースを確保するように空けておいてというような話もちよ

っとしていました。被害状況を見てくると私に言って出かけたじゃありませんか。忘れまして、そのとき既にもう3時は過ぎていましたし、対策本部の看板も簡単でよいから作っておくようにというような話もしていました。対策本部の設置は帰庁後のはずです。いち早く対策本部を設置すべきでなかったのかと自分は思いますが、答弁を願います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 時間的なはっきりした数字は分かりませんが、向後議員と会ったときには、おそらく対策本部は1回終わっていたところだと、そんなように記憶しております。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） じゃあ、何で私の前で対策本部設置しなくちゃならないかなんて話してたの。やっぱり何か疑問点がいっぱい生じてきます。自分が下りていくとき、対策本部も何も看板も、会議やった、じゃあどの課長と協議した、協議内容をお答え願いたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 看板はすぐには作らなかったと思います。しかし、課長には全部対策本部会議をやるからということで、すぐ即座に連絡をしたつもりであります。秘書課長を通じて全部対策本部会議をやるからということでやったと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） やるからと連絡しただけでは対策本部を設置したということにならないでしょうよ。会議やるからと連絡しておいてくれということでは、対策本部会議やっていないということじゃないですか、3時に。何でこんなでたらめな、それこそ資料を作成するのか。自分にはとても理解できません。市長は被害状況を見てくると私に言ったのは、もう3時半近くになってました。そのときに対策本部も設置しなくてはならないなと言ってましたよね。しなくちゃならないと、私はちゃんと話聞いているんですよ。一緒にいたじゃないですか。その件について答弁願います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今、向後議員さんからの質問に対して、市長

から秘書課長にという話が、当時秘書課長は私でございましたので、時間を追って申し上げたいと思います。

2時46分、これは震度5強の地震が発生した時間であります。津波警報は2時49分、これはもちろんご存じだと思います。3時に災害対策本部の設置を私が市長から指示されまして、設置は3時であります。先ほど市長が言ったとおりであります。ところが市長は、市内の状況確認をしたいがために、それから現場に向かったわけでございます。特に中央から矢指、飯岡方面、津波警報が出ておりましたので飯岡方面を回って、飯岡中学校へ行って、いいおか荘に向かった。その間に3時14分に大津波警報に今度は変わったわけです。きのう消防長が言ったように3時50分ごろ大津波が来襲ということであります。

向後議員さんは、じゃあ何時に会議が始まったんだというところが、先ほどありました。先ほど市長が言ったのは災害対策本部設置は3時で間違いございません。会議の時間は16時40分が第1回の災害対策本部会議の始まった時間でございます。その日は2回会議を行いまして、夜8時に被害状況をもう一度知りたいということで、20時00分に第2回災害対策本部会議を設置したと、このように私の記録の中には残してございます。

以上です。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 市長、これは対策本部作ってくれと秘書課長に言ったかもしれません。だけれども言ったらできた。頼んだって忘れてしまうこともあるわけです。自分は下りていくときに見たら、各課長らの何のそういう動きもないし、市長と下で話ししたのは3時15分ごろです。20分になっていたかも分かりません。何か知らないけれども、旭の災害状況や何か資料を見ても、何か資料がちょっと狂いが生じているなど。やっぱりこういうものは公文書なんだからちゃんと厳密に出していただかないと困ると思います。できてないでしょうよ、対策本部設置が。

(発言する人あり)

○10番（向後悦世） そう、じゃあ設置の時間じゃないでしょうよ。こんなおかしいことをやっていたんじゃ、それこそ避難途中で流された方もあれば、両親を避難させて自宅へ帰り、自分が波にさらわれた方など、まさしく地獄のような状況で被災者は大混乱の状態なんですよ。やっぱりそういう対策本部設置の時間がないんでしょうね、厳格に公表していただきたい。それについて市長答弁を願います。何の会議も何もないでしょうよ。指示、指令も。

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 3時に対策本部を設置したほうがいいというようなことで、3時に設置をしました。そしてまた、記憶の中で先ほど言った言葉が、すぐ会議をやったということで答弁をしたわけでありますけれども、各課長も指示をしまして、すぐ来られないというような部分もありまして、実質的には4時40分に第1回の災害対策会議をやったということであります。そのところは時系列的な部分で、本当に慌てふためいていまして、時間的なことはよく記憶しておりませんが、いち早く災害対策本部を開いて各課長を呼んで、それから指示を出したということは紛れもない事実でありますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） じゃあ、対策本部の設置時間は4時40分ということになるんです。  
（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 向後悦世議員、今、企画政策課長から説明がありましたので、4時40分と8時に開催したということで、ひとつご理解いただきたいと思います。

○10番（向後悦世） だけどねえ、対策本部設置が今市長が3時と答弁されました。だけど、市長は2時46分に大地震が発生し、そして対策本部を設置してくれと言ったかもしれません。言ったけれども課長は集まらない、実際に会議開いたのは4時40分。これが対策本部設置じゃないですか、厳格に言えば。

（発言する人あり）

○10番（向後悦世） じゃあ、それはそれでよろしいです。

じゃあ市長がいいおか荘へ行ったわけをお尋ねいたします。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 市長が自ら情報収集をする必要があったのか。当然、対策本部で陣頭指揮をとる立場でないのか。どんな災害状況を見てきたのか。例のない災害の中で、職員の皆さんはよく頑張ってくださいました。自らも被災されながらも、我が家を顧みず職務に専念された職員の皆さんには、市民より高い評価をいただいているのも事実です。しかし、市長の適切な指示があれば、より効果的な支援ができたはずだと思います。市長はどのように思いますか。お伺いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。  
市長。

○市長（明智忠直） 先ほども申しましたように、指示はしまして、課長もいろいろな仕事の状況もありますし、とっさにすぐ対策本部まで集まれなかったというようなことは事実でありまして、その間に私自身が状況を把握してこようというような気持ちになりまして、飯岡海岸地帯に出向いたわけであります。まだそのときには大津波はまだ来ておりませんでしたし、第一波が来たくらいの程度でありまして、そういった状況の中で把握することも大事なのかなと、そんなような思いの中で海岸地帯をずっと行っていいおか荘まで行きました。そういうことでありますので、よろしくお願いします。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 挙手して質問してください。まとまって質問しないと、ぼつぼつやっているのとまとまりませんので。

向後悦世議員。

○10番（向後悦世） じゃあ（2）の各課の対応についてに移らせていただきます。

きのうの佐久間茂樹議員の一般質問でもありましたが、防災無線の放送に問題はなかったか。避難していて帰ったところを津波で被害を受けた人たちも多くいます。

以上を市長にお尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） 防災無線というお話がありました。先ほど申し上げましたけれども、災害対策本部の設置、3時にしまして、その後に大津波警報が3時14分に出ました。それについては防災無線の中で放送しております。その後3時17分、旭市消防本部から今度は大津波警報の放送をいたしました。3時24分、これについては役所のほうから地震、大津波警報、避難のほうの放送をしております。3時29分には同じく市役所のほうから繰り返しという部分で放送をしております。そういった放送の回数をトータル的に見まして、市のほうで津波警報に対しては3回、消防本部は2回、Jアラートについては2回、避難放送につきましては市のほうで13回を放送しております。そのうち3時41分から4時44分までの間に10回の放送をしております。そのほかにも広報活動ということで、市のほうで1回、消防本部のほうで1回を実施しております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） それだけ多くの放送をしたということではありますが、私も4時前後に飯岡中に約15分余りいました。その間1回も防災無線は聞こえませんでしたし、東町、波止崎、西下町、あの辺にも30分いました。1回も防災無線は聞こえませんでした。

（発言する人あり）

○10番（向後悦世） この対応がもっとしっかりとできていれば、死者、行方不明者、犠牲者、かなり減少できたと思います。市長、この時間にどこをほつつき歩いていたのか。本当にそれこそ家族亡くなった家族なんかは気違いのように瓦れきの中、けがするのもしらないで探し回っていた状態です。だから、私、市長は対策本部で陣頭指揮とすべき立場じゃないのかと、こういう質問をしているんですよ。この防災無線のあり方について、市長、答弁願います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） まず最初に、ここは議場でありますので言葉を少し選んで質問をしてもらいたい。ほつつき歩くということは何もしないでそこらを歩くというようなことだと理解をしておりますけれども、そういった言葉もきちっと注意しながら質問をしていただきたいと思います。

対策本部にずっといればいいというような部分で、私は理解をしておりませんので、まだ4時15分は津波が第1波が来るという大津波警報に変わってすぐのときでありましたので、状況を把握するということも一つの大事な仕事なのかということで行ったわけでありしますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） ただいまの言葉、ほつつき歩くという表現はちょっと失礼だったかもしれません。ただ、16時40分、私も波止崎の海岸にいました。市長も2波、3波と小さな波が押し寄せてくるのを確認したと、同じ時間に市長と話ししてて海岸にいたんだなと、もう少し市長もいいおか荘にいたら大津波に飲まれていたなと、話ししてます。何で16時40分に対策会議ができるんですか。答弁願います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の4回目の質問に対して答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 4時40分まではいませんでした。飯岡中にいたのは4時20分まで飯岡中のわきにいました。それで帰ってきました、帰ってきてすぐ対策本部会議を開いた。そのよ

うに理解をしているところであります。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 市長、だから忘れたんですか。いいおか荘の前で津波見て、第1波の後小さなのが何波か押し寄せてきているのを確認したと、あの後だなど。それはもう私の携帯に写真撮ったのが全部時間が出ています。市長と話ししたのもこの部分だと。証拠もあります。そうすると今の答弁の内容見ると、4時40分にじゃあ市長不在で対策会議やったのかということになるんですよ。

（発言する人あり）

○10番（向後悦世） じゃあ、正確な部分を教えてください。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） また、当時の秘書課長ということで答弁させていただきます。

これは間違いなく4時40分には会議を始めていました。先ほど市長が言ったように4時20分までは飯岡中学校にいました。そこから車で帰ってきました。私すべて一緒だったんです。ですのでこれは何度も繰り返しますけれどもそんな時間。一番大事なことを先ほど言い漏れてしまったんですけれども、各課長に集まってもらおうというのは、いなかったとか都合悪かったとかじゃなくて、その間に全部状況確認をしてこいという指示が私が得まして、課長に伝えたわけです。その時間があつたがため、市長が私もじゃあ外へ出て見てこようじゃないかということで出たわけでありまして。戻ってきたのは4時40分までには戻ってきて、4時40分に会議を開始した。確かに私はこれを手帳によく書いてございますので、今それを述べただけであります。

以上です。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員、次の項目へお願いします。ボランティア。

○10番（向後悦世） じゃあ、3番目のボランティアの設置に移らせていただきますが、説明や時間が合わない。やっぱりちゃんと不信感抱かれないような役所の姿であるべきだと思います。防災無線にしても自分は車から降りて歩いていた時間、約40分や50分あります。その間も1回も聞いてません。飯中、波止崎。課長答弁では防災無線にも問題はなかったと答弁しています。現場の確認が全然とれてないじゃないですか。答弁では問題ないと。これはこれでじゃあ次に移らせていただきます。議会の規則ですので。

（3）ボランティアの設置について。市長はより効果的な支援を、どのような団体、委員、

職員の範囲で指示したのか、これの部分をお尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） ボランティアもぜひ受け入れてみんな手伝ってもらわなければならないなどというようなことは、対策会議の中で何回も何回も私のほうからも課長らに指示をしました。ただ、それが県の赤十字のほうから、対策本部設置してから1週間ぐらいになって、県から応援に来るというようなことの中で、県の赤十字のほうに任せたとというようなこと、受付を任せたとということでありますけれども、その受付の窓口がやや少なかったもので、受付の事務が保険の問題とかいろいろな部分があって時間がかかったということの中で、もう少しスピーディーにできないのかなというようなことの中で、地元の人が協力してもっと一緒になってやってくればよかったのかと、そんなような今反省を持っているところであります。そういったような状況でかなり何回も出向いていたつもりでありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 旭の被害状況の一覧や何かを見ますと、市外ボランティア、約8,000人ということですが、この数字に出てきていないボランティアがありますね。そういう方について、中には仮設ができるまで通して頑張っていたボランティアもあります。こういう本当に毎日自分の職を捨てて、何か月という、約3か月間、こういう人の数字が出てこないのは、市長どういうふうに考えているのかお尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） ボランティアセンターの設置についてお答えします。

ボランティアセンターの設置につきましては、被災後の3月15日に立ち上げました。こちらのほうは社会福祉協議会のほうが担当しておりまして、3月31日までセンターのほうを運営していたということでございます。この間登録された方が7,573人、それから依頼されたほうが569件という形で、災害ボランティアセンターで把握しているのがこのような状況でございます。

先ほど議員さんがおっしゃったようなご親戚とかあるいはご友人等でのボランティアのほうに関しましては、直接そういう組織を通らないものですから、私どものほうでも聞いていないというのが実情でございます。



ご指摘のように、災害当初につきましては大勢のボランティアの方が旭にお見えになりましたので、なかなか受付がスムーズにできず、特に保険の問題あるいはグループでの行動という関係がございまして、それが今回の反省点であると思います。赤十字奉仕団の方とかそういう方もそういう面でやっていただきましたのは事実でございます。

今後そういうボランティア活動につきましては、天候の問題等、あるいはボランティアの参加希望と受け入れの問題等がミスマッチする等難しい面がございますけれども、社会福祉協議会等と連携を図りながら、スムーズなボランティア活動ができるように検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 私が聞いている内容とは全く違って、私は市長に災害ボランティアに載っていない方について、市長がどのように考えているかというようなことをお尋ねしたわけです。これで課長が答えてしまうと、私が自席で3回しかできないんで、それこそ対策本部について設置時間とかの部分でも、質問がちゃんとした回答がもらえないで終わってしまうことがありますので、なるだけ市長さんが答える範囲はしっかりと理解して答えていただきたいと思います。

以上の点、市長、答弁願います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今現在のところ、市外からボランティアセンターを通じて来た方々は数は掌握しておりますけれども、市内のボランティア団体数多くありますけれども、一番大変だったのは消防団でありますけれども、消防団、赤十字奉仕団あるいはまた保健推進委員ですか、いろいろな団体があるわけではありますが、トータルした数字は今把握しておりませんので、各種団体長とか事務局に連絡をしまして、どのくらいの人数が今回の大震災に応援をしてくださったのかというような部分を、これから掌握していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） じゃあしっかりと掌握して、一生懸命、災害復旧に取り組んでいただいたり、被災者支援に取り組んでいただいたりしているわけですから、市としてもボランティアの皆さんの心を大切にしていきたいと思います。

大きな2点目の災害見舞金等について移らせていただきます。

市長は見舞金等の支給についてトラブルは聞いていませんということでしたが、5月12、13日、この前後です。課長が代わる前ですから5月13日だったかな、市長に相談に行ったら、市長もなるだけ緩和して支給するようにということだったんです。

また、こういうトラブルが起きた原因は、窓口のほうから被災者に支給されるから出向いてくれと要請があつて出向いた。それでもって何かトラブルになったみたいで、市長に異議申し立てをするというような部分で窓口でお願いしたら、市長が公務のためお会いできないと。じゃあお会いできる日に会社を休んで、市長の時間に合わせて来ると、そういうトラブルもありました。やっぱり被災者の気持ちをできる限り尊重したような窓口対応が必要じゃないかと、自分は感じたもので今回質問しています。これは言うだけ言いましたんで、次に移らせていただきます。

災害義援金に移ります。市役所に義援金を持参した人が、これは大体、日にちは3月15日前後のことです。市がたらい回しのような対応のあり方であったと、市民の善意を打ち砕く対応のように私も話を聞いて思いました。親切さが足りない。市長はどのように考えているかお伺いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 3月15日ごろと言いますと、震災があつて間もなくで、本当に心温まる好意を持ってきていただいたことに対し、たらい回しをしたというようなことであれば、本当に申し訳なく思っておりますし、義援金の受け付けをどこでやろうとか、いろいろなところはまだはっきり決定をしていなかった部分であったのかと、そんなようにも思いますし、その方と向後議員が親しかつたら、後で謝っておいていただきたいとそんなように思いますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 市長、決定していなかったからそういうあっちへ行かなければならない、こっちへ行かなければならないというようなことが生じたというようなことなんで、自分もそういう旨伝えておきますけれども、対策本部がもっとしっかりしてそういう部分も指示が出ていればこういうことはないと思うし、結局、対策本部の決定事項がしっかりとできていなかった。副市長も3月は役所が混乱していましたと私にも言いましたね。その元はやっぱり市長の指示、これが一番大事だと思いますので、また今後の災害復興についてしっかり適切な指示をしていただきたいと思うものであります。

3項目めの公共施設の被害に移らせていただきます。

市の構築物の被害調査についてであります。市長は市内の被害状況の調査結果を見てどう思いますか。お尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） このことにつきましても、先ほど登壇してお答えしたつもりでありますけれども、またご質問がありましたのでお答えしたいと思います。

担当課より公共施設の損傷、被害状況を聞きました。先ほども申しましたように公共施設、国、県の補助をいただけるというような部分がいっぱいありますので、いろいろ国、県とも問い合わせながら、査定前に修繕できるようにしていただきたいというようお願いを何回もしていたわけでありまして、それはあくまでも基準ということは変えられないというようなことの中で、査定を待つて復旧をしようということになったわけでありまして、その査定が道路は6月10日、公園などは6月17日ごろ、農業施設はおそらくきょうあたりが査定に入っていると思いますけれども、そういった部分で査定をしてもらわなければ国の補助事業の対象にならないということで、少しは私どもも本当にジレンマと言いましょうか、そういったものは感じたわけでありまして、きちっとそういったものが査定ができれば、一刻も早く修繕に取りかかろうというようなことで打ち合わせしてありますので、今後スピードアップしてそのことについては対応していきたいとそんなように思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 私は被害調査結果を見ますと、日の出保育所は当初6億円、これが現在見ると1億5,000万円、被害額が。公園施設、これが当初は9億2,358万円、今現在だと3億7,963万円。だから保育所施設は約4分の1になっているわけです、被害額が。公園施設は約3分の1になっているわけです。この結果を見てどう思うかと。毎日毎日被害状況報告上がっているわけでしょう、とりまとめて。これについてお尋ねしているんです。どういう調査の仕方をしたのかと。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 被害状況報告のときには、まだ日にちなんかも経っていないときに、1回全部公共施設あるいは住家被害、道路とかいろいろな部分での被害状況を把握するために1回、回りました。そんな中で、最大限の修繕費というようなことの中で、例えば日の出保

育所も全部建てかえる、場所も液状化の中で園庭が崩れている中で、場所も違うところでやった場合どのくらいかかるのかということの中で、おそらく5億円、6億円というような見積もりが出たと、そんなように思っておりまして、あくまでの被害状況の報告ということでありまして、それが現実、予算計上やら国へ手続きをとるといようなことになれば、きちっとしたものがやらなければならないということの中で、そういった部分も川口沼、袋公園、いろいろ最初の目標と言いましょうか、被害状況はかなり多かったわけでありすけれども、そういった部分の中で最大限の被害額をここへ掲示したといようなことで理解をいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） そうしたら自分も今道路を支えている間知石を積んだ部分、ここに写真や何かを持ってきましたが、そういう調査や何か後々に増えてくる部分が、普通は日にちがたてばあっちもやられてた、こっちもやられてたとかという形で、時間がたてば被害が普通は増えるのが本当だと思うんです。こういう道路や何かも道路の路面から6メートル、7メートルも下のほうなんです。前から少し亀裂入っていた部分も自分確認していますけれども、今回の震災で亀裂が大きくなっています。これが今度は大雨や何か等で水が流れてくると倒壊するおそれもある。そうすると道路全体が崩れてしまう。こういう調査や何かもだんだん時間を追えば、普通は増えてくるものだと私は思います。

ところが4分の1になったり3分の1になったりというのは、何か時間がたって増えるんじゃないくて、被害額がぐんと減るといのは、何か疑問を感じたので、こういう市の被害状況、これ疑問持っていたんです。ですので、今後被害調査をどのように進めるのか、指示をしっかりとっていただきたいという部分ありますので、市長さんにしっかりとリーダーシップを発揮して指示していただきたいと思います。答弁は結構でございます。

次に移ります。4項目めの災害ごみ処理について。

被災者がごみを持参すれば引き取ると、海上中跡地で。被災地の中からそういう話が何点も聞こえてきました。これは対策本部の決定なのかお尋ねいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 市長。

○市長（明智忠直） 災害ごみで、津波、液状化、地震そういった部分で被害に遭ったごみは、一応受け入れようといようなことは災害対策本部で決定しております。

(発言する人あり)

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） 持ち込みにつきましては、市が契約している業者が道路の障害になる部分の撤去で持っていくものと同じような格好でやったものと、あるいは個人で集めて持っていていいのかというお話もありまして、それは個人は個人で持ってきていただいてもいいですよというお話と、どちらでもというお話をさせていただいておりました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 3月12日、自分も被災現場の中をくまなく歩きました。そうしたら、職員のほうから災害でやられたものは自分で持ってきてください。そうすれば海上中跡地で引き取るから。だけれども車も、それこそ被災者は災害ごみを運ぶ運搬手段もなく、道路状況も悪く、搬入することが不可能な状況でありました。そういうことが予見できないのか、常識的に考えても、私は何でそんな指示を出したのかと思い、対策本部に来てその後市長と話ししましたね。市長、忘れませんか。そして話ししたら、それなら市のほうで災害ごみになったものは回収するということでは言ってもらってもいいと、市長も言ったじゃないですか。本当に被災して、それこそ命からがら、また行政の手が届かなくて、被災現場でのびている状況な人もありました。

だからこそ私は対策本部の決定事項、もっと状況把握をしっかりといただき、被災者がどんな状況にあるかそういう適切な判断を、途中から私がこういうふうにしなれば復興が進まないと市長にかけ合って、それから行政が回収すると。市長、もっとリーダーシップをとって、しっかりと指示をしていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 災害ごみにつきましては、当初1週間で道路が最優先だというような指示を出しまして、道路そしてまた倒壊家屋、津波で流された災害廃棄ごみそういった部分も全部海上中学校の跡地に搬入したわけでありまして、当然海上中学校の跡地については、大変な迷惑といいましょうか、においとかないろいろな部分で迷惑をかけているわけでありまして、けれども、最初の1週間、そんな分別とかより分けて運んではいけないというようなことの中で、全部搬入してくださいというような指示は出したつもりであります。最初の当初からそういったことはやらせておりましたので、たまたま向後議員が行きあった人が、業者か

何か、こういった方々に聞いたのか分かりませんが、最初の1週間の部分は……。

(発言する人あり)

○市長（明智忠直） 次の日であれば、当然全部持って行ってくださいということは指示をしておりました。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 市長は指示しても、現場はそういう状況でありませんでした。建設業者だったとしても、道路の上に乗っかっていても、言っても片づけてもらえなかったという方もいます。取りあえず通路を確保するというのが、道路でも道路上全部回収するというような状況でありませんでした。12日は、被災者が役所職員だと言っていました。やっぱりもっと市長が、忘れてしまう人もある、市長が言ったからと、何課でお願いしますとか具体的に言わなかったら、1人でぼそぼそと言ったら、ああおれじゃねえんだなと思うこともあります。ちゃんと伝わって現場で機能しているか、確認するというのも大事です。

(発言する人あり)

○10番（向後悦世） だからこれはこれで、今後市長もこういうことはないだろうと言っていましたけれども、やっぱりそういう今後また東海沖地震も発生するようなことが、3年以内に八十何%の確率だとか言われていますので、しっかりと防災関係に全力で、復興に向けて傾注していただきたいと思います。

5項目めの今後の災害復興についてお尋ねします。

復興検討委員会のメンバーに外部から複数の専門家を入れますか、入れませんか。市長の答弁をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 復興計画でありますので、当然外部の有識者それから専門家等は入れてほしいというようなことで、今策定委員会のメンバーを検討しているところでありますので、まだ決まったわけではありませんのでよろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） ただいまの自分の発言で、東海地震は3年以内にと言いましたが、30年以内にということであります。訂正いたします。

きのうの滑川議員の質問ですと、市長を本部長に、副市長を副本部長にして20人くらいの委員構成で検討委員会を立ち上げるということですが、私は復興計画を立てるにして

も、専門家、これがなくてはそれこそ素人だけではできないと思います。計画を立ててもやっぱり専門知識を確認しながら進めなければ、自分はそういうふうを考えていますが、市長のお考えを再度お尋ねします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） そのとおりだと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） じゃあ、外部から複数の専門家を入れるということでよろしいですね。はい、分かりました。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 6番目、飯岡中。

○10番（向後悦世） 6番目の飯岡中に再質問いたします。

市長は12月議会で、学校建設はスケジュールのとおりやっていると答弁されていますが、スケジュールの説明をお願いいたします。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） 先ほど、市長のほうから1回目に概略スケジュールのお話をしております。それで、市長が1回目お話ししたことを、具体的に私のほうからつけ加えるような形での説明でよろしいでしょうか。

（発言する人あり）

○庶務課長（加瀬寿一） 市長1回目の回答で、新校舎の移転、平成26年9月ごろになる見込みでという形でお答え申し上げました。その具体的な期間を若干説明したいと思います。

○議長（林 一哉） 庶務課長、もうちょっと大きい声で。マイクをもうちょっと。

○庶務課長（加瀬寿一） 本年度農振除外の手続き等入りたいと思っておりますが、それが本年9月、農振除外の決定を24年5月を見込んでおります。その後、農地転用申請を24年6月に農業委員会へ提案し、許可は平成24年10月を見込みました。

（発言する人あり）

○庶務課長（加瀬寿一） いいですか。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 挙手して質問してください。

向後悦世議員。

○10番（向後悦世） 市長は、昨年12月議会で24年着工、25年完成と、そういう予定で説明したわけです。今回の第2回定例議会では25年着工、26年9月完成と、そうするとまた1年ずれてしまったわけなんです。このことについて質問しているわけなんです。これは時間が……、課長さんが答えると、もうほかの議員さんの答弁でしているわけです。だから、私はなるたけかぶらないように質問を工夫しているつもりなんです、1年ずれたことについてもだんだん、最初の候補地もかたされ、それこそ生徒が危険校舎の中でね、自分もとても心配しているんです。そういう部分で市長に学校建設についてスケジュールをお尋ねしたわけなんです。

やっぱり、三川西部の非農用地が確保できないところに建設しようとしたことに、スケジュールのずれが生じている。市長はスケジュールに狂いはないと言っている。私も地元の議員としてどう説明していいか。いつできるかも分からない。だから、とにかく私は必ず計画どおりに建設してほしいと願っての質問なんです。もう何回も何回も話が延びていつてきている。このことについて、今回の25年3月着工、26年9月完成で、市長絶対するんだという決意を答弁願います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 私も向後議員と同じで一刻も早く飯岡中学校は建設したいという気持ちには変わりありません。それだからこそ非農用地を早く設定してもらったり、飯岡西部の事業を早くしてもらいたいというような思いの中で、何回も県、農林振興センターに足を運んでいるわけでありまして、そのことが基準でありますので、その進捗状況によって今こういうような25年3月、26年9月というような状況になったわけでありまして、年はずれたのかもしれませんが、実際は3か月から6か月くらいのずれということで、今認識しておりますので、最悪26年9月には入れるように頑張りますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 向後悦世議員。

○10番（向後悦世） ぜひそのようにお願いしたいと思います。

それと、計画が、スケジュールが立たないそこに建設しようとした、そういう執行部の、また学校建設検討委員会のもっと慎重な判断をよろしくお願いいたしまして、一般質問を終わります。



○議長（林 一哉） 向後悦世議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、午後 2 時 30 分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 1 8 分

再開 午後 2 時 3 0 分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

#### ◇ 高 橋 利 彦

○議長（林 一哉） 続いて、高橋利彦議員、ご登壇願います。

（20 番 高橋利彦 登壇）

○20 番（高橋利彦） 20 番、高橋です。

大きく分けて 4 点、一般質問をいたします。

まず初めに、ごみ処理施設裁判と旧干潟町長への請求についてであります。

初めに、許可までの経緯と許可要因と取り消しの要因についてお尋ねいたします。

1 市 3 町の合併を控えて、干潟町から環境シンフォニックに対して、中和地区でのごみ処理施設の許可が下ろされました。工事が始まり、それがごみ処理施設と知らされた地域の住民が大騒ぎを始め、猛烈な建設の反対運動に発展しました。反対運動の盛り上がりによって押されたのか、間もなく町が許可を取り消し、その後合併、そして先般行政としては異例の判決ではなく和解ということで裁判を終わりにしてしまいました。この問題についての、許可までの経緯とどのような法律によって許可されたのか。その要因とまた取り消した法律そしてその要因についてお尋ねいたします。

2 点目として、訴状の趣旨と答弁書の趣旨についてお尋ねしますが、民事事件は刑事事件とは違い、第三者でも訴訟の書類がとれます。訴状、答弁書、どのようになっているのかその内容について詳しくお尋ねします。

また、許可取り消しの訴訟があったのか。それと先ほどの訴状の中で、旭市が答弁書を出しているわけですが、請求原因に対して幾つ否認をしているのか。その内容についてお尋ねします。

次、3点目として、論点であります但裁判を続行した中での主な論点、つまり争点はどのようなことであつたのかお尋ねします。

4番目として、判決ではなく和解とした理由、それと弁護士費用また和解金についてお尋ねしますが、貴重な市民の血税を使う、さらには賠償法によって求償権も発生するこの裁判、司法の判断にゆだねないでなぜ和解にしたのか、その理由。そういう中での弁護士費用と和解金でどれだけの税金を使うことになつたのか。これで市民が納得すると思うのか、市民感情について市長にお尋ねします。

5番目として、弁護士についてであります但、弁護士法が変わりまして数年前から弁護士も宣伝活動ができるようになりました。そのために、事件に精通した弁護士を選べるようになりました。そういう中で何点かお尋ねしますが、旭市が依頼した弁護士はどのような事件に精通しているのか。また双方の弁護士の事務所の所在地、それとどこの弁護士会に所属しているのかお尋ねします。

6番目として、求償権を使わない理由についてであります但、先般の議会におきまして、顧問弁護士を交えて十分協議して決めたということですが、弁護士というのは法律に詳しいだけでありまして、法律の番人は裁判所そして裁判官であります。弁護士の判断で決めるなら裁判所の必要はありません。そういう中でなぜ求償権を使わないのか、その理由について詳しくお尋ねします。

大きな2点目として、旭市はなぜ銚子市の格下かについて。

まず初めに、要因と対応についてお尋ねします。

旭市、銚子市、匝瑳市は近隣市ということで、一部事務組合の構成員として今までも、それから今後もお互い協力して仲よくしていく立場であります。それが先般、銚子市の野平市長のブログで「格下のはずの旭市」ということが書かれていました。なぜ旭市だけがばかにされるのか、その要因と対応について市長にお尋ねします。

大きな3点目の防災、災害対策問題についてであります但、まず初めに津波のハザードマップと現実についてお尋ねします。

今回の大震災では、我が市も津波で大きな被害を受けました。津波対策のための津波ハザードマップが作ってありますが、いつ、何を根拠に、どのような業者が作ったのか。また、このハザードマップに対して、被害の実態はどのようなになっているのか。それと海岸線に避難場所が指定されていますが、何か所ありそのうち何か所が被害を受けたのかお尋ねします。

2点目として、現状と今後の対策についてであります但、国の方針もあり、市は地震対策

には力を入れてきました。しかし、津波対策では飯岡の三川西部の整理区域への津波防災対策を考慮した中での飯岡中学校の移転計画のみであります。地域住民の安心、安全のための津波対策はどのようになっていたのか。

それとまた、近隣市町村の津波被害が少なかった中で、旭市だけがこのように甚大な被害をこうむったということは、津波対策がまるきりなっていなかったということではないのか。市長はこのことをどのように思っているのか。それらの現状を踏まえた中で、今後の対応策についてお尋ねいたします。

大きな4点目の災害問題でございますが、まず初めに、復旧、復興対策について。

いよいよこれから本格的な復旧、復興が始まるわけですが、被災された方々には家屋はもとより土地の価値までなくなってしまったわけです。それらを含めてどのような対策を検討しているのかお尋ねします。

2点目として、国からの支援であります。災害地でも地域間格差があると言われていますが、これはどうなっているのか。また、国の補助金を除いた市の負担金、つまり一般財源はどのぐらいになるのかお尋ねいたします。

以上で1回目の質問を終わしまして、あとは自席で行います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 高橋議員の一般質問にお答えをいたします。

私のほうから、1番目のごみ処理施設裁判の中で、多くの血税を使うという中での市民感情はという質問にお答えしたいと思います。

このことは、平成16年暮れから正月にかけて、旧干潟町がごみ焼却場の前提のものの申請に許可を出したということに端を発したわけでありましたが、そういった部分で旧干潟町で解決できるものだと、6月議会の中でそういったような干潟町当時の高木議員から発言もありましたし、高橋議員もそのときは議長だったわけでありまして、それが住民のいろいろな部分での反対運動が出まして、これまで来たわけでありまして、今回旭市になってやがて6年が経過するわけでありまして。そんな中で、これまで2年近くかけて裁判をやってきたわけでありまして、その中でいろいろな論点、これはまた後で総務課長のほうからもお話があると思いますけれども、論点を出尽くして議論したわけでありまして、そういった部分で今回和解ということで決着をさせていただいたわけでありまして。

市民感情ということでありますけれども、大変な額を使うわけでありますけれども、長引いたいろいろな裁判の状況の中で、こうした結論が出るということは、ある意味で今後に尾を引かないというような部分もありますし、ある程度の市民感情としては納得していただけるものと、私は思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

次に、銚子市の格下かということでありますけれども、銚子市の格下、格上というような部分、先だってもありましたのでブログも見させていただきました。確かに銚子市のプライドというものが表に出て、旭市は格下だというようなブログが書いてありました。

普段から銚子市は千葉県の中で、千葉市に次ぐプライドを持っているわけでありまして、どこの市長会へ行っても千葉市の次の席は銚子市であります。そういった部分の中で、市長がそういった部分の思いを持っていたということは、私どもは知らないわけでありますけれども、野平市長にしてみればそういった部分はあるのかもしれませんが、銚子市民にとってもそういったことがあるのかもしれませんが。

しかし、先ほど高橋議員もお話がありましたように、3市の中でいろいろな面で連帯をしてやっていかなければならないと、そんなような状況の中で格上、格下ということは、私自身は考えておりませんし、このことについては当時の秘書課長のほうを通じまして、銚子市に嚴重に抗議を申し入れさせていただきました。今後、こういったことをブログ等で書かないでいただきたいというようなことはきっちりと抗議をいたしました。その点でよろしくご理解いただきたいと思います。

次に、津波対策ということで、対策にはなっていないのではないかとということであります。確かに、マニュアル、ハザードマップ、そういった部分で今回手落ちがあったということは、現実そういうことであるので、本当にハザードマップやマニュアルが作用しなかったということは言われても仕方がないということであろうかと思えます。

ただ、7.6メートルという想像もつかないような大きな津波ということで、全員が津波に対する知識、恐怖感、そういった部分が油断というものにつながってきてしまったのかなと、そんなように思っているわけでありまして、今度の教訓を生かしながら、先ほど来、話がありましたように、警鐘と言いましょうかサイレンは継続して鳴らすとか、また予報が出たら、私がいつも思うんでありますけれども、暴風雨、台風の予報では瞬間最大風速と最大風速が違います。瞬間最大風速は1.5倍から2倍くるといような常識が国民の中にあるわけでありまして、津波が2メートル、3メートルという最初の予想の中で、これは2倍か3倍に来るといことを国民の意識の中で、学校の教育の中で持ってもらふということも、これから

きちっと対応していかなければならない。きのうの佐久間議員からも話がありましたように、津波は人工的に防波することよりは、やはり逃げるということが一番だと私も思っておりますので、そういった部分をきちっとこれからの復興計画、それこそ津波ハザードマップ、津波の対応策に取り入れていきたいと、そんなように思っております。どうぞよろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 環境課長。

○環境課長（浪川敏夫） それでは、第1点目の（1）許可までの経緯等についてご答弁申し上げます。

申請者である株式会社環境シンフォニックは、平成16年12月27日に旧干潟町に対して廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定に基づき、一般廃棄物の処分業の許可申請をいたしました。旧干潟町ではこれを受け付け、平成17年1月14日付で許可し、許可証を交付いたしました。

しかし、その後計画していた一般廃棄物処理施設が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条及び同法施行令第5条の規定により千葉県施設の設置許可を要すること、また廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第10項及び同法施行規則第2条の4第1号イ（2）に規定する一般廃棄物の許可基準を満たしていないことが判明し、旧干潟町は平成17年6月29日付で当該許可の取り消しを行いました。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） では、2点目の訴状の趣旨と答弁書の趣旨という部分でお答えいたします。

訴状の趣旨につきましては、一般廃棄物処理業の許可を受けた原告が許可後に支出した7,857万9,050円が、許可の取り消しにより無駄なものとなり損害を負ったとして、民法709条、不法行為による損害賠償請求に基づき賠償を市に求めたものでございます。その後、請求の拡張申し立てがあり、損害賠償請求額が8,642万9,050円に拡張されたと。

これに対する市の答弁書の趣旨につきましては、原告の請求の棄却を求めたものでございます。その中で、否認しているものというお話がございました。それにつきましては、基本的には市としては事務処理として瑕疵があったという部分でありまして、それに対しましての認否答弁につきましては、21年2月6日に請求の棄却を求めて争うものとしたものでございます。

それから、3番目の論点というお話がございました。裁判上の論点として当初の双方の主な主張について申し上げたいと思います。

被告であります旭市は、次のように主張いたしました。

1つとして、当該許可の取り消しは廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令及び同施行規則に定める一般廃棄物の処理業の許可要件を満たさない者に対する許可であったことが判明したため行ったものである。

2点目として、その要件の中でも特に大きな要件欠如に当たるのは、同施行規則の「一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処理に適する処理施設を有すること」という規定に対し、原告は当時その施設を有していなかったということでございます。

3つ目として、したがって、原告が施設の設置を始めたとする法的要件をクリアすれば、許可申請を改めて行い、新たな許可を得ることは可能だったはずである。これをしなかったのは、専ら原告側の問題である。

4つ目ですが、原告は自ら許可のために必要な建設事業等を放棄したものであり、当該放棄に伴う損害について、許可の取り消しを原因として旭市が賠償する相当因果関係は存在しないという部分でございます。

これに対して、原告側につきましては次のような主張をしました。

1つ目ですが、原告は旧干潟町の当該許可を当然に法的に有効なものと信じ、その許可から取り消しまでの間にさまざまな投資を行ってきた。

2点目、旭市は許可の取り直しができただけである旨を主張するが、原告は旧干潟町からの許可を背景に、さまざまな資金調達を行ってきたところで、その許可取り消しと同時に資金の調達が頓挫し、事業から撤退することをやむなくされた。

3つ目に、したがってこれらの損害はひとえに旧干潟町の許可取り消しに起因するものであり、旭市はその賠償の責に任ずることは避けられない。

以上が双方の主張でございます。

4点目、判決でなく和解とした理由と弁護士費用、和解金というお尋ねでございます。

判決でなく和解とした理由ということでございますが、平成22年4月23日の第11回目の弁論において、裁判所から3,500万円の支払いによる和解を勧告されましたが、旭市はこれに応じることはできないとして期日の続行を求めたものでございます。

その後、期日を続行して双方の主張及び証拠提出がほぼ出尽くしたため、平成23年1月21日の第18回目の弁論において、再度裁判所から2,750万円の支払いによる和解を勧告された

ものでございます。

これにつきましては、2度目の勧告は重いものであり、内部及び弁護士との協議の上、市の経済的な損失もこれが最小限であろうと認識をしまして、本年第1回定例会に和解議案及び賠償のための補正予算を提出したものでございます。

それから、弁護士費用とのことでございますが、着手金として275万1,000円、それから成功報酬として516万1,530円の合計791万2,530円でございます。

和解金につきましては、先ほど述べたとおり2,750万円でございます。

和解金につきましては平成23年4月15日に、成功報酬は4月22日に支払いを行ったものでございます。

続きまして、弁護士についてということでございますが、今回の訴訟で市の代理人をお願いした弁護士は、市の顧問弁護士であります千葉県弁護士会所属の千葉市の色川・古宮法律事務所の古宮明弁護士でございます。

古宮弁護士につきましては、船橋市商業活動調整委員会委員、千葉県大型小売店舗審査会委員、千葉県大型店立地審議会委員、市川市情報公開審査会委員などを歴任しておりまして、当市の顧問弁護士として適任であると判断し、平成17年10月より引き続きお願いしているところです。

したがって、今回のごみ処理施設の問題についても、その発生の当初からの経緯を熟知しており、平成18年2月に提起された行政訴訟においても、当市の訴訟代理人を務めていただいております。

相手方の訴訟代理人は、同じく千葉県弁護士会所属の村上・湊法律事務所の村上典子弁護士及び湊弘美弁護士でございます。

以上でございます。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 総務課長。

○総務課長(神原房雄) 答弁漏れがございました。申し訳ありません。

6番目、求償権を使わない理由という部分でございますが、求償権を使わない理由につきましては、第1回定例会でも答弁したと思います。当該許可に関しては法令の解釈錯誤はあったものの、国家賠償法に規定する「故意または重大な過失」があったとまでは認められず、したがって、市が本件に関し求償権を有するものではないというふうに考えております。

それから、今度は3番目の防災、災害問題という部分にお答えいたします。

津波ハザードマップと現実についてという部分で、現在のハザードマップですが、作成時期については平成20年1月、参照記録につきましては元禄津波、業者については緑川地図というふうに考えております。

津波ハザードマップと現状についてという部分でお答えいたします。現在、地域住民に配布してありますハザードマップですが、これには浸水領域の中に避難所が確かにあります。今回の津波は、地震発生から津波到達までの時間がかかなりありました。津波到達までの時間が短いときは、一時的避難としてどこに避難するかと言えば、やはり高い建物に避難することが有効とされています。

しかし、今回の被害は甚大でありまして、今後検証を行う中で津波ハザードマップの見直しを考えていきたいというふうに考えています。

それから、現状と今後の対応策という部分でございますが、災害に強いまちづくりを目指し、今後迅速な避難ができるよう住民と行政が一体となった津波避難訓練の実施、それから自主防災組織の育成、地区コミュニティの醸成などを行いまして、防災及び地域住民の連帯意識の高揚を図りましてやっていきたい。

また、津波避難計画の策定など防災計画などを見直して、市民が安心して暮らせる体制の整備を検討してまいりたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（林 一哉） 企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 4番目の災害問題、復旧、復興対策についてということでございます。

初めに震災復旧事業、これは復旧事業というのと復興計画とに分けてお答えさせていただきたいと思います。

復旧事業につきましては早急に対応が必要でありまして、被災者の生活支援、議員さんの質問は家屋についてはどうなんだということでありますので、被災者に対する支援金を中心とした、あとは貸付金制度、それから税等の免除等をはじめ、災害廃棄物関連、地域支援、産業再建支援、そして公共施設復旧などの補正予算、これも何回も言いますが実質額で51億円余の措置をしたということでございます。

次に、復興計画でございますけれども、計画策定は一刻も早い被災者の生活再建、これまた同じこととなりますけれども、生活再建をまず第一に考えまして、被災した地域を震災前の水準に戻すことだけではなくて、持続的な発展を遂げるというものでございます。来年1



月をめどに策定すると、こんな今の方針でございます。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 財政課長。

○財政課長（加瀬正彦） それでは、その次の予算等についてということで、国からの支援の地域間の格差、それと一般財源の額というようなお話でした。確かに今回の被災によりまして、国からの支援、この指定なんですけれども、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律というのができています。これが5月2日に公布されています。

これによって特定被災地方公共団体、これは法2条第2項に基づきまして指定されておるんですけれども、旭市はこれに指定されております。これに指定されることによりまして、災害におきましても激甚災害の特定地方公共団体としてみなしまして、この規定を適用することになります。そうすると災害の国庫補助率等が少し上乗せになるだろうということでございます。

それと、今現在予算を組んでございます。今、企画政策課長からもお話がありましたとおり、実質で51億円ほど組んでいます。この一般財源は今現在12億6,838万円余りでございます。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 答弁漏れについて説明願います。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 許可の請求の取り消し……

（発言する人あり）

○総務課長（神原房雄） すみません、ちょっと。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） しばらく休憩いたします。打ち合わせしてください。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時21分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き高橋利彦議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） どうも失礼いたしました。

2番目の訴状の趣旨と答弁の趣旨のところでありまして、行政処分取消訴訟の経緯という部分でありました。これについては平成18年2月13日に許可の取り消しを不服として行政訴訟を提起されました。これが訴状は4月19日に到達しました。これについては、同年10月25日に相手方の訴訟取り下げにより終了しております。

それから、答弁書の中で否認している主なものという部分につきましては、14番にありますけれども、許可取り消しを受けたことによる原告側からの施設建設費、金额的に7,857万円の支出、そういう部分について、それから15番目の、これも金额的なものでございますけれども7,857万9,050円、こういうものについて否認をし、争うというふうにした部分でございます。

それから、弁護士の所在という部分でございますが、古宮・色川事務所につきましては千葉市中央区中央三丁目17番2号ライオンビル4階でございます。それから、村上・湊法律事務所につきましては、千葉市中央区本千葉町1-1日土地千葉中央ビル10階でございます。

その中に、専門的なものというものがございましたが、うちのほうの調査の中においては民事訴訟一般というふうに話は聞いております。

もう一点、今度はハザードマップの件で津波の今回の状況の中において、避難所がどれくらいあったかという部分でございます。飯岡地区には17か所避難所がございまして、そのうち浸水になった場所については4か所。それから旭地区については、避難所8か所、そのうち浸水した所が1か所というふうになっています。

以上でございます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 高橋議員、マイクを通してしゃべってください。

○20番（高橋利彦） こっちのほうはいいんですよ。危険地域、ハザードマップで津波が来るといふ地域に何か所避難所があったのか。そのうち何か所が被害を受けたのか、こういうことです。全部とあれではかなり違ってしまふわけですね、イメージが。海岸線何か所避難所があるのか。全部の避難所が例えば20あって1つ被害を受けたのと、海岸線に5つあって1つ受けたのでは全然ほら。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 着席願います。

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今、飯岡地区というお話をしまして、浸水箇所4か所と先ほど言いました。その4か所について海岸線の部分の中の避難所という部分であります。あとプラスして飯岡小学校という部分の5か所のうちの4か所に浸水があったという。

また、そのほかにも飯岡中央保育所とかそういう部分も一時避難とかそういう部分でありますけれども、避難所としての部分についてはそういう形になっています。

旭地区については、かんぼの宿という部分でそこが今回浸水してしまったというふうに考えています。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） それでは再質問いたしますが、この許可、よく行政にやっぱり役所仕事だなと言いますが、役所仕事の代名詞は遅いというのは通説でございます。そういう中で、干潟においてこれだけの早い許可が下ろされたというのは、やはり天の声か何かあったんじゃないかと思うわけでございますが、今さらこれを言ってもしょうがないわけでございます。

そういう中で、まず訴状の趣旨と答弁書の関係でございますが、先ほど答弁ありましたら訴状に対して否認したのはただ金額だけでございますね。そうすると、論点というのは何もないわけでございます。

それとまた、許可取り消しに対してその取り消し請求の訴訟があったということでございますが、これは我々も全然知らなかったわけです。答弁書に載っていて初めて知ったわけです。そういう中で、この許可取り消しの請求には裁判費用はどのぐらいかかっているんですか。それをお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） これは原告のほうの取り消しという部分でありますので、こちらとしては金額は分かりません。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 向こうから訴状が出た段階で、裁判にならないときに相手方が取り下げたということですね。じゃあ、なぜ相手方が取り下げたのか、その理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 副市長。

○副市長（増田雅男） 高橋議員さん、申し訳ないんですけども、答弁のほうですが、できましたら裁判のほうにずっと携わっていた職員に答弁させたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

議長、それでよろしいですか。

○議長（林 一哉） じゃあ許可いたします。

○副市長（増田雅男） ありがとうございます。じゃあちょっとすみません、休憩を。

○議長（林 一哉） 休憩いたします。そのままお待ちください。

休憩 午後 3時31分

再開 午後 3時32分

○議長（林 一哉） それでは再開いたします。

高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課副主幹。

○総務課副主幹（小倉直志） 高橋議員からの再質問に対してお答えいたします。

まず、行政訴訟のほうの取り下げの理由ですけれども、先ほど裁判にならないうちに終わったのかというお話もございましたが、一度は裁判になっております。それで、三度口頭弁論を続けたときに、千葉地方裁判所のほうからもともと許可要件を満たしていなかった許可でしょうというような勧告がございまして、取り下げに至ったものでございます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃあ、その許可要因を満たしていなかったという原因、それと裁判になったということであれば、これは当然訴訟費用はかかっているわけですが、先ほどは裁判にならなかったというお話ですが、今度は裁判になっているわけですね。その裁判費用はどのぐらいかかっているのか。おおよそで結構です、急遽ですから。

○議長（林 一哉） 総務課副主幹。

○総務課副主幹（小倉直志） まず裁判になりまして、訴訟費用の関係からお答えいたします。

こちらでかかりました弁護士費用は着手金、成功報酬合わせまして105万円でございます。

許可にならなかった要因、最大のものは施設を有していないうちに許可を出してしまったと。その要件を満たしていなかったのが最大の理由でございます。

(発言する人あり)

○議長(林 一哉) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) それは分かりました。

そういう中で、3番目の論点です。裁判の中で、訴状に対して金額だけ否認していますね。あとはすべて認めているわけですね。そういう中では、再度お尋ねしますが争点はどのようなことであったのか。それが争点として実際争われたのか、その辺をお尋ねします。

○議長(林 一哉) 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課副主幹。

○総務課副主幹(小倉直志) お答えいたします。

まず、争点、訴状の認否ということですが、確かに1項ずつ何項目かありまして、それを1項ずつ認めたり否認したり、争ったりということが答弁書の内容でございます。私どもが認めたのは、主に事実関係、こういう日にこういう許可があった。あるいは取り消された。こういう行政訴訟が提起された。そのような事実関係に関しましては、これは認めないわけにはいきませんので。

それで、最後の金額を否認ということですが、金額そのものも否認しておりますけれども、その損害賠償の責任が旭市にあるということも否認しております。

というのは、次の論点になりますが、もともと施設がなくして許可が取り消されたということであれば、資金的な融通等があればこの業者は施設を造って、再度許可申請に及ぶことができる。これをやめたのは一義的に原告のほうの責任であろうと。したがって、それを続けなくて停止したのは向こうの責任であると。それでこちらは因果関係が存在しないということ争点といたしました。

○議長(林 一哉) 高橋利彦議員。

○20番(高橋利彦) そうしますと、論点としてはいずれにしてもこちらが間違っって許可を下ろしたと。それと相手方はそれだけの条件を具備していなかった。それが一番の論点ということであったわけですね。

そういう中で、じゃあこの問題については和解にした理由ですね。それから弁護士費用はこれはしょうがないわけですね。今、弁護士事務所おのおので決まっていますからね。これ

は問題ない。そういう中で2,750万円の支払いの根拠、七千幾ら来ていますね。2,750万円払うという和解金になった中で、どういう根拠に、向こうから請求来たのはどういう根拠でこちらが応じたのか、その辺まずお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課副主幹。

○総務課副主幹（小倉直志） 2,750万円の根拠ということでございます。先ほど来、私ども、総務課長もちょっと答弁ございましたが、その前に一たん3,500万円の和解勧告が出ております。実はこの和解勧告の中で、かなりこの点は認められる、この点は認められるということでそれを積み上げていった金額がそのときの第1回目の3,500万円でございます。そこに納得できない部分がございましたので、私どもは期日の続行を求めました。最終的にこちらから、例えば工事の進捗状況、原告の主張するそこまでは工事が進んでいなかったらどうか、そういったところで隅々をつぶしていきまして、最終的に2,750万円という金額が裁判所のほうから提示されたわけでございます。すなわち、最初の3,500万円の金額が出たときに、裁判所が7,800万円のうちのどの損害を認定しているかということがあらかたうかがい知ることができましたので、そういった点かと思えます。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 私が見た中ではオオナギハジメの2,100万円、これは裁判を続行した中で、じゃあその根拠といたら私は何もありません。帳簿上もそれから預金の通帳でもこれは証明できないと思う。それとこれは認めなくてはならないのは工事代金それから地主への賃借料約1,800万円、これは認めざるを得ないと思います。私が見た段階で。あとは未払いの3,500万円ですか。これはそういう形跡がないのでこれは認められないわけございまして、そういう中で私が見れば約1千七・八百万円です、そこへ弁護士費用を乗せた、そして向こうの多少の業者の手数料、それが2,750万円ですか、これになると思うんですよ。

そういう中で、原告損害一覧表の中でどれとどれを市が認めたのか、分かりますか。分らなかったらまあいいですけどもね。おそらくそれはこっちへ来た中で、市長かその辺と話し合いしてこの金額は決めたと思うんですけども、やっぱり根拠があって和解に乗ったと思うんですよ。

それから、なぜ幾ら向こうから勧告が出て、これはちゃんとここにあるでしょう。向こうの訴状にありますよね。ちゃんと裁判所には裁判費用払っているわけです。二十何万円で

すか。それと裁判所はやはり判決、やぶさかじゃないと思うんです。まして行政の訴訟ですから。それを和解に持っていったということは、これからちょっと出てきますが、この事件をうやむやにするため。これ見たら分かる、和解というのは、和解はあれでしょう、結果的にはこれしかないわけです、被告は原告に対して和解金を払う。それからその他の請求は放棄する。あとそれ以外何らの債権債務のないことをお互いに確認するで、これが結局、判決文と同じになってしまうんです。ですから、最終的には和解にするということはこの事件の真相をうやむやにするということだと思うんです。それでなく判決であれば、何がどうだからぴちっとした根拠が出されるわけです。例えば金額だってそうでしょう。これは認めますとか、これはこの事件をうやむやにするための和解だと思うんですが、その辺今度は担当ではちょっと、これは市長でなければできないと思いますが。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 和解の提示が2回ありました。それでこっちの言い分もかなり2回目には聞いていただきまして、それで裁判所が出してくれたわけでありまして、それをまた拒否をするというような形になりますと、裁判まで持ち込むということになれば、やはりもう少し上乗せがされるのではないかと、そんなような報告もありまして、上乗せをされないように長い間の裁判ということもありまして、この辺で和解をするのが妥当かというような判断で指示をしたところであります。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 裁判が長いとか何とかは関係ないんじゃないですか。そういうのは。これはまるきり市長あれですよ、それで上乗せされるといったってね、裁判で結局安くなったら安くなったで今度は逆に弁護士に払うでしょう。結局これが七千何百万円ですから、そこが旭市が2,750万円ですか、そうすると最初の請求との差が弁護士にしてはその何割かが報酬になるわけですよ。弁護士に払うか相手に払うか。それならやはり市民に納得してもらうためには判決で、その金額を払えば市民はだれでも納得すると思うんです。これでは本当にあれですよ、この事件をうやむやにするため、だれのためにうやむやにするか。これはまた後で質問しますが、そういうことなんです。長くなったから、それから裁判所の心証、そんなのは関係ないんですよ。幾らこれ言ったって、市長は内容がよく分からないでしょうから、これは答弁求めませんよ。いいですよ。

次に、そういう中で、今度は弁護士の問題でございますが、先ほど聞きますと民事に精通

した弁護士と。それで旭市の顧問弁護士ということですね。民事にもいろいろありますから、幾ら顧問弁護士だからといってやはりこれから旭市が裁判を、これからも当然あると思いますよ、そういう中で精通した弁護士、それを選んでいただきたいと思います。

それとまた、弁護士の事務所を聞きましたら、これはすぐ隣なんですよ。そうでしょう。隣で同じ弁護士会所属ですから、みんな同業者、この辺で言えば例えば大工組合、そういう仲間なんですよ。よくご存じだと思いますが、弁護士というのは司法試験通った中で検事になるか、裁判官になるか、やめたら弁護士になるわけです。弁護士活動は、その弁護士会に所属しなくては弁護士活動できないわけで、同じ穴のむじななんですよ。医者ならそれを治すという答えが出ますけれども、弁護士の場合答え出ないんですよ。刑事事件であれば検事が求刑した、それより判事つまり裁判官が大体安く、10年と求刑したら8年、そうしたら刑事事件というのは弁護士の勝ち、民事はよく弁護士に言わせたら、いかに依頼人を納得させるか。相手とけんかするんじゃない。自分で頼んだ人を納得させる、これが弁護士の腕だというんです。そういう中で同じ仲よしクラブで幾らやったって、これはしょうがないと思うんです。ですから、これをやったらいつも口きいてる仲、こんな中でどうせ誰も痛くない、まして市なら取りっぱぐれないからね。そういう中での、結局和解になったと思うんです。答弁求めませんよ。

次に、求償権を使わない理由なんです、この前、顧問弁護士を交えて十分協議して決めたということであります。弁護士は答えを出せないんです。答え出すのは法律の番人である裁判所、そして裁判官なんです。結局求償権を、簡単に言いますと市長、昔の干潟町長にいろいろ選挙で世話になったから、選挙のときも推薦人になったり世話になったから、そのお返しですが、ちょっと高いんじゃないですか、あまりにも。求償権うやむやにできてしまっている。なぜ、どういう理由で求償権を、判決出してあればぴしっと出るんじゃないですか。それと同時にここに判決出さなくたって、こっちからの答弁書の中で、結局原告に対する許可要因、つまり許可時に処理施設を有していなければならない要件がないことから、敗訴判決を示唆され取り下げを許可したと、ここに明確に書いてあるんです。全くこれは簡単なことで許可を下ろした。そのために市はこれだけの金をかけたわけです。それを三千何百万円ですか、一般の人だったら身上つぶれてしまいますよ。人の金だから簡単に出す。ちょっとそれはおかしいと思うんですが。そういう中で、求償権これから使うのか使わないのか、市長にお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。



市長。

○市長（明智忠直） 求償権の問題ですけれども、前回3月議会でも申し上げましたように、国家賠償法に書かれております故意または重大な過失ということには当たらないというような考えで、求償権は有しないというような理解を持っているところでありますので、よろしくをお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 重大って、ここに許可時に処理施設、許可受け取るときにその処理施設があるかどうか、当然、書類添付させるでしょう。そうすればそこで確認できるわけですよ。それをしないというのは重大な過失じゃないんですか。今、やはり住民が意識目覚めた中で、住民意識のある中で、先般も市川市で民団に支援金出したわけですね。そうしたら市川市の条例では政治団体を出すところにはその支援金は出せないと、こういう条例がある中で出した。そうしたら裁判の結果は職員に注意喚起していれば支出を阻止できたということで、全額市長が払うようになっている。そういう中で、市長がもし住民からこれに対して市長に訴訟できた場合、市長はどういう考えを持っていますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 求償権という部分については、私はその時点で少くらの認識不足、そういったものがあって許可を出した。その中で取り消しまで進んだ、旧干潟町の時代に取り消しまで進んだというようなことで、それが重大な過失に値するのかわからないのか、私はそういったことはないとなんのように認識しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 許可を下ろしたものを取り消したから云々、じゃあそれなら泥棒して返したらそれで無罪放免ですか。そうじゃないと思いますよ。やっぱり市長、これだけのあれですよ、三千何百万円出すわけです。それがそんなに簡単に考えていいんですか。やっぱり金は大事なんです。この間も、きのうですか、市長がこの災害に対して、だれですか、議員が少し歳費をと、それはできませんと。自分の金では1万円でも10万円でも惜しいんですよ。それが人の金なら簡単にこれだけの金、まして自分の持っている金ならいいですよ。市民の大事な税金なんですよ。そういう中で、市長はそう言いますが、最終的には市民からやられたら大変なんですよ。ですから、その前に市長はやらないじゃなく、どういうふうにするか、ここでお答えいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 求償権の問題は、重大な過失または故意というようなことの中で争点があるかと思いますが、そういった部分で本当に自分の私利私欲、そういった中でそのことに走ったということであれば、それはまた求償権もあるのかとは思いますが、そういう私利私欲で走ったということには全然うかがい知れませんので、求償権は有しないと私は考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（林 一哉） しばらくお待ちください。

休憩 午後 3時54分

再開 午後 3時54分

○議長（林 一哉） じゃあ、高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） では2番目の旭市が銚子市の格下という問題でございしますが、課長を通じて銚子市の市長に抗議したということでございしますが、やはりこういう問題は市長自らが抗議すべきだと思うんです。結局、ばかにされるということは一族郎党ばかにされるんです。市長だけじゃないんですよ。やっぱりあれですよ、それは何かと言えば、人間というのは付き合いの中で、その人を評価するのは市長、自分じゃないんですよ。私は市長だと思っても、みんなが市長に見てくれなければしょうがない。やはり相手が認めてくれて初めて、しかし相手が認めてくれなかったらばかにされるんです。

特にあのブログ見たら分かるでしょう。ごみ処理施設、ごみの関係は1市3町、市長管理者をやっているんです。それでみんなであなただけで、事務所まで銚子市に持っていかれてしまう。よそから見たらそんなばかにされることないと思うんです。ですから、そこらを見据えた中で銚子市の市長が、本当であれば匝瑳市のほうが市は小さいわけです。匝瑳市がばかにされるのは、それが旭市が、匝瑳市より大きい旭市がばかにされるということは何だと思いませんか。そういう中で、市長は銚子市の市長にどう対処しますか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 高橋議員から何回も何回も東総広域市町村圏事務組合の関係の中でご提

言がありました。私としても十分自分の足りないところ、それを高橋議員から指摘されると、そんなような思いで今ようやく対等の立場に、後押しを高橋議員にさせていただきまして、対等に付き合えるようになりました。銚子市長もとにかく自分自身はエリート、そしてまた千葉県で2番目の市制施行の問題、市長だけではなくていろいろな部分の中で銚子市民がそういった思いがあるのかなと、そんなように思っておりますけれども、今は切実に旭市と肩を並べるぐらいのところまで落ちてきたわけでありまして。そんな中で……

(発言する人あり)

○市長（明智忠直） 人口的にです。誤解をされたら困りますけれども、人口的に7万を割るくらい的人数で肩を並べるくらいの仲になってきて、ライバル意識がお互いに出ているのかとそんなような感じはしております。

ただ、ごみ焼却場の問題も、銚子市長が銚子市でやるというようなことで、みんなで、3者、それから東広の事務局、4者で相談した結果で向こうで事務所を持ってやったほうが、農地の転用の問題、許認可の問題、あるいは行ったり来たりの中で時間的な部分、そういった中で銚子市に事務所を置くということはみんなが認めて決めたことでありまして、でも高橋議員からいつも言われていますように、私も強くなって銚子市と対等にこれからもやれるような気がしますので、よろしくご指導を今後ともお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、市長は7万市民の代表なんです。ばかにされないようにしてください。よく馬子にも衣装とか、ぼろは着ててもと言いますが、馬子に衣装ではすぐはがれるわけです。今だって予算に車の買い替えだって計上してあるでしょう。幾ら立派な車に乗ったって、やっぱり馬子に衣装じゃしょうがない。やっぱりぼろは着てても旭市の市長だなど、名実ともに旭市の市長だと言われるように、これから旭市の住民意識の高揚とともに頑張っていきたいと思えます。

次に、防災問題でございますが、ハザードマップ作ってありまして、元禄の津波ですか、これを基礎に業者に依頼して作ったということですが、せっかく作って津波が来る地域になぜ避難所を作ったのか。ほとんど被害を受けているでしょう。津波地域。これはまるきり業者任せであったのか、その辺をまずお尋ねします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） ハザードマップの中に津波の範囲の中に避難所がなぜあるかという

部分でございますが、冒頭申し上げましたけれども、確かにその範囲の中にあるという部分につきましては、一時避難という部分の必要なかと、そういう部分を含めた中でのそういう部分があった。先ほど申し上げましたけれども、元禄津波が4分から40分の間という部分もありますので、そういった意味の中においては瞬間的に避難をしなければならないという場合には、ある程度高いところという部分については、弱者の方もおりますので、そういった部分については活用もできるのかというふうに考えています。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 一時避難とか何とか、今度の東北の津波どうですか。一時避難したらみんな死んじゃったんじゃないですか。そんな悠長じゃ困ると思うんです。やはりこれを機会に、もっとハザードマップの見直しと避難場所の見直し、それからまた旭市は津波だけじゃないんです。津波の被害と同時にかなり液状化の被害を受けているんです。ほかの地域と違いまして。そういう中でハザードマップ、また液状化の地域見直し、地域地図というんですか、それらを作る考えはございませんか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 液状化マップそれから津波マップの部分でお話がありました。確かに津波については、今回大きな津波という部分の中で、当然そのものの見直しはしなければならない。これについては国も県も同様でありまして、県のほうでも調査をしております。同様に液状化の部分につきましても、液状化対策として県のほうで調査、検証をしているところでございます。県のほうにおきましても、津波の状況、そういう検証、必要な対策のためのそういう調査の結果を示してくれるという話がございます。また、それは津波についても液状化についても同様でありまして、また県のほうでもある程度、液状化の危険度分布図と、そういう部分も作るという話もしています。

ですから、そういった中において、今回の液状化問題もそうなんでございますけれども、いろいろな国、県においても調査をしている中において、そのものを示すという形をどういう形で示したらいいのかという部分もあります。その県との整合性も図っていかなければならないというように考えておりますので、私どももこういった大きな津波、液状化があったという部分については記録を残すという観点から、そういった県の調査結果を待った中での整合性を図った中で、その部分のマップなりそういうものを作成していきたいというふうに考えています。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしても、ハザードマップの大幅な見直し、それから液状化のマップの作成、やはり住民の安心、安全それから財産を守るために、これは必要だと思いますから、早急に作っていただきたいと思います。

次に、現状と今後の対策であります。飯岡中学校の移転計画については、津波対策ということでやったわけですが、そういう中でなぜ旭市がこれだけの被害が出たのか。当然、そういう考えがあれば、やはり地域住民の安心、安全のために、旭地区の津波対策、十分今までの時間の中で対策が練られたと思うんです。そういう中で、どういう対策を打っているのか、その辺。

それから、この地域の市町村、あまり被害がなかった中で旭市だけが甚大な被害を受けたということの中で、ほとんど答弁がなかったので詳細な答弁をお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今回、なぜこういう甚大な災害にという部分でございます。津波という部分におきましては、千葉県の浸水面積という、今回の津波の中での、17平方キロメートルであるという調査が出ております。その中で、一番津波の浸水面積が大きかったのは山武市、これについては6平方キロメートルというふうになっています。旭市については3平方キロメートルという部分でありまして、そういった中におきまして、やはり地形的な部分、囲まれている部分についてが地域的に違っているという部分もあるのかというふうに思います。旭市の場合には、海のすぐそばに住居が結構あるという、そういった中において津波の浸水面積は山武市よりも下なんですけれども、そういった状況の中において今回こういふになってしまったという部分だと思います。

やはり、津波の場合には第一に逃げるという部分のものもございます。防災無線のお話もありましたけれども、聞こえないというそういうのもありましたので、そういう部分については検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今の答弁ですと、山武市のほうがずっと被害を受けた面積が大きいということです。それとまた山武市よりこっちのほうが面積が少ない、それと海岸線に家があったからだということでございます。それならそれでそれなりの津波対策、今までなぜでき

なかったのか。やってないとなれば、じゃあ飯岡中学校の津波の関係での移転、これはただ学校、学校というより耕地整理を進めるためのただの言いわけになってしまうわけですね。

それと同時にまた今度の飯岡中学校の建設用地、海岸からどのぐらいになるのか。また標高どのぐらいになるのか。そんな中でまた近々千葉県沖には大きな地震の層があった中で、地震が来るということで、そうなれば当然今度は飯岡中学校の建設から見直さなければならぬと思うんです。

それとまたいいおか荘です。いいおか荘どうするか考えているということでございますが、いいおか荘を例えば旭市でやる。津波の被害があった場合、市がそれだけの補償とか何とか対応できますか。その辺まで考えていいおか荘の問題を考えているのか。

ですから旭市の津波対策と飯岡の学校建設、それからいいおか荘、そこらをまとめてお願いしたいと思います。特に元禄の津波ですか、これは標識があるということでございますが、江畑医院ですか、飯岡の、あの中腹に昔ここまで津波が来たという、何か石碑が建っていると、その辺どういうふうに考えているのか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（加瀬寿一） それでは、私のほうから飯岡中の今度の移転予定地の標高等お話しします。

海岸の道路から約1キロ以上離れております。ほぼ1キロぐらいでしょうか。それであの場所の標高、約9メートルございます。現状の位置が標高で言いますと4メートル、その標高を考えましても大分高い位置にありますし、今回の津波も最高7.6メートルの高さの津波が来て、遡上浸水した地域、飯岡地区で300メートルから600メートル北上したというデータでございますので、それを見ますと私どもの考えではまず、これからのいろいろな調査を待たないといけません、位置としては適当ではないかと考えております。

以上です。

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） 今回、かなり被害があったという部分の中で、もう少し対策をという部分だと思いますが、ハザードマップを見ていただければ分かるんですが、確かにこの地域において3メートルから0.5メートルという部分での浸水する部分というのは塗られております。その中では、ここまで津波が来ますという、これも2メートルぐらいの部分で浸水、高さがありますという、そういう地図を作ってあるというふうな中において、こういったハ

ザードマップを基にして、こういう津波についてはそういった避難所への方向とかこういうのも入っていますので、そういった部分の中でまずは逃げるという部分の中でのものであるというふうに思っています。

今回、こういう津波があったという部分の中においては、こういうものを先ほど言いましたけれども検証した中において、どうしたらいいのかという部分については、県そういう部分と調査結果を基にして検討して作っていききたいと、そういうふうに考えています。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） まだ1回ぐらいいいですか。

ちょっと前に戻ってしまいますけれども、先ほど答弁ありません。結局ハザードマップに対して被害の実態はどういうようになっているのかを聞いたんですが、これ答弁漏れありましたので、この辺、実態ですね、ハザードマップに対してどれだけ。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（神原房雄） 被害の実態という部分でございます。ハザードマップを見ますと、今回の津波がここまで来ましたという部分については、ほとんど同じというか、区域的には、今回の津波は大きかったので多少いっていますけれども、浸水の部分についてはほとんどハザードマップが示すような形で波が来ているというふうになっていると思います。

（発言する人あり）

○議長（林 一哉） 総務課長。

○総務課長（神原房雄） そこまで検証しておりません。先ほど申し上げましたけれども、県もそういう調査をしていますので、その中でそういう部分が示されると思いますので、そういうもので検討していきたいと思っています。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） いずれにしましても、ハザードマップと実態、この把握をやはりしっかり握っていただきたいと思います。

次に、災害問題について、まず復旧、復興対策であります。今回の災害、家屋被害はもとより今度は土地が全く価値観がなくなってしまったわけです。そういう中で、再建はもう並大抵じゃないと思うんです。そういう中で、それらを含めて復興計画をどういうふうに検討しているのか。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 家については3,308軒という被害があった。

これはもうずっと言っていることなんですけれども、残念ながら土地については具体的にじゃあどうするんだと言われてみますと、これから専門家の意見を聞いて進めているというのが今の状況であります。

以上です。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 今までの災害では、結局その災害地からよそへ出ていってしまうのが大分多いみたいなんです。そういう中で、いかにそれらの方々に旭市に定住していただくか。やはり人が減るということは、経済活動も寂れる。市が寂れるということなんです。ですから、いかに今までの住民にここに残っていただくか。やはりそのためには私は海岸で事故に遭った人は海岸へ住みたくないということでしょうから、今、市もかなり市有地を持っているわけです。そこをうまく利用した中で、それから不動産業者とタイアップした中でやはり対応をとっていただく、それも必要だと思います。

そんな中で、さっきも復興計画については地域、それから専門家と言いますけれども、一番市の実態を知っているのは、皆さん方なんです。総体的に知っているのは。そういう中では、まずそういう復興計画を作るにしても骨格は作る。そんな中でやはり地域の住民の意向も入れる。それから専門家の意向も入れる。それが本当だと思うんです。それがこの旭市では何の計画を作ったって、みんな業者任せ、大金払って。例えば都市計画、あれだってみんな業者任せでしょう。それからこの前も水道ありましたけれども、水道計画だって150部作るのに1,000万円からかけているとか。市は本当に計画は全部業者任せで、それで私らが作ったようなふり。それではやっぱり本当の計画にならないと思うんです。

ですから、そういう中でまず人を減らさないためにはどういうふうにするのか。それから復興計画具体的に、ある程度もう出ていると思うんです。もし、その計画がありましたらお願いしたいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

企画政策課長。

○企画政策課長兼被災者支援室長（米本壽一） 今、復興計画の中で人を減らさないということをごんどうに考えているかということでございます。この辺のところにつきましては、とにかく意見交換会というものを5月から始めております。地元の方々の意見が最も大切だ



と思って、意見を聞いてどうするかということをお尋ねしました。そうしたら、やはり今議員さんがおっしゃるとおり、怖さと愛着と同居しているんです。これはもうどなたもおっしゃるんです。ただ、建て直すにはお金がかかるという話がありますので、その辺のところを今アンケートをとって、住民の意見を聞いているところです。もう少し結果についてはお待ちいただきたい。また、細かいことはご報告したいと思います。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） よく人貧乏と言われるように、人貧乏が一番困るわけです。そういう中では人を減らさない計画、それを十分考えていただきたいと思います。

次に、国からの支援それと含めて市の負担金の問題でございますが、一般財源から何だかんだ言ってもかなり出るようになっていくわけです。そんな中で、繰越明許を見ますとかなり無理をした、無理をしたというのは繰越明許の事業が多いわけです。ですから、やはりここは災害なら災害に絞って、一般の事業は少し減らしていく。やはりめり張りの、災害に没頭して対処していく、それが大事だと思いますがどう考えますか、市長。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 今回の一般質問で、終始そういった部分では議員の皆さん方からご意見を頂戴いたしました。当然、復旧、復興が最優先、そういった部分でやっていかなければならないと私も思っているところであります。市民が納得のできる、市民が目に見えるような、そういったような部分で、それと併せて市の経済効果と言いましょうか、経済の活力、活性化、そういったものも併せ考えながら、めり張りのあるそういった部分で計画を実行していきたいと、そんなように思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） 市の経済云々と言いますけれども、結局、繰越明許というのは仕事をやり切らないから繰越明許になっているんでしょう。現実には。そういう中でめり張りのある、それでよく二兎を追うものと、今回一兎でいいと思うんです。災害復旧に向けて。これは市民も十分納得すると思うんです。ですから、そういう中ではやはり予算の見直し、これは必要だと思いますが、市長、もう時間がないから、どういうふうにするか簡単でいいですから答弁いただきます。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

○市長（明智忠直） 見直しは当然していかなければならない部分でありまして、そういった部分では謙虚にそういった部分で検討していきたいと思っております。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員。

○20番（高橋利彦） じゃあ、これで終わります。

○議長（林 一哉） 高橋利彦議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、4時35分まで休憩いたします。

休憩 午後 4時22分

再開 午後 4時35分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

---

#### ◎会議時間の延長

○議長（林 一哉） おはかりいたします。本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決しました。

---

#### ◇ 太 田 將 範

○議長（林 一哉） 続いて、太田將範議員、ご登壇願います。

（4番 太田將範 登壇）

○4番（太田將範） 日本共産党、太田將範です。

東日本大震災により被害を受けた市民の皆さんに、心からお悔やみとお見舞いを申し上げ

ます。

第2回定例会は、災害復興に関する論議が中心になっております。私も一般質問を行い、議論に参加させていただきます。

今回、質問は制度を改善してほしいとかお願いというパターンが多いものですから、なるべく色よい返事をいただきますと再質問ができなくなりますので、議論を早く終わるためにはそういう形で進めていただければ幸いです。

被災後3か月以上経過し、旭市におきましては市当局や職員の努力、市民同士の助け合い、ボランティアや全国の支援もあり、他の被災地と比べ復旧は最も進んでいると思います。関係者の皆さんには心から敬意を表したいと思います。

復旧が早く進んでいるということは、緊急を要する人命救助や避難所の確保などの課題から次の住宅の再建、生活や仕事の再建などの次の課題に進むことが必要になってきております。この点でも、市は被災者のための生活支援の紹介と広報をいち早く市民に届け、啓発を進めていることは高く評価できるものと思います。

しかしながら、災害救助に関する法律につきましては、広域的行政を行うため、ほとんどの権限が県に集中しており、被災地の旭市の要望がなかなか届かないのではないかというふうなことも感じております。旭市はちょっと進み過ぎておりまして、千葉県はスタートラインぐらいです。国の場合はもっと向こうで遊んでおります。ですから、こういった状態で執行部の方々も、議員の皆さんもいらいらするところが多いとは思いますが、いろいろな制度要求をしながら議論に参加していきますのでよろしくお願いいたします。

今度の議会に市民税、国民健康保険税等の減免の特例に関する条例が提出されております。質問の第1としまして、このたびの条例と国民健康保険税条例の第25条との関連を説明していただきたい。第25条は全文を紹介してください。

この中には、資産割の減免についてはきちっとした規定があるんですが、所得割の減免につきましては、震災で収入が減ってしまったり、なくなってしまった方々に対する支援がありません。この点について一般質問させていただきます。ですから、この部分について改善をしていただきたい、これが2つ目の中身でございます。

次に、地場産業の復興支援。

3月12日以降、共産党の場合、志位委員長はじめ国会議員や県議会議員が何度も何度も旭市に来て調査、取材いたしました。明智市長はじめ復旧活動で超多忙な皆さんから話をお聞かせいただき、ありがとうございました。

災害救助に関する権限は県知事に集中しており、旭市の関与が制限されている中で、私は議員といたしまして国政や県政に旭市の実情と要請を共産党を通じて伝えてまいりました。

6月7日に共産党の柏市から出ております加藤県議が、旭市の水産加工業の被害の実態を取材したいということで、旭市に参りました。私も同行して懇談いたしました。全国トップレベルの水産加工業の事業所は、野中の浜から中谷里にかけまして集中的に立地しております。旧旭市の津波被害の発生地と重なっております。被害は工場や冷凍冷蔵庫、機械、商品すべてに及び、1社当たり1,000万円から5,000万円にもなっています。その上、放射能の風評被害により、売り上げが震災前から比べ3分の1ぐらいまで減少しているそうです。大変厳しい中での懇談になりました。

この中で出された要望は、二重債務を何とかしてほしい。せめてゼロからのスタートをさせてほしい。もう一つは被災した工場等の修理に直接助成してほしいという、その2点でございました。震災前の借金が重荷になり、新たな借金ができません。被災者が立ち上がるには震災前の借金の免除が必要です。いわゆる徳政令をしいてほしい。これしかありません。

このところ、国会の中でさまざまな議論がされておりますけれども、第1に質問といたしまして、市長は、希望する業者のすべてに二重債務の解消する制度の創設を県と国に強く要請してください。

2番目に、岩手県では震災で被害を受けた工場や店舗の修理に直接補助する制度を始めました。修理費の2分の1以内で工場2,000万円、店舗200万円を上限に助成を始めました。旭市でも単独ではちょっと難しいとは思いますが、千葉県と協力しながら助成制度を創設するようにお願いいたします。

次に、住宅の復興支援について。これはもう何度もやっておりますけれども、住宅リフォーム助成の導入を求めるということで、市の単独でやっていただけるかと思います。

今回の大震災で、多くの住宅が大きな被害を受けました。全壊、大規模半壊等に該当しない場合、公的支援はほとんど受けられないです。特に一部損壊は旭市の見舞金ぐらいしか支援がありません。これらの世帯は2,000軒以上、半壊を含めると2,500世帯に近くなります。被災した住宅の快適性は失われ、修理されないまま住み続けるのは精神的にも苦痛が伴います。被災者は行政による支援を受けることができないため、政治に見捨てられたという喪失感すら持ちつつあります。

このようなとき、住宅リフォーム助成が制度化されていれば、行政が被害者を大切に温かく見守ってくれているというメッセージを届けることができます。住宅に快適性を取り戻せ

ば、生活や仕事の再建にもつながります。また、被災地における仕事起こしに大きな効果があることは、制度を導入した自治体で証明されております。

ことし4月1日現在、全国330の自治体でこの制度が導入されております。昨年の2倍、前々年の4倍になっております。千葉県でもいすみ市に続き鎌ヶ谷市など6自治体で導入されており、他の自治体も検討を始めております。

この自治体の行っている住宅リフォーム助成に対し、管首相はことし1月28日の参議院本会議の代表質問に対する回答として、社会資本整備総合交付金を活用することができ、今後このような取り組みを支援していくと答弁しております。有利な交付金を活用できますので、ぜひ制度の導入を検討してください。

次に、生活福祉資金の活用について。

低所得者、障害者または高齢者を対象にし、生活福祉資金貸付制度がセーフティーネット支援対策等事業費補助金にて実施されております。5月15日の広報あさひに紹介されておりますけれども、福祉資金の一部、災害を受けたことにより臨時に必要な経費の融資と緊急特別小口資金の2つの制度しか紹介していませんので、次の融資の紹介を求めます。

生業を営むための費用、住宅の増改築費用等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費、生活支援費、一時的な生活再建費、住宅入居費また低所得者世帯の範囲、所得や収入の程度について説明をしてください。これらの制度はあまり知られていないため、実施主体、貸し付け手続きの流れなども説明を求めます。

最後に、災害復興に取り組む市長の政治姿勢についてということです。これにはかなり今まで答弁をいただいておりますけれども、確認するという意味でお願いいたします。

今まで質問してきたように、復興を進めるに当たって住宅をはじめ住環境の整備と仕事を確保し、生活できる収入を得るということは、生活の基盤を回復し、被災者が自力で再出発できるように支援することが最も大切なことであります。復興計画を作るのが住民合意で、実施は市と県と国が連携して、財政の大半は国が責任を持つことが大切です。

しかしながら、6月20日に成立した復興基本法は、こうした視点ではなく、国が復興の基本的な方針を決め、自治体は措置を講じる責務を負うとしており、国が地方に復興策を押し付けることを可能にしております。

また、日本のあるべき姿を目指す、国境を越えた社会経済活動の進展など、経済界からの主張する成長戦略が色濃く反映したものになっております。農林水産業にも復興特別区域制度を導入し、民間資金を入れ、企業にも漁業権や農地の保有を認め、漁港の強鉄筋化、大型

化を推進し、農業の規模拡大など従来の構造改革路線を震災復興に名を借りてごり押しする、そういった姿勢が今回あらわになってきております。

また、財源を消費税の増税で充てる方向です。その上、TPP、環太平洋連携協定交渉参加まで言い出しております。被災地は、この路線を強行されますと崩壊いたします。

地震、津波の自然災害、放射能汚染と風評による人災、その上復興をめぐり旭市がつぶされるということになりますと、政治災害というあらゆる災害が旭市に降りかかることになります。

復興をめぐり、大きな流れが2つあります。被災者、被災地の視点で考えるのか。上から押し付けられ、しぶしぶと従うかという流れです。

そこで明智市長にお伺いいたします。この2つの流れのいずれかを選択するのか回答してください。おとといからの討論では、4つの柱、メイド・イン・旭、それから被災者の言うことをよく聞くと、こういう方向性が市長の口から出ております。このことを再度確認しておきたいと思います。

ここでの質問はここで終わります。

○議長（林 一哉） 太田将範議員の一般質問に対し、答弁を求めます。

明智市長、ご登壇願います。

（市長 明智忠直 登壇）

○市長（明智忠直） 太田議員の一般質問にお答えいたします。

すべて議員のおっしゃるような回答であれば、再質問はないということでもありますけれども、それはそれでやはり市政を担当するということの中できちっと答弁をしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最初の市税の減免ということで、改善を求めるとことのほうを私のほうから答弁させていただきます。

今回、専決処分で減免条例について提案をしたわけではありますが、今回の提案は所得が低いほうがより高い減免率となっており、低所得者に対して非常に配慮をして減免措置を講じました。

また、お尋ねの次年度についてであります。市民税、国民健康保険税の基準については、今回の震災の状況、他市の状況を勘案しつつ、平成24年度の予算を編成するに当たって、税収の見込み等、財政状況を考慮しながら考えていきたいと思っております。

次に、二重債務ということでもありますけれども、国、県に強力に要望してくださいという

ことでありますけれども、実は先般、片山総務大臣にもお会いしたときに二重債務の問題も話が出ました。このことは東北の３県のほうが本当により厳しいというようなことの中で、話題に出たわけでありまして、国のほうでもそういった部分で、国は一応は利子補給というような形の中で結論が出ているようでありまして、さらにいろいろな部分で応援できないかということで、この議会が終わったら、県、国へ要望に行きたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

リフォームについては、後で詳しく担当のほうからお話があると思いますが、旭市も導入の方向でいきたいと思っております。

最後に、市長の政治姿勢ということで復興に取り組む姿勢についてお尋ねがありました。

私の震災復興に取り組む姿勢についてであります。今後、来年１月をめどに復興計画策定に取り組んでいきたいと思っております。その作業の中で最も大切にしたいのは、市民の要望や意見を取り入れた計画とするところでありまして。既に２回ほど、飯岡地域を中心に、海岸地域の被災地も含めて意見交換会、住民を代表にしての、それから有識者と言いますか、大学の教授等、有識者も来ていただきまして意見交換をしております。そんな中で、政務報告でも申し上げましたように、これは今言ったことでありますけれども、先月から被災者を含めた被災地復興意見交換会をしておるところであります。

策定する計画については、被災者の生活再建を第一に考え、都市基盤の再生、災害に強い地域づくり、地域経済の復興を基本方針とする考えであります。また、市民に対しましてはアンケートやヒアリング等も行い、さらに関係機関や有識者等で構成する旭市復興計画検討委員会を設置し、商工業や観光面も含め専門的な見地から協議していただく考えであります。

なお、復興計画は被災した地域を震災前の水準に戻すだけでなく、持続的な発展を遂げるためのものとしたいと考えております。旭市をより住みやすいまちにするために、早期の復旧と創造的な復興を目指して、全庁一丸となって市民の皆さん方の応援をいただきながら、復興計画を早急に作っていききたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 税務課長。

○税務課長（佐藤一則） それでは、私のほうから市税の減免について、それから市民税、国民健康保険税の減免についての説明を求めということでご回答いたします。

東日本大震災の被災者に対する税の減免につきましては、市民税、固定資産税、国民健康

保険税の減免の特例条例を専決処分で制定し、今議会にその承認について議案を提案しているところであります。

市民税については、住宅が半壊以上の被災者で、世帯の所得が1,000万円以下の世帯員全員に対して減免を行うものであります。減免割合は、全壊の世帯については所得500万円の世帯は全額を、500万円から750万円以下の世帯につきましては2分の1を、750万円から1,000万円以下の世帯につきましては4分の1を減額するものであります。また、半壊世帯につきましては、それぞれ今言いました割合の2分の1を減免するものでありまして、低所得者に配慮したものとなっております。

また、国民健康保険の減免につきましても市民税と同じ基準で行う予定であります。

また、国民健康保険税条例第25条でございますけれども、これは国保の減免規定でございます。内容を申し上げますと、市長は次の各号のいずれかに該当する者のうち、市長において必要があると認める者に対し、国民健康保険税を減額または免除する。（１）貧困により国民健康保険税の納付が著しく困難と認められる者。（２）天災その他特別の事情がある場合において、国民健康保険税の減免を必要と認められる者。（３）前２号に掲げる者のほか、特別の事情がある者という減免規定となっております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 商工観光課長。

○商工観光課長兼国民宿舎支配人（横山秀喜） それでは、私のほうから２番の地場産業の復興支援、そのうちの（２）被災した事業者へ直接支援を求める、これにつきまして回答を申し上げます。

太田議員さんがおっしゃいました直接支援というような形で、岩手県の例を出されました。岩手県の中小企業被災資産修繕費補助制度というようなもので、店舗、工場、機械器具等の修繕に対して2分の1補助、これは県と市町村の合計ということだそうです。まだ、県と市町村の負担割合が決まっていないようですが、こういった制度で、店舗につきましては200万円、工場につきましては2,000万円。

ただし、この事業につきましては建て替えですとか買い替えは該当しない。予算が非常に大きくなるというようなことだとは思いますが、果たして制度的にそれでいいのかどうかというような問題も指摘されているようです。これに関しては国のほうで支援したいというようなことを新聞報道ではされています。

このような動きがあるというようなことも踏まえまして、今後、被災市町村の動向及び県



のほうに、こういったような制度につきまして協議及び検討していきたいというふうに思っております。

それからもう一つの、次の質問の中にちょっと出た話ですが、3番の住宅の復興支援の中で、生活福祉資金の活用の中で出たことではあるんですが、中小企業の再建に通じるものがありますので、ここで併せて答弁申し上げたいと思います。

例の災害救助法の23条第1項第7号、生業に関する件です。これについて、今までご指摘のとおり一度も適用されたことがない。制度が明文化されているのに適用されたことがない。

内容につきましてちょっと申し上げますと、「生業に必要な資金、器具または資料の給与又は貸与」と明文化されているということです。いろいろ調べてみましたら、国の運用として生活福祉資金貸付や災害弔慰金支給制度などが充実しているという理由で、生業への資金給与は行われていないというのが実態だそうです。それから、国が定めた災害救助事務取扱要領及び県の災害救助の手引き、これにも生業に関しての記述が明記されていないというようなことです。

このような法律と運用の隔たりの中で、日本弁護士連合会等の団体が意見書として生業への資金給与を要望しておりまして、さらに一部の新聞でもこのことが取り上げられております。

市としましては、生業への資金給与が行われれば、被災事業者にとって非常に支援の一助になるというように考えています。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 都市整備課長。

○都市整備課長（伊藤恒男） ご質問の3点目の住宅リフォーム助成についてお答えをさせていただきます。

議員からありましたように、これまで2度にわたりましてご質問を頂戴してきたわけでありまして、これまでは震災前という状況の中で、現行のあらゆる住宅改修制度というものの整合性ということで、これまでご答弁をさせていただいて、前回の答弁では耐震の重要性を申し上げまして、耐震改修への助成について検討したいというお話を申し上げておりました。

議員からもご紹介ありましたように、ことし4月から県内ではいすみ市のほかに新たに5市町が要綱を新設しております。一方では、耐震改修の助成につきましても4市町が新たな制度を導入しております。

こういった中で、これらをいろいろ参酌してこれまでも検討してまいりまして、今議会に1つの補正予算を提案させていただいているところでありまして、これは議員からもご紹介がありましたように、今回の震災によりまして一部損壊という家庭が非常に多いわけでありまして、これらに対して救済する措置として、住宅改修に伴う住宅支援策の一環としまして利子補給を行うということで、今議会に提案させていただいております。これは上限2%を補助するということで、5年間で予定しております。

1点、紹介させていただきたいのは、いすみ市の場合には住宅改修の補助は設けておりません。ただ、リフォームについて20万円の上限で事業費の10%ということであります。20万円でありますから、私どものほうで今回提案させていただいております利子補給につきましては、仮に200万円の融資を受けた場合におきましては、5年間で換算しますと単純には約20万円という利子の補給になりますので、そちらのほうを今回の議会のほうでご議論いただきたいとこのように思っております。

また、これらをこれから受け付けしていく段階におきまして、耐震改修の補助と併せてリフォームの制度化についても、これについても先ほど市長が申し上げておりますので、検討させていただきたいとこのように思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） それでは、生活福祉資金の活用についてお答え申し上げます。

議員もご存じのように、生活福祉資金は高齢者や障害者などの低所得者世帯に対して、資金の貸し付けと民生委員及び社会福祉協議会が必要な援助、指導を行い、その経済的な自立や生活意欲の助長等を促進するために、安定した生活が図れるよう支援するのを目的とした貸付制度でございます。

今回の震災等で、生活資金の種類についてどういう種類があるのかとお尋ねでした。それで、特に関連するもので申し上げますと、小規模住宅改修あるいは住宅改修、それから生業費とこの3つについて申し上げますと、まず貸付限度額、小規模改修ですと限度額が50万円、期間が3年以内、それで連帯保証人がある場合は無利子なんですけれども、保証人がいない場合には1.5%。それから住宅改修費になりますと、限度額が250万円、あと期間のほうは7年以内、貸付利子等は先ほどの小規模と同様でございます。それから生業費の関係、こちらのほうは480万円の貸付限度額でございます。そして20年以内で、保証人の場合は無利子、あといない場合は1.5%、そういうような形になっております。このほかにも療養費とかあ

るいは教育の部分もございますけれども、それについてはまた後日資料等をお持ちしたいと思います。

それで、この資金を利用するには、他の制度が利用される場合はそちらが優先になる。先ほどお話がありましたような援護資金とかが利用されれば、そちらのほうが優先になるということで、こちらのほうは使えないという形になります。

また、所得基準が設けてありますので、すべての方が利用できるのではございません。そういう関係で、返済期間あるいは貸付利子等も他の制度と比較しまして、必ずしも有利なものではないのかなというふうに感じております。

本市においても、生活福祉資金の窓口になっております社会福祉協議会のほうに、震災後、住宅関連等で十数件の相談がございましたけれども、災害弔慰金の支給に関する法律で制度化されている災害援護資金の貸付制度等が利用されまして、現在、被災者の方で生活福祉資金を利用されている方はいらっしゃいません。

なお、生活福祉資金の利用緩和に関する県等への働きかけですけれども、住宅金融支援機構の災害復興住宅融資等の低利融資もございますし、他の制度もあること等を考えますと、今の場合ありませんけれども、今後の動向のほうを勘案しまして対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 再質問させていただきます。

市税の関係でございますけれども、先ほど第25条の第2項には、前項の規定によって減免を受けようとする者は、納期前7日までにその理由を証明する書類を添付した申請書を、市長に提出しなければならないと書いてあります。これの申請書は窓口にあるのでしょうか。

それと申請主義になっておりますので、減免の申請書の書式はどのような形になっているのか。天災その他の特別な事情がある場合においてということになっておりますけれども、特別な事情というのはどのようなことを想定したものになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） まず、減免の様式でございますけれども、税務課のほうに用意してございます。

それから、様式の内容でありますけれども、ちょっと条例のほうが手元にありませんので内容を見ておりませんけれども、減免につきましての詳しい申請内容が書いてございます。

それと、25条第1項の第2号でございますけれども、特別の事情という中で、現在市で行ってきておりますのは、例えば受刑者の方とかそういう方を想定した中で、平成22年度におきましては、件数的には10件、金額にしまして14万5,500円の減免を行っております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 第25条第1項には、貧困により国民健康保険税の納付が著しく困難と認められる者となっておりますけれども、市税においても同じなんですけれども、この基準につきましてはどういうふうな考え方をしているのかお聞かせください。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） こちらにつきましては、内容的には貧困によるというような内容なんですけれども、22年度につきましては件数的にはゼロでございます。

議員さんおっしゃいますように固定資産税におきましては取り扱い要綱等細かなものがありますけれども、旭市におきましてはこの25条の中で、その都度内容を把握しまして、減免を行っておるというような状況でございます。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 隣の匝瑳市におきましては、低所得者のための減免の規定がきちっとあります。ですからこういったことを参考にしながら、減免の規定を所得に関してもきちっと作ってもらいたい。それがないと、市民の皆さんは自分が減免されるものかどうかということとは申請できないわけです。ですからその辺についてはきちっとやってもらいたい。

一番困るのは、例えば今回の震災のように、去年は所得があったけれどもことしは震災があつてみんな流されてしまった、そういった場合、担税力がないわけです。ですから、こういった方々に対する減免の制度が全く存在しないということになっております。これはやはりかなり大変なことだと思いますから、これについての配慮は今後やっていただきたいということです。

それから、これから所得税法が変わりまして、市の条例も出ていると思うんですけれども、雑損控除の関係で平成22年分から該当するということで、大変な実務が税務課、税務署の方々の肩にかかってくると思うんですけれども、それについてどのような準備をしているの

かということについてお聞かせください。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の4回目の質問に対し、答弁を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤一則） 今回の減免関係におきましては、国税のほうも多大なる制度で減免を行っております。それで、市民の皆様には5月、6月と飯岡支所を中心に所得税の減免についての説明会等を行っております。内容が多岐にわたりますので、確かに所得税の減免によります影響で、その後うちのほうに申告書の関係が上がってきますので、事務のほうが確かにボリュームが出てきますけれども、被災された皆様におきましてのそういう措置でありますので、スムーズに処理していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○4番（太田將範） 次のところにまいります。

地場産業の復興支援に関することで、被災した事業者の直接支援を求めるということで、先般、5月27日の共産党の大門実紀史議員に答えたものなんですけれども、店舗や工場などの補修費用にも自治体が国の社会資本整備総合交付金を活用して助成できるという、こういう回答が出ております。ですから、こういった制度を利用して、先ほどのものを中小業者や農家の方々、そういったところへの支援を強化していただきたいと思います。

先ほど、農水産課のほうですと県単で実際、生業費といいますか、具体的な事業をこじあげたという実績になろうかと思うんです。今までほとんど個人に対する補償はありませんでしたから、それについてはかなり評価してよろしいんじゃないかと思うんです。ですからそういったことを今後どんどん県も変わり、国も変わるということになりますので、旭市の被災地からそういう声をきちっと届けるようにしていただきたいと思います。要望ですのでご回答は結構です。

○議長（林 一哉） じゃあ、次に進んでください。

太田將範議員。

○4番（太田將範） 2番の生活福祉資金の活用ということなんですけれども、非常にいい制度なんですけれども紹介されていないということと、さまざまな、ほかの制度を使っていると利用できないとかという、そういう問題があるかと思いますが、これは制度的にもっとよくしていただくということを、県の社会福祉協議会が主体ですから、そちらのほうに届ける、または厚生労働省、そちらのほうにその辺の改善を市のほうで行っていただきたい

いという要請をします。ぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の質問に対し、答弁を求めます。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（渡辺輝明） 生活福祉資金の活用のご関係でございますが、第一義的に受付等は社会福祉協議会がやっております。内容のほうもそういう形になっていますので、議員おっしゃるような形で、どういう形なのか再度私どものほうで協議会のほうと協議して議員おっしゃるような形で要望が多いということであれば、そのような形を考えたいと思います。

以上です。

○議長（林 一哉） 太田將範議員。

○４番（太田將範） ありがとうございました。

第４につきましては、市長はきちっと地元目線で、被災者の立場に立って復興計画を立てるというお約束をいただいたと思いますので、大変満足しております。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（林 一哉） 太田將範議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問は全部終了いたしました。

---

○議長（林 一哉） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は８日定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 ５時１４分

## 平成23年旭市議会第2回定例会会議録

### 議 事 日 程 （第6号）

平成23年7月8日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 常任委員長報告
- 第 2 質疑、討論、採決
- 第 3 常任委員長請願報告
- 第 4 質疑、討論、採決
- 第 5 常任委員長陳情報告
- 第 6 質疑、討論、採決
- 第 7 事務報告
- 第 8 閉 会

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 常任委員長報告
- 日程第 2 質疑、討論、採決
- 日程第 3 常任委員長請願報告
- 日程第 4 質疑、討論、採決
- 日程第 5 常任委員長陳情報告
- 日程第 6 質疑、討論、採決
- 追加日程第1 発議案上程
- 追加日程第2 提案理由の説明
- 追加日程第3 質疑、討論、採決
- 追加日程 旭市農業委員会委員の推薦
- 日程第 7 事務報告
- 日程第 8 閉 会

---

### 出席議員（22名）

1 番 大 塚 祐 司

2 番 飯 嶋 正 利

3 番 宮 澤 芳 雄  
 5 番 伊 藤 保  
 7 番 平 野 忠 作  
 9 番 林 七 巳  
 1 1 番 景 山 岩三郎  
 1 3 番 嶋 田 哲 純  
 1 5 番 木 内 欽 市  
 1 7 番 日 下 昭 治  
 1 9 番 嶋 田 茂 樹  
 2 1 番 林 正一郎

4 番 太 田 將 範  
 6 番 島 田 和 雄  
 8 番 伊 藤 房 代  
 1 0 番 向 後 悦 世  
 1 2 番 滑 川 公 英  
 1 4 番 柴 田 徹 也  
 1 6 番 佐久間 茂 樹  
 1 8 番 林 俊 介  
 2 0 番 高 橋 利 彦  
 2 2 番 林 一 哉

#### 欠席議員（なし）

#### 説明のため出席した者

市 長 明 智 忠 直  
 教 育 長 刃 田 哲 雄  
 行 政 改 革 推 進 課 長 林 清 明  
 企 画 政 策 課 長 兼 被 災 者 支 援 室 長 米 本 壽 一  
 税 務 課 長 佐 藤 一 則  
 環 境 課 長 浪 川 敏 夫  
 健 康 管 理 課 長 高 山 重 幸  
 子 育 て 支 援 課 長 林 芳 枝  
 商 工 観 光 課 長 兼 国 民 宿 舎 配 人 横 山 秀 喜  
 建 設 課 長 北 村 豪 輔  
 下 水 道 課 長 増 田 富 雄  
 消 防 長 佐 藤 清 和  
 病 院 事 務 部 長 渡 辺 清 一

副 市 長 増 田 雅 男  
 秘 書 広 報 課 長 伊 藤 浩  
 総 務 課 長 神 原 房 雄  
 財 政 課 長 加 瀬 正 彦  
 市 民 生 活 課 長 斉 藤 馨  
 保 険 年 金 課 長 石 毛 健 一  
 社 会 福 祉 課 長 渡 辺 輝 明  
 高 齢 者 福 祉 課 長 石 井 繁  
 農 水 産 課 長 堀 江 隆 夫  
 都 市 整 備 課 長 伊 藤 恒 男  
 会 計 管 理 者 花 香 寛 源  
 水 道 課 長 小 長 谷 博  
 病 院 経 理 課 長 鈴 木 清 武



|            |         |                               |         |
|------------|---------|-------------------------------|---------|
| 庶務課長       | 加瀬 寿一   | 学校教育課長                        | 菅 谷 充 雅 |
| 生涯学習課長     | 高 野 晃 雄 | 体育振興課長                        | 野 口 國 男 |
| 監査委員<br>局長 | 馬 淵 一 弘 | 農業委員<br>会長<br>農事<br>事務局<br>局長 | 加 瀬 恭 史 |

---

**事務局職員出席者**

|       |         |        |         |
|-------|---------|--------|---------|
| 事務局 長 | 堀 江 通 洋 | 事務局 次長 | 向 後 嘉 弘 |
|-------|---------|--------|---------|

---

開議 午前10時 0分

○議長（林 一哉） おはようございます。

ただいまの出席議員は22名、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

---

◎日程第1 常任委員長報告

○議長（林 一哉） 議案第1号、議案第2号及び議案第8号から議案第15号までの10議案、及び請願第1号、請願第2号の請願2件、並びに陳情第1号の陳情1件を一括議題といたします。

各常任委員会に付託いたしました議案等の審査結果は、お手元に配布のとおりであります。配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

日程第1、常任委員長報告。

これより各常任委員会に付託いたしました議案審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、建設経済常任委員会委員長、滑川公英議員、ご登壇願います。

（建設経済常任委員長 滑川公英 登壇）

○建設経済常任委員長（滑川公英） おはようございます。

建設経済常任委員長報告。

建設常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月27日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第8号、専決処分の承認について、議案第9号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、議案第10号、専決処分の承認についての4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る7月4日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

初めに、議案第1号の主な質疑3点について申し上げます。

1点目として、農林水産業費の飼料用米等流通加速化事業は、フレコン出荷の機械に対し3分の1を補助するとのことだが、かなり高額な機械に対し、この補助でできるのかとの質疑では、今回は、フレコンのはかりに対し213万2,250円の3分の1を県費で補助することを考えており、見積書の金額で計上したものであるとの答弁がありました。

2点目として、土木費の被災者住宅再建資金利子補給事業は、住宅建て替えのための利子補給で、250戸を予定しているとのことだが、今回、かなりの被害があった中で、海岸線の方々の申し込み状況はどうなっているのかとの質疑では、今議会で補正予算の議決を経た後に、市民の皆様にお知らせしていく予定である。なお、市内で半壊以上が1,215戸ぐらいと把握しており、県と同様に、このうちの20%である250戸を予算計上したとの答弁がありました。

3点目として、商工観光施設災害復旧費の使用料及び賃貸料は、破壊された海岸線の5か所のトイレに仮設トイレを設置するとのことだが、通年設置するのかとの質疑では、被災したトイレの修繕状況を見ながら、直るまで仮設トイレは設置しておきたいとの答弁がありました。

次に、議案第9号の主な質疑について申し上げます。

今回の災害による専決で、かなりの工事が予定されているが、昨年の事業も繰越明許され、また今年予算も計上してあるが、果たして予算を組んだ事業ができるのかとの質疑では、確かに厳しい状況だが、まずは災害復旧を優先させ、繰り越した事業については、終わりが決まっているため、見きわめながら進めていきたい。また、今年度の事業については、恐らく繰り越しをさせていただくことになると考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、4議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年7月8日、建設経済常任委員長、滑川公英。

○議長（林 一哉） 建設経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、文教福祉常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇)

○文教福祉常任委員長(向後悦世) おはようございます。

文教福祉常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月27日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第9号、専決処分の承認についてのうち本委員会所管事項について、議案第14号、専決処分の承認について、議案第15号、専決処分の承認についての4議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る7月5日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より教育長ほか関係課長の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第9号の主な質疑について申し上げます。

民生施設災害復旧費で、日の出保育所の設計・監理委託料750万円、災害復旧工事費1億5,000万円が組まれているが、場所の移転などの検討はしなかったのかとの質疑では、別のところに建てようかという議論もありましたが、日の出保育所を設計した方に見てもらったところ、建物は何でもなく、土地を直せば大丈夫との意見があった。時間をかけて協議した結果、建物の下や園庭をボーリング調査し、危険のないようにきちんと修復し、子どもたちを戻すことにしたとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、4議案とも全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年7月8日、文教福祉常任委員長、向後悦世。

○議長(林 一哉) 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

続いて、総務常任委員会委員長、島田和雄議員、ご登壇願います。

(総務常任委員長 島田和雄 登壇)

○総務常任委員長(島田和雄) おはようございます。

総務常任委員会委員長の報告を申し上げます。

去る6月27日の本会議において、本委員会に付託されました議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決についてのうち本委員会所管事項について、議案第2号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、議案第9号、専決処分の承認についてのうち本委員

会所管事項について、議案第11号、専決処分の承認について、議案第12号、専決処分の承認について、議案第13号、専決処分の承認についての6議案について、審査経過並びに結果を申し上げます。

去る7月6日午前10時より、議会委員会室において、議案説明のため執行部より副市長ほか関係課長等の出席を求め、本委員会を開催いたしました。

それでは、審査内容について、質疑とその答弁の内容を申し上げます。

議案第1号の主な質疑について申し上げます。

総務費の庁舎改修事業で、旭市消防署飯岡分署を飯岡支所に移設することだが、どこを工事するのかとの質疑では、飯岡支所内の職員食堂57平米を分署の司令室として、また、隣の部屋を仮眠室として活用するため、工事を実施したいと考えているとの答弁がありました。

以上、主な質疑及び答弁内容について申し上げましたが、審査の結果、別紙報告書のとおり、議案第11号、議案第12号は賛成多数で、そのほかの議案については全員賛成で、それぞれ原案のとおり可決、承認すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年7月8日、総務常任委員長、島田和雄。

○議長（林 一哉） 総務常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託議案に対する各委員長の報告は終わりました。

---

## ◎日程第2 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第2、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

議案第1号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第1号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第1号について採決いたします。

議案第1号、平成23年度旭市一般会計補正予算の議決について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第2号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第2号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第2号について採決いたします。

議案第2号、市の区域内の字の区域及び名称の変更について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第8号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第8号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第8号について採決いたします。

議案第8号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第8号は承認することに決しました。

続いて、議案第9号の各委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第9号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第9号について採決いたします。

議案第9号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第9号は承認することに決しました。

続いて、議案第10号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第10号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第10号について採決いたします。

議案第10号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第10号は承認することに決しました。

続いて、議案第11号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第11号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第11号について採決いたします。

議案第11号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、議案第11号は承認することに決しました。

続いて、議案第12号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第12号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第12号について採決いたします。

議案第12号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、議案第12号は承認することに決しました。

続いて、議案第13号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第13号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第13号について採決いたします。

議案第13号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。



よって、議案第13号は承認することに決しました。

続いて、議案第14号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第14号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第14号について採決いたします。

議案第14号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第14号は承認することに決しました。

続いて、議案第15号の委員長の報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより議案第15号について討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより議案第15号について採決いたします。

議案第15号、専決処分の承認について、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、議案第15号は承認することに決しました。

---

### ◎日程第3 常任委員長請願報告

○議長（林 一哉） 日程第3、常任委員長請願報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました請願審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

(文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇)

○文教福祉常任委員長(向後悦世) 文教福祉常任委員会委員長の請願報告を申し上げます。

去る6月27日の本会議において、本委員会に付託されました請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願、請願第2号、「国における平成24(2012)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の請願2件についての審査経過並びに結果を申し上げます。

請願審査は、7月5日、付託議案の審査終了後、紹介議員並びに担当課より、本請願の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、特に意見等はなく、審査の結果、別紙報告書のとおり、請願2件とも全員賛成で採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年7月8日、文教福祉常任委員長、向後悦世。

○議長(林 一哉) 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託請願に対する委員長の報告は終わりました。

---

#### ◎日程第4 質疑、討論、採決

○議長(林 一哉) 日程第4、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

請願第1号、請願第2号の請願2件を一括議題といたします。

委員長の報告に対し、一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより一括して討論に入ります。

討論の通告はありません。

(「なし」の声あり)

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

請願第1号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、請願第1号は採択と決しました。

請願第2号、「国における平成24（2012）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、文教福祉常任委員長の報告のとおり、採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、請願第2号は採択と決しました。

---

## ◎日程第5 常任委員長陳情報告

○議長（林 一哉） 日程第5、常任委員長陳情報告。

これより文教福祉常任委員会に付託いたしました陳情審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇）

○文教福祉常任委員長（向後悦世） 文教福祉常任委員会委員長の陳情報告を申し上げます。

去る6月27日の本会議において付託されました陳情第1号、大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情の審査経過並びに結果を申し上げます。

陳情審査は、7月5日、付託議案、付託請願の審査終了後、担当課より本陳情の内容について詳しく説明を受け、直ちに審査を行いました。

審査では、陳情の内容については全体的にいいという話であるが、当面の間、中央病院に影響を及ぼすおそれがあるので、今回は見送らせていただきたいとの意見が出され、審査の結果、別紙報告書のとおり、賛成多数で不採択と決しました。

以上のとおり報告いたします。

平成23年7月8日、文教福祉常任委員長、向後悦世。

○議長（林 一哉） 文教福祉常任委員長の報告は終わりました。

以上で付託陳情に対する委員長の報告は終わりました。

---

#### ◎日程第6 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 日程第6、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

ただいまの委員長報告に対し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論の通告はありません。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。

陳情第1号、大幅増員と夜勤改善で安全、安心の医療・介護を求める陳情について、文教福祉常任委員長の報告のとおり、不採択と決するに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 賛成多数。

よって、陳情第1号は不採択と決しました。

ここでしばらく休憩いたします。

休憩 午前10時26分

再開 午前11時31分

○議長（林 一哉） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日、発議案が提出されました。

提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

配布漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 配布漏れないものと認めます。

ただいま発議案に伴う日程の追加について、議会運営委員会を開催していただきました。

その結果につきまして、議会運営委員長の報告を求めます。

委員長、日下昭治議員、ご登壇願います。

（議会運営委員長 日下昭治 登壇）

○議会運営委員長（日下昭治） ただいま議会運営委員会を開きまして、発議案の提出に伴う日程追加について協議をいたしましたので、その内容について、私よりご報告申し上げます。

本日提出されました発議案は、発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、発議第2号、国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書の提出についての2発議案であります。

それでは、議事日程の協議結果について申し上げます。

お手元に配布してあります平成23年旭市議会第2回定例会議事日程（その2）、本日7月8日金曜日をご覧いただきたいと思いますが、この後、追加日程第1、発議第1号及び発議第2号の2発議案を上程。追加日程第2、提案理由の説明。追加日程第3、質疑、討論、採決。

以上のとおりでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（林 一哉） 議会運営委員長の報告は終わりました。

おはかりいたします。発議第1号及び発議第2号の2発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、本発議案を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

---

◎追加日程第1 発議案上程

○議長（林 一哉） 追加日程第1、発議案上程。

発議第1号及び発議第2号の2発議案を上程いたします。

発議第1号 義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について

発議第2号 国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

---

◎追加日程第2 提案理由の説明

○議長（林 一哉） 追加日程第2、提案理由の説明。

提案理由の説明を求めます。

発議第1号、発議第2号について、文教福祉常任委員会委員長、向後悦世議員、ご登壇願います。

（文教福祉常任委員長 向後悦世 登壇）

○文教福祉常任委員長（向後悦世） それでは、発議第1号及び発議第2号について、提案理由を申し上げます。

初めに、発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出についての提案理由を申し上げます。

本発議案については、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、平成21年11月に、行政刷新会議において、義務教育費国庫負担制度を事業仕分けの対象として論議した。また、「地方主権」を確立するため、今夏にも「地域主権戦略大綱（仮称）」を策定するとしている。その中で、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える一括交付金の検討を開始している。義務教育と社会保障の必要額は確保するとして

いるが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性がある。

義務教育における国と地方の役割等について十分論議がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

続いて、発議第2号、国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、提案理由を申し上げます。

本発議案についても、意見書を朗読して提案理由の説明に代えさせていただきます。

国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」、「不登校」をはじめ、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、失業者の増加による授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状をみれば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校における教職員の定数改善計画を早期に策定すること
- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準を改善すること
- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること

- ・現在の経済状況を鑑み、就学援助に関わる予算を拡充すること
- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること
- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること
- ・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

意見書の提出先でございますが、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

皆様のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由といたします。

○議長（林 一哉） 提案理由の説明は終わりました。

### ◎追加日程第3 質疑、討論、採決

○議長（林 一哉） 追加日程第3、質疑、討論、採決。

これより質疑、討論、採決を行います。

発議第1号から発議第2号までの2発議案を順次議題といたします。

発議第1号について質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 質疑なしと認めます。

これより発議第1号について討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（林 一哉） 討論なしと認めます。

これより発議第1号について採決いたします。

発議第1号、義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。



(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号について質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 質疑なしと認めます。

これより発議第2号について討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(林 一哉) 討論なしと認めます。

これより発議第2号について採決いたします。

発議第2号、国における平成24年度教育予算拡充に関する意見書の提出について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(林 一哉) 全員賛成。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎追加日程 旭市農業委員会委員の推薦

○議長(林 一哉) ここでおはかりいたします。農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により、旭市議会の推薦に基づいて選任されていた旭市農業委員会委員の任期が本年7月19日に満了いたしますので、これに伴うべき委員の推薦を行いたいと思います。

旭市農業委員会委員の推薦を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(林 一哉) ご異議なしと認めます。

よって、旭市農業委員会委員の推薦を本日の日程に追加し、直ちに議題とすることに決しました。

おはかりいたします。議会推薦の旭市農業委員会委員は4名とし、議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の旭市農業委員会委員は4名とし、議長において指名することに決しました。

指名いたします。

議会推薦の旭市農業委員会委員は、旭市椎名内2,913番地、平山清海氏。旭市大間手875番地、浅岡章氏。旭市三川7,021番地、石田與一氏。旭市萬歳607番地、石井秀夫氏。以上の4名を指名いたします。

おはかりいたします。議会推薦の旭市農業委員会委員は、ただいま指名いたしました平山清海氏、浅岡章氏、石田與一氏、石井秀夫氏の4名の方を推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（林 一哉） ご異議なしと認めます。

よって、議会推薦の旭市農業委員会委員は、ただいま指名いたしました平山清海氏、浅岡章氏、石田與一氏、石井秀夫氏の4名の方を指名することに決しました。

これより、議会推薦の旭市農業委員会委員について、採決いたします。

旭市椎名内2,913番地、平山清海氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、平山清海氏を推薦することに決しました。

続いて、旭市大間手875番地、浅岡章氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、浅岡章氏を推薦することに決しました。

続いて、旭市三川7,021番地、石田與一氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、石田與一氏を推薦することに決しました。

続いて、旭市萬歳607番地、石井秀夫氏を推薦することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（林 一哉） 全員賛成。

よって、石井秀夫氏を推薦することに決しました。

---

## ◎日程第7 事務報告

○議長（林 一哉） 日程第7、事務報告。

事務報告を求めます。

総務課長、登壇してください。

（総務課長 神原房雄 登壇）

○総務課長（神原房雄） それでは、篤志寄附を受納いたしましたので、ご報告いたします。

1つ、屋外時計1台を近江宏征様より、3月30日受納いたしました。

1つ、金30万円を林秀樹様より、4月11日に受納いたしました。

1つ、金70万円を旭市ライオンズクラブ様より、4月11日受納いたしました。

1つ、日本画1点を椎名保様より、4月13日受納いたしました。

1つ、金40万円を千葉県教職員組合東総支部様より、4月19日受納いたしました。

1つ、金20万円を市川子ども教育文化福祉支援基金様より、4月25日受納いたしました。

1つ、金30万円を旭市体育協会様より、4月28日受納いたしました。

1つ、リアカー、刈払機及び一輪車各1台を市原コスモスライオンズクラブ様より、5月13日受納いたしました。

1つ、千葉ロッテマリーンズシーズンクーポン11冊をオリックス野球クラブ株式会社様より、5月19日受納いたしました。

1つ、金10万円を品村網二様より、5月30日受納いたしました。

次に、お手元の事務報告資料の3ページ目以降でございますが、これにつきましては、東日本大震災に係る災害復旧費に対する寄附の受納でございます。

中城村様、茅野市様ほか23件で合計1,468万1,000円を受納いたしました。

以上で事務報告を終わります。

○議長（林 一哉） 事務報告は終わりました。

---

◎日程第 8 閉 会

○議長（林 一哉） 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成23年旭市議会第2回定例会を閉会いたします。

長期間にわたり、大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前11時52分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

旭市議会 議長 林 一 哉

議員 日 下 昭 治

議員 林 俊 介